

有小山。其麓北向に鳥居あり。此所は長谷村八幡の御旅所なり。

○御所谷 在同所北。向北入。是則長枝山莊地也。今爲山田有居所跡。此號あるは土人の尊號也。

○辨財天社 在同所北山下。社南向例祭 九月九日。

○妙見社 在同所民居間。地主神也。

中村 在花園・長谷中間。

○梅宮 在同所。小祠 所祭不詳 自此到長谷・石藏中間

有二小祠一神傳不詳。

長谷地名 在中村北。詠和歌。

長谷はしりかほにせよ山彦も、昔のころは聞しれ

るらん

伊勢

○八幡宮 在同所東山下。鳥居西向拜殿南向宮同此邊第一

の大架也。鎮在、傳云惟仁親王勸請と。例祭 八月十五日。

土人爲産沙神。有神輿一基。祭日於一二鳥居間、土人乘

走馬なり。

○經塚 在本殿傍西北。傳云古小石面に書法花經所收也。上に妙法蓮華經を彫石塔婆あり。土人云、是法華宗日

像上人の築る處、即其筆跡也と。按、此義非ならん歟。夫

於當宗法花の首題を寫するには、上に南無の字を置也。

此石無其義。亦當宗の土人に尋之、日像傳中に所見なし

といふ。

○時尾 云八幡宮北岡上。其中南方に高き所あり。是を號

く。古此邊は三井の別院の地也。此所に鐘樓を構て時を

つぐ。又亂世に相圖の鐘をならせしと云。土人とくのう

と云ふは誤也。

○八幡岡 鹽作入 時尾のつゞき北を亘りたる岡是也。同山

の別稱也。古此所に數本の楓あつて、秋の末紅葉するこ

と、紅をもつて染に等し。仍て此號ありと。今は北の尾崎

に、東の山と向たる溪あり。此所に楓少々あるなり。

【新勸撰集】

くれなるの八鹽岡の紅葉はを、いかに染よと猶し

くるらん

藤原伊光

【新撰古今集】

色深き八鹽岡の紅葉はに、心をさへも染めて見る

かな

刑部卿頼輔

○陰山社 在八幡宮北西四町許。社南向例祭 九月九日

社記未考。

○牛王社 在同所北二町許。社北向

○御所谷 又御所谷 在八鹽岡東北山。此所に古大納言公任卿

の幽栖あり。土人朗詠石といふ。於此【和漢朗詠集】を撰

すと。其所は溪の中を北え入り、登ること十町餘也。又同

所四五町許下に堂舎の跡あり。傳云、公任卿出家して寺

(谷光佛)

となせると。又其上有平地。是を佛光谷といふ。昔佛光

菴と號する僧坊ありと云ふ。

【千載集】前大納言公任長谷に住侍ける比、風はけしかりけ

る夜のあしたにつかはしける。定 頼

古郷の板間の風にね覺して、谷のあらしを思ひこ

そやれ

返し

公任

谷風の身にしむ毎に古郷の、木のもとをこそ思ひ

やりつれ

○二品法親王覺助山莊 舊地不詳

【風雅集】二品法親王覺助、長月の末より長谷の山庄にまか

りて紅葉の枝を折て奉りけるに、此一枝の殘床しく

こそとてたまはせける。伏見院御製

色深きやとの紅葉の一枝に、おりしる人の情をそ

みる

覺助親王號寺長吏聖護院、後嵯峨院皇子。

○長谷河井山 共詠和歌。

【名寄】

岩藏や八鹽染たる紅葉はを、長谷河にしひたし

たる

西行

【新撰六帖】

みわたしの岡の八鹽は散過て、長谷山にあらしふ

(谷長河)

くなり 信實

○河 同所東北の溪を流て、於南西に折て幡枝に流る。

岩藏或岩倉或石座 在長谷西。此所以太近、和歌に岩藏や八

鹽と詠す。號岩藏在此所里中石座明神社。訓石座、又天

子の詔として、王城の四方に經王を納しむ。其所右北な

り。其地を號岩藏。故人和歌詠里山。

【拾遺集】

けふよりは石藏山に萬代を、うこきなくのみつま

んとそ思ふ

大中臣能宣

【新勸撰集】

あし引の石藏山の日陰草、かさすや神のみことなる

らん

資

○龜山 木行坂を越て、石藏に到る道東西に二つの岡あり。

何も南北え長し。其形龜に類す。向南向北形あり。仍て

出入の龜と稱す。出は右方南北二町許。入は左方南北三

町餘。又同路傍北より流る、河、是長谷河也。

○石座明神社 在同所西南山下。鳥居東向所祭以巖爲鎮

在所。神傳不詳。舊記云、天神所籠之窟也。【神社記】

○岩藏山 大雲寺 院號實相院 在里西北山下。宗旨天台。法親王

門主御住持。法流園城寺流義。堂南向額 大雲寺 暨額 佐理

卿筆。本尊聖觀世音尺七寸五分。作行基。開基智辨僧正。出傳【釋書】

(莊山の王親助覺)

(來由の寺)

智辨は謚號。元の名餘慶と號す。抑當寺は人皇六十四代圓融院の御願也。傳云、此寺草創の初洛北の天に旦暮に必紫雲の聳る所あり。衆人これを無不怪。依之勅使を遣て見せしめ玉ふ處に、當寺後山峯なり。勅使奇異の思をなす。忽然として白髪老尼現じて告云、此所は觀世音菩薩降臨の靈地也。又使を勸て山上に到るに、其所異香四方に薰じ、寂靜たる靈地なり、使即窺みる處に忽然として管絃の音調をなす。漸するに及で聖衆集會して音樂を奏す。其中にをいて、忽觀世音菩薩の光明赫々たる尊體を拜す。依之此靈地に伽藍を建立し玉ひて、行基菩薩和州長谷寺の觀音の御素木、第二の切を以て作れる處の像を本尊となす。今の本尊是也。勅使は藏人頭從四位下右近衛中將兼修理大夫也。造營の奉行戸部納言文範卿也。其後勅願寺と定む。勅使日野權中納言敦忠卿也。又依詔佐理卿大雲寺の額を筆す。今堂にかくる者是也。舊記意、今堂六間四面、實相院義尊之御再興。本尊廚子 東福門院之御寄進。

(水辨智)

同東廚子 安本尊模像。近世之僧中正院日護所作。○鐘樓 在堂東。後水尾院御再興。○智辨水 在堂西。智辨僧正自所設也。傳云、此下流園城寺の三井に通ず。彼僧正念珠を截て水に入らる、

(塔辨智)

に、三井に浮出と云ふ。○智辨塔 在在所西傍。立五輪石塔婆。土人の片言に兒首と云ふ。可笑。智辨は正曆二年閏二月十八日、於當寺入寂。

(神明所八)

○紫雲嶽 云後山峯。○紫雲洞 在所。○新羅明神社 在堂乾方東向。以三井護法神、智辨僧正所勸請也。神傳見別卷。○八所明神社 在堂東。社 南向。所祭 石座・新羅・八幡・賀茂・山王・春日・住吉・松尾八所。長徳三年四月十八日、依石座明神靈託爲勸請也。○十二所明神社 在八所西。所祭上八所加伊勢・平野・木船・稻荷。

(佛日無)

○護王神社 在八所社東。又同東方に舊昔の石塔婆あり。是寶篋印陀羅尼を納也。土人瘡病の時、此塔に祈念するに忽愈る。右外所々有社略之。○無目佛 是土人の口稱なり。大雲寺大門の東方、橋の西の路傍の角、東向に安置する石佛をいふ。諺云、昔件勅使、向て正眞の薩埵の音樂を聽聞せる因縁を表して、其形を眞似比て、毎年の政事とし、陰陽師來てこれを勤む。此所より兩目を閉て山上に到るなり。仍此名をなす。其事五十年前猶ありしなり。

(岡丸)

○萬年岡 在大雲寺門前北一町許左。初の名は丸岡。東福門院御遊覽の時、假御所を此所に建しめ玉へるに至て號玉へり。

○福善寺森 在同岡内南。古此所に號福善寺あり。

△鋤上水 在同岡南。名義未詳。

○一言主社 在里北五町許。社 西向。記未考。靈應の事人口にあり。今の社は、東福門院の皇女、女三宮御願也。

(原靜)

○石藏不二房 出太平記。石藏同名の所、當國に四所にあり。不二房の居所何の所なる歟。未考。因名暫載。此所文曰。藤房卿不二房と云ふ僧を、戒師に請じて遂に多年拜趨の儒冠をといて、十戒持律の法體に成玉ひけり。三宣房卿尋行てみれば、さる人はけさまでは是に御座候つるが、行脚の御志とて、何地えやらん御出候と云に、往捨たる菴室を見玉へば、やふれたる障子のうへに「住すつるやとをうき世の人とは、嵐や庭の松にこたへん」。野中村 在岩藏村北。是より北に到る山下の細道を西に到ば、靜原に到る。行程二十餘町也。又野中村の北山即岩藏の溪北の至極也。

○御菩薩池 在幡枝南。名義未見實記。或作瀧呂池。傳云、往昔此池面に地藏菩薩現すと、即同所村の中に六地

所載次下從御菩薩池至其北。

(堂音潮)

○大悲山圓通寺 在所。宗旨禪。佛殿東向額大悲圓通。後水尾院御筆。本尊聖觀音。作定朝。潮音堂。本尊准旺觀音。唐作并西國順禮觀音。此地、初は圓光院文英尼公の宅地也。公は園左大臣基任公の女也。寺となす時、妙心寺龍泉之祖實性禪師を爲開山。後水尾院御在位の時御祈願寺となし玉へり。御宸翰・御衣等を賜て爲寺鎮也。

(塔院光園)

○圓光院塔 在所堂東。尼則寺後構庵而居、延寶八年十一月十一日薨七十二歲。○八幡宮 在所長小山上。鳥居西向拜殿 南向宮 南向所祭同石清水云。社記未考。

△御所谷 在同所卯辰間。其義不詳。

市原 在幡枝北

○篠塚 在幡枝北十八町。從是市原領也。此地を云市原野。岩倉大雲寺領西界也。彼寺境界之文西限篠塚。

○經塚 在同所路傍左。傳云、空也上人自書法花經所納と。總じて此所は、一原・野中・二瀬・鞍馬・木船より死葬の地なり。又路傍の東西に寺あり。其東の寺の庭に小野小町・四位少將が墓と稱するあり。古老云、近世の新説也。此寺は元來爲墓守建立する草庵也。即寺の左右に古墳多し。今は寺號を普陀洛寺と號す。西方堂の地藏菩薩に深養父が本尊と云。但未見實記。普陀洛寺の舊跡載次下。

野中村 在市原村北
○粟穂辨財天社 在野中村内路傍西。拜殿 東向 社同 所祭 辨財天安女像。作弘法。號粟穂辨財天。傳云、此天當地影向の初村の一者宿に夢中の告あり。美女忽然と枕上來て云、吾は是河上に棲辨財天也家は西方にあつて心は東南に通ふ。鞍馬寺の毘沙門天と誓約あるを以て、居を多門天の近隣に於て、鎮に王城を護と欲す。此所は即福地なり、吾居するに堪たり、故に來る、吾を留しめば福榮なりと。覺て後奇異の思をなして曉旦に及て河の邊に出る載次下。

(起緣)

(寺洛陀普) (墓町小野小)

に、六寸の白蛇粟の穂に坐し玉へり。一村相議して先假殿に移し、其後社壇を造る。仍て客人粟穂御前と號す。是則永享二年九月九日の夜也。靈驗益あらたなり。傳記。

○神明宮 在右社東。宮 西向。

○立田社 在野中村内路傍西。鳥居 東向 小祠傳未考。土人爲産沙神。

(富福)

△福惜毘沙門堂 在立田北路傍西向。近年改て稱福富。諺に此多門天は福を惜て、鞍馬寺の多門天に參て、授歸る輩の福を此所にて奪留らると。此故に鞍馬寺參詣の日は此所の東の方を通ると云ふ。緣起未詳。

○卷辻 在毘沙門堂北。自是北至鞍馬・木船等。右至靜原。次下所載云藥王坂迄、到右名所也。

靜原 在卷十町餘。境地山間にして、南北に互り人家山にあり。

【新撰六帖】

宿しめて何山かつのしつ原や、靜なるへきあたり

住居を 信 實

【山家集】

山かつの住ぬとみゆるわたり哉、冬にあせ行靜原

の里 西 行

(廣舊の父養深原清)

●普陀洛寺 古清原深養父幽棲地也。後に改て寺とす。開基延果僧正。本尊千手觀世音。舊書及拾芥抄舊地靜原北端よ

(谷堂)

り、五町許寅の方に當る山間也。谷を左に入ること二町許、土人此所を云堂谷。其山上古木森々たり。是其堂跡也。大なる岩あつて景色をなす。其地傍に古たる石塔婆一重あり。土人曰、此四面土中に壺四つありと云。當寺荒廢の後本尊散在して奥州毛越寺の内、吉祥堂の本尊となす由【東鑑】に載。又【平家物語】後白河上皇大原の女院を訪玉ふとて、鞍馬通に此道をとをり玉ひて、普陀洛寺御覽の事を載たり。則此所より東に其坂路あり。見次。

○【平家物語】卷十二曰、法皇夜をこめて大原の奥え御幸なる。忍の御幸成ければ供奉の人々には徳大寺花山院・土御門以下公卿六人、殿上人八人、北面少々候ひけり。鞍馬どをりの御幸なりければ、彼清原深養父が普陀洛寺、小野皇太后宮の舊跡觀覽有て、それより御輿にめされける。下略。○右の文に因れば小野皇后の御所靜原に近かりしと見ゆ。其所今不詳。按に、普陀洛寺より大原に到り其中間に、皇后の舊跡を載たり。然れば大原郷内にある歟。靜原と隔ること、東の坂を限て其東大原郷也。小野は庄號にして大原は小野庄也。【平家物語】の文に鞍馬通と云ふは、鞍馬を過て往にはあらず。京師より鞍馬路にか、つて到るを云ふ也。路の體如上云、市原を経て鞍馬えは北に到り、普陀洛寺えは右に到る也。

(庄野小) (所御の后皇野小)

(坂コツヤ)

○藥王坂 在普陀洛寺溪東。從靜原越大原坂也。土人やつこ坂、或はやこ坂といふ。土佐坊昌俊京より此所に迹來し事、載【盛衰記】昌俊は大原路にか、り、龍華越を志し、近江路 北山を差て落けるが、軍兵二手三手にさしまはし、前を切て延やらす、昌俊大原より藥王坂をこえ、鞍馬山に迹籠る。卷四十六

●小野皇太后宮舊跡 不詳。暫載此所、後人可有考。

后宮諱觀子 後冷泉院の后、宇治關白頼通公第三女也。

【續世繼物語】云、三君は後冷泉院の女御に參りて后に立給ひて皇后宮と申き。後に皇太后宮にあがりて、承保元年の秋御ぐしおろし給ひて后の位にてひえの山のふもと小野といふ里に籠るさせたまひて、都の外に行すまし給へり。下略。

【古今著聞集】云、白河院深雪のあした、雪見の御幸有べしとて、御供の人少々めさる、事、ほのきこえし程に、やがて出御有て、面白き雪かな何方えかむかふべき、小野の皇太后宮のもとえむかは、やと仰られるを、御隨身承りて、從者を馬にのせて、彼宮へはせまいらせて、か、る事侍り、すでに御車奉りて候也、御用意候べしと申たりければ、紅のきぬ五具有けるを、せばりにふつときりて、寢殿十間になんわたされたりけり。みづからいりて御

らんずる事もあらばいかいと申人有ければ、皇太后宮雪
見る人は内えいる事なしとてさばきたるみけしきなく
てなんおはしましける。やがて御幸なりて御車やり入
て、はしがくしのまにさしよせておはしましければ、み
きをなんす、め奉られける。朽葉のかざみきたる童二
人、一人は沈のをしきに玉のさかづき、銀のさらに金の
立花一ふさをかれたるを持ちけり。一人は片口の銚子
に酒をいれて持たり。二人の童寢殿のまへをへて、はしの
こをな、めにをりくだりて、御車を参りけるさまいみじ
く優になんみえ侍る。酒はうるはしうならせ給ふける。
橋は季通御供に侍けるに給はせけり。上皇かへらせおは
しましけるま、に、ゆかしくなつかしき世にてこそおは
しましけれとて、庄一所まいらせられたりければ、只今
御幸なるよしつけまいらせたりける御隨身になんあづ
け給ひける 卷十四

●大納言年名卿山莊 出【著聞集】仍載此所。但此小野別
所歟【著聞集】云、尙齒會は唐の會昌五年三月廿一日、白
樂天覆道坊にして始ておこなひける。我朝には、貞觀十
九年三月十八日に、大納言年名卿小野山莊にしておこな
はれける云。
二瀬 村名 在野中村北。

(河畑雲) (河原靜) (寺陀彌阿) (社石白) (宮梅)

○梶取社 在二瀬北木船社一鳥居傍。梶取鳥居、東向、社裏
所祭有口訣神祕、木船社屬社也。右一鳥居の前を到北
道、從此木船に到るに行程十八町。
○足酒石 梶取社の北橋上河中の石是也。傳云、昔宇治の
橋姫、始一念の妬を懷て、誓て木船社に爲日參、其時必
ず此石に憩息て、其足をす、ぎしと。
○螢石 在右石西山腹。傳云、昔和泉式部木船の社に詣る
時、此所に螢の飛を見て詠歌す。仍號也と。其和歌
木船山下影の夕くれに、玉ちる波は螢なりけり
右所より到木船中間に二小社あり。初南方西向社梅宮、
其北東向社號白石社所祭未考。
○落合河 本船河也。在螢石北。右二河の水源、鞍馬河は、鞍
馬より一里北に云高坂坂あり。又其所を阿彌陀寺と號
す。古精舎あり。是又鞍馬領也。此所より南え流る。其下
は東西所々の溪より出づ。下は右所に落合、野中村の東
にて靜原河と合して、一原村を西え流て賀茂の乾、車坂
の北東にて雲畑河と合して賀茂河に出づ。木船河は同里
の北一里許に芹生時あり。是源にして其所より出づ。次
は又所々の溪より落するなり。木船河詠和歌。
【玉吟集】
むかしより人は渡れと木船川、せ、の岩かとなれ
すも有哉 家 隆

【拾玉集】

さりともと頼てこそはきふね川、さらても袖の
ぬれまさるらん 慈 鎮

所載次下、到鞍馬之名跡也。木船載復其次。

○歸一法眼塚 在梶取社爲左到北半町東方。是則判官義
經若年の時、兵衛の師なりと云ふ。此所に塚を築こと未
考。
△籬下 在右塚北二町餘。河を隔て左の山腹、小舎の内よ
り繩を下して、河の東の畔に櫛を立て結留、其繩に上よ
り籬を掛、籬え又繩を付てこれを曳時、籬上下に走る也。
正月の始寅に、鞍馬寺參詣の輩、彼籬に錢を入れ、上よ
りこれを引上て、錢に應して火伐石を入れて是を下す。是
を籬下と云ふ。此事恒例として毎歲爲之也。其起不詳。

〔木芽集〕
鞍馬 在王城北二里半。木芽漬、此所名産也。土人曰、此所
雖有變蟲、無鳴。

名にしおは、明すもあらなんくらま山、道みえす
とて我は歸らし 御形 宣旨

是や此音をき、つ、うす櫻、くらまの山にさける
なるへし 定 頼

【顯注密勅】云、木目漬はあけびのつるの若葉を取

てつけて喰をいふ。鞍馬にありと云ふ。已上

【良玉集】

いとおしや鞍馬のめつけいかなれば、ふつとみえ
すといふにか有らん 二條 宣旨

○松尾山鞍馬寺 在鞍馬山腹異向。樓門同安金剛力士
長八作不考。額 鞍馬寺 青蓮院尊證法親王筆。從是
到本堂八町所如左

○由木社 在樓門内三町。拜殿東向、社裏東向、所祭
大己貴命一坐、神位正一位大明神。

天子不預、世上騷動の時、鞆を此社にかくるゆへに號鞆
なり。一説云、此神は蒼生の罪犯を典玉へり。又世上騷動
のとき、以看督長鞆社にかく。勅勘の門戸には鞆をかけ
て人の往來を禁ずれば、社にかくるも亦神を討するの謂
なりと云ふ。當神土人爲産沙神。例祭九月九日。

○涙瀧 由木社北、楓古木傍落東。傳云和歌あり。其歌
則牛若丸此瀧を讀る由、土人の云は非也。此歌は【源氏物
語】に出づ。源氏若紫卷云、曉がたに成にければ、法花三昧
おこなふ。だうの、懺法のこゑ山おろしにつきて聞えく
る、いとたうとく、瀧の音にひびき相たり。

吹まよふ深山おろしに夢さめて、泪もよほす瀧の
音哉 源 氏

(坊光東)

右の歌は此瀧を讀り。仍て涙瀧と號すと云。是は源氏わらは病し玉ふに、此山に有驗の聖ある故に、爲呪加持龍玉ふ時の歌なり。

●東光坊 舊跡在由木社後。此所牛若學問所也と云ふ。【平治物語】下云、牛若は鞍馬の寺の東光阿闍梨蓮忍が弟子、禪師坊阿闍梨覺日が弟子になりて、遮那王とぞ申ける云。

(折九)

○地藏堂 在右坊北南向。地藏菩薩坐像作運慶。○阿彌陀堂 在坂四町目右方。本尊阿彌陀佛尺許作行基。

○九折 同所坂路の名也。自是五町の間豎横屈曲の狀を云ふ。【枕草紙】云、ちかくて遠きもの、くらまのつらおりといふ道云。

(眞鑑)

○阿彌陀堂 在本堂石壇下北向。本尊寶冠阿彌陀佛坐像二尺許作安阿彌。

○堂 巽向 堂前有石階七十八段。大段分三段。本尊毘沙門天立像三脇士左吉祥天 右禪賦師童子立像一尺餘。此三尊開山鑑眞和尚、於當山降臨感得像也事委。當山開基鑑眞和尚本願檀那藤伊勢人、當寺緣起有違【釋書】傳。

○本陣外堂内所安 四天王・普賢・不動・刀八毘沙門安厨子。○堂外陣東間二畫像を繋る 左鑑眞 右峯延。鑑眞姓千

(谷長義左)

體同、覺後解疑、大夫後日又營一堂安觀自在像、今寺西觀音院是也出廿八卷。

○八所明神社 在同所西。所祭賀茂・山王・木船・春日・稻荷・松尾・率河。

(煙所御)

○護法善神社 在本堂後山上。鳥居巽向社同。○如法經塚 在當山境內東西南北峯并中央已上五所。法花妙典を納む。往昔慈覺大師、山門楞嚴の杉洞にて修せらる、其義相を寫す處といふ。

○左義長谷 在向樓門巽嶺。此事每歲六月十九日夜當寺法事也。六人の役僧此所にて儀式あり。古は如正月左義長、竹を立て是を焼たり。中比より如松明して燒なり。傳云、多門天は人道の衆生に授福誓あつて、其福を満足し玉へり。然れども衆生諸煩に遮れて得に由なし。故に徒に朽を以て燒じ玉ふ也。其相を眞似比て、衆生に令觀と云。私云、大和國志貴山にも、此天の燒玉ふとて土中に燒米ありと云ふ。其所を米尾と號て、堂より西南の岑なり。

○御所壇 在本堂西山中二町許。其地平也。傳云、往昔空也上人幼稚の時、言語餘事なく。啼玉ふにも只阿彌陀阿彌陀と宣り。且又靈告に仍て父帝彼幼親王をして、此所に住しめ玉ふ。其殿あるを以て此號ありと云。空也

(延峯)

氏、唐揚州江陽縣人也、聖武帝天平勝寶六年四月來朝、帝愛信造伽藍令居、弘律宗、天平寶字七年五月六日化、峯延東寺十禪師也、一日望北山有紫雲、延出寺向北行、尋雲起處至鞍馬寺日已暮、敲燧焚木禪坐、居數日、一夜女鬼來向火、延起入堂後朽木中、鬼逐至怒目動唇、延念毘沙門、忽朽木自倒打殺鬼、翌日大中大夫藤伊勢人、入山見延臥問曰、師何人何故臥乎、對云、我來此已五日而不食、故臥耳、大夫便洗粳米飲、白漿漸薦膳、延語來、此事及婦鬼死大夫便署延爲寺主、夏五月延修護摩日中大蛇自北嶺來、目如電舌若火、延誦毘沙門呪蛇俄自斬爲段々、三日後大夫來見段蛇、歸闕以聞、敕發役夫五十人、人奔蛇靜原山、俗呼其地爲大蟲峯、延延喜中逝已上出釋書卷九。

(關士進)

○進士間 云兩像安置間次古檀越藤伊勢人參籠座也。○塔 在堂左邊。本尊釋迦佛坐像一尺許作不考。

(院言觀)

○閻伽井 在堂後。源山下より出づ。鑑眞和尚於當山二蛇を伏す。其一蛇を救て命云、汝此恩をば當山に水を出して令無間斷。遂に放之。然所現の水なり。

○藥師堂 本堂西巽向本尊藥師佛立像作安阿彌。○觀音院 雙藥師堂。本尊觀世音四十二立像作不考。藤伊勢人建立【釋書】云、大夫以爲、我欲安觀音像今只置天像願未果乎、其夜夢童子年十五許告云、當知觀音多門名異

(谷正僧)

延喜帝之親王也已上緣起意此記在四條坊門空也堂。○車坂在同路二町許。○僧正谷 在八所社西北十町餘。○車坂在同路二町許。○牛若背競石 在右路傍。自是下坡。○不動堂 在左方南向。本尊作傳教。自是一町許にして僧正谷に到る。

○太郎坊社 在僧正谷南向。此所牛若丸劍術琢磨の所なり。總じて此所岩洞尋常にあらず。石面如截劍刀。其中、挑石・陰石・據石・足駄石・硯石・水入石等爲號あり。【花鳥餘情】云、鞍馬と貴布禰の中に、僧正谷といふあり。藥師佛不動尊靈驗の地なり。

自僧正谷北有下、右路、到木船、行程凡二十四五町。木船地名 有民居云木船村。木船又作貴船、或作貴布禰。後三字兩部習合家書者歟。上古記皆作木船、字義難言。

雪深き山の中行きふね川、さすかに残る瀬々の岩波〔名産〕 小夜更るきふねのおくの山風に、きぬかつ、みのかたおろし哉 寂 蓮

○木船社 在南北二所。社南向鳥居在二所。拜殿在二鳥居内。

○權殿 在本殿西傍。○河尾社 本殿北 小社南向

(龍王龍) (神結)

- 牛市社 右社東 小社 南向
- 鈴鹿社 在本殿西山下。東向 已上社司守之。
- 經所 本殿南 東向 本尊 不動明王 供僧守之。
- 結神 在本殿北二町餘路傍西。鳥居 東向 小社 東向 社記未考。
- 龍王瀧 在同所北一町餘。自西落東。夫木船神は乞雨其驗あり。其時此瀧に來て祈ること舊例なり。
【新古今集】社司どもきふねに參りて雨乞せし序に讀る、おほ御田のうるほふはかりせきかけて、井關におとせ川上の神 賀茂幸平
- 奥社 在瀧北。門 南向 供僧守之。社 南向 拜殿 南向 所祭神秘。
- 御船 積石爲船形。南北二間許、高一間餘。在拜殿西傍。
- 汲蔓社 在拜殿西南向。
- 鈴市社 在御船南東向。
- 日吉社 在鈴市社南東向。已上末社也。
- 御手洗河 在本殿東傍南流。
【新後拾遺集】男に忘られて侍ける比、きふねにまいりてみたりし河に螢のとび侍けるをみて、物おもへは澤の螢も我身より、あくかれ出る玉か

(施布大)

つのでさふる木船の宮の榊葉の、千代とさしてもあ
かぬ御代哉
大悲山 在鞍馬北五里。此所自洛陽當北、山城の北の界也。麓に里あり。云大布施。按に大悲山の片言を用たり。
○大悲山定峯寺 在同山。宗旨天台屬聖護院。樓門 南向 安金剛力士 長六 堂 南向 本尊 千手觀音 作不詳 祕佛。當山古丹波に屬す。山城に屬する時代未考。堂の繪馬及古器銘に、丹州桑田郡大悲山の字有り。傳云、中比和州大峯に毒蛇栖て、修驗道の行人入峯斷絶す。其間諸國の行者名山を選て、所々に到る。此山其一所にして護摩壇の跡、其外修法の跡、今尙あり。此山愛宕郡北の究竟也。
賀茂 或作可茂鴨 今爲所名。在洛陽乾半里許。人家數十軒、此邊悉神領也。又鴨川を隔て西は限山、南北十町餘の所有人家。是を云西鴨なり。問、鴨は神號なる歟。地の號なる歟。答、神號也。此故に此神御鎮坐の所をば鴨と云ふ也

(鴨西)

(社末 社蠟)

(山茂賀・山蔭日・山葉二)

- 舊記曰、昔天八重雲を押分て日向國襲高千穂の峯に天降せ玉ひて、宮柱太しく立て、久しふ留在。其れより大和國葛城の峯にやどり玉ひて、此より山城の岡田の鴨に移りまし〜玉ふ下略。
- 山城國風土記云、賀茂建角身命娶丹波國神野伊可古夜姫生子名玉依子、次曰玉依姫、玉依姫遊於石川瀨見小川、今賀時丹塗矢自河上流下、乃取來置之床邊、忽成麗夫、遂孕生子、至成人祖父建角身命、欲知其父、造八尋屋、豎八戸扉、釀八醞酒、而神集七日七夜遊樂、謂其子曰、汝飲此酒、將杯與汝父、其子即舉杯置矢前、向矢穿屋、藁而升於天、乃因外祖父之名、號賀茂別雷神、神代系關傳。
 - 神山 神殿東山是也。別名二葉山・日蔭山・賀茂山。共詠和歌。
【新勅養】
神山の榊も松もしけりつ、ときはかきはの色そ
久しき 賀茂重政
神垣にかくる葵の二葉山、いくとせ袖の露はらふ
らむ。 季 經
 - 神殿 一鳥居木柱 在里北向坤。二鳥居 同 在一鳥居上。
 - 樓門 南向左 四足門 同在樓門内 神殿 南向 假殿 在神殿右側。御遷座時 所祭 神傳見次下。

- 攝社末社及經所神宮寺等
- 橋本社 在樓門回廊西石橋北傍。
- 棚尾社 在四足門段階右。
- 杉尾社 在本殿傍坤四足門内。
- 若宮 在本殿東傍。
- 新宮 在若宮東。
- 山尾社 在新宮右傍。
- 土師尾社 在御札屋前。此所四足門續東間也。
- 藤尾社 在新宮南。
- 諏訪社 片岡社 共在本殿樓門外、河東南方。片岡東、諏訪南而橋殿次也。
- 片岡橋 在同社西。
- 澤田社 在諏訪異。
- 岩本社 在澤田社坤。
- 奈良社 在岩本南川南。
- 川尾社 在同廊長玉垣外。
- 太田社 在本殿東三四町。
- 神宮寺 在太田鳥居外右。
- 鎮守社 在太田社後。
- 百大夫社 在鎮守西。
- 白鬚社 在太田異。

○福徳社 在太田南石橋坤。
 ○鎮守社 在福徳社巽。
 ○神宮寺 在福徳南。
 ○山森社 在本殿西馬場西。
 ○氏神社 在一鳥居坤。
 ○聖神寺 在二鳥居西。門 東向。
 ○齋宮 在聖神寺北。四外築垣門 東向有殿舎廊車寄等。
 ○經所 在橋本社西。
 ○高倉橋 在橋本社北。
 ○本殿 所祭 別雷皇太神・賀茂皇太神共。
 【二十二社註式】曰、日向國仁天降坐須神於賀茂建角身命止申須、神倭磐吾彦天皇乃御前仁坐天大和乃國葛木仁宿、彼與利漸山背國岡太乃賀茂仁遷幸、山代川仁下坐天、葛川止賀茂川止合處仁、立坐給比、賀茂川乎見巡之天宣久狭久、少也止云止毛、石川乃清流也止天、石川瀬見小川止號久、川上仁宮所於定給天、北山乃麓仁住給利、其時此所乎賀茂止云也止。
 【豐葦原卜定記】云、古仁八十萬乃神達乎天高市仁集給比、神議仁議給天、可遣神於尋出之奉利、此國鹿島仁坐武雷神、香取仁坐齋主神止於下之、千早振惡神於悉皆伏世順奉天遂報申寸、此後建角身命、國々於見巡之御座、於是天細女命、盤樟船乎曹奉利尊於神代乃浦乃浪靜奈留儀未天送利御座、仍天天乃神

(號神雷別)
 與利賜之神寶乎以天此國乃固止成世玉渡至止天北山乃麓仁應化之百王於守利玉布、經津主・武雷神母、同此所仁垂跡之玉臨利。
 ○別雷者賀茂山自然の稱號、其麓に神影向の故に號之也。然るを鳴雷の神靈となすは非也。
 ○別雷神號詠古歌。
 われたのむ人いたつらになしはては、又雲わけてのほる斗そ
 此倭歌御神詠載【新古今集】此神元天上より降臨あるゆへに如此詠じ玉へり。實に雷の神なるゆへ、かく詠じ玉ふとは不可見者歟。
 【金葉集】
 君を祈るねかひをそらにみてたまへ、別雷の神ならは神 賀茂重保
 此別雷神といふも只字面のとなへについていへり。願をそらにみて玉へとは諸願の趣を、いはやく明白に利生あれとの義、下に別雷といはんため也。神號を別雷と號し奉れば、申よりの旨趣はてらし見玉ふべしとの意歟。
 御鎮座神傳、并八所之攝社末社神祕云、【神祇正宗】曰、社家祕無申旨、故難露顯云。
 ○岩本社 ○橋本社 【神祇拾遺】云、住吉・和歌之兩神也、業平・實方常拜件二社、祈和歌之秀、矣遂家風成譽溢、海

(社本橋 本岩)

(社尾棚)

(社岡片)

(院齋)

内、之故世人稱爲兩神化現云云、私曰、
 【徒然草】の説は右に異なり、【徒然草】云、賀茂の岩本・橋本は、業平・實方なり。人の常にいひまがへ侍れば、ひとし参たりしに、老たる官司の過しをよびとめて尋侍しに、實方はみたらしにかけのうつりける跡と侍れば、橋本や猶水の近ければと覺へ侍る。吉水の和尙月をめで花を詠じいにしへのやさしき人はこゝに在原と讀給ひけるは、岩本の社とこそうけたまはりをき侍れ。
 ○棚尾社 【撰集鈔】曰、そのかみつかうまつりなれけるならひに、世を遁て後も、賀茂の社に参けるを、年たかくなりて、四國の方え修行しけるが、又歸らぬ事もやとて仁安三年十月十日の夜参りて、幣まいらすとてたなをの社のもとにて、しづかに法施奉ける程、このまの月ほのふにて、常よりも神さびあはれにおもほえ侍りければ、かしこまる四手に涙そかゝりける、又いつかはと
 思ふ身なれば 西行法師
 ○片岡社
 子載集
 さりととも頼そかくるゆふたすぎ、我かたをかのかの
 神と思へは 賀茂政平
 ●齋院 舊地馬場西聖神寺北。門 東向 四外築垣殿廊車寄

(川栖有)

等圖に見えたり、【延喜式】曰、凡天皇即位者、定賀茂大神宮齋王、簡内親王未嫁者、卜定若無内親王者、依世次簡諸王女、卜定云云、
 ○齋王 嵯峨帝嫡宮、有智内親王に始る。土御門院已來斷絶。
 ○本院 齋院の別稱。
 ●有栖川 今亡し。古老曰、其所今本院の戌亥の間に、今ある大杉の東より流出て、今の芝原馬場の中を通て西方鴨川に入る。今本院の西に、南北に亘る往還道の中に、土橋あり。此橋の東芝原に川の形有て、土中より水出る也。是則有栖川の舊跡也云。
 千早振いつきの宮の有栖川、松とともにや影はすむへき 後京極
 【袖中抄】曰、有栖川は齋院のおはします本院のかたはらに侍る小川なり。或人云、うづまさより法輪を参るみちにある小川をいふなり。されば嵯峨野の行幸に、此川をば何といふと問せ給ひければ、
 いさしらすみつねはこゝにありす川、君かみゆきにけふこそはみれ 躬恒

私云、是は僻事也。小野行幸の時、本院のほとりなる有栖川にてみつねは詠此歌歎云。

○假寐芝 神殿の西馬場の邊芝の總名也。

○御園橋 鴨に到る鴨河の橋を云ふ。

○片岡山 鴨山の別名也。片岡とも。詠和歌。

【御集】

ちはやふる片岡山は霜さえて、玉垣白くゆふかけ
てけり 後鳥羽院

○片岡森 在在所麓。

【新撰六帖】

片岡のこかくれ過るみたらしの、川音涼し夕やみの空 衣笠内大臣

○御手洗川 在神殿左右流水をいへり。左は水源本殿寅卯方の池より出づ。云巖池。右は水源鴨川より流れ、南に至て下鴨神殿の東を流れて、高野川に入る也。○舊記曰、北の山の麓より、二つの小河流下りて、此所にて落あへり。此河波靜にて細ふ狭くて底清かりしかば、御神是を愛玉ひて、石河瀬見小河となん宣て御手をすゝぎ玉ふ故に、御手洗河とも申也云。

【御集】

人心みたらし川の清き瀬に、すみこれるも神や
分らん 順徳院

(川小の見瀬)

(池巖) (川洗手御)

(森・山岡片)

(芝蔴殿)

石河瀬見の小河

【新古今集】

石川やせみの小川の清ければ、月も流れを尋てそ
すむ 長明

右歌判【無名抄】云、此判者師光入道、かゝる川や有とてま
けになり侍りにき。思ふ所有て讀で侍しかど、かくなり
にしかば、いぶかしくおほえて侍し程に、その度の判す
べて心得ぬ事を、かりしとて、又あらためて顯昭法師に
判せさせ侍し時、此歌の跡に判じていはく、石河瀬見の
を川いとも聞及び侍らず。但おかしくつゞけたり。かゝる
川など侍にや所の者に尋て定むべしとてことをきらす。
後に顯昭にあひたりしに、此事語出で是は賀茂の河の實
名也。當社の縁起に侍しと申せしかば、驚きてかしく
ぞをいて難せず侍りけり。さりとも顯昭が聞及ばぬ名所
あらんやはと思ひて、や、もせば難じつべく覺て侍しか
ど、たれが歌とはしらず、歌さまのよろしくみえしかば
ぞ、をきてさゆうに申て侍し也。是則老の功なりとなん
申侍し下略。

○鴨河 鴨羽河とも 同河原 共詠倭歌。

【拾遺愚草】

神も見よ鴨の川波行かへり、つかふるみちにわけ
ぬ心を 定家

【拾玉集】

あふひ草かさしにさせる其日より、賀茂の川原も
やさしかりけれ 慈鎮

○臥拜 遙拜の處なり。古賀茂河原に臥拜と號する所有
て、橋木ある由詠和歌。今は無し。是則近邊往來の貴賤
拜して行處也。

【新撰六帖】

みちのへの鴨の川原の臥おかみ、古き橋のかけも
なれにき 信實朝臣

○鴨祭禮 四月中酉日 稱葵祭、諸神祭節中、以此祭爲
最上。凡稱祭限此祭也。欽明天皇御代始也。儀式見【延
喜式】。

○臨時祭 宇多天皇寬平年中始。

○五月五日走馬、社家第一神事也。

○流木社 屬鴨 在本殿巽方七八町許 社 尙 拜殿 同

○流木杜 當社杜也。詠和歌。

【天木集】

氷るし河瀬も今は流木の、杜の木陰にもゆるさわ
らひ 爲家

○古より於賀茂稱四箇藥師靈像あつて、其寺同所所々
に有。大乘寺・法光寺・樂音寺・能寂寺是也。本縁載別記。
所載次下自賀茂乾至北

(師藥箇四)

(杜木流)

(祭の鴨)

(拜臥)

山州名跡志卷之六 愛宕郡 車坂 満樹峠 雲畑 牛若丸宅地 惟喬般若 小野炭竈禁札 一四三

山州名跡志卷之六 愛宕郡 車坂 満樹峠 雲畑 牛若丸宅地 惟喬般若 小野炭竈禁札 一四三

○車坂 在賀茂乾間十四五町。此坂を號車坂は、往昔惟
喬親王小野に閑居し玉ふ時、此所まで乗車し玉ひ、自是
峻路なるを以て、車を此所に留玉へり。故此號ありと。

○満樹峠 在車坂北半里。

雲畑 在峠北一里餘。但自此北村里の總名也。續て三村あ
り。畑三村と云ふ。中塚河・中畑・出谷是也。南の端を口畑
と號し、北を奥畑とも云ふ。夫此谷を雲畑と云は、往昔藥
王菩薩出現の靈地なる故也。衆生の病苦を爲救、諸藥艸
藥木を生ず。仍て東西の山上常に其藥花不絶して匂薫
四方。仰て山上を見れば、宛も諸色の雲を生ずるが如し。
以是雲畑と號也。菩薩降臨の地は、此村の北岩屋山是也。
○牛若丸宅地 同所中塚川村の東南の山より越鞍馬中間
にあり。傳云、義經此所に住めりと。又有號鐘樓松古木
古此所に鐘樓と云ふ。

○惟喬般若 在中畑内總堂。古此所に號九龍山高雲寺寺
あつて安置す。是即惟喬親王の設玉ふ處なりと。大般若
經全部、并同經說相畫圖、絹地一軸あり。

○小野炭竈禁札 在右同所民家長谷。傳云、上古禁裏より
立らる、禁札の地也と。於此所禁裏の炭を焼し也。因て
世に小野炭と稱す云。按に、此所非小野庄號也。

○鳥居木柱 畑北往還道の中に立て、人其中を行也。此鳥

(炭野小)

(寺雲高)

(村三の畑)

居は岩屋山金峯寺内天神宮鳥居也。

○岩屋山金峯寺 在出谷村北。宗旨真言。樓門東南安金剛力士額。岩屋山巖筆者不詳。堂南鑿造在木尊不動明王尺餘。作未考。○奥堂 在本堂東西向。本尊不動尺餘。作天神。聖廟僧に化し、此所に来て造立し玉ふ所也委。○天神宮 在堂前左。宮南向。抑當山は、上古藥王薩埵出現の靈場也。其後役優婆塞開基す。又弘法大師籠て爲密場。護摩修法の洞今尙あり。

○香水 堂後岩窟より涌出す。藥王菩薩此水を穿出して諸藥を灌洗し玉へり。仍て其香自然に薰す。諸病者は服用するに無不愈。雖末代此香水譽世に高し。又彼菩薩仙人に化して、諸藥を調し玉へる舊跡山上にあり。○護摩洞 在瀧上山腹西向。

葛野郡

小野所名 在岩屋北二十餘町。上小野・下小野又云上村・下村。總じて自此西北に雙で、東河内・西河内・上村・中村・下村・眞弓・細河・杉坂等の村あり。共に小野庄内也。按に惟喬親王小野に籠居の事、【伊勢物語】に載す。其所は比

叡坂本の小野と云。又此所にも其事あり。如左。

○棧敷嶽 在岩屋北三十町餘東河内北。境地四面山にて、嶽在其上。是即惟喬親王眺望の高樓有しと也。此所晴天には、山城界及難波津等見ゆ。其上に池有。昔より此所にして、以金土所造の種々の器物を掘出。然れ共家に採納れば、忽怪異の事有て、或惱亂し或狂惑す。故に此地に送返す也。是即彼御所に所用物也と。又云、昔より於此所時鷄鳴と有。又同籠林の中に號三本竹竹あり。其太如杖、三本生て毎歳三本の筍を生ず。其長するに及で、始の三本自枯る。是即親王の鞭をさし置へるが生る所也と云ふ。

○御所 在同所。親王の馬を飼し所也と。○惟喬社 在右同村民家南。鳥居南向。拜殿同所。祭親王御靈也。土人爲産沙神。例祭 九月十六日 古祭節には神輿を遷幸し、土人種々の形相を盡して度りぬ。今斷絶す。神輿納同所安樂寺。

○惟喬塔 在同所長福寺。立十三重石塔婆。○惟喬親王傳 文德天皇第一子、母從四位下靜子、紀名虎女、親王住小野、故號小野宮、貞觀十四年出家法名素覺、同十五年二月廿日薨二十六歲。

所載次下自車坂西南、西賀茂北界至南、蓋西鴨總名有別郷、川上村・田尻・林・眞珠庵村・總門・大門・紫

竹等也自北。此所自南順路は、今宮の東より經紫竹至る。○山森 在川上村長鴨川傍。森周一町許。中有小社南向所。祭不考。鴨本宮屬社也。又森一號浮田森。但古歌に詠する森にはあらず。

△二子塚 在山森西南田間。由來不詳。此名關東に達するにや。尋來る者多是關東人也と云ふ。又件の塚より長鴨川の東に、號婦夫石石あり。土人の説義ありと雖ども、以難信用不記。

○須美社 在同所北端二町許南民家西。社東向所祭未考。例祭三月十日。此日紫野今宮のやすらい花の祭は、於當社先勤て、其後今宮に到る也。即當所の土人は是を勤る也。但此祭由緣實記不詳。一説曰、古高雄山法華會の緣より起ると云ふ事あり。西行法師の和歌に「高雄山あはれなりけるつとめ哉やすらい花と鼓うつ也」天木集。

○若緑松 在同所眞珠庵村東南。大古松是也。其本に有小祠所祭木船神也。古老説に、此地は古百合艸若大臣の宅地也。平日愛せる緑丸と云ふ鷹あり。恒に此梢に遊しかや。此鷹の名譽世の諺に云ふ處也。彼樹は枯るといへども、後人植續て爲其號也。

○御所内 云同所北田地字。傳云、百合艸若宅の地と。○吉祥山正傳寺 在同所西山下。宗旨禪門。東向佛殿。同本

尊釋迦佛坐像脇士。左普賢右文殊作不考。當寺開基東岩宏覺禪師。此僧普寧禪師に嗣法す。此所初め普寧の開く所にして、洛陽今出川の邊に在り。寧入唐の後、弟子東岩に譲る。岩の代移此所。

○妙見堂 云正傳寺後山西北峯。土人片言にめけん堂と云ふ。古此所に妙見菩薩の堂あり。每歳七月十五日の夕、聖靈會の送火を船の形に燈すは此峯也。京師の男女争て見之。

○鐘伐山 同籠の山也。件の火を燈す時、於此峯鐘を敲て念佛するなり。石門地名 鐘伐山の南に續て丘山あり。其溪を西に越る西麓を云ふ。此所古愛宕權現社、最初勸請の所にして、柱礎跡あり。號石門は其所西面に南北に並で石二つ有て、門を構るに似たり。仍て號る也。是則彼社の西門の所也。此所の順路は、紫野の上紫竹の北を行くこと、七八町にして入西也。

總門 有民家云村名。眞珠庵村の巽の村也。自此所石門本社の舊地に至て、其間有八町許。古愛宕の總門此所に在しとなり。大門 有民家爲村名。總門村の南なり。此所に愛宕社の大門有しと云。總門南端より、大門北端に至るに、行程

三町許

○神光院 在右同所。門南向。宗旨真言。屬醍醐寺。當院安弘法自作像。每歲三月廿一日開帳。
△帝釋天 在同所。異半町許地名也。由來不詳。石佛一體埋井あり。

(野栢栗御)

○見苦野 云大門西野。此野の西は、鷹峯の内藥師山に至る。一説に此號は土人の誤也。實は御栗栢野也。其故は古大内の時寮御馬草を生す所也。仍て御の字をなす。【源氏物語】に、くるす野のさう近からん、御馬車などどとかはせと云ふは是也と云。栗栢野又在勸修寺北。又云、右野より北至西鴨路傍、右の田間に在塚。是を號西丘塚。又北有小塚其地を云内池。由來不考。

(塚丘西)

●栗栢野寺 【三代實錄】曰權律師法橋上人位宗峻豫造御願寺、在山城國愛宕郡栗栢野、堂舍顯覆佛像元在北山高峯寺、貞觀十二年大雨、水自然以大巖石塞其道路、行人不通、去高峯寺移立於栗栢野。

(寺野栢栗)

○藥師山 此山自紫竹北自鷹山良山也。有小堂安藥師佛、傳云昔傳教の所開。後世破壞に及んで、彼本尊他の有と成しを、近年、醫家野間氏此山を求め、又彼像を得て建堂安置す。但吾未拜。○此所西方は凡十町餘、其南は紫野・蓮臺野の堺六七町に及て其地を云鷹峯也。但總

(峯鷹)

(鷹盡太)

す。白馬に乗て池中に往來す。仍て號るなりと。
○光悅寺 在同所丹波路傍南方東向。宗旨法華。此所本阿彌光悅所開也。初號大盧庵、林道春當菴の記を作る。在【羅山文集】堂南向此所於佛前唱法華題目不斷處也。
○知足庵眞淨堂 在堂南。法華常唱の道場也。此所頂妙寺住主日然興隆也。其後深草山元政再興。

千束 地名 云光悅寺西。

鷹峯 在千束西北。此所西南に雙で三峯あり。第一天峯、第二鷹峯、第三鷹峯、由來未考。鷹峯今地の名とす。

○菩提瀧 在第三峯戊亥三十町許路傍左。此路を中河谷と云。自瀧西北半里餘に中河原村あり。

長坂 坂名 在鷹峯西北半里許。坂路行程二十町許。此坂を經て北は丹波に至る、但是を北丹波と云ふ。彼國山國に出づ。當國の内は、小野・東河内・西河内・眞弓・細川・宮辻等の民村に到る。宮辻は丹波山城の堺也。長坂詠和歌。

〔天點和歌〕
たらちねのいさめし杖にたつさひぬ、長坂のほるしるしあらせよ 鎌倉右大臣

○長坂野 在坂西北。於此所奉火葬一條院。【百鍊鈔】曰、一條院寬弘八年六月二十二日崩、奉葬北山長坂野、安置御骨於園城寺。

杉坂 坂名 在長坂北。其所左右に山重て一偏の山路なり。此

(坂室冰)

名也。分て峯と云へば、金閣寺の後山に續きたる峯是なり。諺云、古此山の林に鷹來て每歲雛を生ず、是故に此號ありと。【三代實錄】には作高峯也。

(室水野小)

○寂光山常照寺 在右同所丹波往還道北。寺門南向。宗旨法華。此所一宗一致派談所六所隨一なり。開基 寂照院日乾上人。
●白馬池 在學室西谷。今滅す。傳云、古有仙人此所に住

(宮武)

所古杉ありけるにや今は稀也。民家左右の山下にあり。地を云杉坂村。
○道風社 在同所到北左山下。鳥居長向拜殿巽向社巽向號武宮。名義未考。所祭 小野道風靈神。社記未考。例祭 九月十四日 土人爲産沙神。當社初勸請の地、是より異方にあり。號元明神。
○道風傳 敏達天皇之後胤、從四位下參議岑守孫筑前守葛絃子、正四位下内藏頭。
●小野篁社 在東河内民居坤二町許。社南向。所祭 小野篁靈 社記未詳。土人爲産沙神。例祭 九月十六日 有神輿一基。

○篁傳 參議岑守男、左大辨從二位、承和三年二月配流隱岐國、同七年四月蒙赦許歸京、同八年閏四月任木位、仁壽二年十二月廿二日薨、五十歲。
△冠石 在東河内中路傍。形類冠。傳云、惟喬親王の所號なりと。
○落葉宮 在下村民居良一町許。鳥居南向拜殿同社同所祭社記未考。土人傳云柏木衛門が意を寄し女三宮の靈と。按に是虛説ならん。彼【源氏物語】は寓言なるを不知哉。土人爲産沙神。例祭 九月十五日 有神輿一基。
○櫻本寺 在同下村山腹。古佛宇周備大架巍然、今只有小

堂安觀音大士而已。

○後冷泉院御塔 記云、後冷泉院治曆四年四月十九日讓位即日崩、奉火葬櫻木寺藏御骨云。或說伴寺此所、御塔不詳。但上村の内に塚、安古代石塔、是其所歟。

●還幸橋 在下村名義不詳。愚按、光嚴院中比赴南方。正元年中歸洛あつて、丹波山國に入玉へり。其時渡玉ふ故に號之歟。到山國此所順路也。任後勸。

右所載の北に西河内、細河、尾野尻等の村あり。尾野尻に有尾野尻峠。細河の北に號金花山あり。尾野尻の西北に當國丹波の堺あり。自是出彼國山國村。已上山城乾方究竟畢。

(山花金)

山州名跡志卷之七

瑜伽林隱士 如是相白慧撰

愛宕郡

大宮 在紫野北。鳥居西向拜殿南向宮同所祭神秘云。當宮屬賀茂。

○大宮森 云同所神木。神殿の西に有街道。洛陽に至には堀河西に通じ、南は九條に至、鳥羽に續く。緣此宮大宮通の號あり。

紫野 大德寺の地より今宮の北に至て稱之。詠和歌。

〔堀川後百首〕

諸人のかさして歸る葵草、むらさきのにてみとり成かな。

〔續後拾遺〕圓融院の法皇うせ給いて紫野に御葬送侍けるに、一年此所にて子日せさせ玉ひし事など思ひ出てよみ侍ける。

紫の雲のかけても思ひきや、春の霞になして見ん

山州名跡志卷之六 終

とは 朝 光

按圓融院御葬送地は蓮臺野なる歟。是即紫野の中の別名也。此所古今葬送の地也。

○今宮 在紫野。鳥居東向搥門東向中門同拜殿南向宮同所祭 疫癘神云。

○天王社 双木殿西南向所祭 牛頭天王、中比所勸請也。【神社考】曰、是社疫癘神也、一條院正曆五年、長保二年世間不靜、立神社於船丘山北、行御靈會號今宮云。

攝社

○稻荷社 在拜殿西南向。

稻荷社西有二棟八神殿、自北至南如左。

○大國社 一 ○蛭子社 二 ○八幡 三 ○熱田社 四

○住吉社 五 ○香取社 六 ○鏡作社 七 ○諏訪社 八

○齋院 在右社西板垣内。社東向三間所祭 中央 賀茂明神左 齋院 右 若宮

上古賀茂に齋王備り玉ふ時、於紫野御潔齋の神事あり。其跡伊勢齋宮嵯峨の野宮に居し玉ふに等し。然るに此齋院の居所をも號野宮、紫野に在し由載舊記。件の因縁の故に當宮の地爲勸請。但野宮地今不詳。

○月弓社 在齋院西丘上東向。○辨財天社 在中門内東向。

(寺靈蓮七寺隆香)

○庚申社 在搥門内南向。

例祭 五月十五日 神輿一基 相殿神 神輿牛車一輛

△若狹河 云同社門前石橋下流。水源西鴨山谷より出、大宮通溝に入。西堀河水源是也。委洛陽部。河名義不詳。

蓮臺野 在舟丘西南。古今葬送地也。詠和歌。

〔山家集〕

露ときえは蓮臺の野にをくりをけ、ねかふ心を名にあらはさん 西 行

二條院崩じ玉ふ時此野に御葬あり。諷經の僧其座位を諍、南都北嶺諍論の事、載【平家物語】。香隆寺の良に當て蓮臺野に奉納と云。香隆寺は今の蓮臺寺の一名也。其寺船丘の西に在て、其所より良に當れり。古老曰、古蓮臺野

の火葬場は、今大德寺の塔頭龍光院の邊也。今尙老松あり。此院大德方丈の乾在二町許。

幸阿彌谷 此號今亡。古攝蓮臺野。古老曰、其所は大德寺塔頭寸松菴邊也。

常盤第 此所今宮の東を到葉竹、左方人家の地也。常盤は義經の母、初九條院雜司にて無雙の美女也。此人紫野に居住の事載【雙紙物語】。此館にして義經を誕すと云。

○義經産水井 在同所人家北。清泉なり。

○辨財天社 在并傍南向。此所義經袍衣を藏といふ。

○大源庵 在右人家南竹林内。門南向宗旨禪屬大德寺。此地源義朝の別荘あり。故に大源の號あり。

△下御前 大源庵到北路傍左云小祠。

△上御前 右社北一町餘杜傍云小祠二祠由來

紫竹 地名 在紫野北。自是北名跡見前卷。

○龍寶山大德寺 在今宮南。摠門南向山門南向額金毛關横額

○佛殿南向 本尊釋迦佛坐像四尺餘脇壇東梵天王・帝釋天王共懸椅子腰長二尺五寸許同西達磨像左臨濟右百丈開山像坐像此外安虛堂・大應等代々牌。

○法堂 在佛殿北南面。○經藏 在佛殿東西向安博士

○官池 云經藏前池。○梅橋 池橋是也。

○雲門庵 云方丈。在法堂北南面。安開山像。安所間口黒漆踈障子四枚白壁額靈光横額金字後土御門院宸筆。障子内繫表紋戸張水引。内板敷有上壇。其奥壇上間取一間半塗骨腰障子。其内繫青地表紋戸張水引。所安大燈國師像坐像三尺餘壇前在左右壇其前立塗赤骨縁張障子。所安花園院後醍醐院後土御門院等神主。右方大應國師畫像并歴代牌を安す。

傳云奉骨石塔于丈室中。賜名曰靈光云云。開山略

(光靈) (庵門雲)

傳勅號興禪大燈高照正燈國師。諱妙超號宗峰播州楨西郡産。姓紀氏。父母禱觀音大士誕十一歳師事同國書寫山戒信律師。成長慕不立文字宗風。來山城到鎌倉見尊宿。及謁佛國禪師與語機契。遂祝髮受具。又參大應國師。悟宗旨。蒙印可。天應遷化。後居洛東。又住紫野。傍有云洗心子者。儒者數輩偕奏。朝欲破禪宗特來問難。一聞師語皆稽首服膺。而洗心子捨已宅爲大德方丈。今雲門庵是也。花園院詔入大内。奏對稱旨。勅大德爲第一祝聖道場。特賜興禪。天燈國師之號。又後醍醐帝問法。因進法語一通。上書投機。頌加贈高照正燈國師。施莊田若干。以充香積。師建武二年十二月廿二日化。五十六歳。遺誠曰。去後火化置骨石于丈室。勿別造塔。廿二日午刻欲端坐示滅。因久患足疾不能跏趺。以手盤足而左膝傷折。流血沾衣。遺偈曰。截斷佛祖吹毛常磨。機輪轉處。虚空咬牙擲筆。而逝。遵命奉骨石塔于丈室中。賜名曰靈光。已上取要。

○伽藍建立 赤松圓心・同則祐寄資料。山門連歌宗匠宗長造る。然れども無閣。閣は其後千利休造る。方丈の前門は明智光秀寄進すと云ふ。當寺十境。

達磨峰 瑞雲軒 看雲亭 金剛軒 古巖松 起龍軒

(心洗) (頭機殺) (立健の蓋伽) (院別の寺慶元)

佛經修練功淺未萬一。故捨此院永爲精舍。欲傳天台之教。報先皇之恩。若委非其人。道則不行。付得其人。業將彌盛。今制田園資財。永以付屬者。伏尋親王素意。深於報恩。志在天台。望請爲元慶寺別院。但院中雜事。擇遍昭門徒中堪事者。永令勾當。田園有數支用不乏。望每年三月二十一日。先皇忌日。演四卷金光明經。安居九旬之間。講妙法華經。若非勅許。恐有斷絕。至是許之。卷四十九○釋書云。應和三年三月十九。雲林院塔成。帝幸落慶之席。卷二十五○河海抄云。雲林院は淳和の離宮なり。仁明天皇に處分し奉り給ふ。次に常康親王傳領す。本堂は彼親王の室なり。其後御願寺として天曆に實性僧都別當に補せられなどして殊に尊敬ありき。御記にも本尊は千手觀音靈顯あり云々。

官池 梅橋 雲門庵 明月橋

○眞珠庵 在方丈北。門南向額眞珠庵横額眞字金字一休筆。中臺安一休和尚像。其間塗唐戸二枚。四折前箱階二段。階左右立塗擬寶珠二本。戸内繫織紋戸張水引。額何似横額眞字板一休筆。一休像坐像三尺餘壇前在左右壇其前立塗赤骨縁張障子。所安花園院後醍醐院後土御門院等神主。右方大應國師畫像并歴代牌を安す。

○聖泉 云井水。一休和尚銘之。此所昔少將保昌別莊也。是和泉式部夫也。故又和泉式部の井と云ふ。庭園大の老松二本あり。體様如畫。

○大將軍社 在大德寺門前南向。鳥居東向所祭大將軍神傳在次下

○雲林院 在大德寺東。今爲所名。土人稱宇志居。此所往昔仁明帝の御子常康親王の居所也。後に改爲寺。親王出家して法名を號雲林院。【二代實錄】

日。仁和二年四月三日壬子。勅令雲林院。每年三月二十一日。仁明天皇忌日。轉金光明經。安居一夏之間。講妙法花經。先是僧正遍昭奏言。雲林院是仁明天皇之第七皇子常康親王舊居也。初親王出家之後。去貞觀十一年二月十六日。親王附屬於遍昭云。仁明天皇仙化之後。賜以此院。常康剔除頂髮歸依

仁明天皇仙化之後。賜以此院。常康剔除頂髮歸依

(居志宇) (莊別の昌保) (像の依一) (庵珠眞)

○雲林院 在大德寺東。今爲所名。土人稱宇志居。此所往昔仁明帝の御子常康親王の居所也。後に改爲寺。親王出家して法名を號雲林院。【二代實錄】日。仁和二年四月三日壬子。勅令雲林院。每年三月二十一日。仁明天皇忌日。轉金光明經。安居一夏之間。講妙法花經。先是僧正遍昭奏言。雲林院是仁明天皇之第七皇子常康親王舊居也。初親王出家之後。去貞觀十一年二月十六日。親王附屬於遍昭云。仁明天皇仙化之後。賜以此院。常康剔除頂髮歸依

【古今集】雲林院にて櫻の花をよめる、
いさ櫻我もちりなんひとさかり、あかなは人にうきめ見えなん 僧供法師
木のもとにをらぬにしきのつもれるは、雲の林の紅葉なりけり 貫之
紅葉する雲の林もしくる也、我そ佗人頼むかけな

家 隆

これややく雲の林の寺ならん、花を尋るこゝろや
すめん 西 行

空也上人此寺に住せり。常康御子也。〔系圖傳〕

●白毫院 是雲林院末院也。其地當雲林院村卯辰間。

●小野墓塚 在雲林院卯辰方二町許島間。

●紫式部塚 在墓塚西。在上榎。二塚雙。東西、塚壇存、堪

嘆息。〔花鳥餘情〕云、紫式部墓所在雲林院白毫院南小野

墓西。〔岷江入楚〕曰、宇治之寶藏之日記にも、紫野の雲

林院に有よしみえたり。式部は檀那院僧正の許可を蒙り

て天台一心三觀血脈に入れり。兼てより雲林院の幽閑を

しめけるも旁ゆへあるにや云。

△天皇塚 在雲林院村東。土人號之。或說是則圓融院御火

葬地也。案於紫野奉火葬記明、仍云之者歟。有云記曰、

葬圓融寺東北云。彼寺舟丘の東北にありしと云。愚案

凡當國の内天子の御墓をば、皆稱陵又は御墓といふ。土

人凡下といへども、古よりの口稱とみえたり。然るを呼

此塚云天皇塚。不審。○〔世繼物語〕云、今はむかし圓融院

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

うせさせ給ひて、紫野の方にて御葬送ありけり。ひと

ゆきなりの少將
をくれしと常のみゆきはいそきしを、煙にそはぬ
たひを悲しき

知足院 在古雲林院近邊。舊地不詳。〔拾芥抄〕曰、千葉介

建立云。〔枕雙紙〕云、祭のかへさ。鬘。見るとて雲林院。知

足院などのまへに車をたてたれば、時鳥もしのぼぬにや

あらん、ななくにいとよまねびにせて木高き木どもの中

に諸こゑに鳴たるこそおかしけれ。

●紫野齋院 野宮とも。賀茂齋宮館也。其地不詳。案雲林院南敷。

昔〔三代實錄〕曰、貞觀三年四月十二日丙辰。賀茂齋内親

王臨鴨水修禊。是日便入紫野齋院。勅大納言正三位兼

行右近衛大將源朝臣定監禊事。〔古今著聞集〕曰、昔

ある女雲林院の菩提講に、大宮を上りに參けるに齋院の

邊近くなりて石橋のありけるに〔下略〕

山家集 齋院おはしまさぬ比にてまつりのかへさもなか

りければ、むらさき野をとをるとて、

紫の色なき比の野へなれや、かたまつりにてかけ

ぬ葵は 西 行

●有栖川 案同名河在賀茂・紫野・嵯峨三所。此所不詳。此

邊の傳説に、舟丘の東南大宮の西條人家の間え、舟丘の

卯辰方より流る、細流を云也。水源は今宮島居東を自

北流南、其所にては號若狹河。其下は大徳寺門前を流

る。

春毎にこかれやすらん船岡は、わらひもえ出る所
なりけり 俊 成

○此山の西の麓に火葬場あり。諺云、弘法の所開と。西面

に有巖火葬場に向ふ。此所弘法加持修法の所と云。此

火葬場西方蓮臺寺の領也。件説實義ならんには此寺に可

有華記。予尋るに無傳記。又爲火葬場由來不詳。

山家集 船岡のすその、塚の數そひて、昔の人に君をなし

つる 西 行

はかなさは船岡山の夕間暮、しはしも絶ぬけふり

にもしれ 爲 家

○源爲義の子多く此所にて被誅由、載〔保元物語〕卷中。文

曰、左馬頭に重て宣旨下りけるは、汝が弟共皆尋て、可

參。殊に爲朝とやらんは、寶輦に箭を放たんだと申ける

遣て尋ければ、爰彼所より尋出してけり。爲朝は敵寄る

と見れば何所共なく失にけり。四郎左衛門頼賢、掃部

助頼仲・六郎爲宗・七郎爲成・九郎爲仲已上五人の人々都

えは不可入と仰下されければ、直に船岡えいで行け

る申略。已上五人父兄の無道に依て害せらる。故院の御中

陰の故に首をば獄門にはかけられず。穀倉院の南の池の

歌。

船岡のわかな摘つ、君かため、子日の松の千代を

送らん 元 輔

山州名跡志卷之七 愛宕郡 惟高社 若宮八幡宮 常盤木 船懸塚 屏風塚 梶井門主殿 船岡山 一五三

て來也。如件號今あるべき流にはあらず。至南太濁水な

り。所詠和歌。

〔天木集〕 おとにきく齋の宮の有栖川、た、船岡のわたりな

りけり 恒

○惟喬社 在雲林院村南、今宮神輿旅所東路傍。鳥居〔西向〕

西向。勸請記未考。

○若宮八幡宮 在旅所西竹林内。社〔南向〕

傳云、此所源頼光第宅、其地所祭云。始大架也。今猶此南

巨東西條云。横若宮町、其南巨南北云。堅若宮町也。

○當盤水 在雲林院西至船丘山路傍右。傳云、義經母常盤

所愛、仍爲名と難信用。

△絹懸塚 在右水北。一名鏡塚とも。由來不詳。

△屏風塚 在船丘北面。在上古藤繁茂。

●梶井門主殿 在右同所二塚其境内。彼御所在此所。持佛

堂號自性金剛院。舊記應仁滅兵火。自此移大原。今猶此

地字を御所田と稱す。

船岡山 在大徳寺南。形類船。東西二町南北一町許。詠和

(塚教爲) (元の淨清は地)

傍に乘らる已上同又云、同弟乙若龜若鶴若、十三十一、九歳なるを其後誅せらる同卷今土人の説に、爲教塚と號して、船岡の西戌の間一町餘島間にあり。是則彼死骸を收る所歟。但爲教別人なる歟。案船岡山、初は清淨の地にして其擇に出る所也。如左。○【三代實錄】曰、董仲舒祭法、螟蝻賊害五穀之時、於害食之州縣内清淨處解之攘之、故命陰陽寮於城北船岡修此祭、蓋擇清淨之處云云。

△頼光塚 在爲教塚南西。傳云源頼光塚也。不考。

○七社 在船丘巽。鳥居南同社同所祭。伊勢・春日・石清水・稻荷・賀茂・松尾・平野。件社七所勸請の故名。七社云云。一義に此邊に自七野あり。其領社の故名之。此義不然云云。一説、古船丘の東北の地、山門座主梶井門主の坊舎あり。仍天台守護神山王七社神を此地に勸請あり。之を稱七社を以て、自總社の稱號となる。梶井坊他に移る時、社も移ると。

一書云、當社、貞觀元年十一月染殿后依祈願、和州春日神勸請し玉ふ、其後冷泉院御宇安和年中、伊勢石清水等件の六神を添勸請し玉ふ云云。又云、祈願の輩白砂を當社に獻するは、寛平帝后或時御門の寵愛を失せり。后悲之祈當社勿感靈夢、於此地以砂和州三笠山の狀を築べしと。造之遂得愛歸元也。爾より貴賤祈願あるには、以砂

(像の法弘) (寺隆香)

社前に積也云云。
○蓮臺寺 在船岡西鷹峯條西方。門東向。宗旨、眞言法新佛殿、東向。本尊、地藏菩薩坐像一尺作聖德太子以主作。
○弘法大師像坐像一尺。自作。安北脇壇。
當寺名、蓮華金寶山上品蓮臺寺。又香隆寺とも。院號九品三昧院。

○寛平法皇勅額 上品蓮臺寺額。今藏庫。開基、上宮太子。中興、寛平上皇。御落髮後住玉へり。其後、寛空法師住持して眞言を弘む。空は上皇灌頂の師也。其後、又寛朝僧正住持す。此人則上皇の御孫にして、敦實親王第二子、寛空弟子也。空傳釋書十、寛朝傳載同書卷四。

○寛朝像 自筆一軸在當寺。

△待賢門院陵 在當寺。由載舊記。不詳。

【舊今昔待賢門院かくれさせたまひにけるを、香隆寺に納奉りければよめる。

夕されはわきて詠んかたもなし、けふりとたにもならぬ別は 堀川

【新勸靈】香隆寺に参りてもみちを見てよめる、いにしへをこふる涙にそむればや、紅葉も深きいろまさるらん 堀川院讚岐

愚案、當寺北一町許、大路東傍大塚あり。其畔字を云

(元塚御)

御塚元。是彼御塚歟。

●堀河院御骨 初納當寺【編年集成】曰、嘉承二年七月十九日、崩于堀河院。廿四日葬香隆寺坤原。安置御骨于同寺。

【百練抄】曰、天仁元年三月廿二日、先朝御骨從香隆寺奉移圓融院。

●二條院御骨堂 今不詳。

【編年集成】曰、永萬元年七月廿八日崩于二條皇居。年二十三、八月七日葬香隆寺良野云云。

【百練抄】曰、嘉應二年五月十七日、二條院御骨自香隆寺本堂渡三昧堂、件堂以二條后皇崩御殿、左大臣渡造之云云。

愚案、此邊土人説、件御塔、五輪石塔にして、舟丘内北面にあり。千利休取之、己が爲塔、大徳寺聚光院に立。又以臺石茶亭爲水鉢云云。其跡山にありといふ。蓋是彼御塔なること不審。【百練抄】香隆寺良野と云、此丘彼寺東面。○千本通 在船岡西。是即朱雀通也。上は鷹峯に至、下は九條に至る。別名云千本。義載洛中部。

○大光山引接寺 院號歡喜院。在蓮臺寺南千本通西方。宗旨眞言。門東向。堂東向。額引接寺。額、世尊寺家行季卿筆。本尊、焰魔王坐像八尺。作定朝。此像左手の内に七條勸願所、佛

(院喜觀)

所家定朝作。又双て定朝重加彩と書す。朝は、後一條院世の佛師、官至法橋。工人昇進の始也。脇土司命司錄五尺許。同作。地藏菩薩立像六尺許。安北壇。當寺開基不詳。

○白毫院 云南小堂。本尊阿彌陀佛。是便紫野の白毫院を移造處なり。

○石塔婆 十三重。在堂後。由來不詳。或書曰、引接寺は洛の北芒也。千本に葬送する者此門前を往時、必此所にして鐘一聲をならすなり。是則衆生の妄夢を覺さしむるの義と云。案鐘一聲するは無常の義也。【續古今集】哀傷部、天台座主源覺の和歌に、「一聲の鐘の音こそ哀なれ、いかなる人の終なるらん。」

拍野地名 在引接寺西。南は大報恩寺地に至て之を稱す。諺云、引接寺焰魔王の御頭、此野より出づ。是故に實は頭野なり。

葛野郡

カ) ○紙屋河 又仁和河とも。在引接寺坤二町餘。俗かい河と云ふ。水源中河谷より流て、此所に來り、南吉祥院在東寺の前を経て、下鳥羽に至りて、桂川に合す。【源氏物語河海抄】云、紙屋河とは北野と平野の中を南え流る、河也。仁和

(河和仁) (紙黒又紙宿) (紙ヤウカ)

河とも號す。此所にて紙を漉初けり。今の黒き漉通とてあるやうの紙也。宿紙とも黒紙とも云ふ云。

【古今集延五抄】云、紙屋河は平野明神を參る時、渡る橋、高橋河也。昔此所にて紙を漉しなり。物語にかうや紙ともあるなり。又つゞめてかや紙ともつかふなり云。此河詠和歌。

【古今集】物名部

うは玉の我黒かみやかはるらん、鏡のかけにふれる白雪 貫之

【御集】

世々へても紙や見河にたえぬ浪、絶て忘るゝまなく時なし 後鳥羽院

○高橋 在右河。渡東西。

○荒見河 右橋北二町許別名也。或説に、此號は大嘗會の時、祓齋の義あるなり。其齋義此所にてあり。役人數輩參向して御祓の式あり。是を云荒見河祓と。近年大嘗會の時も此義あり。

(祓の河見荒)

紙屋院 此所昔紙屋河の邊に在て、令漉宿紙奉行勤番所也。【延五抄】に紙屋河にて紙を漉しとあるは、其漉所即此院也。然ば此院、紙屋河の邊にありしこと決せり。

【拾芥抄】云、圖書別所在野宮東云、圖書は即圖書寮也。其司圖書頭也。禁裏の諸紙并諸圖書等の義を司る也。於

(所別書圖)

(房命資) (堂迦羅本千)

此所勤番して所漉紙なる故に、紙を宿紙と云ふ。其色薄墨なり。俗に薄墨の綸旨と云ふ紙是也。當院舊地不詳。右如【拾芥抄】紙屋院在野宮東と。然ば古野宮は今云ふ千本通より西に在し歟。野宮紫野にありしこと載古記。前に野宮を以て載大徳寺邊事は、當世云紫野は大徳寺の地より東及北の方面已を云ふ。仍て爲易得意載たり。如【拾芥】紫野は船岡の西一町に至ても、又紫野の内なる歟。元より伊勢齋宮・賀茂齋院・初潔齋し玉ふ所を野宮といへり、仍野宮、嵯峨・紫野二所にあり。又野宮の邊に有栖河あり。是亦共有。紫野の有栖河は船岡に近體、躬恒詠和歌明也。後人可有考。

【天木集】

おとにきく齋の宮のありす河、た、舟岡のわたりなりけり。 凡河内躬恒

○大報恩寺 在柏野。俗稱千本釋迦堂。宗旨眞言屬智積院。門南向。堂同本尊。釋迦佛尺餘。一作安阿彌。脇士十大弟子立像。一作未考。安本尊同厨子。

○養命坊 云方丈。○手習間 在同所。傳云、此所能登守教經童形の時、筆法修學の所なりと。此地度々軍卒の居所となれり。然れども火災をのがれて存せり。古代の體也。當寺開基求法上人【半陶菴】曰、當寺求法上人義空挿草之地、俱舍天台眞言三宗弘通之靈場也、本

師釋迦文佛・十大尊者像設儼然也。按寺古記上人

生緣羽州其母禱醫王善逝夢、吞日輪而誕焉。志學之歲發大願、創一精舍以報四恩報恩之號。權輿于此也。屢謁石清水北野廟。天王寺以祈冥助。意在得佛法相應之靈地也。猫間中納言光隆卿家卒、有岸高者信男也。規千本地以捨上人。承久三年假構小堂安一佛十弟子像。貞應二年欲建大堂。所謂大光柱者無所取材。實闕典也。衆工拱手未如之。何時攝陽尼崎有商材曰成金者。得一異夢。金色白尾老杜多告曰我洛陽北隅見創精舍。汝所藏巨材有可以爲大光柱者。爲我沽諸。成金許諾。乃以大報恩寺印刻其木頭而去。覺後視之印文粲然。成金感歎不已。入洛尋之。乃千本大報恩寺也。事與夢牒合。夢中老杜多者十弟子第一尊者摩訶迦葉也。容貌一無差。成金不勝喜躍。所諾之材悉奉施焉。於是大堂不日而成。嘉禎元年承綸命。弘通大小乘三宗。又貞治二年等持院大將軍降命。命本寺行涅槃講。遂爲常典。普廣院相公特推台誠講筵。化議倍舊。加之翻蓋。大堂金碧一新也。下略。

△花山院陵 不詳。

或家記曰、寬弘五年二月八日崩、年四十二、葬報恩寺北野。

山州名跡志卷之七 葛野郡 花山院陵 石陰

(寺園西)

云、是即云大報恩寺歟。

石陰 地名 今不詳。此所、一條院・三條院を葬、御骨を藏し所也。【拾芥抄】靈所部、石陰、西園寺東北野北云、西園寺は今金閣寺の舊號也。俊成卿詠石陰山。北野北西園寺東無山【拾芥】説不審。

巖花物語 寬弘八年六月廿二日、一條院かくれさせ給ひて岩陰といふところをくり奉るころ、

岩陰のけふりを霧にわかかねて、其夕くれの心地せし哉 辨資業

同 寬仁元年五月九日、三條院かくれさせ給ひて、おなし所へ同き十一日にをくり奉る、

日のもとをてらし、君か岩陰の、よはの煙と成そ悲しき

【新千載】一條院かくれさせ給にけるを、石陰といふ所に納奉りける御供に、つかうまつりて歸てよめる、

いつくにか君をは置て歸けん、そこはかとたにおもほへぬ哉 堀川右大臣

右因【拾芥抄】載此所詠石陰和歌如左。

【家集】 身をすれば哀とそ思ふ照日うすき、石陰山に咲る 俊成

同 卯花

氷室山いかに契りて石陰や、夏の氷のふちとなり
けん 家 隆

北山 在高橋西北四五町。此所南に有金閣寺。此寺東及南
南北に有民村。其北を大北山、南を小北山と云ふ。此所自
洛陽戊亥の方なりといへども自古稱北山。此類なり。嵯
峨は洛の西なりといへども西山と云ふは、坤方大原野よ
り南を名く。北山詠和歌。

吾今集 北山に僧正遍昭と草かりにまかりけるに讀る、
紅葉は、袖にこき入てもて出なん、秋は限と見ん
人のため 素性法師

〔玉葉集〕北山に花見に罷りて侍けるに皆散積て侍ければ、
花をこそちらぬ先にと尋つれ、雪を分ても歸り
ぬる哉 赤染衛門

(寺閣金)

○鹿園寺 或金閣寺 在北山麓平林中。宗旨禪。寺南向。此所故
將軍義滿公山莊。應永四年四月造る。莊觀奇美をつくせ
り。後に爲寺號鹿園院。即公の院號とす。有三重閣。以金
鉚。故に號金閣寺。

○閣 在方丈西大庭。屋簷實形造。棟置鳳凰。以金作
大第自 第三 法水院 南面 又如來殿 第二潮音洞 南面 第一 究竟
頂 四面 粉壁、板敷、梁行、下中段五間半、南北四間。上段
三間四面。下段東脇面北によせて二間の所壁、其南一間

(像院園鹿) (像密夢)

開戸、是東の口也。戸の南幅一間の内縁、西の脇面南によ
せて開戸、是内縁の西端也。戸の北二間の所壁、南面下縁
高さ一尺四五寸、如垣欄干あり。内の間取、東を勝手に
取、東西一間半、南北三間の空間。此所東の壁に寄て升上
段梯あり。其西三間半所佛間。

○佛間壇上、本尊阿彌陀佛五尺許。作安阿彌。脇士觀音
作運慶。勢至三尺許。作洪慶。脇壇 達磨大師一尺三寸許。坐列
自西 至東 ○夢窓國師像 坐倚子重立兩手 長一尺三寸許 ○大元像 坐倚子重立兩手
○鹿園院殿像 法體法服、天台衣、白地金紋、前著右 脇壇 銘鹿園院太上天
皇尊儀。安廚子 藤原結戸張白地今織。

○漱清 同所西口縁外、二間懸造是也。向池。此所古手水
所也。

○中段 四方縁欄干あり。縁幅欄干の内三尺、四面板壁、
西脇面中央に一間に、幅三尺餘の窓有。角の木算、四方縁
北方東によせて三尺許の窓あり。如右。北面中央に一間
の口あり。開き戸。間の内中央に以木所造岩洞あり。布著
漆塗、一間高八尺、安聖觀音尺餘作惠心。脇士 四天王、長三
不詳。安洞左右板敷。洞左右有壇、高三尺許。天井平板、長
押、柱に花唐艸の畫所々消殘れり。正面開戸、左右格子。至
上閣東間寄東壁、向西有梯。

○上段 四方縁欄干擬寶珠、四方中央唐戸二枚、戸の
左右火燈口、懸黒漆、内障子、額 究竟頂、後小松院宸筆。

(石海八山九)

内十八疊敷板敷 黒漆 縁板同 漆地雖存 天井平板。此所内外
屋禰裏天井、勾欄共に金鉚を麗。勾欄は悉く脱て金光幽
に存す。此所應仁文明の間荒涼し、下賤妄に遊、所爲樂書
彫入あり。又世説に此所の天井敷板一枚板と。是太非
説なり。天井板一枚なり。案所板一枚なるを誤者歟
然希有の大木なり。

(塔)

○九山八海石 在閣前池中、秀吉公の代諸所の取名石
聚樂亭に移玉へり。世人是云石狩。此石獨其狩に漏たり。
○春日社 在閣乾三十間許。鳥居 木柱 拜殿 南面
○安民澤 在閣北五十間許山麓上壇地。水常に溢
○夕佳亭 在澤東上壇地西面。同所内額即休。此所萱薺
茶亭なり。

(莊山の經公寺園西は元)

●塔三重今無。應永四年六月義滿公の建立也。
此所、昔は西園寺公經公の山莊也。傍に寺を建て號西園
寺。依是公經公の末裔以寺號稱號となせり。此所彼
子孫傳領せり。然るを義滿公此地を好で、西園寺公種公
に乞得て退隱の所となし、家督并に室町の亭を義持公に
與らる。然ども於世務いまだ執行、無大小此所にして
決談す。世に北山殿と稱す。應永十五年五月六日、此所に
して薨じ玉へり。五十一歳。法名鹿園院道義。應安元年よ
り應永元年に及んで在職二十七年、退職已後十四年、治世

四十一年也。同九日天子敕して太上天皇の號を贈賜ふ。
然ども義持之を辭せり。同十二月、大明成祖皇帝以書吊、
作祭文恭獻王と諡す。

○往昔西園寺の體、【増鏡】諸和歌集に見えたり。如左。
【増鏡】内野雪卷、今の後の御父は、先にも聞えつる右大臣
實氏のおとゞ也。其父殿公繼のおほきおとゞ、そのかみ夢
見たまへる事有て、源氏の中將のわらはやみまじなひ給
ひし。北山のほとりに世にしらす、ゆ、しき御堂をたて、
名をば西園寺といふなり。此所は伯三位すけ長の領なり
しを、尾張國松枝といふ庄にかえ給ひてけり。いにしへは
田島にて有し。峯より瀧をおとす。本尊如來。本堂は西園寺、
せんみやくるんは樂師、功德藏院は地藏、池のほとりに
妙音寺、瀧のもとには不動尊、此瀧の不動尊は、つものくにより、生身の
ゆみておはしたりき。そのみ
のかさは、實藏にこめてあり。いしはしのうへに五大堂、成就心院
といふ。けするん、無量光院、北のしんでんには大臣のす
み給ふ已上。

山櫻峯にも尾にもうへをかかん、みぬ世の春を人や
忍ふと 公 綱

〔續古今集〕西園寺にて花のうたあまた讀侍ける中に、
此里の櫻を雲と詠つる、都をかすむはなのゆふ
くれ 入道前太政大臣

右外天子・后行幸行啓事和歌載【續千載】風雅【新拾遺】等。

○石不動堂 在鹿園寺北林中。堂西向。本尊 不動明王立像六尺二寸脇士金伽羅・勢多迦立像三尺九寸許・元善一正也・共皆以石作。件作弘法。所安岩窟。口開戶長押及口左右。堂內左右壇あり。北地藏立像二尺七寸許彩色作安阿彌。南寶冠釋迦佛坐像三尺。作不考。不動尺許長五寸許作智證。此像無髮毛如剃。安堂內北側。○渡天石 在堂南。

○淨藏師所塔 在鹿園寺下馬所南。由來不詳。○鏡石 在鹿園寺鷹峰路左傍。如水晶石以寫影號之。○不動石 在鏡石北一町許山上。共土人口稱なり。○六請明神社 在鹿園寺南西衣笠丘長平林中。鳥居南向社南向所祭未考。土人云三八所明神。土人爲産沙神。例祭九月廿七日。

●女院內 又御屋敷とも 在鹿園南一町餘。殘小地爲字。案伏見院中宮廣義門院。西園寺傍に住玉へり。是則西園寺家竹林院左大臣公衡公息女也。此邊西園寺家傳領事明也。續千載集 中宮后にたち給ひて西園寺にをはしましけるころ、行幸など侍けるに、八月十五夜月をもしろかりければ、中宮の御かたへ讀て奉らせ給ふける。こよひしも雲居の月もひかりそふ、秋の深山を思

ひこそやれ。 永福門院 ●興隆寺 在北山。舊地不詳。【三代實錄】曰、貞觀七年四月十五日乙丑、常住寺十禪師傳燈法師位延庭奏言、於山城國葛野郡北山奉爲國家建立道場。曰興隆寺。四履六町。安置千手觀音像一體。梵王・帝釋像各一體。四王像四體。貞觀二年詔令木工寮修造堂舍。春演說最勝王經。秋吼講妙法蓮華經。安居之中轉讀大般若經。誓護國家。深期永代。望請爲御願寺。修戒律・眞言兩宗。但不經僧綱并講師之攝。不從之卷十七紙。

●小松大臣遊宴地 在鹿園南西絹笠山東麓。是則北山茸獵遊宴。盛久爲音曲所也。土人云盛久屋敷也。●時雨亭 在自右地東南。自松原地北二町許。殘小地爲字。土人云時雨地。是則定家卿所設云。○松原村 在衣笠山巽麓。△野寺字 在右村卯辰間三町許。未考。○萬年山眞如寺 在六所社南松原村西。境地南面北有山。宗旨禪。門南向佛殿南向本尊 釋迦佛坐像二尺許作不考。○所安本尊壇下、佛光像 佛光應供常照國師 東脇壇安三影。中央達磨 左佛國 佛國圓滿廣濟國師 右夢窓國師 東壇無著尼如大和尚 千代野禪尼也。

(鹿跡正)

○開基 夢窓國師。是より先、無著尼此所に一庵を造て、佛光國師の塔所となして、號正脉庵。其後後村上帝康永二年に、高師直増續す。○【夢窓錄】曰、康永元年壬午四月十五日、武州太守高師直請兼管眞如寺。先是、高師直受衣將建一梵刹請師爲開山。相攸未得。稱意師謂師直曰、仁和寺東北邊有正脉庵。是佛光禪師塔所也。其封疆寬濶。可以建大伽藍。請追請佛光爲開山。則吾領住持事。師直甚喜。不日而成寺。號眞如山。稱萬年。皆追慕乃祖遺跡也。正脉庵者、尼如大爲佛光所建也。佛光與如大長老手書并手染牌額等諸大字。收在本庵。其書略曰、汝受吾衣。法道風大。行老懷。懽喜。骨髮少許。與汝爲安奉別置一小禪刹。代吾分化。須當竭力。不得違吾之志。今寺之興。英是祖翁冥有所得也。秋七月謝眞如事。已上。○眞如寺上梁銘 夢窓國師製。皇基久長持。天葆命。民物康阜樂。世清平。檀那奉菩薩戒。武藏守高師直。再興伊豫。守源時義謹立。已上書。故祖道紹興。普播玄軌。檀門孚裕。永贊正宗。曆應五禩。壬午結制日。嗣祖比丘夢窓。敬書。已上同。 無著如大尼 法受佛光國師初金澤越前守妻 夢窓國師傳 載末卷。

(山位)

●正脉庵 今無 此所開山塔所也。有三塔佛光 佛國 歸元庵同上 檀那塔所、當山之徒主。●寶光院 同 天庵塔。●聖果院 同 明叟塔。○六請社 在門前東向。所祭地主神也。社記未考。○絹笠丘 眞如寺後より鹿園の南に續く丘也。主山は西方絹笠山也。此丘詠和歌。 [夫木庵] くないの衣笠岡の岩つし、ひかけさしてそ色 増りける 爲 秀 [堀川百首] 秋毎にたれきてみよと藤はかま、衣笠をかにはほ ふ成らん 師 時 [夫木] きてみれば衣かさ岡にたつ鹿の、よを重ても戀の るつまかな 安 藝 ○絹笠山 眞如寺の西等持院の後山也。一説絹掛山。所以は、寛平法皇於御室炎天に深雪眺望を工玉ひ、此峯に白絹を掛させ玉ふ故也。又同所西峯を號位山。此峯一條

大路に中ると。案ずるに所詠和歌位山在飛驒。絹笠山詠和歌。

〔名寄〕

墨染の衣笠山の夕けふり、たちのぼるにそ袖はぬ

れける

爲 秀

〔谷津〕

○萬年山等持院 在絹笠麓境地同上。宗旨禪。門南向佛殿同。

〔關雲法〕

○中門 在佛殿前。額等持院。鹿園相國筆。此所初有山門號法雲閣。

〔堂昭家利足〕

○佛殿 南向本尊地藏菩薩二尺五寸許。作不考。脇壇東大元像一尺餘。西達磨尺五六寸。開山像三尺許。

〔開雲法〕

○足利家昭堂 在佛殿北南向。堂内敷瓦。本尊釋迦佛坐像二尺。脇士左迦葉右阿難共立像三。開山國師像安置間。退二間許。口有唐戶二枚。上有箱段階。安開山影。額證果額額。開山筆。額開山國師畫。七帝後醍醐天皇光。開山夢窓國師像坐像三尺許。持拂子。

〔關雲法〕

右間左右壁を隔て、南方東西に亘て有壇。足利家安將軍影。衣冠持笏帶劍。坐像年輪に依て長不同。其高年三尺許。

〔尊氏公〕

○尊氏公左一尊。○額登眞額。開山筆。

〔義滿公〕

○義滿公右一尊。○額靈壽同上。左座の終、十四代義榮公。右

座終、十五代義昭公。己上影前安牌。右歷代中不安置像。

長徳院五代義昭公

大知院十代義隆公

惠林院十一代義隆公

萬松院十二代義隆公

壇末所安牌

淨妙寺殿尊氏公父

證果院同母

登眞院同室

靈壽院同恩女

○尊氏公塔

在昭堂西傍

寶篋印塔を立延文三年四月二十九日。五十四歳葬。

院法堂等持院

○義詮公塔

葬當院由載。〔太平記〕不詳。

當院北の山下に墓所と號封地あつて無墓石。爲兵亂亡失。右歷代の塔所歟。

○鎮守社

在佛殿前南西

鳥居東向。社同所安聖天像靈應新。

○芙蓉池

在佛殿前

○清晏齋

云方丈

當寺尊氏公建立。開基夢窓國師。山號始稱鳳凰山。義堂和尚代改今號。

○大雲山龍安寺

在等持院西境地同上。宗旨禪。本尊釋迦佛坐像二尺。

脇士左迦葉右阿難共立像。同所有東西壇。

東大元坐像二尺。西達磨同東。在佛壇後南面壇三間上。中央惠光禪師像坐像三尺許。

東日峯和尚牌西。細川勝元像坐像二尺五六寸許。

此堂始東福寺一塔頭昭堂也。有故移。天井畫圖。龍。迦陵

〔亭の元勝〕

頻、彼寺兆殿司の筆跡也。開基義天和尙妙心。勝元歸依故也。然先師以日峰禪師爲開祖。義天和尙寛正三年三月十八日に化す。號大慈惠光禪師。建立主細川右京大夫勝元。時文明五年也。方丈即勝元亭。以書院移造。始在上御靈社西。前庭假山勝元所作。姿勢奇也。

〔塔元勝〕

○鎮守社 在池邊

〔寺大徳〕

○勝元塔 在方丈後山。文明五年五月十一日逝。四十四歳。號龍安寺。

〔秋風也〕

當時最初は左大臣實能公の山莊也。傍に建佛殿號徳大寺。代々此地に居す。又彼家の一代に衣笠内大臣と稱するあり。是即衣笠の麓に居するの謂也。〔捨芥抄〕

〔徳大寺〕

徳大寺衣笠丘坤。左大臣實能公家云。

〔秋風也〕

徳大寺に籠居て待ける頃、ふかき山なる人の返しに、

此里も嵐ははけしいかにけに、ふかき太山の住う

かるらん

はるかなる都のいぬる我宿は、大内山のふもとな

りけり

衣笠内大臣

【古今著聞集】云、文治の頃、後徳大寺の左大臣におはしけるとき、徳大寺の亭に作泉をかまへられて中御門左府へ案内申されければ、わたり給ひにけり。其とき三條の左

〔所御室御〕

府入道は右大臣、中山相國入道は別當にておはしける。各扈從し給ひけり。亭主手輿をやうるして、ひとへ狩衣きたる侍六人にか、せて、左府の車のもとへむかへに參らせられたりけるを、しきりにのがれ申されければ、あながちに申されければ、のりて泉えわたりたまひけり。中略。其次の日、北院の御室威法寺法印もて、寺中にさぶらいながら此事をしらす、遺恨の事也と申されければ、御返事にかたのごとくの小泉をかまへて候に、左府をしいれ候。入御とてめんほくのみし申されたりければ、やがて渡御ありけり。下略卷十八。按に、御室は即今御室御所也。古は今の龍安寺門前の往還道を、直に御室の中に通る。此所近隣の故に、寺中に乍侍との玉ふ。

〔日峰傳〕

○龍安寺建立の時は、此所徳大寺公有公領主たり。勝元此地を望めり。其時公有公所贈袖判讓狀一通在當寺。文體略。字員九十二字。時は長祿二年二月十日也。

〔日峰傳〕

師諱宗舜、號日峰、姓藤氏、城西嵯峨人也。母源氏之裔也。有賢行、曾詣法輪寺、祈虛空藏菩薩求男子、以百日爲期。滿夜母夢一老僧從虛空藏籠中出手持二枝菊以授之。由是懷妊、及誕生、額異、小字云菊夜叉敏惠。踰羣兒、九歲而父携入同邑木源庵岳雲室爲弟子。薙髮諱曰昌昕。庵在臨川寺西

〔日峰傳〕

隣の故に、寺中に乍侍との玉ふ。

〔日峰傳〕

師諱宗舜、號日峰、姓藤氏、城西嵯峨人也。母源氏之裔也。有賢行、曾詣法輪寺、祈虛空藏菩薩求男子、以百日爲期。滿夜母夢一老僧從虛空藏籠中出手持二枝菊以授之。由是懷妊、及誕生、額異、小字云菊夜叉敏惠。踰羣兒、九歲而父携入同邑木源庵岳雲室爲弟子。薙髮諱曰昌昕。庵在臨川寺西

〔日峰傳〕

隣の故に、寺中に乍侍との玉ふ。

〔日峰傳〕

師諱宗舜、號日峰、姓藤氏、城西嵯峨人也。母源氏之裔也。有賢行、曾詣法輪寺、祈虛空藏菩薩求男子、以百日爲期。滿夜母夢一老僧從虛空藏籠中出手持二枝菊以授之。由是懷妊、及誕生、額異、小字云菊夜叉敏惠。踰羣兒、九歲而父携入同邑木源庵岳雲室爲弟子。薙髮諱曰昌昕。庵在臨川寺西

〔日峰傳〕

隣の故に、寺中に乍侍との玉ふ。

〔日峰傳〕

師諱宗舜、號日峰、姓藤氏、城西嵯峨人也。母源氏之裔也。有賢行、曾詣法輪寺、祈虛空藏菩薩求男子、以百日爲期。滿夜母夢一老僧從虛空藏籠中出手持二枝菊以授之。由是懷妊、及誕生、額異、小字云菊夜叉敏惠。踰羣兒、九歲而父携入同邑木源庵岳雲室爲弟子。薙髮諱曰昌昕。庵在臨川寺西

〔日峰傳〕

隣の故に、寺中に乍侍との玉ふ。

大井河畔、日峰父宅與庵隣、岳雲者夢窓之高弟也、初住臨川、後遷雲居、然師薨髮在雲居之時也、十九歲而得度、自爲諸老遊歷、後從妙心第三世無因和尚得悟、永享初妙心寺再興、亦自創小院山堂、傍扁曰養源院、兼卜壽塔、及暮齡八十歲奉敕住大德寺、入寺指山門云、虛堂八十再住山、老僧八十初入寺、關無處回、避一喝、粵明年於妙心寺示寂、諸徒奉全身、收于養源塔、時文安五年戊辰正月二十六日、塔院昭堂安置、虛空藏金像、以菊光堂爲額者、蓋取諸托胎瑞夢小字等機緣也、滅後廿五年、敕諡禪源大濟禪師、已上取要

○十禪師社 在龍安寺門前西。土人爲產沙神。例祭九月十九日。

○仁和寺濟信法親王塔 在右社北二町許右山上。古此地仁和寺の領也。今龍安寺領とす。

宇多野 地名 在右同所北十町許。其地東西に長し。此所仁和寺後山の北也。此所に到るに、右の外鹿園寺の南の山の尾を西に越るに號原壇所あり。其西宇多野に通ずるなり。或説、此所寬平法皇を奉葬故に此號あり。同陵ありと云。是太今案の作説也。此陵は自古不知由載舊記。法皇を宇多御門と奉稱事、其宇多野非此所辯末。

(禮原)

(林寺宗圓)

○圓宗寺 今亡。其所妙心寺北門の乾、二町許なり。今云、圓宗寺林。【釋書】云、延久二年十二月二十六、圓宗寺成、帝幸寺、親營法事、寺在仁和寺南、莊麗冠都下、卷二十五、號、舊地載末。今寺院の傍の地を何門前と其寺號を呼也。假令ば等持門前、東福寺門前と。然るに門前と不云、直寺號を以て地の名となすは、當寺の外稀なる歟。【庭訓】の文章に仁和寺の眉作と、是即所の名とす。又【徒然艸】に仁和寺に住者と書たり。今尙此地の爲名、又御室とも呼也、古より風俗と見えたり。

○大内山 云仁和寺後山。詠和歌。名に高き梢の花の色やさは、大内山のみのしら

【千五百番】

雲 通 光

隙もなき跡を哀とみつる哉、大内山のけさのしら

雪 慈 鎮

○大内山仁和寺 在同所。境地南面、後皆山也。宗旨眞言。法務法親王御住職。門跡號、此所權輿也。此御所一號南御室。

○山門 南向安金剛力士。長丈。○下乗 在山門西傍。影鐵石面。筆者藤木甲斐。○中門 南向安二天。長五尺餘。二天。持國天多門。前有石階。

(堂御南) (初の號御門)

(寺和仁和町前門)

(室御大)

○金堂 南面本尊阿彌陀佛。坐像三尺餘。脇士觀音、勢至、共立像。已上作不考。脇壇所安略之。

○觀音院 在中門内左南面。本尊千手觀音。立像四尺餘。脇士二十八部衆。六尺七寸。

○祖師堂 在金堂西。此所四方屏。門東向。堂南向。弘法大師像。坐像三尺餘。脇壇所安。

寬平法皇宸影。坐像三尺餘。西壇。性信法親王影。東壇。法親王當寺中興法主號大御室。

○關伽井 在右門外北岩下。安石上石不動。

○經藏 在金堂東西向。額經坊。額甲斐守筆。所安中央釋迦佛。左普賢。右文殊。立前三沙門。中央阿難。左迦葉。右目連。

○塔 五重。在經藏異。四面安五佛。玉略之。額揭西面。筆者當山一音房。

○九所明神社 在塔西。鳥居。南向。拜殿。同社。同外社。社東。西。有門。九坐神。東之一八幡。其賀茂。其三山王。其四天神。其五稻荷。西之一松尾。其二平野。其三小比叡。其四大原野。

○十二所權現社 在觀音院南。鳥居。南向。拜殿。同社。棟十二。社外。板屋。上格。子中有門。所祭山王。熊野。清瀧。白山等。

○當山舊跡 在二中門南垣内。

(蹟舊の室御)

(所御上)

○觀音院 今眞光院地也。此所中門南至東門内坊是也。

○圓堂 古在觀音院西云。則今御所地也。

○御室 今眞乘院地也。在眞光院東。

○北院 今御所西成方也。關伽井在右同所。

當院 白河院御願師大僧正濟信。本尊藥師佛。空海作白檀佛也。載舊記。舊記北院御室、或上御所と云是也。抑當寺は、光孝天皇御願にして、仁和四年秋八月建立、因て此號有。莊嚴花美をつくし巨勢金若畫圖を書す。供養導師高野山眞然、是則弘法の弟子也。其後寬平上皇御出家あつて此地に御室を構玉ふ。故に御室の號あり。上皇仁和帝第七の御子、仁和三年十一月即位あつて在位十年、然して寬平九年七月位を太子にゆづり玉へり。太子は延喜天皇也。上皇御少年より三寶に歸依、延喜帝の昌泰二年十月十四日御出家、法諱空理、御戒師は東寺の益信法師、同十一月於東大寺御受戒、延喜元年十二月於東寺灌頂を修し玉へり。然して御室を仁和寺の地に造て行玉へり。同四年圓堂を建て金剛界の大日尊三摩耶形を安置。亦叡山御幸あつて、増命に命じて菩薩戒及瑜伽の源旨を受玉へり。即彼山千光院に御室を作玉ひ、同五年四月十四日於戒壇院受戒し玉へり。此時壇上に紫金の光明現前す。凡御一代の事、記に詳也。承平三年七月十九日に崩御。

御年六十五歳 已上略記

○仁和寺塔頭舊跡

○真乘院 初妙心寺の地にあり。上古仁和寺は今云ふ古御所の地より、南妙心寺の地に至る也。當院 宜秋門院建立、開基 印成法印。

○真光院 初、後禪阿院覺道親王御所也。

○甘露王院 今亡。應仁年中に滅す。已上仁和寺塔頭。

○覺鑿房 山門の南、西方松双樹の西、其跡あり。是則根來寺興教大師なり。

○六本杉 出【太平記】。此所古老曰、前に云ふ覺鑿房敷の南其所也云云。【太平記】曰、或往來の僧嵯峨より京え通けるが、夕立に逢て可立寄方もなかりければ、仁和寺の六本杉の木蔭にて雨の晴間を待居たりけるが、角て日に暮ければ、行前恐ろしくて、今夜は御堂の傍にて明せよと思て、本堂の縁に寄居つ、閑に念誦して心を澄したる處に、夜いたく深て月清明たるに見れば、愛宕山比叡の嶽の方より、四方輿に乗りたる者虚空より來集て、六本杉の梢にぞ並居たる下略卷。右本堂と云ふは仁和寺金堂を云ふ歟。然ば此杉金堂傍にあるか。但別堂なる歟未決。

○今不詳所

後冷泉院御骨堂 【皇代私記】曰、治曆四年四月十九日

崩于高陽院中殿、年四十四、五月五日葬船岡乾原御骨安置仁和寺。

○光孝天皇陵 在仁和寺山門前至、西一町許左田間。案に此陵非實所、後世に寫築處歟。實陵出【延喜式】其地此所と大に異なり。如左。但此地に築ことは、此帝寬平上皇の御父なる故に、法皇爲御回向、御室近く移玉へる者歟。

【延喜式】曰、後田邑陵 光孝天皇 在山城國葛野郡田邑郷立屋里小松原、陵戸四烟、四至西限雲原丘峯、東限清水寺東、北限大峯、右依四至尙此陵異所なる事決せり。右陵の東に無山、西無丘也。○【拾芥抄】在仁和寺内大教院長云云。是は今の陵を云也。大教院載次下。

○寬平法皇陵 在當山といへり。【帝王系圖】云、宇多院山陵在大内山云云。然ども此陵は古より祕所なる由或書記せり。今尙不詳。龜山院此陵を尋玉ふに不知也。【花鳥餘情】云、文永五年山陵を立らる、時、彼山陵遂以無知人云云。

○大教院 古仁和寺別院也。舊地光孝陵の坤方、往還道に至る細路よりの左田地其所也。上方を北房と云ふ。舊記云、大教院又金剛幢院とも號す。後三條院母公聯子御建立、永保三年二月廿七日供養、導師入道親王大御室二品性信親王也。其後北院御室濟信造營云云。

(院乘眞)

(院權剛金) (房北)

(寺木)

件外●圓教寺●圓乘寺●得大寺●香龍寺●轉輪院公御願●圓融院、已上屬仁和寺。今亡滅所也。又●木寺●威徳寺と號する寺、此邊にありと云云。今滅。

○圓教寺 當寺納後朱雀院御骨由、載【皇代私記】。

○圓融院 法皇御所云云。【拾芥抄】堀河院御骨納當院由、載【百練抄】。

○圓乘寺 後冷泉院、天喜三年十月二十五、落慶、寺在仁和寺一書二十五。

△車塚 在光孝帝陵南二町許嵯峨道北。

△御池 在車塚南西半町許。形存。

△御屋敷 云御池西敷内。

●花園 古仁和寺の邊にあり。舊地不詳。後三條院御子輔仁親王住玉へる由、出【金葉集】。

○仁和寺に任せ給ひける頃、いつまでさてはなど、都より人の尋申たりければ、よませ給へる、三宮かくしてもえそすむましき山里の、細谷川の心ほこそよ。

此三宮と申は、後三條院第三の王子輔仁親王と申奉る。春宮にた、せ給はぬ事をうしと思召て、仁和寺の花園といふ所にすませ給ふ。白川の法皇より、いか

仁親王住玉へる由、出【金葉集】。

仁和寺に任せ給ひける頃、いつまでさてはなど、都より人の尋申たりければ、よませ給へる、三宮かくしてもえそすむましき山里の、細谷川の心ほこそよ。

此三宮と申は、後三條院第三の王子輔仁親王と申奉る。春宮にた、せ給はぬ事をうしと思召て、仁和寺の花園といふ所にすませ給ふ。白川の法皇より、いか

仁親王住玉へる由、出【金葉集】。

仁和寺に任せ給ひける頃、いつまでさてはなど、都より人の尋申たりければ、よませ給へる、三宮かくしてもえそすむましき山里の、細谷川の心ほこそよ。

此三宮と申は、後三條院第三の王子輔仁親王と申奉る。春宮にた、せ給はぬ事をうしと思召て、仁和寺の花園といふ所にすませ給ふ。白川の法皇より、いか

仁親王住玉へる由、出【金葉集】。

仁和寺に任せ給ひける頃、いつまでさてはなど、都より人の尋申たりければ、よませ給へる、三宮かくしてもえそすむましき山里の、細谷川の心ほこそよ。

(社神荒夫)

にいつまでかくやはこゝに任せ給ふよし、度々仰事有けれど、猶都へもいで給はで、もうさせ給ふける云云。

○常盤殿 古在仁和寺邊。是則八條女院御所也。世實記卷三

○頼阿庵 仁和寺の傍に住しと見えたり。

【草庵集】仁和寺の庵室にて、世のうさをそへて聞こそ悲しけれ、都に近き山の嵐に

○福王寺村 始作福王神。在御室西。

○福王神社 在右同所路傍北。鳥居南向。拜殿同社同所。祭傳云、光孝天皇、寬平法皇御母。例祭九月二十八日。土人爲産沙神。有神輿一基。

○夫荒神社 右社西傍小祠是也。傳云、古丹波國司氷室を造て氷を獻大内。極暑の時持來る役夫、此に於て息絶て死す。然して其靈屢村民を煩す。是故に造社鎮祭也と。

右同所内以古跡今爲字所

○北院○南院 ○蓮花寺 ○保安寺 ○徳光院

○惠明院 ○帝釋院 ○法住房 ○坂房

○阿彌陀堂 ○觀音堂 ○權現堂 ○藥師堂

○金剛童子 ○今御所

○正覺山妙高寺 在同村北山。宗旨禪。○樓門 南向額寶

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

御池 常盤殿 頼阿庵

(莊山の攝師)

陀閣横額 黃屋木華筆 ○佛殿同本尊 釋迦佛坐像一尺 ○方丈
南向 額 降魔室 横額 開基 法燈國師・無礙和尚以兩僧爲
開祖。傳云、此所初花山院師繼公の山莊也。彼公長男右少
將忠季早世す。爲其追福改て爲寺也。

紫金臺 同所後山地名也。此所は仁和寺門主覺性法親
王、此所に高樓を造て、觀法靜坐の所となし、號玉ふ。仍此
親王稱紫金臺御室。尙委別記。

村上帝陵 仁和寺邊云。仍載此不詳。【帝王系圖傳】云、
康保四年五月十四日天皇不豫、二十五日崩於清涼殿、年
四十二、六月四日葬於村上山陵、【山槐記】曰、村上陵在
仁和寺長尾云、長尾今無號。

(龍鳴)

○鳴瀧村 雙福王寺村。

鳴瀧 今亡。其所村西至廣澤橋の西、半町許河中に石
交あり。此所古は深して水落て瀧あり。其響ある故に此號
をなすと云ふ。水源は鷹峯西北の溪より出、宇多野を經、
般若寺の前溪を過、此所に入。又三寶寺の西溪より出、下
は雙丘西に出、法金剛院の南を流、太秦の東を經て西し、
七條の西川勝寺村の東を通、南にして紙屋河と合して、
吉祥院の東を流て、下鳥羽小枝の南にて桂川に入て、淀
の水垂に出。

(河西)

○一名稱西河。【拾芥抄】西河鳴瀧也云々。又出【源氏物

語】詠和歌。

鳴瀧や西の河瀬に御祓せん、岩こす浪に秋は近き
と 俊 成

明方に夜はなりにけり鳴瀧や、西の河瀬にをつる
月影 爲 尹

○五智山蓮華峰寺 在右橋坤二町許山上。

寺門 南向 宗旨律。此所古仁和寺別院あり。荒廢年あり。
明曆年中に、武州江府の住人樋口平大夫再興して、山上
に石彫五智如來坐像六尺許なるを安置し、爲本尊。又不
動・觀音・地藏等の石像を安ず。共皆單稱法師所作也。此
僧木食行者佛工の名手也。

(砥龍鳴)

○鎮守社 在同所南向。所祭不考。
因云、今鳴瀧砥と稱して世に用る者、此山より出。

(寺西)

泉谷 地名 鳴瀧北自妙高寺至西北。
○泉谷山西壽寺 在同所。佛殿 南向 本尊 阿彌陀佛坐像五尺許形
體取 作慧心。開基不詳。中興 愚故和尚。

○五臺山般若寺 在鳴瀧西北山。有門前板橋。宗旨 眞言
古義 門 東向 ○堂 同本尊 文殊大士坐像八寸五分額 作 不詳。○
脇壇 左弘法大師像 右觀賢僧正像坐像三寸 新作。
○阿彌陀堂 本尊 阿彌陀佛坐像五尺許 脇士 觀音・勢至坐像三寸 共

新作。

○坐禪石 在北山 ○關伽井 在寺北
開基 觀賢僧正。草創本願 大江玉淵朝臣。

(傳の賢)

開山傳 僧正諱觀賢、姓秦氏、以文德帝仁壽三年
癸酉歲誕于讚岐國、曾爲童眞時、聖寶尊師飛錫遊
於讚州、偶過一方有欲盟嗽、乃雖欲覓水而無由得、
佇立願、羣兒遊戯、招一童告以此事、童指一方山峽、
以教水地、師諾將到、又一童進告云、勿往、彼水不淨、
師試謂云、諸法本來清淨、何不淨之有、童子云、本來
清淨何事盟嗽乎、師愕然默矣、伺其容儀、風神不凡、
良維可爲佛門之棟梁、遂問訊父母家、誘引歸般若
寺、菴貞觀十三年、齡十九歲出家受戒、壯年入東大
寺、勤維摩會、暨義寬平七年冬十二月、敕賜灌頂官
符、即日於東寺灌頂壇受師三昧耶佛戒、兩部密印、
四十有三歲、宇多上皇受眞足戒、又醍醐帝寵遇渥、
昌泰三年、任仁和寺別當、延喜十二年爲東寺長者、
東寺大師供、醍醐座主職、共以僧正爲始、又同二十
一年高祖大師夢奏、聖主之時、僧正中其撰入野山
大師剃髮、髮換其衣、然歸洛之日、上表以請高祖追
號、天恩即應、賜諡弘法大師、又延喜年中開基趾於
葛野郡號般若寺、大江玉淵朝臣爲檀主、又創和州

般若寺年序或類之哉、延長三年六月十一日示微
疾卒、七十三臘五十四。

○金映山三寶寺 在般若寺西山上。宗旨法華。門 東向 佛殿
南向 山上在釋迦堂 東向 本尊 釋迦佛坐像七尺餘 作運慶。開基中
正院日護。正保年中所開也。此人佛像を造て其名あり。
當山諸尊自作多し。

○宅摩塚 在三寶寺門前高路傍右。傳云、昔繪師宅摩、梅
尾明慧上人を信敬す。明慧・解脫の二上人は、春日・住吉の
二神常護を加玉へり。或日宅摩、明慧の室に到るに、障子
の内無人、上人と話答の音あり。宅摩怪て侍者に問ふ。答
曰、時々春日・住吉影向あり、今日も爾と。摩奇感して問よ
り、窮ふに、兩神列坐す。光相及衣服等生常に異なり。頓て
執筆、讒に寫神相此畫圖在梅尾山。然宅摩歸京に及んで、於此所
落馬して死す。是則凡人神相を寫實罰也。遂築塚爲驗な
り。

平岡 地名 在鳴瀧西十餘町。有民家云平岡村。

○八幡宮 在同所路傍北。鳥居南向拜殿 同宮 同 當宮は爲
高雄山鎮護、弘法大師勸請也。彼山一千房あるとき此所
其境界也。土人爲産沙神。例祭 八月十五日。

○大石 在宮北路左山腹。土人號山神。
梅畑 地名 在平岡西。又民村に號く。又號善妙寺村。在善妙

寺故也。

○善妙寺 在右同所民家西。境地東向。

開基 禪慧比丘。宗旨唱華嚴。願主中御門宗行卿室云。禪慧傳末考。中比爲尼寺。屬梅尾高山寺。號善妙寺。華嚴守護祭善妙神謂也。

○阿難塔 五輪。在佛殿北東向。銘阿難塔。文明年中に所立也。此所爲尼寺故に立此塔。佛四部子中、比丘尼を度するは阿難に起故也。

(社神妙善)

○善妙神社 在右塔北東向。傳云、此神華嚴守護神也。初女身にして新羅國の人也。此經旨を聽受する故に、誓て投身成護法神也。高祖傳第四見義湘傳。

蓮華谷 地名。在梅畑西二町許路南。此所は土人の葬所也。開基 明惠上人。○小堂 東向。安二體地藏菩薩。尺許五。左作行基。右作小野篁。

○清瀧權現社 在蓮華谷西中嶋村路傍。小社 南向。梅尾 所名。在蓮華谷西四十町許。四面山也。有民家號梅尾村。

○梅尾山高山寺 在同所西北山腹。宗旨華嚴兼真言。門前に有橋。下流記次下。門 巽向。堂 巽向。本尊 釋迦佛。坐像二。作不考。

○四所明神社 在堂西東向。所祭 中央 大白荒神 左 春日 右 善妙神。右 當山護法神也。

○春日住吉神殿 在堂東下壇地。社 西向。所祭安兩神畫像。厨子内繫兩幅。南春日、北住吉。畫圖の上傍白色札形を畫く。春日大明神・住吉大明神の字あり。明惠上人筆跡也。神形立像三尺許、兩神相向玉。三十三年に向て開帳。○鹿二頭馬一疋、長一尺許、安同傍。作運慶。○厨子外繫二畫像。左弘法大師。坐像二。右明惠上人。同上筆者惠日坊。惠日は明惠上人弟子、繪師宅摩子也。

○明惠上人廟堂 在右神殿巽半町許西向。○禪堂院 在廟所巽南向。此所上人影堂也。明惠像。坐像三。安厨子。傍有狗子木形。上人所持愛也。又同所有上人茶釜。

○當山開基 一説曰、法性房尊意、中興明惠上人。舊記曰、當寺開闢已來朽廢年久矣。高雄山文覺上人企再興其功未全、明惠上人受其附屬下居後、諸堂成云、其後應仁の兵火に回祿す。舊寺圖在當寺。

○佛足石 在右神殿北溪。石面彫佛足形。所作明惠。

○當山七所境地

○練若臺 石水院 遺迹 羅城

○花宮殿 三伽禪 定心石

文曰、高辨上人別名幼なくては、北院の御室に候らはれけ

り。文覺坊参りて其小童をみて、此兒は只人にあらずと相して、まけて此兒文覺に給りて弟子にし侍らんと申てとりてけり。法師に成て高雄に住せけるに、學問に心を入てあからさまにも他事をもせざりけり。文覺房高雄をつくるとて番匠をせさせてひしめきける事、高辨上人うるさき事に思ひて聖教のもたる、限いたゞき持て、山のおくえ入て人も通はぬ所にて只一人見られけり。ひるつかた番匠が食物をならべすへたる時、山の中よりはしりくだりて、其食七八人が分をやすくと取食て、又あらぬ聖教を持て歸り入ぬ。さて山の中に二三日もゐて出られず。かくする事二三日に一度必有けり。文覺房此事を聞て只人のふるまひにあらず、權者の所爲也とぞいひける。此上人暗夜に聖教を見給ひける。大神基賢が子に光音といふ僧、彼上人の弟子にて侍り、としごろ給仕して侍けるが語けるは、さしも闇き夜、火もともさずして聖教を見給ふとて、弟子共に、しかくの所に文取て給へといはれければ、くらまぎれにさぐりて來るをみて、此文にはあらず、しかくの文などの給ひける。ふしぎなりし事也。また夕暮に光音をよびて、山寺の只と程はよに心のすむものなり。いざ給へ月見にとて坊を出て、清瀧川のはたを上げ卅餘町分入給ひて、大なる石有、それに上

(始の茶の治字)

りていかにやう有石也。伽藍などの立たる石すえにもや有けん、此石などやらんなつかしきなりとて、ふくる迄心をすましてさまの物語しつ、座せられけり。寒くおはすらんとて其石の上に何處に有べしともおほえぬ圓座一枚を取て光音にしかせられける。ふしぎにめづらかなる事也。彼石をば定心石とぞなづけられける。もろこの悟真寺の石に模せられけるにこそ。又繩床樹といふ松あり。其松座禪にたより有けり。正月の比松のもとにるて觀念せられけるに、霞の降ければ、岩のうへ松の木陰に墨染の袖のあられやうけしその玉清瀧河。高山寺門前橋下流也。此流何所にも雖無有瀧巖の流窟曲ある故に云瀧也。和歌に於梅尾詠清瀧於愛宕云清瀧今此下流故也。水源出下小野入大井河也。玉葉集。高山寺にまうで、清瀧川のほとりにてよみ侍ける。世々をへてにこりにししみ我心、清瀧川にすきつる哉。岡屋入道前攝政。此餘和歌愛宕山下載之。○今宇治の茶園は初此山より所移也。明惠上人所植也。古は作茶當寺の業とす。故に諸方より此山に求來し也。能の狂言に茶壺を首行有。其詞に關井房の穂先を買由を云ふ。此房今尙當山にあり。

横尾地名 在横尾西四町許。境地四面山也。

○横尾山西明寺院號平等心王院 在右同所山下。

門前在板橋同上門 西向傍在制碑。銘不許酒肉五辛女人

門内。宗旨律兼真言。○佛殿南向木尊 釋迦佛立像四尺餘作

明惠上人。同所西脇壇 千手觀音尺許作 聖德太子。

○八幡宮 在佛殿北山上南面。當山鎮守也。

○經藏 在佛殿北東南面。

開基 智泉法師弘法弟子 中興 正忍律師。自是爲律。興隆

の時慶長の初也。建立後衰滅度々に至れり。一説に泉州

横尾寺自性住職す。自性は弘法再來、自性後身は白河上皇

也。

高尾地名 在横尾坤四町許。民家號高尾村。

右横尾。横尾・高尾と云ふは、因山所號也。其地四面皆山

也。

高尾 詠和歌。

【夫木集】

分のほる行手の峯の高尾山、たをらてうつる岩つ

し哉 爲 相

御狩する高尾の山に立雉や、君か千とせのひつき

成らん 顯 輔

自此山出髮剃砥、自古來名物也。詠和歌。

高尾なる砥取の山の時鳥、をのかかたなをときす

とぞ鳴

○高雄山神護國許寺 在同所山上。宗旨真言。摠門向寶卵

樓門在摠門内安二天像立像六尺許作不考。

○額 神護國許真言寺額仁和寺覺信法親王筆。

○金堂南向本尊 藥師佛立像六尺許安厨子。作弘法大師。

○十二神 安厨子外立像四尺許新作。

○講堂 在金堂北南向。本尊五大尊。作弘法。五大尊は

天地四方及中央主尊也。中央不動 東方降三世 西方大威德

南方軍吒利 北方金剛夜叉。同所後安五佛并虚空藏。以上作

眞濟僧正。五佛所謂 阿彌陀・釋迦・藥師・彌勒・大日。此本

尊始安五重塔。傳見【釋書】。

○眞濟傳 眞濟姓紀氏、洛陽人、朝議郎御國之子也、母夢

室中建三級塔因而妊、延曆十九年生、幼齡出家從弘法大

師受密法、後入高尾峰不出十二年、承和初奉勅入唐

嘗於高尾神護寺建寶塔、安五大虚空藏像、已上取要卷三、

○納涼坊 在金堂西東向。此所弘法住坊、自爲此號也。

安弘法像此像傳同所北間鑿文覺上人畫像五尺許自筆。○

右弘法像。八幡太神形を現じ玉、大師の面前にて所摸

寫神筆也。大師も亦神影を寫せり。是故に互御影と云ふ。

神影今收庫藏委傳記。

(鐘寺護神)

○鐘樓 在講堂東北。今樓板倉伊賀守所再建也。額南

○當寺鐘樓再興、從四位下行侍從兼伊賀守源朝臣勝重、

爲驚三有之長眠而、使一切衆生證佛果菩提也。

此鐘本朝名物號三絶、其故、銘作者 菅是善卿、序詞 橘

廣相、筆者 藤原敏行、銘如左、

高雄山神護寺鐘銘并序

愛宕之山神護之寺三寶既備六度無虧、唯所有梵

鐘形小音響、故禪林寺少僧都眞紹和尚始發弘願、

有心改鑄、鎔範未成衣被早化、檀越少納言從五位

上和氣朝臣彝範、悼和尚之遺志、尋先祖之舊蹟、以

貞觀十七年八月二十三日、雇治工志我部海繼、以

銅一千五百斤、令鑄成焉、恐年代久遠後人不知、仍

聊記於鐘側、右少辨橘朝臣廣相、

銘一首八韻

傳音成器 證果惟因 爾祖初業 厥孫幸道

宿昔三尺 今日千斤 體有寬窄 功無舊新

山聲萬歲 谷響由旬 聞宜覺夢 扣即歸眞

慈周世界 感及非人 雕琢勝趣 蒙叟當仁

右少辨橘朝臣廣相詞

參議正四位下勘解由長官兼式部大輔播磨權守菅原朝

臣是善銘

(社神善法護)

圖書頭五位下藤原朝臣敏行書此銘非敏、見諸如改筆

○護法善神社 在鐘樓下。社南向所祭和氣清麻呂。身

後當山の可爲鎮守誓、故所祭也。

○經藏 在右社東

○供摩堂 社西。堂南向本尊 不動立像二尺許作不考。

○八幡宮 藏東南林中。鳥居北向社東向所祭 八幡

已上樓門内名跡畢

○額書石 在樓門外坂路左傍垣中。傳云、弘法大師住山

の時、門前の河を隔て立額、此所より筆を飛ばしめて文字

を書す。石面に窪あり。是を爲視と【大師行狀記】曰、其

比御門詔あつて、金剛定寺の額を空海和尚にか、しめ可

申と、敕使を立玉ひける。折節空搔曇り、五月雨して清

瀧河の水増りて高尾山えの往來を絶たり。敕使則河の畔

に立て案煩へるを、空海しろしめして筆に墨を含せ、持

たる額に向て書玉へるに、墨如霧に飛で額の面に降て、

忽ち金剛定寺の四字現れたる也云已上。

○額立石 在摠門東北一町餘路傍右垣内。

○楓葉 在摠門外清瀧河畔。所賞世、高尾紅葉是也。

當寺濫觴、人皇四十九代光仁帝の御宇、和氣清麻呂奏問し

て建立する所也。其起云、人皇四十八代稱徳女帝、弓削道

鏡を愛し、法皇位を授玉へり。但叡慮といへども宇佐

八幡宮の神敕を無不窺。是則舊例也。仍て和氣清麻呂を以て彼神宮に令向。清磨神宮に至て件旨を奏す。神即告玉はく、夫普天の下善神は稀に、邪神は多し。善神は邪幣を不受。邪神は邪幣を食す。今道鏡邪神を祭故に、邪神帝の意をして道鏡に傾しむ。夫吾國は天照太神の日種にして代々他氏を不交。鏡何ぞ位に昇ん。汝闕に還て旨を奏し又奏して一伽藍を立べし。帝許を可護。汝之を奏せば鏡怒て汝を刑すべし。勿怖吾可應護と。清麻呂歸闕奏神敕。鏡大に怒て清磨呂を流刑す。天平實字四年八月帝崩じ玉ふ。諸臣相議して下總國藥師寺別當となし、彼國に遣す。清麻呂には赦を下して歸洛す。遂に神敕を奏して一伽藍を建る。當寺是也。仍て名神願寺。淳和天皇御宇天長二年に及んで當寺を以て空海に賜ふ。改て名神護國祚真言寺。空師住六年、大に密乘を興す。弘仁三年に金剛界の灌頂壇を開き、道俗に之を授く。衆會雲のごとし。天台傳教受者の上首となれり。又同十二月十四日胎藏界の法を授く。已上舊記意。已下略。

○慰樵菴 在云前中島村。宗旨淨土。寺東向本尊阿彌陀佛。此所に善導・法然兩師自筆畫影あり。其來由は天正中筑後善導寺一代慰樵上人、阿彌陀の靈像を得まほしく思へり。或時畫像を持來て賣ことを云ふ。之を見るに善導の像也。即買得。或夜彼像告云、吾をして梅島に誘引せよと、同事をゆめみるに三夜に及べり。奇異を懷て梅島を問に、凡鎮西の地に其所なし。或曰山城國高尾の邊にありと。上人遂に彼像を負て、行脚の體に成て梅島に來り、此邊に淨土宗の寺院ありやと尋るに、果して此所に法然上人自畫の像あるにあへり。此像の由縁は、彼上人は月輪禪定の歸依について、月輪に往返せり。其時休息せる家此所にあり。家主、上人を尊崇して其遺像を乞ふ。やむことをえずして所書也。慰樵和尚影を拜して感敬太切なり。四輩を招て曰、吾影の靈告偏に此像の値遇にあり、二寺を營して兩像を安置せば、功德無量ならんと。村民歸伏し寺を立つ。依來旨號慰樵菴也。

山州名跡志卷之七 終

○康賴塚 在山門前坤。有古木、安石佛。傳云、平判官康賴別業の地なりと。

(寺願神)

(風屏水山)

山州名跡志卷之八

瑜伽林隱士 如是相白慧撰

葛野郡

北野 此所上古帝闕より北に以當云北野也。則天滿宮邊皆以總名なり。

つはなぬく北野の茅原あせ行は、心すみれそ生か
はりける 西 行

あふち咲北野の芝生五月きぬ、見もせぬ人のかた
みはかりに 慈 鎮

○天神宮 此所初朝日寺地也。天曆九年三月十二日菅神詔宣云、吾棲所於一夜可生千松矣。將生、其地今此所也。故稱云一夜松也。舊記。
鳥居 石柱 二所 在東南 門 二所 在東南 中門 前向 左右續 北方拜殿有回廊 同廊 中東西有門 中門額 天滿宮 殿後 西院 宸筆

(寺日朝)

(傳の神天野北)

○神殿 前向拜殿同所祭五座菅丞相中殿 中將殿左間 吉祥女右間 宰相殿東間 和泉殿 西間。
傳云、北野天神者右大臣菅原朝臣之靈也。其先出天穗日命十四世孫云野見宿禰。居出雲國。纏向珠城宮御宇。宿禰奉詔到大和。與當麻蹶速角力而贏。當是之時死者多殉葬。帝甚哀之。宿禰奉土師三百人採埴造像。以代殉。帝大喜。賜土師姓。逮天宗高紹御宇。天應元年宿禰之後。遠江介土師宿禰。古人散位土師宿禰。道長奏請。依其所居地名。改土師爲菅原姓。詔許之。桓武帝延曆元年。少內記正八位上土師宿禰安人。改土師賜秋篠姓。四年冬十二月。勅以菅原宿禰古人侍讀之勞。賜古人男四人衣糧。令勤學業。九年冬十二月。勅菅原眞仲土師菅磨。改其姓爲大枝朝臣。是月詔菅原宿禰道長。秋篠宿禰安人。並賜姓朝臣。又土師宿禰諸士賜大枝朝臣。古人之子云清公。博學多聞。弘仁天長之際。與丞相清原眞人及諸博士。斟酌律令。而作義解。清公之子云是善繼。家業侍讀。清和帝。以講孝經。論語。經史。及群書治要。帝甚善遇。與大枝氏齊名。世稱云菅江。先是大學寮。每年春秋釋奠。先聖先儒。此寮有東西曹司菅氏。江氏爲其曹主。教授諸生。是善仕至參議正。

四位下、勘解由長官兼式部大夫、播磨權守、是善之子者乃右大臣也、名道真、字三幼而穎悟、才過父祖、及壯文采日進、屬文章、作詩賦、初貞觀四年五月補文章生、九年爲得業生、十二年三月廿三日對策及第、十八年進爲侍從、元慶六年渤海國使者來、諸儒往鴻臚館見之、使者一日見右大臣所作詩藁、稱云、風情似百樂天、大臣聞而悅之、仁和中、任南海道讚岐守、寬平五年二月進爲參議、六年九月門徒於吉祥院、修五十賀、九年六月經中納言升大納言、兼大將、昌泰二年累進至右大臣、右大將如故、是時與左大臣左大將藤原時平共受上皇敕、輔佐天子、攝行萬機、初帝年十四即位、至此聰明、一日行幸朱雀院、上皇謂帝云、右大臣年高才賢、舉國之所望也、專宜任用、乃召右大臣宣其旨、右大臣固辭而止、已而左大臣聞而大恨、與光卿朝臣、菅根朝臣等相謀、遂讒之、帝疑之、左大臣妹爲皇后、是共內外讒行、昌泰四年正月廿日左遷大宰權帥、延喜三年二月廿五日、右大臣薨于配所、葬安樂寺、年五十九、八年藤原朝臣菅根卒、九年時平薨、十四年京災、延長元年三月太子保明親王薨、人僉云菅靈爲災、京都大懼、因焚捨菅丞相左遷宣旨復本官、贈正二位、又改年

號、延長八年六月靈禱于清涼殿、藤原清貫、平希世震死、天子不豫、承平五年延曆寺災、天慶三年七月菅靈託石京七條坊文子者、欲棲右近馬場、天曆元年移立祠于北野、九年三月託近江國比良社、禰宜良種云、大內北野一夜生松、千本其所生、建社以可崇、天滿天神於是朝日寺僧最珍與石京文子勸力爲造靈社、天德三年右大臣藤原師輔改造大夏、其敬神威、四年九月廿三日庚申夜、內裏回祿、及圓融院御宇、改營數度、工匠運斤新斲、一夜之間、虫食天井裏板爲文字云、都句留登茂未多毛耶、氣南武須鵝波羅耶、牟爾能伊太摩乃阿波牟加幾里波依茲畏、神怒猶在、而營北野宮、其後神崇遂止、至于一條院正曆四年五月遣敕使於宰府安樂寺、詔贈太政大臣正一位、時神託詩云、昔爲北闕被悲士、今作西都雪恥屍、生恨死歡其我奈、從今望足護皇基焉、先是延長八年六月、民部卿藤原清貫、右中辨平希世二人於清涼殿逢雷震死、皇帝惶怖、五體不豫、乃移常寧殿、召尊意宿禁中持念、初意在叡山、一日菅丞相化來語云、我已得梵釋許與欲儻夙對、願師以道力勿拒我也、意云、然卒土者皆王民也、我若承皇詔、何辟乎、菅作色、適薦柘榴、菅吐哺而起、化作烟坊戶

(里院祥吉)

(社夫大白)

水印擬之已上傳
○中將殿 菅三品嫡子
○吉祥女 家氏不詳。一說云、西園寺家也。稱吉祥女、住都南西吉祥院里、故名焉。
○宰相殿 菅神四世孫輔正、菅在躬子也。
○和泉殿 菅定義。菅神六世孫、太中大夫孝標之子、共以博覽高才人也。
鎮坐事 【二十二社註式】曰、村上天皇天曆元年六月九日遷坐北野、同天皇治十三年、天德三年、九條右丞相造增屋舍、奉付寶物。
○御位 六十二代醍醐天皇治二十八年、延喜三年二月廿五日從二位、同三年四月正二位、六十六代一條院正曆四年五月廿日左大臣正一位、同年閏十月廿日贈太政大臣、已上二十二社註。
○例祭 八月五日。此邊土人爲產沙神。一條院永延元年八月五日始祭。預官幣。七十代後冷泉院永承元年八月四日被定。五日依母后國忌也。
○攝社
○白大夫社 在中門內西向。所祭、勢州神主春彥靈神。【禰宜補任】云、渡邊春彥、天御中主三十六世孫也、即神主二門大內人高主六男也、延喜十八年戊寅六月廿日任、同

(社松老)

(藏經)

(歌連の著笠)

廿年十二月廿五日叙外從五位下、承平三年十一月廿日辭職、讓男晨晴、天慶七年正月九日卒、蓋菅三品在世之時有幽契、故爲第一攝社也、然今略不記焉、已上。
○北野天神社 在本殿後東第一南向。神清著。此所地主神也。土人北野殿といふ。本殿より已前勸請也。所祭三所皇子、宮司傳未考。
○老松社 在右社西。所祭菅神御愛松之靈也。
○十二座社 在右社西。作二棟十二社。所祭未委考。神傳略之。
○八座社 在十二社西。作二棟。同上。件社始作各々。
○火御子社 在右社西。
○四座社 在中門西。作二棟。
○七座社 在右社西。作二棟。始作各々。已上社、東向。
○船宮 在中門外東向。
○經藏 在船宮南北向。凡收一代經所には、傳大士并笑相二童子像を置也。士姿、道冠儒服釋袈裟也。是則儒・釋・道三教、一に歸するの義也。然るに此所の笑童顔貌世に比類なし。故に佛工模形となすなり。
○連歌所 在經藏西。門、東向。毎月二十五日於此所、法樂連歌を興行す。參詣道俗列座の禮義に不抱、口口句を續ぐ。依て笠著の連歌と云。

(塔寺無)

○經塚 在經藏西傍。收大乘經。
○無準塔 在經藏東傍。此塔を置は、菅神靈、唐の經山寺に到て、無準和尚に謁し玉へる因縁なり。世に所圖、渡唐天神濫觴也。載諸書。略す。
○塔多寶塔 在經藏東西向。本尊大日如來立像一尺餘。脇士四天立像一尺餘。作不考。

○神樂所 在塔北北向。
○經所 在神樂所北西向。所安置、普賢坐像一尺餘、普賢坐像一尺餘、愛染坐像一尺餘、聖觀音立像五尺餘、不動立像四尺餘、地藏立像六尺餘、共皆靈尊、而古朝日寺諸堂本尊也。

(寺日朝)

○鐘樓 在寶藏北。
○朝日寺 在本殿西回廊外。是則古朝日寺遺跡。堂南向。本尊 千手觀音立像一尺餘。作不詳。開基同。

(塔明忌)

○毘沙門堂 在朝日寺南東向。本尊、毘沙門天立像四尺餘。作未考。脇士吉祥天女、善膩士童子、共新作。
○忌明塔 在南鳥居外東向。前立石鳥居、五輪塔長八尺餘。自舌服穢を脱るる日、此處に詣。由來に有説說難、信用。故略之。

(場馬近右)

○右近馬場 同所摠門外通南北所是也。【拾芥抄】云、一條京極末云、但就之有説々、【拾】の意は一條西の京極

(番手眞・番手荒)

也。西の字板本落敷。京極通元より在東西、末は即指北野也。又【伊勢物語古注】及【藻蘆草】云、右近馬場は一條大宮、左近馬場は一條西洞院云々。
夫左右近馬場、昔大内時節義にて、毎歲五月に、左近衛官人右近衛官人走馬を乗也。左右近衛、遲速の勝負を決す。是を荒手番・眞手番といふ。【伊勢物語抄】云、三日は左近の荒手番、四日は右近の荒手番、五日は左近の眞手番、六日は右近の眞手番也。又是をさしてひをりといふ也。云意は其舍人の裝束、襦の裙を引折て著故に云之。ひをりは引折の略言云。又荒手番は其内試を云ふ。眞手番は其色掌を云ふ也。賀茂の競馬、五月一日の足揃是内試也。五日は色掌也。然ば荒手番は、略義舍人も襦の裙を引折て著也云云。

(屋乙)

○乙屋 古在所。是則視其勝劣奉行、近衛中將著座の所也。
○影向松 在同所南石牆内。傳云、菅神御影向處也。但時代未詳。

(音觀向東) (場湯茶大)

○觀音寺 在同松西北。寺門東向。稱世東向觀音。宗旨律。本尊十一面觀世音。作菅神。合櫻梅二木所刻也。開基不興也。事載【太閤記】。

(堂王經)

詳。建立主山本左大臣云云。同所 脇壇 南天神像衣冠束帶坐像二尺餘。自作。北壇 弘法像。
○願成就寺 經王堂。在觀音寺南。堂 東向。本尊 二尊北壇 迦佛坐像一尺餘。作不詳。此比中央安千手像立像四尺餘。眞言僧守之。此堂初在內野。其後移此地。【和漢合運】云、明德三年始萬部經于內野。又曰、應永五年北野萬部經始行爲定式云云。此堂來由は、將軍義滿公・山名氏清於內野戰へり。義滿討勝玉ひて氏清が首を得たり。氏清無雙勇士なる故に、以恩宥恕、善巧を發て彼靈及其一屬追福として、明德三年に一萬部妙典を令讀誦玉へり。爲其道場所建立一也。

(首の清氏)

【後太平記】云、萬部開闢導師、善應寺正範禪師云云。或説曰、良柱下納氏清首云云。額 經王堂 義滿公筆。此堂始方境、今寺地に滿。如今天和年中に改所造也。千本大報恩寺に屬。已上在北野地。於北野所詠和歌、宮・杜・野・山・一夜松等也。

〔夫木集〕

月のすむ北野の宮の小松原、幾代をへてか神さひにけん 鎌倉右大臣

松ならぬよるの紅葉も一夜にて、北野の杜はいろつきにけり 爲家

平野 在北野戊亥二町許。所詠和歌、松・杉・森。

山州名跡志卷之八 葛野郡 願成就寺 平野 平野社

(神木今)

【拾遺集】 千早振平野の森の枝しけみ、千代も八千代も色はかはらし 能宣
【御集】 月のすむ平野の松に吹風の、近きをよとのかひにするかな 後鳥羽院
○平野社 在同所平林内。鳥居東向。門 拜殿 同社 同。五社雙立廻有端。板扉腰上格子。中有門。所祭四座。○今木神北第。○久度神第二。○古開神第三。○比咩神第四。【公事根源】曰、第一御殿源氏、第二平民、第三高階氏、第四大江氏、都八姓祖神在也云云。
○今木神 日本武尊。○久度神 仲哀天皇。○古開神 仁德天皇。○比咩神 天照太神。
○懸社 右四社南社是也。所祭天穗日命。中原・清原・菅原・秋篠四姓祖神也。【延喜式】曰、桓武天皇延曆年中立件社云云。

(社攝)

○住吉社 在右五社園外南。社南向。
○春日社 在本殿北傍西方南向。
○八幡 在春日東。○稻荷社 八幡宮東。
○蛭子社 在稻荷東。○天鈿女社 在蛭子東。
○道祖神社 在門外北傍南向。

例祭 四月上申日。

●神輿宿 舊地不詳

【枕草紙】云、平野にいたづらなる屋の有しを、爰は何する處ぞといひしかば、神輿宿といひしもめでたし。

○平野原 詠和歌一

おいしけれ平野の原のあや杉よ、こきむらさきに
たちかさぬへく 元 輔

○天神宮 在平野森北西二町許。鳥居東南向拜殿南向宮南向所祭天滿天神。土人爲産沙神。例祭九月二十六日。此地小北山なり。

●法泉寺 昔在平野邊。舊地未詳。

【狭衣物語】云、十月上の十日、平野の行幸、此度は紅葉盛にて、は、そ原おかしう分いらせ給ふに、山は皆くれなひなるを見わたせ給へば、北山のあたり法泉寺、袖ぬらす宰相のかよひ給ひし所など、おかしかりしも覺し出らるゝに下略。

○地藏院 在平野南紙屋河西。寺門北向宗旨淨土。本尊阿彌陀佛五劫思惟像坐像二尺五寸作未考。○地藏菩薩觀世音安佛殿南小堂。地藏尺許作行基。此像初安攝州昆陽寺。彼寺即行

基所開也。有故移此寺。聖觀世音立像六尺許作慈覺大師。初安置南都。因靈告移當寺。洛陽三十三所願第三十一番

○長寶寺 在地藏院東南向。本尊十一面觀世音立像五尺許作菅神。菅神嘗以梅木三體の觀音像刻玉へる其元木の像是也。洛陽順禮所第三十番にあたる。

○清和院寺號感 在二條通西七本松北。門西向宗旨眞言。堂西向本尊二尊。北聖觀音立像五尺七寸作弘法。南地藏菩薩立像六尺二分作一演僧正。此像、清和天皇御等身像也。二尊安厨子内。

【拾芥抄】曰、清和院、正親町南、京極西、清和母后御在所云、按正親町、今中立賣通也。京極、今御幸町通也。今京極後世號也。然今當鷹司殿北東半町許歟。其後移今京極中御靈南大路中央其地號河崎。故俗呼曰河崎觀音。明曆年中移此所。○【釋書】曰、感應寺者、一演法師嘗持觀世音像欲得勝地安之。廣求靈區、貞觀中到平安城東北鴨河西岸、于時此地搖震、紫雲降垂、蓮華紛亂、奇香薰郁、演喜而構伽藍以故號感應寺下略卷。○【三代實錄】曰、元慶三年九月廿五日丁巳、太上天皇延屈願學高僧五十人於清和院大設齋會、講法華經限三日訖、太皇太后今年始滿五十之算、由是慶賀修善祈禱、餘齡親王公卿文武百官畢會卷三十四出十丁

△山伏塚 或御靈共 在同門前乾半町許。由來不詳。初此傍に舞臺あつて、時々申樂を張行す。其連日晴天は稀に、多是雨天也。皆曰、見物輩、動此塚に上る故、其靈怨る所以なりと。近年舞臺を其西に移す。

○金山天王寺 在清和院北二町餘。北野宮東門通寺門南向宗旨天台。本尊二臂如意輪觀音坐像七尺作聖德太子。安厨子。

○太子堂 在堂前東向。本尊聖德太子十六歳相立像自作。厨子上有額。釋迦如來轉毫光所。上宮太子淨跡。中心横額小松院宸翰。當寺開基聖德太子。當寺始地上立賣室町東。舊井今尙存。

○紅梅社 在天王寺前西向。所祭菅神所愛の、一夜飛梅の靈神也。

○七本松 在清和院南西。稱之一條下松説、太非也。載前卷。

○老松社 北野右近馬場通、一條西一町許に至南街、是を曰勸負通。此所一條南四町許、路傍左南向小祠是也。此神社在北野宮傍、亦此所勸請の義、故ありと云。

○文子社 在右同街二町許南西方。小社東南所祭天滿神。當社は菅神御靈、始七條婦人文子に遷て神託あり。仍以其宅地に所鎮座也。其後移此地云云。年記未考。

○北野神輿旅所 曰下立賣通紙屋河西林地。有神祠。鳥居

南向拜殿同社向所祭同北野。昔北野宮祭節儀相、嚴重遷神輿此所也。

○御輿岡 曰同所。上古天子嵯峨行幸時、必鳳輦を止憩玉へる所なり。依詠和歌。但就此岡後人有説。説如左。

延喜の御時北野の行幸に御輿岡にて、
みこし岡いくそのよ、に年をへて、けふの御幸を
待て立らん 枇杷左大臣

【清輔輿儀抄評】云、後撰の歌の詞に、延喜の御時北野の行幸に、御輿をかきてとあり。歌にはみこし岡とあれば所の名也。北野の方に有にや。或人云、近衛をばみこしをさといふ也。枇杷左大臣近衛司のときよみ給へる歌なり。みこしをさとよむべし共申あり。但番長の申に、みこしおさといふものは侍れ。又彼大臣其時若き人にておはしけん。いくその代々に年をへてと有も心得ず。所の名にて有べきにこそ云。

【名寄和歌注】云、歌の句に行幸の御輿に供奉也。それをみこし男といふ儀は、御こし岡也。北野行幸の馱餉所也云。【後撰】歌を【六帖】には岡の部に入たり。隨之【新撰六帖】に岡の部に爲家卿是を詠む。岡に治定す。

○顯昭云、御輿岡とは、常盤林の西にあり。嵯峨野行幸のと

き御輿かきすえ奉る所也。さていくそのよ、に年をへてとはよめるなり。

右由顯昭説常盤林此所東、今人家ある所歟。

△白樂天社 在御輿岡西南三町許。由來不詳。

木辻所名或作吉次。在御輿岡西四町許。

●橋次宅 在同村自東入半町許南方。今爲島也。傳云、奥州の金商人橋次が上著の宅地と。近年に至て有井、號橋次井。後人作宅、遂無榮曰ふ。但是別人賦。其宅在五條由載【太平記劔卷】。

(井次橋)

○花園 今妙心寺の地、及び西方至法金剛院地、古左大臣夏野公の別業あり。此地に萬花を集植て爲花園。故に有此號也。【太平記】曰、鞭に鐘を合て花園、鳴瀧を過て、時の間に西山谷堂え落玉ふ卷三。右所載即此所也。

(某別の野夏)

○正法山妙心寺 在木辻西。宗旨禪。境方南面平地。門南向山門。同開土安禪、及善財童子。○佛殿 同本尊。釋迦佛。坐像二尺四五寸。脇侍十六羅漢像。

○脇侍 脇士左 迦葉 右 阿難。立像。○脇壇所安 西 達磨大師。臨濟。右 百丈 同中央。此外安開山圓成國師牌、大徳開山大灯國師牌。右安厨子内金。○同 東 大元像。坐像三寸許。密守菩薩。持左手一卷。此外安神牌。花園院・後花園院・後土御門院・後柏原院・後奈良院牌。厨子同右。

○法堂 在佛殿北南面。○經藏 在佛殿東西向。額ヒ

(牌の吉秀・長信)

○玉鳳院 在法堂東南面。此所花園法皇山莊の地也。改爲院號。被安宸筆尊影。同所東側在開山國師影堂。門南向殿。正面唐門法事入院。額玉鳳院。同法皇御宸筆。上宸影安置の間、別に退と二間、間口一間半、退所二間、左右金張付、彩色畫圖格に鳳凰、奥の口前、深さ三尺許板敷、其前段階三段共に黒漆、口長押の上總花菱金濃、其四方黒縁其下一間半の口、戸四枚戸黒塗畫あり。以鈿螺四幅對掛物をなし、其畫圖山水石木屋舎あり。共以鈿螺。○戸の内戸張、水引高地。中繫紅華鬘結、其内中央壇高さ三尺四五寸許。○花園院影坐像、法服、色ウスヒハタ、袴ウス花色、アサギのトビ、八ツ、フチの丸、右に念珠、左に持扇をたまへり、御長二尺七八寸許。後有三片圍屏。縁黒漆、地板金濃、右之間口二間の外、其左右南面に一間壇あり。内金濃口黒漆の障子。東所安御當家故君尊牌。西壇 祥雲院殿畫像童男七八坐像。此像、秀吉公の御子、名弃君、秀吉公の嫡男にして早世し玉へり。此外信長公・信忠・秀吉公・武田信玄の牌を安す。右兩壇の前、間の中央に有紫銅二重塔形三。所安觀音名號。是後水尾院御髮水入を以て、後光に准じ、中以漆如曝木作り、色薄黒又薄赤し。其面に南無觀世音菩薩の字あり。如置鈿螺。其字後水尾院の御爪にして、南都圓照寺宮文字尼公の御細工也。後水尾院第一皇女、母公二位、局四辻大納言公澄卿女。

(影宮院園花)

○風水泉 在庫裏前井是也。開基 惠玄禪師。勅願 花園上皇。當地初は左大臣夏野公別業也。代々彼後裔相繼で傳領せり。しかるを花園上皇地景を愛し玉ひて、其領主清原良枝に命、而替の地を賜て此地を得玉へり。【良枝系傳】云、從四位下良季男、大外記正四位下也。龜山院。後二條院・花園院。後醍醐院。光嚴院六代、天子侍讀に被撰。然花園上皇此地に作、離宮閑栖し玉へり。天性禪法に歸し玉ひ、大燈國師に歸依し玉ひ、深く入宗旨玉ひて、遂に點宮爲寺也。委は在【開山行狀記】如次。

(院鳳玉)

○惠玄禪師行狀曰、師諱惠玄號關山、信州人、姓源氏、高梨高家之孫也、幼而穎異也、舉措動止超越群兒、故父携往相州至鎌倉、建長禪刹、拜廣嚴和尚、雍髮稍長、宗門知有佛祖大事、至年三十、聆洛北之龍寶山大燈國師之法、令嚴密、住欲炷拜、即時束裝而發足、露服水宿、承到紫野、國師前夜夢、雲門大師來降室中、黎明命侍者、今日有偉人之來、則我告報、不應漏洩、師直登山門大叫曰、新到相看、侍者延令入室、國師示以關之一字、師於言下、大悟、師諒其再來

(堂華栞)

○拈華室 右東壇東二間四方の間是也。額 拈華室。橫額 雪江和尚筆臨山六世、門口。間内北壁寄東牀あり。金張附、畫秋・芙蓉、牀の右押入、畫秋。上袋棚、棚戸畫、枇杷・桃・柿・葡萄等の折枝。其下違棚金具減金。中臺、厚疊、上褥あり。此所法皇玉座。

○開山堂 在寢殿東。前門南面唐。堂南面東西三間、半南北四間、内敷瓦口唐戸六枚、又西面在一間、口額。微笑庵。橫額 雪江筆。○像安置所別に作て、北退二間。其所東傍西向有壇。如碑石、高さ五尺許の板を龜背に立る。彫開山行狀記。其北壇高さ三尺餘、段階四段、欄干擬寶珠、共に黒塗。其上深さ三尺許、口唐戸二枚黒塗、内戸張水引今地。中に繫紅華鬘結。○内中臺高さ三尺許、後に立三枚圍屏、高六尺許。

(像の山開)

○開山國師像 持竹筥坐、倚子、長け三尺餘、掛。此像頭面は自然の出現にして、像刻彫する時化人之を持來す。面貌如生。影前に每朝手水をそなへ、又菓子鼻紙等を供す。

(院雲祥)

○涅槃堂 在同所東傍西向小堂内。所安佛涅槃像長三。以紫銅作楯、其面如紋彫現す。人面皆以減金。世に所用の畫像に同じ。又左傍安牌。銘宗利西堂。此僧妙心寺中興の時、大に施忠をなせり。他山の僧也。○祥雲院殿影堂 在祖堂西傍南面小堂。祥雲院殿影七八歳形。尺四五寸。此所祥雲院殿の塔也。始東山智積院の地にあり。彼

(泉水風)

院始め號祥雲寺。彼爲菩提に立て、妙心寺南化和尚住職せり。其後故あつて當山に移され祥雲寺の跡爲智積院。

(傳の玄惠)

○惠玄禪師行狀曰、師諱惠玄號關山、信州人、姓源氏、高梨高家之孫也、幼而穎異也、舉措動止超越群兒、故父携往相州至鎌倉、建長禪刹、拜廣嚴和尚、雍髮稍長、宗門知有佛祖大事、至年三十、聆洛北之龍寶山大燈國師之法、令嚴密、住欲炷拜、即時束裝而發足、露服水宿、承到紫野、國師前夜夢、雲門大師來降室中、黎明命侍者、今日有偉人之來、則我告報、不應漏洩、師直登山門大叫曰、新到相看、侍者延令入室、國師示以關之一字、師於言下、大悟、師諒其再來

人歟、因號爲關山、服膺盤旋益盡源底矣、竟味跡於濃州之幽壑、俗到今喚曰關山、聖胎長養有年于茲矣、花園法皇禪位而西京離宮、大燈國師參究、日已尙矣、宣旨國師、願朕捨這離宮、以作佛寺、旬撰寺主、寺號、國師領勅差關山爲寺主、以正法山妙心禪寺爲山寺之號、趣旨修然良有以矣、叡感甚渥、即勅使于甘露寺亞相而逆關山、充住職、師即日入寺開堂、師丈室端居四接納、不專威儀禮樂、唯捧喝交馳而已、上皇亦於方丈後、別創一院、以潛居、扁曰玉鳳院、先是移皇居且夕請益增造佛祖門與矣、恩渥日加、參扣時、勵師尋常手段惡、棘而座中唯有三衣一鉢、兩朝之宸翰、無餘長儲、畜嗣師法者、唯授翁宗弼禪師、俗名號中一人焉、師一日束裝、頂笠召弼上人相携、到風水泉頭、倚松樹下立談、出世始末、了泊然化去、風水泉井名、今在妙心寺、庫裡前其窟、近年尙存、授翁遼告一衆、丈室昇入、奉全身、瘞於本山良隅、建塔名微笑庵、世壽八十四、嘗延文後光嚴院、五年庚子十二月十二日、後勅諡本有圓成佛心覺照國師、

○妙心寺十境 此中所注有異說

○萬歲山 指雙嶺

○拈華室 今在玉鳳院裡

○百花洞 今在敷笑庵東

○雞足嶺 今在玉鳳院裡

○舊籍田 門前日

○宇多河 真前流

○高安灘 昔在河 ○度香橋 同河石橋在東

○南花塔 寺塔 ○齋宮社 社或作社、此所不詳、言四條西齋宮受、社職次卷

○花園社 在妙心寺西一町許路傍左、鳥居 北向 小祠 北向地主神也、社記未考。

○奏者社 在同社西至南所、社 西向 記未考。

○今宮 在同所南、鳥居 西向、社向 所祭疫神同紫野今宮云。

○法金剛院 一名雙丘寺 在妙心寺西南三町許、宗旨 四宗兼學、禪淨土 門 西向、堂 同本尊阿彌陀佛、坐像、作春日、

當時第一祖未詳、中興圓覺上人、所載舊記、此地より雙丘に至て、古清原真人夏野別莊也、其第二子右大臣瀧雄公、雙丘の上に山莊を造る、代々天子臨幸の事載、【三代實錄】其後寺となして號雙丘寺、然を年有て荒廢す、崇徳院御宇大治五年庚戌、待賢門院有再興號法金剛院。

【三代實錄】日、天安二年八月二十七日乙卯、文德天皇崩於冷泉院新成殿、冬十月十六日癸卯、延五十僧於廣隆寺、修文德天皇七々日御齋會、公卿已下會集、又分頭遣使丘陵諸寺、修轉念功德、十七日甲辰、便請廣隆寺五十僧、於東宮限以三日轉讀大般若經、廣隆寺四十僧、近陵寺十僧、如自御葬明日、至于三十九日讀經念佛、頻日所請、即便是也、陵邊修三昧沙彌二十口、令住雙丘寺、元是右大臣清原

(寺安天)

真人夏野之山莊、今所謂天安寺也、卷二十一又貞觀元年八月二十一日、皇太后當寺、屈請六十僧講法華經、同天皇周忌齋會、事有同記、

○二條院御宇永曆元年二月十七日、上西門院出家于法金剛院、舊記

〔玉葉集〕待賢門院かくれさせ給て後、六月十日頃、法金剛院に參たるに、庭も梢もしけりあひて、かすかに人か、けもせざりければ、是にすみそめさせ給ひし事など、只今の心地して哀つきせぬに、ひぐらしの聲たえず聞えける、

君こふる歎のしけき山里は、た、ひくらしそ共に鳴ける 待賢門院堀川

同 法金剛院にてよませ給ふける、

いく里か風につけて聞ゆらん、わか住里の入逢のかね 後嵯峨院

○内山 在同院庭前東北、號則在院内の謂也、嵯峨帝授位山也。

〔續日本紀〕日、承和十四年十月、雙丘東墳授從五位下、天皇游獵時駐驛於墳上、以爲四望之地、故有此恩、云、件山是也。

○同寺佛閣舊地字

(寺妙法)

○阿彌陀堂 在今佛殿東南、塔本 在同所東、塔跡也。

○法妙寺 在門外西南街道橋西北、圓覺上人塔所也、今在院内、圓覺上人は、融通念佛の開祖也、但大原山良忍上人の傳にはあらず、○上人諱は修廣、姓は大鳥氏、伊賀國服部の人、父は廣元といふ也、幼時、母の所在を失す、出家成長して慕ふ事切なり、和州法隆寺の太子に祈るに、感應あつて告玉はく、聚樂に到て融通念佛して道俗を勸むべし、遂に逢ことをえんと、元より地藏能化を信敬す、因りて城州法金剛院、嵯峨千本引接寺、壬生寺に來て衆を集めて念佛大齋を設く、件の靈地は皆地藏安置の所也、然して愛宕山に詣す、是亦大士の靈跡也、異僧あり、告て日、播州に往け、必可逢也と、日畢て不見、是則、大士の應現なることを悟る、夫より播州に至るに遂に同國印南野に於て母にあへり、每歲三月、嵯峨千本壬生に行ふ處は、是其靈觸也と云ふ、應長元年九月二十九日に化す、八十九歳、後宇多院勅して圓覺と諡し玉へり、

○雙丘 在法金剛院西北、南北に亘て三岡雙へり、仍て一の岡・二の岡・三の岡といふ、

【三代實錄】日、貞觀五年正月十一日甲戌、從四位

上行中務大輔清原真人瀧雄卒。瀧雄者右大臣贈正二位夏野真人之第二子也。天長三年爲右兵衛少尉。四年遷右衛門大尉。尋遷左衛門大尉。七年九月淳和天皇臨幸大臣新造雙丘山莊。申遊宴也。喚文人賦詩。授瀧雄從五位下。于時大臣爲大納言。八年八月敍侍從。數月遷雅樂頭。承和元年四月。嵯峨太上天皇幸雙丘山莊。賞愛水樹也。是月勅加授大臣男三人。榮爵。加從五位下。瀧雄從四位下。正六位上。澤雄。秋雄。並授從五位下。卷六七。○雙丘詠和歌。

【天木集】
いつれとか秋はそむらん夕時雨、双岡のまつの下
くさ 爲 家

つ、し咲双岡のまつかけに、おなし夕日の色そつろふ 爲 相

古代双紙曰、雙丘の中に寶を埋む所あり。其詠歌に朝日佐志夕日宇津羅布丘乃山、漆千桶金千桶

是即其所在を密す。爲工夫可知謂也云。
○雙池 在第三丘東。今埋て爲田。形尙顯也。同所北有民家、其地曰池上。續日本紀曰、雙丘下有天池、池中水鳥成群、車駕臨幸放鴿、隼、拂之。卷十。

【名寄】

(院花淨)

世中にしつむとならば照月の、かけをならひの池にすまはや 俊 頼
是やまた堤のうへのさし柳、ならひの池に春風そふく 爲 尹
右田地の南畔道の傍に、古池景の疊石今尙在。其間に踏躡ば響をなす處あり。是池橋の所と云ふ。
○西光庵 在池上。寺西向。宗旨淨土屬。知恩院。本尊阿彌陀佛。尺許。新作。向阿上人像。坐像尺餘。安廚子。開基同上人。此人始天台宗にして、園城寺に住し、號淨花房。然るに法然上人の宗風、專修一行に歸して、行年二十三歳にして發心離山し、一條の禮阿上人を爲師、其後淨花院を開けり。號是心上人。所著淨土要書三部あり。是即眞如堂本尊及嵯峨釋迦佛の示現の趣也。晚年此所に閑居して、貞和元年六月二日入寂す。八十三歳。即葬此地有墳墓。始發心離山の時、東山如意寺の門柱に書着せる和歌、
思ひ立衣の色はあさく共、かへらしものよ墨染の袖
又此所にして讀る和歌、
池上に我たにあらは吉水の、なかれの末は絶しとそ思ふ

○白蓮社 舊地、在右庵西雙丘麓。今爲字。此所向阿上人盧山蓮社に准、同志の輩を集て不退念佛の所也。
○成就院寛助僧正塚 在同所西向庵北田間一町許。
○衣瀧 在右橋跡南自北流細河中。今埋形纔存。右古老傳説也。同名瀧在相樂郡、所詠倭歌何哉未決。

【堀河百首】
石はしる音はかくれす夕きりの、衣の瀧をたちこむれとも 國 信

【天木集】
秋毎の紅葉のにしききてみるを、衣のたきといふにや有らん 赤染衛門

○古御所 中比の御室ありし所也。其地雙丘の西の麓を北に巡て、西の方凡二町許の地也。同き丘の西面に假山疊石遣水等の跡あり。

○菩提院 在同所。寺門南向。仁和寺の院家也。
兼好塚 今無實

【同家集】云、双丘に無常所まうけて、かたはらにさくらをうへさすとて、
契をく花と双岡のへに、あはれ幾代の春をすくさん

○協地藏堂 在法金剛院異一町餘、下立賣通路傍北。門南向

(堂王十)

堂南向。本尊地藏菩薩坐像八尺作弘法。本尊號曰要。是非也。曰此尊靈驗新にして、應機諸願を満しめ玉へるの謂也。
○六地藏堂 在堂東傍。安地藏六體。尺許。新作。
○十王堂 在堂前東向。焰王尺許。脇士尺許。此所屬法金剛院。古則彼院の地内也。
○念佛堂 地藏堂西上壇地是也。今爲島。同所西字に總門と云ふ所あり。此寺大門の跡也。此所は圓覺上人融通念佛の道場也。
○極樂橋 在念佛堂西街道中、渡東西。傳曰、待賢門院此橋上にて阿彌陀佛、聖衆と共に空中來現を見玉ふ故に號也。
○法妙寺 在同橋西畔。今植榭爲効也。
○和泉式部塚 右在榭傍。今纔存。由來不詳。
○亭子院 曰右塚西地字。古此所に亭子院建御塔敷。未詳。
○菩提寺 或菩提院。地藏堂南安井村の北、島之字也。不詳。安居地名。當地地藏堂卯辰間有民家、爲村號。此所昔八條女院御所地也。後改爲寺。安居門主住玉へり。假山の池今猶存。門主故高倉宮御子、宮僧正道尊也。法脉中絶近世再興して東山にあり。
【平家物語】卷四曰、高倉宮の御子、母は八條女院の局、伊豫守盛教が娘三位局也。八條女院におはせしを清盛入道

(地舊の院女條八)

○提出し奉る。相國の弟池大納言頼盛卿、若宮を請取て六波羅へ亘し奉る。前右大將宗盛卿此宮を見參せて痛敷思ひ、父禪門に貫て命をたすげんとす。入道其儀ならば出家せさせ奉れと宣ける。宗盛卿、八條院へ此由被申たりければ、女院、何の様も有べからず。唯頓々として御出家せさせ奉る。仁和寺の御室の御弟子に成參せ玉ひけり。後には東寺一長者安居宮大僧正道尊と申せしは、此宮の御事也云々。此所中央の地に、古より民家を造るに、奇怪あつて不得住いふ。

(者長林竹)

○竹林寺 在同所。本尊 釋迦佛坐像一尺餘。一作不詳。面貌殊勝也。傳曰、此所昔竹林長者と曰者あり。

△藤木 在安居村異一町餘路傍南。榎纏藤。諺曰、此所柿本紀僧正宅地也。

△月輪 在藤木東二町餘田地字也。由來不詳。

△土御門 在藤木子丑間一町餘字也。同上。

△春日 在土御門北東字也。同上。

(傳の龜大) (寺德大元)

○龍鳳山龍翔寺 舊地安居民居西平林地也。開基圓通大應禪師是即大德寺祖大德師也。後花園上皇歸依故、師遷化後成寺也。傳曰、南浦大應國師諱紹明、字南浦、駿州安部郡巨族藤氏子、幼事本州建穗寺淨辯師、學出世法、年十五剃染受具、戒參建長蘭溪隆和。

(塔院多字後)

尙、正元間入大宋、偏叩諸方、時虛堂愚和尚據淨慈道風、高峻、學者無敢登其門、師住謁機鋒、相契、堂大喜、令典賓客、日夕咨扣、一日寫堂和尚頂相、請讚、堂書曰、紹既明白、語不失宗、手頭簸弄、金圈栗蓬、大唐國裏無人會、文永八年移太宰府之崇福居、三十三年參徒日盛、嘉元間奉詔入京、師太上皇召對宮掖、問答稱旨、救主萬壽禪寺、當延慶戊申臘月二十九日、忽示微疾、至二鼓書頌曰、訶風罵雨、佛祖不知、一機警轉、閃電猶遲、書畢加跌而逝、世壽七十有四、皇上哀慕不已、救諡圓通大應國師、仍敕建寺西京額曰龍翔塔骨舍利寺之後山、塔曰普光曰祥雲、

○普光 在平林中南向。小堂南。安石塔。

○後宇多院塔 在普光同所。此所彼御髮藏處也。大應塔左。

○嘉陽門院塔 在平林中坤角。五輪塔。西向門院。後鳥羽皇女齋院准后、母内大臣信清公女。

○木嶋 龍翔寺坤平林地也。京師より太秦に至る路の左也。

○木嶋社 在同林中。鳥居南。社同所。祭 天照座御魂神。

○延喜式曰、木嶋坐天照御魂神社、○山城國祈雨十一社隨一也拾芥抄。○廣隆寺記曰、木嶋明神者靈驗殊勝深秘。

之明神也、自正五位上遷從四位下、承平六年丙申十月二十三日、其後正三位正二位、一條院長保五年癸卯十月二十八日從一位後朱雀院御宇長久四年未五月十日被授正一位宣旨、則當寺鎮守也云々。

○遊仙窟 文章生英房跋曰、嵯峨天皇書卷之中、撰得遊仙窟、召紀傳儒者、欲傳授也、諸家皆無傳、學士伊時深愁歎、于時木嶋社頭林木鬱々之所、撓木結草有老翁、閉兩眼常誦之、問讀遊仙窟曰也、伊時聞及潔齋七日、整理衣冠、慎引陪從參詣翁所、誰來、答曰唯々、跪申、爲得遊仙窟所參也、翁曰我幼少自吝授此書、年闌倦事、僅所學誦而已、重申願教、此書僕苟候王家、居學士之職、少幼賭文、無讀、垂哀矜翁、諸讀之、伊時付假名讀、一帙畢、還歸之後、送種々珍寶、庵跡異香郁々、不見翁、時以爲大明神之所化現也、

文保三年四月十四日記云々。

○俗此社を本社と稱す。實説未詳。按に此社側に清泉あり。稱御手洗。此水に因て稱する者歟。御手洗は則不限下賀茂也。神社の地にある池川等皆御手洗と云ふなり。

(木本集)

木嶋の森の下水引かけて、しめのあたりに早苗と

るなり 後九條同大臣家大夫

〔晉勳〕 あなしにはこの嶋のみや白妙の、雪にまかへる浪は立らん 俊 頼

太秦 地名 在木嶋西。木嶋亦此所領也。

【日本紀】曰、應神天皇十五年、秦氏者自支那來、秦氏養蠶、勤機織、造帛綿、煖入膚、故以爲氏、天皇賞之、賜山城國葛野郡太秦之地、其績糸入器次第增疊、或曰其形似此地立秦始皇廟、故加太字號、太秦。

- 秦氏系 秦始皇帝 胡亥皇帝 孝武王
- 暹米孫王 法成王 功滿王始末 融通王
- 普洞王 酒秦王 意美秦公 忍秦公
- 丹照秦公 河秦公 國照秦公 河照秦公

○地藏堂 在太秦里東端南面。地藏菩薩坐像。作弘法。自始皇帝至于小德位大花上秦造河勝廣隆卿已上五代也。

○廣隆寺 在太秦。宗旨三論兼眞言。境地南面。樓門南向。金剛力士九尺許。新作。堂南向。本尊藥師佛立像三尺許。神作。左聖觀音立像二尺許。右彌勒佛立像三尺許。安同厨子。日天立像四尺許。安厨子外。作定朝。十二神三尺八寸許。同作。安壇上左右。此外千手。

觀音立像八尺許鳥作。安東壇。阿彌陀佛春日作。安西壇。始各堂あり。

○本尊傳曰、山州乙訓郡有一社、號向日神社、社前在一稿木、不知歷其幾歲、一日來異人、杖之、即坐而作像、俊作如涌如練、成像合掌、稱南無醫王尊藥師佛、忽入神殿、不見、四方聽之、集拜、相好圓滿也、然有靈驗、無不驚耳目、同郡在大原寺、於智威法師、自唐來住、社司曉是、仍附與僧、時延曆十二年十二月庚戌也、都鄙群詣、感應彌新也、咸沒後、移丹後國石作寺、然後清和天皇御宇、勅當寺令爲本尊也、仁明天皇御宇、有一宮女、因此尊靈驗、入內、至后妃之位也、脇士之二尊者、金銅佛也、安同厨子、觀世音、推古天皇御宇、十一年自百濟國所獻、小墾田宮附屬近臣、秦川勝也、彌勒佛者、同天皇二十四年、自新羅國所渡也、此像放光時、有靈異、太子命秦川勝曰、佛像有靈異、不可輒垢、宜安清淨堂、仍建立蜂岡寺奉安置、按初本尊者、右此彌勒菩薩耳也、【釋書】卷廿日、推古天皇十一年十一月、太子語侍臣曰、我有一像、誰能安之、秦川勝進曰、臣願得之、乃建蜂岡寺、安像阿逸、多今之廣隆寺也。

(寺岡蜂)

(寺作石)

(傳尊本寺隆廣)

○太子堂 在堂西北東面。聖德太子三十三歲影像立像五尺衣冠持香爐自作。

歷代天子此影被進御裝束、當其撰入奉著御也。

○地藏堂 在堂前西方東面。地藏菩薩尺許作道昌。
○鎮守社 在太子殿東西面。所祭三十八所神神名略。
○鐘樓 在堂東。初所繫鐘其聲黃色調也。近衛院御宇當寺再興時所造也。中納言信西入道書銘、亂世に他の有となる。今在西本願寺。
○伊佐羅井 鐘樓の北井是也。
○當寺往昔は方至遙回にして、佛宇備れり。
○當寺記曰、推古天皇御宇十有二年甲子秋八月、上宮太子語臣秦川勝曰、吾昨夢從是北方去十餘里、到一美邑、楓林繁茂、清香甚薰、於林中有大園朽木、無量賢聖誦諸經之要文、或天童供妙花、又自木放光、有微妙聲演妙法、於此下、汝卒眷屬饗應、吾子大盛也、今吾將欲往、川勝白、臣邑恰如御夢、即日遶駕、川勝前驅、其夕宿泉川北頭、明日屆于免途、橋川勝親屬迎橋頭、其日臨葛野大堰、而視之如夢、有殊勝寶閣、集會阿羅漢、讀誦諸大乘要文、機見不同、是有見蜂虫者也、遂造假宮於蜂集之下、太子御是一日語曰、相此砌國之秀也、南開北塞、而川徑其前、高嶽之上、龍有窟宅、常擁護、東有嚴神、西仰猛靈、二百餘歲後、有一聖王、成興隆釋典、是吾分身之一也。

(來由の寺)

(樓鐘)

故感夢遊、此號假宮曰桂宮、後改爲寺、今桂宮院是也、又曰吾滅後二百五年有一釋氏、此所再建精舍、此我後身之一也。二百五年釋氏當道昌僧也竟川勝受命建佛閣號蜂岡寺。

(宮の桂)

(院宮桂)

○桂宮院 在金堂西一町餘。門東南方丈東南。堂八角形。在中門內。世俗稱太子堂。太子於此念誦故號。御念誦堂也。推古天皇御宇十二年甲子、太子自以土木之功築壇所建也。堂內所安置三躰本尊也。
○二臂如意輪觀音坐像二尺作太子。記曰、爲見本地所彫刻也。
○阿彌陀佛立像四尺此像は隋煬帝推古天皇へ所送也。
○聖德太子坐像一尺七寸自作。
○佛殿 在八角堂北南向。○本尊 釋迦佛坐像二尺五寸作蓮慶。脇士四天王立像一尺六寸作同前。○脇壇 地藏坐像一尺三寸五分作慈覺。弘法像尺六寸作蓮慶。
○阿彌陀堂 在佛殿西東向。○本尊 阿彌陀佛坐像四尺作春日。同所安置像 不動坐像七寸七分作弘法。毘沙門立像四尺二寸五分作弘法。或曰、紀僧正、眞濟共以栴檀香木所造也。脇士吉祥天立像三尺善膩土童子立像二尺九寸五分作同上。
○十一面觀音立像一尺三寸五分作鳥佛師。安厨子。扉內畫六觀音。金若筆金也同觀音尺三寸作春日。
○大元明王立像一尺五寸作弘法。安厨子。同安香屬。

(神明酒大)

(神明避大)

右此尊木像、和州秋篠寺外世稀也。醍醐山親快僧正移當院、當院住主、及中觀律師傳授此法、所附屬也。正親町院天正十二年九月十五日、此像爲拜覽請禁闕侍臣開扉、動搖環珞現神變。
○多門天立像二尺五寸五分
○五輪石塔 在太子堂南。太子納五部大乘經處也。
○大酒明神社 在右堂坤東面。當院鎮守也。社南在小祠三所。所祭天照太神・八幡・天滿天神。
○大酒明神 記曰、此神者秦始皇之祖神也。仲哀天皇御宇、功滿王來朝之時奉渡、依神效、朱雀院御宇授從三位、亦天慶四年五月十五日授正三位、後冷泉院天喜三年十月廿日授正二位、同治曆四年四月二十五日授正一位。
○大酒 或作大避、所祭播州赤穂庄坂越浦稱大避、有社、彼社記與當院本緣有小異、仍載之。
○記曰、大避大明神、所祭秦川勝靈神也。欽明天皇御宇、雲客某偶遊於大和初瀬川畔、時爲大雨、晴後河水汎溢、忽有一壺流、采之中、在小兒、太端美也。具養育、先是帝夢此兒、曰、吾是秦始皇後身也。因帝任用、十五歲而昇三台位、賜秦姓川勝是也。上宮太子執國柄時、國家有騷劇、太子追思神代之故事、製十

(神明大荒大) (農の付説)

六番物真似及貌面賜川勝且御橋宮見此伎蓋併優之類神代之遺風也由是國扇淳風民向禮俗爾後以此伎爲家傳川勝歷仕欽明・敏達・用明・崇峻・推古五代及上宮太子有殊勳後有故掉扁舟浮于西海舟泊播州坂越浦亦漂生嶋東其詳俗云飛遂居其地化村人祭神無大小祈有應勅號大荒大明神中古改爲大避大明神已上

○聖德太子御幼稚の初、爲師範唐土より渡處の僧、惠慈を當院に居しめ玉へり。

○舊記曰高麗惠慈法師來朝時請入當院擬一朝國師爲三論講匠又聖武帝御宇道慈和尚歸朝時先宿當院盛弘此宗又道昌僧都居當院鑽仰兩宗之章疏

○摠て廣隆寺に賜る處の繪旨、御教書、管領之狀等數通あり當院同之當院に附する直義の寄進狀如左。

桂宮院領山城國桂新免可爲三論宗

長日講演料所事

右當院者班鳩太子經始之舊基也當宗者羅什三藏弘通遺教也於此靈地傳彼大乘曰寺曰法可歸可崇是以奉寄一村湫隘之菜田而爲長日講演之料所寺號則桂宮院矣寺領又桂新免焉

以名稱之符合知純熒之機緣仰願法水永湛期三會之時節悉地圓滿達二世之願望懇祈之旨大較如件
曆應二年十二月廿七日 左兵衛督源朝臣 在朝
○【盛衰記】曰侍宵小侍從 元は阿波局とて高倉院の御位の時御宮仕して有けり世にまつしき女房にて夏冬の衣更も便なく有しを悲しみて廣隆寺の藥師に參て七箇日祈申けれど、驗も無くて今夜通夜して「南無藥師あはれみ玉へ世中に、ありわづらふも病ならずや」と詠じて打まどろめるに、御帳の内より白き衣を玉はると夢みて、内え參りける程に、八幡の別當幸清に思はれ引更はなやかにし已上

○木枯社 在廣隆寺門前申酉間民家中。小社 西向【廣隆寺記】曰勅自乙訓郡奉迎藥師佛之處向日明神影向寺門前槻木忽然枯矣、則此地祭神靈然後再繁茂如元、仍稱神號木枯明神、云
衛門御息所第 古在太秦
〔後撰集〕衛門の御息所の家うづまさ侍けるに、その花おもしろかなりとて、折につかはしたりければ、聞えたりける、
山さとに散なましかは櫻花、匂ふさかりもしられ

(寮の内寺)

さらまし
かへし
藤原師尹
句ひこき花の香もてそ知られける、うへてみるらん人の心は
太秦領内 所在塚
●寶鏡塚 ●安養塚 ●千首塚 ●尼塚
●組石 ●和泉式部塚在上 右由來不詳
○海生寺 在太秦南市河村、今草庵 西向 宗旨禪 開基深山
○深山影堂 在同所西向

(車破) (車破)

【深山行狀記】曰師不稱名氏又不知何許人常乘破車在四衢道道傍小堅隨其所欲推之里人名之曰破車或語以七百歲事而自歷試因茲又呼七百歲焉慕鳥窠之風道林禪師也一夏座禪於筑之筥崎松樹上夏了特往謁直翁侃侃問汝今夏樹上修禪是否師曰是侃曰如何是樹上禪師曰上也下也時楹上蟻行上下侃指曰這個亦能座禪師領之侃便趕出於後剃髮爲僧諱正虎字深山結庵于山階山中每往來光藏之塔自持時果供木像矣臨終之前十日來光藏禮辭木像訖謂石無心曰以端午日入于山去携一衆來而送我臨期石欲行衆咸曰風狂之言不可信焉不行已石亦行遲師三回出門待之

日已過中乃言同門出入宿世冤家違吾約言不來耳便披袈裟著草鞋拈拄杖座特榻怡然而化豫於庵後占喪地而自積薪如龕矣石獨及晡到已見座化速令人告光藏衆來卽茶毘烟消火滅無骨灰矣師誠散聖之應化乎已上
常盤地名 在太秦北 中に往還路あり 東は京師大炊御門通、西至嵯峨。里・杜詠和歌。
〔續千載〕
秋そとも分ぬ常盤の里人は、た、夜寒にや衣う
つらん 法眼兼譽

父なくなりて後常盤の里に侍ける比、三月ばかりに源の仲正が許につかはしける、
春までもとはれさりける山里を、花咲なはと何思ひけん 寂念法師
かへし
諸ともに見し人もなき山里の、花さへうくてとはぬとをしれ 仲 正

○常盤社 在里中往還道北側。杜下有小堂。安石彫阿彌陀佛。杜は榎・椋也。古歌には詠椎・柴・青柳
〔御集〕
さば姫の染し緑や深からん、常盤の杜は猶紅葉せ

て

後鳥羽院

【拾遺愚草】

露にうつる月より秋の色に出て、常盤の杜のかけ

そかひなき

定 家

【新撰撰集】

平の時範が常盤の山莊にて、寄花祝といふ事をよめ

る。

うつろはて萬代匂へ山櫻、花もときはのやとのし

るしに

藤原景綱

此山莊、舊跡詳なり。

●蓮華心院 往昔八條院御建立の所也。舊跡杜の東を至

北こと三町許、路東方其所也。今尙地の字とす。

【續拾遺集】

八條院御忌日に蓮花心院に參て侍けるに、思ひ出る

事おゝくて、おなしく参りあひたりける女房の中に

さしをかせ侍ける、

おひらくのつらき別は數そひて、昔見し世の人そ

すくなき

定 家

(藏地子乙)

○六地藏堂 在杜西一町餘。六角堂。南向。地藏菩薩立像三作

篋。傳載未卷。當國六地藏の其一也。其中此像端小なる故

に童子呼で曰乙子地藏。

○常盤墓 在地藏堂東小庵庭。傳曰、源義經母常盤御前は

此里の人なり。依て是を立つ。又始の塔古體にして景あり。故に聚樂館にうつされしと。

△多留見山 在常盤坤二町許。此所大秦領也。巡有堀跡、

由來不詳、亦西有塚曰狐塚。

○帷子之辻 在太秦西野四辻是也。此所順道は、上嵯峨及

愛宕、左下嵯峨及法輪寺、右到常盤西端、辻名義載卷末。

○安堵之橋 在同辻西五町許街道、渡東西石橋也。諺曰、

昔赤梅檀の香四方に薫じて叡嶽に至る。傳教大師曰、

此香實に名香也、疑らくは嵯峨の釋迦の像火災に被玉ふ

ならんと。即山を下て嵯峨に趣く。終道逢ふ毎に其安否

を問ふ。遂に此橋にて無災を聞て今安堵すと云り。仍是

を號るとなり。但難信用乎。傳教者、人皇五十二代嵯峨帝

弘仁十三年寂。嵯峨の本尊は六十六代一條院永延元年、

宋朝より移して、時代相違す。

△胃塚 在橋西一町許。義不詳。

○油掛地蔵 在橋西一町半許路傍左。地藏石像立像。作不詳。

諺曰、此石像掛油則願を満しむと。思ふに伏見油掛に比

する歟。油掛の義見卷十三。

從此順道、到下嵯峨八軒也。今所載次到右。

○廣澤 在帷子辻三町許亥子間。池東西二町、南北一町許。

此池寛朝僧正所設也。【拾芥抄】曰、廣澤僧正造池云云。每

秋都下貴賤、於古今賞月處也。詠倭歌。

【六百番歌合】

くまもなく月すむ夜半は廣澤の、池は空にそひと

つなりける

經 家

同

詠やる心の末もとまれとや、月にやとかすひろさ

はの池

兼 宗

○千代古道 於池東凡三町許處、東西に通る道の名也。但

名所には非る也。按、此濫觴出行平朝臣詠歌。【後撰集】

曰、仁和御門、嵯峨の御時の例にて、芹川に行幸し玉ひ

ける日「嵯峨乃山行幸絶爾志芹川乃千代乃古道跡波在氣

理」是也。然ば嵯峨山とは非曰山、曰天皇也。芹川は竹

田の西に在。仁明天皇竹田の芹川に行幸の事、載諸書、千

代の古道とは久行幸の例を曰ふ也。跡は在けりとは、今

舊例を興し玉ふを曰ふ也。仁和は仁明天皇也。嵯峨の御

時とは嵯峨帝を申也。然ば千代の古道とは比喩の詞也。

元來其所在には非る也。但、皆嵯峨に千代の布留道を詠

は、因祚歌後人作意也。又嵯峨に有芹川も、以同義後世

追號者歟。後人可有考。

後人於嵯峨詠千代古道和歌

【後撰集】

さかの山千代の古道跡とめて、又露分る望月の

(川岸)

山州名跡志卷之八

葛野郡

千代古道

磧

帶採池

遍照寺

一九五

【新撰古今】

定 家

思はずよ花をかたみのさかの山、雪に跡とふ千代

の古道

源 満 元

△磧 在同道傍。自古稱之所以不詳。案するに細石は

小石を名く。和歌所詠、細石のいはほとなりてと云も、小

石の義也。然るに此石大石なり。可有後勘。

△帶採池 在廣澤東三町餘路傍北。今裁存。傳曰、昔此池

に有靈、色ある帶に化し、水に浮て人を惱せし故に號る

なりと。

●遍照寺 古在池乾。開基寛朝僧正、眞言興隆所也。凡此宗

有小野・廣澤兩流、廣澤則此寺也。仁和寺法流是也。本尊十

一面・二臂觀世音并不動。共弘法大師所作也。今自是

坤二町許安草庵、其所號池裏也。寛朝傳曰、兵部卿親王

第二子、寛平上皇御孫也。從寛空阿闍梨、冥密眞達密

學、圓融院爲密灌御師乎。居遍照寺啓密肆。寛和二年

爲大僧正、長徳四年六月十二日自松梢天上。釋書并傳記意。

○遍照寺の御簾のへりの信夫摺にて有しを、四五寸切取

て、故師大納言の清和院のみすのへりにまねばれて有し

かば、世の人見て興せしとぞ【袖中抄】

○信夫摺 遍照寺の蘆すだれのへりに有り、先年民部

(撰夫信)

(裏池)

聊左京大夫脩範卿などにいざなはれて、西山の寺めぐり侍しに、遍照寺にまうで侍しかば、彼母屋の御簾は見くりのつると申物にて、忍ぶずりのへりは皆失て侍らざりしかば、をのくみすを折てこそもて歸侍りしか。
〔風雅集〕

遍照寺にて人々月見侍けるに、

あれにける宿とて月はかはらねと、むかしの影は猶そ戀しき 平 忠 度

同 心さし深く染てしひろさはの、流は末も絶しとそ 後 宇 多 院 思ふ

○登天松 寛朝登天の松也。在池北峯自十間許下。

△佐古會水 在同所山麓池中央少西方。此所は池の西の畔を北に到るなり。

○兒社 在池西林中路傍北。社南向。所祭寛朝僧正侍童靈也。傳曰古此所釣殿あり。件兒童一夕此所に來るに失所在と。

○釣殿橋 同所東橋是也。

●蓮華峯寺 舊地在廣澤池四町許乾。

(堂角八) ○後宇多院 在右同所。陵上在高堂南面。右は堂形八角也。依て今尙八角堂といふ。内に在五輪石塔長八尺許即院御塔也。在左右小五輪塔未考。堂の巡に古松あり。

(嶋が菊) (原代千)

後宇多院 龜山院御子、後醍醐帝御宇元亨四年六月二十
六日崩御、五十八歳葬于蓮華峯寺、舊記
●朝原山 所載舊記見此邊今不詳。曰今千代原、本名
號朝原、間誤りて以曰朝原、改千代原。此所歟。在桂北。
○大澤池 在蓮華峯寺申西間一町餘。中央に嶋あり。曰菊
嶋。
〔古今集〕

ひともと、思ひし菊を大澤の、池の庭にも詠つる 紀 友 則
かな

〔正治百首〕 大澤の池のけしきはふりのけと、かはらすすめる 俊 成
秋の夜の月

○庭湖石 在菊嶋坤畔池中。此石巨勢金岡が所立也。西行法師詠和歌。載〔山家集〕詞書に、

大覺寺の金岡がたてたる石をみて、
庭の石にめたつる人もなからまし、かとあるさま
に立しをかねは

右此所嵯峨帝の離宮の封地にして、假山・瀧水・奇岩あり。至後世名石等、閑院内裏にうつさる。此所荒廢の後、伊勢・公任等來て昔を慕ふ和歌を詠ぜり。世所知也。
〔後拾遺集〕大覺寺の瀧殿の石ども、閑院えわたされて、跡な
くなりぬと聞て見にまかりて、

(宮離の帝嵯峨)

あせにけり今たにかゝる瀧つせの、はやくそ人は
みるへかりける 赤 染 衛 門

○天神宮 在嶋中

○五所明神社 在大澤西畔。所祭神明・八幡・春日・賀茂・住吉。

○小淵 櫻の雙樹の地をいふ。名義不詳。

○名社澤 在大覺寺北。實は其北一町許にして今爲藪。今尙組石あり。

○大覺寺 在大澤西。境地西面。宗旨眞言。住職法親王門主。門南面。佛殿。同本尊五大尊。不動坐像一尺二寸餘。四大尊坐像一尺四寸餘。共作弘法。各安厨子。同脇壇左。後宇多院宸影。尺七寸許。持念珠玉へり。

○弘法像 本像一尺三寸。作不考。
○護摩堂 在右殿北南向。本尊 不動坐像一尺二寸。作不考。

(宮離の帝嵯峨) 開基恒寂法師。中興後宇多院。寂。淳和帝第二子也。仁和元年九月二十日化。六十歳。傳載〔釋書〕卷十四。此所初は嵯峨帝の離宮也。淳和帝爲寺玉へり。〔三代實錄〕曰貞觀十八年二月二十五日癸酉。淳和天皇請以嵯峨院爲大覺寺。曰嵯峨院者太上天皇昔日閑放之地也。昇霞之後。涉日既深。階庭不披。臺榭亦壞。如今頗加修葺。僅避風雨。尋想宿昔之餘哀。欲守終焉。於此

(願寺覺大)

地仍尊像禪經時備敬禮鐘磬香花隨以安置伽藍之體佛地之端。五六年來適然具足。若不變名定額以示將來。殊恐樵夫牧童或致誤犯。願也。樓閣仍舊便爲道場。名號惟新。稱曰大覺。欲使追慕攀啼之志。今古無移。眞如法性之因。自他共利。勅曰宜隨太皇御願。賜額曰大覺寺。領行天下。出三丁目。

同大覺寺領地境界

○同錄曰貞觀十八年八月二十三日己亥。勅以山城國葛野郡二條。大山田地三十六町爲大覺寺地。其四履。東至朝原山。西至觀空寺并栖霞館東路北至山嶺。自餘山野入嵯峨院。四至者皆爲公地。若有稱空閑申請者。一切不得勅許。但樵蕪之輩不在制限。卷四十四。

●濟治院 右在大覺寺側。嵯峨帝の長女、淳和太后正子建立の處也。

〔三代實錄〕曰太后慈仁。天至濟物。在勤。收拾東西京。弃兒孤孩。給之乳母。多所養育。割封戶五分之二。以充其費。嵯峨舊宮捨爲精舍。號曰大覺寺。其側建廡舍。名爲濟治院。療僧尼之病。出十五丁目。○西來院 應安六年大覺寺内建塔曰西來院。舊記。○後宇多院落飾の後、大覺寺に住て中興也。其起は德治

二年の七月に、后遊義門院薨す。年三十八歳。帝其悲歎に不堪、便落飾玉ひ法皇と號す。時に御年四十歳也。一説御落飾は其翌年とも。然して大覺寺に隱遁し玉ひて中興と成、專寬平上皇の風を扇て密法を傳へ、元亨元年四月於大覺寺建金堂也。舊記意。

庭の石にめたる人もなからまし、かとあるさまに立しをかねは 西 行

山里は散紅葉はに道絶て、冬は人目もかる、なり

後宇多院

瀧殿 瀧を愛する殿舎也。前に瀧あり。古在大覺寺内。舊跡今不詳。

瀧の音は絶て久しくなりぬれと、名こそなかれて猶聞えけれ 公 任

西行家集 大覺寺の瀧殿の石ども、閑院えわたされて、跡なく成ぬと聞て見にまかりて、あせにけり今たにかゝる瀧つせの、はやくそ人は

みるへかりける

赤染衛門

●五覺院 古在所

○二月盡日遊五覺院、同賦紫藤花落鳥關關、源順〔本朝文藝〕卷十一。嗟峨院者我先祖、太上皇之仙洞也。松風蘿月、偕老於煙巖之阿、怪木奇花、雜挫於水石之地。自龍昇漢口、人控胡髻、草樹皆告雨露之恩、樓殿空爲僧侶之室。五覺院者彼院之西洞也。大師尋仙遊而占洞房、寫佛智以利沙界、已下略。

(院嗟峨)

嗟峨天皇陵 【王代記】曰、葬嗟峨院北山陵、今不詳。○續日本後紀曰、承和九年七月十五日丁未、太上天皇崩于嗟峨院、春秋五十七、遺詔曰、夫存亡天地之定數、物化之自然也。欲朝死夕葬、夕死朝葬、棺不厚覆之以席、約以黑葛、擇山北幽僻不毛地、葬限不過三日、夜刻須向葬地、從者不過二十人、戊申擇山北幽僻之地、定山陵、以商布二千段、錢一千貫、文奉充御葬料、即日御葬畢。

○山槐記曰、元曆元年八月廿三日己卯、今日被立御即位山陵、使翌日於攝政亭、左大辨經房曰、向嗟峨不知其所、相尋邑老之處、大覺寺内北方山云、向伴寺之間、一町餘、車不通、忽騎馬向彼所、拜了燒宣命歸亭。

(陵帝嗟峨)

○細谷 在大覺寺北二町許、有云、實寶藏院谷也。此院大覺寺末院、古在此所。

○祥鳳山直指庵 在細谷。宗旨禪黃檗派。佛殿南向。本尊釋迦佛坐像。黃檗山隱元之嗣法、獨笑草創の處。

○菖蒲谷 在細谷北。出細谷流、則此谷源也。菖蒲谷の北は鳴瀧西到平岡南山間。此所平氏亡滅後、惟盛卿妻子蟄居處也。○平家物語云、大覺寺と申山寺の北、菖蒲谷と申所にこそ、小松三位中將惟盛卿の北方、若君、姫君のしので御座なれといひければ、盛衰記には、遍照寺の奥小倉山の麓、菖蒲谷の北に大覺寺と申所侍り、彼所にこそと云云。盛衰記説非也。菖蒲谷非小倉山麓、又大覺寺も此谷の非北地也。平家物語義可也。又東鑑曰、菖蒲澤。

(深蒲舊)

○觀空寺 昔在大覺寺西。是嵯峨天皇の草創也。寺記未考。

○三代實錄曰、貞觀十二年八月廿六日丙午、以山城國葛野郡觀空寺預之定額、勅觀空寺者、嵯峨太上天皇創建、宜以其後親王源氏爲檀越、永爲恒例。出九十八

(堂迦釋)

○五臺山清涼寺 在大覺寺西三町許。樓門南向。安金剛力士。額、愛宕山。筆者不考。堂南向。本尊、釋迦佛。立像五尺二分。作毘首羯磨天。脇士十大弟子。立像二尺五分。作不考。共安同厨子。脇壇所安。東、文殊。西、普賢。長三尺餘。作不考。

(來由の像迦釋)

抑本尊釋迦佛、毘首羯磨天が作にして世の所知也。故其由縁を略す。日本渡來の起、其大旨を云ば、南都東大寺の僧法橋、奮然、永觀元年の秋、宋國に渡唐す。諸名師に謁し、又名山靈跡を巡禮す。然して此本尊を拜し、信敬戀慕の意切なり。遂號張榮佛工に命じて之を令摸作に、所其摸像宛本佛に不違人皆無不感信。然歸朝の時、至て佛を拜するに、壇上に雙安する處の本佛、新佛の座に移立し玉へり。他人は敢て不見之、然獨是を知れり。又夢中に來て告云、汝歸國せば我を請すべし。日本に至て苦の衆生を可度也。然隨喜して無留止歸帆の纜を解歸朝、已に永延元年也。然件來由をして天聽に達せしかば、帝叡感あつて此寺を造營し安置し玉へり。然歸朝の時、宋皇帝紫衣を玉へり。又本尊の外大藏經五千四十八卷、十六羅漢の畫像并器財數品を將來す。已上緣起意。

(山岩愛)

○案、當寺山號、始愛宕山也。今所有額是也。後今號改也。○小野宮右府記曰、永延元年八月十八日、法橋上人位奮然申請曰、以愛宕山號五臺山清涼寺建立一伽藍、置稱檀釋迦尊像云々、又或説曰、清涼寺の號は昔より有し也。貞觀七年の國史に載たり。又李部王記に、天慶の比、棲霞寺釋迦堂と云云、然ば已前より安釋迦佛歟云々。當寺本尊靈驗載記繁多也。什物靈寶多し。當本尊を詠する和歌、

(堂迦釋寺靈接)

〔續古今集〕

鷺の山ふた、ひかけのうつりきて、さかの、露に
有明の月 寂 蓮

〔夫木集〕

むかへこし姿も月もさやかにて、浮世をてらすさ
かの山本 家 隆

(寺霞栖)

(佛光峨嵯)

(宮籬の帝峨嵯)

○栖霞寺釋迦堂の東の堂是也。本尊阿彌陀佛。脇士觀音・勢至共戴寶冠坐像六尺許。此三尊は傳え曰、嵯峨帝此離宮にして本尊造立の御願ありき。或時忽然として老翁現じ來て、如御願佛像を造立し奉りなんと。帝御感あつて彌陀の三尊を令造玉ふ。それより、老翁夜々來て三夜にして造る處なり。此作者號西、謂此佛工人にして造畢而去西故也。但是淨土教主所化現也云云。委傳記。初後光に化佛あり。中比の亂世に凶賊奪探て所々散在す。世に云ふ嵯峨光佛是也。

堂内西壇 毘沙門天觀音同 作弘法。安厨子。傳曰、毘沙門は嵯峨帝觀音は檀林皇后の影に准作れるなりと。開祖恒寂法師。

○此地往昔は、嵯峨天皇の離宮境内にて、大覺寺と通す。其後同帝第十の子融公、此所に山莊を造、號栖霞館。然後爲寺也。清和天皇此館に來住玉ふ旨載記也。○〔三代實錄〕曰、元慶四年八月廿三日甲辰、太上天皇遷自水

(館霞栖)

尾山寺御嵯峨棲霞觀以永尾有營造佛堂也、詔授左大臣源朝臣融家令、正六位上伴宿禰枝雄從五位下、棲霞觀者左大臣山莊也、家令故有此賞也。二十八日、又曰、同十一月二十五日、先是太上天皇聖體不豫、是日遷自棲霞觀御圓覺寺、八丁目、同卷出

〔新古今集〕 後白河院栖霞寺におはしましけるに、駒牽のひきはけの使にて參ける

さかの山千代の古道跡とめて、又露わくる望月の駒 定 家

○五大堂 在釋迦堂南西東向。宗旨眞言。安五大尊。中比回祿時二尊燒失す。今所有、不動坐像四尺許、北方大威德坐像六尺許、南方軍吒利夜又尺許、已上弘法所作、餘は新作。抑當院嵯峨帝御願、弘仁年中の草創也。同御宇天下不穩、ことあり。弘法に詔、攘災招福の祕法を問玉へり。答曰、除災與樂の術は、五大明王法に無如と。即勅して五尊を彫刻し、同祕法を勤修せしむ。法成就後天下平にして、効驗揭焉なりき。今影像是也。巖起意

○三塔 石塔 在五大堂前。北嵯峨天皇塔、中央檀林皇后、南融公。

○愛宕權現 在門内東傍。小祠 西向 所祭同愛宕社。

○塔 門内西傍二重多寶塔。本尊多寶如來、脇士四天王小像

○地藏堂 在門内西傍。堂東向本尊地藏菩薩坐像二尺許。作弘法。

○金性院 在五大堂北東向。宗旨眞言。本尊 千手觀音立像四尺許。作弘法。

○八宗論池 在金性院東。昔弘法所立の密宗に因て、諸宗の僧難問を擧たり。遂に對論に及で此池の畔にして問答す。然して一會の大衆悉く閉口す。件の以義號す。

●棺掛櫻 在池側。今存近世所植也。傳云嵯峨上皇崩御の時、御遺詔の故に、御棺を此樹上に掛る。然して紫雲聳來て御棺を乗て高野山大塔の後に移す。忽弘法大師現來あつて是を迎取て茶毘し奉り、御骨を奥院の大坂の西嶺に奉納玉へり〔大師行狀記〕

○法泉院 在釋迦堂北南向。本尊 虚空藏菩薩坐像二尺許。作役行者。開基同。宗旨眞言。

○地藏院 在法泉院北一町。本尊 地藏菩薩坐像三尺許。緣覺上人像坐像二尺餘

○歡喜院 在法泉院西南向。本尊十一面正觀音立像三尺許。作弘法。

○竹林院 在法泉院西南向。本尊 文殊大士坐像三尺許。作不考。此像は清涼寺釋尊と同く、奮然宋朝より將來せる處也。西山の孫弟顯意上人閑居の所也。

○療病院 在歡喜院西南向。宗旨淨土山源西。本尊藥師佛坐像七尺許。作弘法。此本尊號心經祕健藥師。嵯峨上皇御本尊也。其來由は弘仁九年春、都鄙遠境に至て太疫病をなす。天子爲之宸襟を惱玉ひ、弘法に詔て祈念せしむ。弘法則七晝夜を限て、一刀三禮して藥師の像を彫刻す。當院本帝又紺紙金泥の心經を書し玉ひ、且又弘法に命じて同祕健を作しむ。便禁裡に於て開眼祈誓し玉へり。仍て天下病者活生するを得て、太平の聲を爲したり。故有此號也。巖起意

祕健跋曰、于時弘仁九年戊戌春、天下大疫、爰皇帝自染黃金於筆端、握紺紺紙於爪掌、奉書寫般若心經一卷、予範講讀之撰、綴經旨之宗、未吐結願詞、蘇生族于途、夜變而日光赫々、是非愚身戒德、金輪御信力所爲也。下略

○生六道 在療病院西至北一町餘。御堂 南向 本尊地藏菩薩立像二尺許。作小野篁。此地を號生六道は、小野篁は平世心に任て地府に往來せり。其行には洛東珍皇寺の側より至り還には即此所に現す。此故に爲名と云ふ。珍皇寺は則今云ふ六道の寺是也。

●仙翁寺 在生六道戊亥二町許山腹。今滅す。上古此所に仙人住す。然後建寺爲號也。草花中、仙翁華は初此地より出るとなり。

●四足門 舊跡在療病院西。是則清涼寺等境内西面也。

○中院所名 曰右門西町。傳曰、古愛宕山白雲寺の末院此所にあり。山上を云上院。此所曰中院。下院は今の太佛殿の邊に在しと云ふ。

(莊山倉小) (尾藤歌)

●定家山莊并時雨亭 舊跡四足門西一町半許、中院北方至北又至西一町許、左號厭離庵あり。是其所云。或堂上の説也。此所定家卿より爲家卿に至て傳領せり。所謂小倉山莊是也。今庵の申西の方に平壇あり。時雨亭ありし所と云ふ。

○爲家塚 在庵前畠中。爲家卿此地に住せり。仍て稱中院大納言。於此所詠歌載左。

○柳水 在同地。井泉榮溢。名義不詳。

住馴し屋とは小倉の山櫻、花の心にむかしとはは

とふ人の見捨て歸る山里に、花のあるしの名こそ

惜けれ

○裏柳社 在中院南竹林内。小社。

○妓王寺號在生院 在中院西小倉北山下。寺門東向。本尊阿彌陀佛尺許。作不考。脇士觀音勢至。各立像尺許。新作。宗旨淨土住職尼。開基不詳。古號往生院。中比平家淨海入道の愛

(院生往)

妾祇王并祇女・止知・佛等往生院に隱遁せしこと、【平家物語】に載て世の知處也。古は此南隣三寶寺の地也。其時に當て地を分て造庵者乎。今號は後世の所爲也。佛殿南脇壇安四人尼像。又淨海塔及祇王塔、佛殿南在生垣内。寺如今、後世所移也。舊地西の山上なり。

○三寶寺在生院 在祇王寺南東向。門東向。宗旨淨土屬栖霞寺。佛殿東向。本尊阿彌陀佛尺許。作不考。脇壇左瀧口入道像坐像一尺。右横笛像坐像。新作。安厨子内。當院開基良鎮上人。大原山良忍上人弟子也。中興念佛房或念佛彌陀佛とも。傳曰、法然上人弟子也。初叡山に住す。於山博學の譽あり。然後法然に歸して專修一行を唱ふ。嵯峨に至て往生院を草創して住す。承久三年に同所清涼寺の釋迦堂回祿せしを、同四年に再興造營をなす。建長三年十一月三日於往生院卒す。年九十五歳。終焉の砌妙相を現す法然上人繪詞傳寫。

○歌石 在門外南側。傳曰瀧口此所に住しを、横笛尋來に、無由を答て不對面。横笛歸に及で、於此所詠和歌と云ふ。按に瀧口【平家物語】には往生院に曰隱、【盛衰記】には曰遁法輪寺。【盛衰記】曰、横笛は高倉院御在位の時、建禮門院に二人の半者あり。横笛・刈萱と號す。共に容色あり。横笛はもと攝州神崎の遊君、其長が女、無雙の能者なり。太政入道、福原より上洛の時具して上り、女

(石歌)

(院生往)

院末中宮の御時、宮仕に候ぜしむ。小松内府此名を付らる也。然後瀧口時頼、見初て戀慕し、遂見參をなして比翼を契る。父之を聞て折檻す。時頼行年十八歳也。遂に法輪寺に入て出家して阿淨と號す。横笛慕行ども不能對面。横笛愁傷に不堪して和歌を讀、山深み思ひ入ぬる柴の戸の、眞のみちに吾を導け。即歸去りぬ已上卷三。又曰、横笛法輪寺より歸て髪を切て雙林寺に籠居す。然して瀧口入道が許より讀て送る歌「しらま弓そるをうらみと思ふなよ、實の道に入し吾身そ返歌に「白眞弓そるを恨と思ひしに、眞の道に入ぞうれしき」其後入道は高野山に住す。横笛又彼山の麓天野里に住で、入道が袈裟衣を綴とも云ふ。異説區々也云々。已上盛衰記説

淨土の法文など聞召けるつるでに、嵯峨の奥に往生院といふ寺の有よし人の申ければ、讀せ玉ふける、皆人の行てうまる、やとりこそ、浮世のさかの西

淨土の法文など聞召けるつるでに、嵯峨の奥に往生院といふ寺の有よし人の申ければ、讀せ玉ふける、皆人の行てうまる、やとりこそ、浮世のさかの西

淨土の法文など聞召けるつるでに、嵯峨の奥に往生院といふ寺の有よし人の申ければ、讀せ玉ふける、皆人の行てうまる、やとりこそ、浮世のさかの西

淨土の法文など聞召けるつるでに、嵯峨の奥に往生院といふ寺の有よし人の申ければ、讀せ玉ふける、皆人の行てうまる、やとりこそ、浮世のさかの西

淨土の法文など聞召けるつるでに、嵯峨の奥に往生院といふ寺の有よし人の申ければ、讀せ玉ふける、皆人の行てうまる、やとりこそ、浮世のさかの西

淨土の法文など聞召けるつるでに、嵯峨の奥に往生院といふ寺の有よし人の申ければ、讀せ玉ふける、皆人の行てうまる、やとりこそ、浮世のさかの西

本尊 俱生神立像三尺許。作 小野篁。脇士司名。司祿共以地府土所造也。由來不詳。堂内所安置像。

○烟麿王像尺許。作弘法。以眞髮所生是即篁鬚也云云。

○地藏菩薩立像。作滿米上人。當院開基不詳。

化之野地名 在淨息院北西二町許。曰方二町許地。此邊葬所也。名義未詳。變化無常の謂なるか。

平山 在同所。傳曰嵯峨天皇納御遺骨處也。未考。

○定家塚 在同所南畠中。此人塚在所々。此所由來不詳。

○福田寺 在愛宕山小坂。寺東向。宗旨淨土。本尊阿彌陀佛尺許。作洪慶。當寺始禪宗也。二十餘年來爲今宗。寺記不詳。

○後龜山院陵 在同寺内西方。安五輪石塔西向。左右二塔あり。不詳。

後龜山院諱は應成。後村上天皇第二皇子、南朝帝也。文中二年即位。後自吉野降。明德三年十二月入洛蒙太上天皇尊號。嵯峨閑居。應永三十一年四月十二日崩。御住居地未考。

○愛宕山 在同所西。或作愛太子、或作阿當護。所載【延喜式】此山攝丹州桑田郡、今山城國也。此山詠和歌、

あきらけき朝日のかけにあたこ山、雪も氷も消そ

【拾遺愚草】

くたくる

定家

〔玉吟集〕

我宿はそなたをみてそなくさむる、誰かあたこの山といひけん

家隆

○一鳥居 東向 在同麓。是則愛宕權現鳥居也。自此到山上五十町。

○試峙 在二鳥居上五町許。

○清瀧川 在上十一町。詠和歌、載前卷。

○渡猿橋 在同所。以板造有欄干。

○愛宕原 在橋上。詠和歌、

よそよりもゆきまさりけり朝日さす、愛宕の原に

わかなつみてん

爲尹

○火燧權現社 在橋上四町路傍右。小祠。南向。所祭未考。

○鐵鳥居 南向 在二鳥居五十町。以鐵張作。額表額

朝日山 裏白雲寺。額 竹裏門主良恕筆。同所前有石階百

十八段。但大段分三段。自是上石階七十三段。大段分二

段。覆有廟。

○護摩堂 在同壇中左南向。安五大尊中央不動。餘尊尺許。作不考。

○八幡辨財天社 在護摩堂上廟内左右。八幡。南向。辨財天北

本殿。南向。所祭愛宕權現垂跡。本地勝軍地藏。是則慶俊法

師再興勸請のころなり。當社、初め城北鷹峯の北にあり。

○神祇拾遺】曰當社久代平安城北在鷹峯北也。光

仁天皇御宇天應元年、釋慶俊奉遷今之靈地矣。仍

神人等卜居於北山麓。已上 初所祭神二座也。伊柴

冊尊。火産靈尊也。〔神社啓蒙〕

○神系圖傳】曰松尾神書曰、軻遇突智者火神也。故

此神掌火災、祭之平安城乾隅、愛宕山而除火災也

已上。

○豐葦原卜定記】曰、戊亥仁當天王都守護神明座。即

天神第七陰神也。火災於永久退。爲也。止天。若宮仁火産

靈於置玉奈利。偏仁帝都靜謐乃基也。已上。

○神社啓蒙】曰、按當社者昔愛宕郡鎮座之故。有此

名今北山大門村蓋當宮神門之舊跡也。故今所祠

之地、雖屬於丹州、溫其故號愛宕殿。

○延喜式】又以當社攝桑田郡、無山州鎮座之記文、

已上。

○三代實錄】曰、元慶三年閏十月二十四日庚戌、

授丹波國從五位上阿當護神從四位下、出三十四

嵯峨上下の土人爲産沙神。例祭 四月中の亥日、神輿三

基、一基は野宮の神輿にして祭日野宮に遷行す。

○太郎坊社。在本殿後社。南向。所祭當山守護神大天狗

也。

攝社

○飯綱社 右同社傍東社是也。

○八天狗社 同西社 ○子守勝手社 同西 已上南向

○春日社 同西 東向 ○十二天社 同南 東向 已上

○朝日嵩 曰同山峯

〔歌枕〕

いさ行て朝日の嶽にやとるなり、小倉の山は春暮ぬ

へし

道命法師

○日晩瀧 在鐵鳥居傍到左二町許。水流落西到水尾。

月輪 所名 在愛宕本殿寅卯方十八町。自鐵鳥居至右。

○鎌倉山月輪寺 在同所山腹。堂 南向 本尊 千手觀音。尺許

作不詳。脇士 二天。安佛壇下平坐。作不詳。同脇壇 左十一面觀

音。立像五 右聖觀音 同上 作不詳。形相秀作にして令爲感信。

○祖師堂 在佛殿西東向。所安置中央空也上人像。尺餘。二

北脇 法然上人 尺餘。已上中比所作なり。南脇月輪禪定

像 坐像二尺餘持拂子 禪定は即、九條攝政關白太政大臣兼實公

也。建仁二年正月二十七日出家、法名圓證、承元元年四月

五日薨。此地に造山莊時々閑居あるを以て、稱月輪殿

下。淨土門に入て法然上人の宗義に歸依のこと、世の所

知なり。

〔來由の寺〕

○當寺開基慶俊法師。中興兼實公。○空也上人念佛弘通

の故に、其勝地を示玉へと、清水寺の本尊に祈誓す。大

士告曰、愛宕山月輪寺は、是補陀洛山にして、魔界跡を

泯じ、聖衆來迎地也。是故に空也此山に來て、多年練

行せらる。海抄意 ○傳曰、空也此山に來て、晝夜六時に念

佛せり。或夜山鳴谷響て、女人一人忽然として來る。也曰、

何處より來るや、對曰非人間、願唯成佛にあり。願くは

師佛因を授玉へと。也曰、爾は本身に復せよ。女曰、恐く

は驚動し玉はんか。也曰勿慮。女則去。頃刻にして乃大

蛇と成て、當山日暮瀑より來る。也使以妙經頂を打て

念佛を示す。忽元身に歸て曰、已に苦趣を脱たり、何をか

恩に洩ん、師の願に可應と。也曰、無望、但此山水乏し、

之を得しめば可ならん。女曰、自在也、其地を指玉へと。

即堂後の地を示す。女寄て岩間を穿ちしかば清泉涌出

す。今存する處是也。蛇は則無上の大利を得たり。是併念

佛の功力也。然後水に無衰減也。巖起意。

○龍女水 在堂後。○白石 在堂後山。白色の巖にし

て見五條橋。○日暮瀑

○高野瀑 在堂巽谷

水尾 地名 在愛宕山一鳥居側左街五十町。此所西方は丹波

に通ず。境地四面悉山にして、在民家山下東西。

〔像の實錄〕

〔龍晚日〕

○水尾山寺 在同所今繼存。本堂觀世音。開基不詳。此寺清和天皇崩御後、爲御追善、有詔行諸法會處也。○三代實錄曰、元慶六年十二月四日壬寅、清和太上天皇御忌、勅遣使於圓覺寺・貞觀・水尾等三寺修功德。圓覺・貞觀兩寺、囑綿各四百一十一屯、水尾寺二百一十一屯並用御季料、卷四十出二十四丁

○水尾陵 在同所。奉藏清和天皇御骨。民居去四町許、西山腹有廻古松。【三代實錄】曰、元慶四年十二月癸未申二刻、太上天皇崩於圓覺寺、時春秋三十一、天皇風儀甚美、端儼如神、性寬明仁恕、溫和慈順、臥立領聞不輟、發言舉動之際必遵禮度、好讀書傳、潛思釋教、鷹犬漁獵之娛未嘗留意、疊々焉有入君之量矣。卷二十八又曰、同十二月四日、是夜酉四刻奉葬太上天皇於山城國愛宕郡上粟田山、奉置御骸於水尾山上。卷二十八

○清和天皇社 在同所

○水尾丘 右同所。【續日本紀】三十二日、寶龜三年十二月辛未、幸山背國水尾岡、同三十八日、延曆四年九月庚子、行幸水尾岡遊獵云云。
所載次下、到往生院南。

山州名跡志卷之八 終

山州名跡志卷之九

瑜伽林隱士 如是相白慧撰

葛野郡

小倉山倉成作 從往生院後至南山也。和歌詠紅葉・鹿・里。里は即山下、東三四町の地是也。

露けさは我身の嵯峨と小倉山、麓の野邊は秋ならねとも 俊成

小倉山西こそ秋と尋れば、夕日にまかふみねのもみち葉 家隆

いつとなく小倉の里に心あれや、くれぬといそく山のはの月 後鳥羽院

○小倉山二尊院寺號華嚴寺 在同山。境地東面。宗旨兼學、天台・眞言・律・淨土。門 東向。○中門 同額小倉山後柏原院 宸筆 佛殿 東向 額二尊院 宸筆 本尊二佛 北釋迦佛 南阿彌陀佛 共立像二尺五六寸

作春日。

(像の然法)

○法然上人影堂 在佛殿北南向。所安置畫像坐像二尺五寸 左右持念珠、右側有包鉢圖編印。筆者 宅磨。傳載次下。勢至菩薩尺許。新作。安厨子前。

○法然塔 在觀堂西山上。立碑石。銘不分明。如今覆に堂を造る。始現に立る故文字湮消す。世に宋景濂が作といふは非也。石共に異國より所渡にして、石工等の名あり。載別記。

(條簡七の然法)

○當院開基 不詳。初より此地に華臺寺并二尊教院の號有。今所在緣起は、中興法然上人より已來を載たり。有三卷。伏見院貞敦親王并西三條公條卿の筆跡、外題は後奈良院宸翰也。法然此山に閑居を卜て三昧發得せり。且又末代一宗機範の式七箇條を作て、都鄙の附弟を此所に召て、其格式に不可違配旨を示、九十三人自筆に各判を令書。今尙當院に在り。但此前書、世に法然の自筆と云も又非也。此外一生所持舍利、同臨終の袈裟有。舍利號神變舍利 念附圖時之持せり。自蓮花を以て水晶を以て蓮花の莖葉を作て、其中に納む。○袈裟は香色二十五條布也。初慈覺大師所持所懸。元亨釋書。○法然第二世は正信房湛空也。法然傳云、嵯峨正信房湛空は、徳大寺左大臣實能公の孫、法眼圓實の眞弟、大納言律師公全是也。瑜伽壇上には、四曼不離の英を飮び、觀念の窓内には五相成身の月を澄して、三密の法將、四明智徳たるべき

(影引足)

(池女龍)

器用成ば、實全僧正附弟にぞ頼れける。去共浮生の名利を厭心懸に、菩提の眞路を願ふ志深かりければ、聖道門を捨て上人の弟子と成、專淨土門にぞ入り王ひける。嵯峨二尊院は、上人草庵を結て通玉ひし地也。其跡を芳しく思て居をしめ、寺院を興隆して楞嚴・雲林兩院の法則を移して、二十五三昧を勤行し、上人の墳墓を立て、專遺徳をぞ慕れける。上人遷謫の時も配所迄伴れけるが、御記念とて、船中にて上人の眞影を張寫奉れり。船内の張興の御影とて、當時二尊院の塔に御座、是也。湛空は建長五年七月廿七日卒。七十八歳云云。

右所言張眞影、今無當院。

○足引影 傳云、月輪殿下、上人を信敬の事日久し。或時上人を請じ玉ふに、上人浴室より出て休息の體、何となく殊勝に見えたり。時則繪師法眼宅磨有。殿下召て側より窺しめ、其相を如在可圖畫由を命ず。丈六に坐せるに一方の足先半出たり。寫し畢て宛如鏡。是故殿下祕藏し玉へり。其後上人是を見て其居相平懷なるを形跡で、像に向て持念せられしかば、足自消て坐せる姿となる。仍所號也。偏に是上人の奇特、又は繪師の名譽とも可謂緣起意。○龍女池 在中門前。傳云、古此門に道風所筆二尊院の額有。然に此池より夜々大蛇出て、上て彼文字を吮オホク。筆畫

漸消なんとす。仍て不動の像を作て側に雖置、敢無止。於此住持正眞上人、手圓頓戒の血脉を書て池に投るに、夫より無出。蛇即女に化し來告曰、上人の法徳に應て苦輪を出て、天に生ずることを得たり。證印には則池中より千重蓮花可生と、云畢て失ぬ。果して蓮花開落す。時已に寒天なり。其花今尙在當院。又其一重を以て後奈良院阿彌陀名號を書し玉へり。共に當院にあり。

○辨財天社 在同所。龍女を所勸請也。

○三帝御塔 在佛殿西北山東面。北嵯峨天皇中土御門院南後奈良院。

〔新拾遺集〕

中園入道前太政大臣、かくれ侍りて二尊院にて後のわざ侍し時、あまたのはらからの中に、ひとりわくれ侍りしことをおもひて、

思はずよ夜半の煙とのほるまで、獨立そふ契ありとは 境空上人

○西行法師菴跡 在同所中門東蓮善院南隣。

〔山家集〕

我ものと秋の梢を思ふかな、小倉の里に家居せしより 西行
をしか鳴小倉の山のすそ近み、た、獨すむわか心かな 同

(跡菴の行西)

(神明祭) (神柳裏)

○長明神社 同所大門前西向の小祠是也。所祭檀林皇后落髮なりと。諺曰、此後深佛道に入玉へり。其終焉に至て左右に命云、遺骸無收路頭に可捨。所以奈何、見者をして無常變化の理を示し、且又其爛壞の相は愛執を離しめん爲也。仍て御遺骸を嵯峨野の荅に捨るに、狼犬群集し、探て所々に離散す。此所は其鬢髮を止る處也。後人祭之號長明神。此外裏柳神、拳明神と號、共皆其離散の處也。按又云、離子辻、則其帷子の止所云。難信。皇后は葬深谷山由載【文德實錄】但深谷山、其の所不詳。如左。【實錄】卷一曰、嘉祥三年五月辛巳、嵯峨太皇太后崩葬。深谷山、姓橘氏、諱嘉智子、父清友、嵯峨天皇初爲親王、納后寵遇日隆、后信佛、建一仁祠名檀林寺。遣比丘尼持律者入往寺家、仁明天皇助其功能、施舍五百戶封以充供養、后亦與弟右大臣氏公議開學舍、名學館院、勸諸子弟誦習經書、古老相傳伊豫國神野郡昔有高僧、名灼然、稱爲聖人、有弟子名上仙、住止山頂、精進練行、過於灼然、諸鬼神等皆隨願上仙嘗縱容語所親檀越云、本在人間、有同天子之尊、多受快樂、爾時作是一念、我當來生得作天子、我今出家常治禪病、雖遺餘習氣、分猶殘、我如爲天子、必以郡名爲名字、其年上仙命終、先是郡下橘里有孤

(社家定)

○兩尊閣二尊 在佛殿後山上。本尊釋迦佛・多寶佛。○定家社 在右同所。當寺什物號車琴名琴あり。高倉院所賜小督局也。後世在金吾秀秋手寄附せり。

按古此所に住人多し。今其跡不詳。兼明王・權大納言公雄等小倉山に幽栖の由、載【後拾遺】新拾遺。

○龜山 在天龍寺西北。形龜甲に似たり。又號龜尾山。此山詠和歌。

〔古今六帖〕

龜山の甲をうつつして行水に、漕來る舟は幾世へぬらん 貫之

〔家集〕

行歸り程さへ遠きねのひ哉、千代の松ひく龜のをの山 忠之

○龜尾瀧 古在此山。今不詳。

此山の西面に後嵯峨院離宮を造玉へり。後又龜山院住玉へり。地景等載【古今著聞集】云、むかしだち歸て御政めでたく御心もちも萬たくみにおはしますあまり、大井河の山莊を仙居にうつしておはします。造營の事は權大納言實雄卿のたとぞ聞えし。水の心はへ山のけしきめづらかにおもしろき所がらなり。東は廣隆寺常盤の杜、西は前中書王のふるき跡、小倉山の麓、わざと山水をたへざれ共、自然の勝地なり。南は大井河邊にながわて法

(莊山の河井大) (宮離の院嵯後)

○常寂寺

宗旨法華屬本國寺。門 東向 安金剛力士長七尺許 佛殿 東向 開基日禰、本國寺十六世也。

今祠也。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○皇后陵 【延喜式】曰、嵯峨陵太皇太后橘氏、在山城國葛野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○皇后陵 【延喜式】曰、嵯峨陵太皇太后橘氏、在山城國葛野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○皇后陵 【延喜式】曰、嵯峨陵太皇太后橘氏、在山城國葛野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○皇后陵 【延喜式】曰、嵯峨陵太皇太后橘氏、在山城國葛野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○皇后陵 【延喜式】曰、嵯峨陵太皇太后橘氏、在山城國葛野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○皇后陵 【延喜式】曰、嵯峨陵太皇太后橘氏、在山城國葛野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○皇后陵 【延喜式】曰、嵯峨陵太皇太后橘氏、在山城國葛野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○皇后陵 【延喜式】曰、嵯峨陵太皇太后橘氏、在山城國葛野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○野郡、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三烟。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

○日宮 在長社南二町許路傍左土手上。傳不詳。或曰檀林皇后ササキの緋袴の落止るを祭所と云ふ。

○車僧塚 在長社南竹林中。自古稱之。由緣不考。

輪寺の橋斜なり。かゝるはこやの山をしめ給ふ御事はこの院の御時なり。

○【増鏡】云、嵯峨龜山の麓、大井川の北の岸に當りてゆ、しき院をつくらせ給へる。小倉の山の梢、戸瀬瀨の瀧もさながら御垣の内にもえて、わざとつくるはぬ千載も、をのづから情をくはへたり。所からいみじき繪師といふとも筆及がたし。宸殿のならびにいぬるにあたりて、西に藥草院、東に如來壽量院などいふも有。橘太后のむかし立られし檀林寺といひし。今は破壊して石ずるばかりに成たれば、其跡に淨金剛院といふ御堂をたてさせ給へるに、道覺上人を長老になされて、淨土宗をおかる。天王寺の金堂うつさせ給ひて、多寶院とかや立られたる。川にのぞみてさじき殿つくる。大多勝院と聞ゆるは、しんでんの御持佛すへたてまつらせ給へり云。

【續古今集】

龜山の仙洞に、吉野の山の櫻をあまたうつつしうへ侍りしが、花さきけるをみて 太上天皇 春毎に思ひやられしよしの、花はけふこそ宿に咲けれ

○【徒然草】云、龜山の院池に、大井川の水をまかせられんとて、大井の土民に仰て水車を造らせられけり。お、く

(塔の院山龜)

のあしを給ふて、數日にいとなみ出してかけたりに、おほかためぐらさりければ、とかくなをしけれ共つるにまはらでいたづらにたてりけり。扱宇治の里人をめして拵させられければ、やすらかにいひてまいらせたりけるが、思ふやうにめぐりて水をくみ入る事めでたかり。

●藥草院 舊地天龍寺方丈の西北

●後嵯峨院陵 在同所。文永九年二月十七日、於龜山別院藥草院崩五十三歳云云。○【増鏡】云、十八日葬於藥草院

●龜山院御塔 在方丈西山上。○【紹運錄】曰、嘉元三年九月十五日崩五十七歳。○【増鏡】十七日龜山殿上の山に火葬し、法華堂を立、御骨を收云云。今天龍北西山に塚あり、古木森々とす。此所地中間鳴動す。疑らくは彼陵なる歟。

●淨金剛院 見【増鏡】。檀林寺古天龍寺地に在り。天龍寺建立の時、淨金剛院移他所。今在二尊院内屬彼院。

●玉葉集 淨金剛院にて讀せ給ふける 後 嵯峨院

いくさとのあらしにつけて聞つらん、わかすむ寺の入逢のかね

●【徒然草】云、淨金剛院のかね、又黃涉調なり。

●慈心寺 昔在龜山麓。舊地不詳。

●【狹衣】云、龜山のふもとに慈心寺などいふわたりに、故宮のいかめしき寺立給ひて、ともすれば籠居つ、不斷の念

佛など行ひ給ふ云云。

○野宮 在常寂寺異三町許平林内。宮 東向 鳥居同 作以度付 木故云點 所祭神明。此所伊勢齋内親王御潔齋故、伊勢遷行前

移住處也。○【延喜式】曰、凡天皇初即位者、定伊勢太神宮齋内親王、簡未嫁者、令所司卜、若内親王不卜、訖卜宮城内便處爲初齋院、祓潔而入、更卜城外淨野造齋宮、畢明年八月上旬卜吉日、祓潔而移入之。太政官定從行五位以上名數、前十日任前後次第司、各長官一人、五位判官、主典各一人、六位依時尅出自初齋院臨川上、禊潔即入野宮、禊齋三年、五月以前任齋宮寮官人及主神司、其諸司七月以前任之、即依例准擬庶事、九月上旬卜定吉日、向伊勢太神宮預任、裝束司五位二人、一人神祇司以上、一六位以下、四人、神祇司主典、前行日點定、監送四人、家議官中納言一人、齋主臨川禊之、如入野宮禊儀、同卷出二十二丁

○【三代實錄】曰、天慶六年十月五日甲辰、是日減定造伊勢齋内親王野宮、天數元工三千十五人、夫一萬三十五人、今定工一千四百六十五人、夫五千二百七十二人、先是木工權大允正六位上内藏朝臣有永等解僦、謹檢先例、徵發五畿内并近江、美濃、丹波、但馬、播磨等國所役人、別十日而右辨官宣濟事、

(始の宮齋)

之道公平爲先、度之行程可立恒例、今美濃・但馬・播磨等國、往還稍遠、人民多煩、宜暫停件三箇國、隨狀增加、今所作屋舎之數頗倍於見、結構之功合期而成、減定單功既過、半分望請顯功、當時遺例後代者、救依請立爲恒例、卷四十四

○齋宮始垂仁天皇二十六年、第二皇女以倭姫命立齋宮也、後代々皇女立焉、土御門院承元二年、至四十一代齋宮、御鳥羽院皇女、隼子内親王後斷絶、△歌詰橋 天龍寺門前寅卯至東巷渡東西、橋是也。此巷東は京師三條に通ず。橋の名義、傳云、昔西行法師此所を過るに童子出て向て咏歌す。西行即返歌す。童子又咏す。贈答數返の後西行遂に負たり。仍號之と。一説歌女橋也。其故は昔橋邊に酒家あり。西行法師やすらふに、内より女の出に向て詠和歌、二つほの内句來にけり梅の花、まつさけひとつ春のしるしに、女走入て主に告。其妻立出て返歌、壺の内にはひし花はうつろひて、霞そのこる春のしるしに、雖信用、自古稱之也。

(所御河岸) (院剛金)

○芹河 右橋の下流を云ふ。水源小倉山の麓より出て野宮の東を経て此所に出、大井川に入也。是便因千代古道、後世に所名なり。亦右橋傍に有寺、號金剛院。此東半町許の地を云芹河御所なり。未考。

●薄馬場 天龍寺門前の跡、出(太平記)今不詳。

○靈龜山天龍資聖禪寺 五山第一 境地平直、北龜山麓で西後に

踏門 東向佛殿 東向 木尊 釋迦佛坐像一 脇士 左普賢 右文珠坐獅子 脇壇 左安中央牌 右天照皇太神 安左右二像 左梵天王 右帝釋天實冠左像持蓮花 持玉 右壇 中央 達磨坐像二尺 左臨濟 右百丈共坐像一尺三寸許

○聯芳 昭堂 在佛殿西北東面 額 揭堂内中央 開山七朝國師號救書七通を彫。堂内敷瓦壇三間、中間板敷、左右土間、口各唐戸二枚。

○開山像 中間坐像子持 拂子長三尺餘 左間安石塔長三尺 右間同左。此所左一山者 宿園維の骨を藏。右案僧骨及剃頭の髪毛を藏。又左にも藏之。

同所北脇壇 南向有前唐戸二枚所安。○尊氏公像 衣冠無袖持符長二尺七寸許 同所右傍東向地藏菩薩坐像四尺許 作不考。尊氏公平日安持の像なり。

○經藏 在昭堂前北傍南向。額 轉法輪藏横額 本尊釋迦佛坐像一尺二寸許 新作。

○曹源池 云方丈西面池。此所假山開山の所作なり。

○集瑞軒 云書院。

今無所

●普明閣 云山門閣。其趾存。

(像山開)

(像氏尊)

(銘梁上)

●覺皇寶殿 云佛殿其趾今堂前にあり。今堂元は法堂也。

●選佛場 云僧堂 ●層塔

開基 夢窓國師、本願尊氏公、是偏後醍醐天皇の爲御追福なり。依以光嚴院救願に准せらる。上梁銘太上天皇量仁の字あり。時は曆應二年己卯に始て、貞和元年乙酉八月二十九日に成る。此地初有檀林寺。嵯峨后檀林皇后建立。荒廢後、後嵯峨上皇仙洞の境地となし、又龜山院住玉へり。其後改爲天龍寺。檀林寺諸堂圖畫夢窓筆。今尙有也。

○夢窓錄 曰、曆應二年六月二十四日、師謂門人云、昨夢吉野上皇、現比丘身、乘鳳輦而入龜山行宮。秋八月十六日上皇仙去、征夷大將軍奉敕建修道場於龜山行宮、詔累降請師開山、以左武衛將軍見金龍出於寺南河中、故寺名曰天龍資聖禪寺。三年庚辰天龍寺既成、像設金碧尤極殊麗、凡百造爲殆乎神助也。叢林所宜有者、不數年間皆完具。

佛殿上梁銘 今無

上間度革故嵯峨離宮鼎建精舍、伏冀諸障併消頓超昇墜之區域、恭爲後醍醐聖廟資倍善根、伏冀洪慈均被普化怨親之品、冀永矣未仲秋成此

下間曆應庚申孟夏表其權輿、康永癸未仲秋成此寶殿、恭願皇基鞏固龜龍呈瑞於無窮

恭願法運紹興魔外歸真而不擾 開山夢窓疎石敬白

(傳の想夢)

○夢窓國師傳 諱智曜號疎石、自號木納叟、云夢窓一夕夢遊中國疎山、石頭二刹、二龐眉僧持達磨像授之、云爾善事之既寤、嘆云洞明吾本心者、其唯禪觀乎、遂更名疎石、字夢窓、勢州人、姓源氏、宇多帝九世孫、其母無嗣、禱觀音大士、夢香金色光而孕、歷十三月始生、有祥光盈室、之異、九歲出家、授之羣書、一覽輒能記、法嗣佛國國師、天子賜夢窓、正覺、心宗、普濟、玄猷、佛統、大圓國師號、入皇九十八代崇光院御宇、觀應二年辛卯九月三十日寂、七十七歲、顔色不變、時有白光貫堂、已上取要。

○雲居菴 在昭堂東西南。

○多寶院 在方丈南東向。當院後醍醐帝御廟所藏塔中御冠。

○金剛院 在總門前南向。當院、光嚴院御廟所。開基普明國師。

○天龍寺十境

- 萬松洞 不考
- 龍門亭 今亡
- 龜頂塔 古云九重塔今亡、其地方丈上一町許也
- 拈華嶺 山云嵐
- 靈庇廟 宮云野
- 洞鑑 不考
- 度月橋 輪橋云法
- 絶唱溪 云大井川

○靈龜山臨川寺 在大井川北畔。門南向 禪家十刹第二。佛殿東面當寺初在る所。●梵音閣 云山門 ●圓融道場 云佛殿

●拈木堂 云法堂

○三會院 在右同所。佛殿 南向 額 三會院 暨額 善滿公筆 佛殿本尊 彌勒佛坐像二尺 作 大宮形。堂内敷瓦、脇壇 左安都督親王石塔壇前火燈口

○同左壇 西向 所安 後醍醐天皇牌 開山影安所 在佛壇 乾丙掛戸張木引有箱段階 額 揚唐

後醍醐帝賜開山國師號の救書如左。

應令夢窓國師爲靈龜山臨川禪寺開山事、右當寺者龜山法皇仙居都督大王遺跡也、大王薨逝之後、以遺命爲爾、若仍加寺領、寄附國師、令擬弘法利生之地、專致國家太平之精祈、兼施大王追福之回向矣、抑此靈場者帝都之西境也、有便于聽禪那靈知之法語、離宮之東隣也、相應于修普賢發心之行業、宜恢弘臨濟禪師之宗、鳳令、稟承臨川禪寺之法流、以門葉相續、至龍華三會而已、 建武二年十月十一日

額 右額前揭堂内中央、七朝 開山影 國師在世命工所作、以土、此所國師額 國師號救書七通彫之。○開山影 國師在世命工所作、以土、此所國師塔所藏遺身、○塔銘 大元東後和尙諱 碑銘 宋景龍撰 佛壇後南面間安二影。西佛國國師坐像三三 額 善滿公筆 東佛光國師

(號十の寺龍天)

同左 額常照 横額

○假山 在佛殿東。國師作處也。○斯地初後醍醐帝第二御子太宰帥世良親王別莊也。親王即都督大王也。都督は師の唐號也。

【風雅集】太宰帥世良親王のひとめぐりに、臨川寺に思ひ立とて、

常ならぬうき世の嵯峨の野邊の露、消にし跡を尋てそとふ 欣子内親王

○増鏡云、昭慶門院は數多の宮達の御中に、すぐれて悲しきものに思ひ聞えさせ給ひしかば、御ぞうぶんなどもいとこちたし。大井川にむかひてはなれたる院の有をぞ奉らせ給ふれば、そこにおはしまし、程に、川端殿の女院など人申侍し。彼所は臨川寺といふ云。

○鹿王院 在臨川寺東五町許。宗旨禪十利門向午。額覺王山横額筆者不考。佛殿向卯辰。本尊釋迦佛坐像二尺。脇士十六羅漢立像一尺。作運慶。左脇壇所安、開山普明國師像坐像四尺許合家漢三寸許。後圓融院賜師國師號の救書如左。自作厨子上有額。後圓融院賜師國師號の救書如左。

天下太平興國南禪禪寺住持春屋和尚、乃爲正覺國師之上足也。親受國師付爲深明心法根源道著一代德被萬邦、所謂僧中之龍、法中之王者也。朕辱迎內殿受付衣之儀而執弟子之禮、聞法

恩大、皇天罔極、爰加智覺若普明國師之號、用旌皇天下一人之上之尊云。

康曆元年十二月廿八日

右脇壇 尊氏公影坐像衣冠黑袍持笏帶銀二尺五寸許

開基普明國師、本願將軍義滿公。初寺境廣く佛閣多し。號覺雄山大福寶幢寺。其來由曰、寶幢寺は則義滿公靈夢の告に因て所建立也。毘沙門天、居士と現じ、地藏菩薩僧と成て告曰、將軍の官福今己に充滿す。然ば則一伽藍を建立せば、壽命を可増長と。翌日普明禪師を召て此事を語り、遂に當寺を開建して以普明爲開祖。寺號興聖禪寺。又昭堂を開に至て鹿多來現す。仍號鹿王院也。即當院是也。至德元年十一月改興聖爲寶幢寺。翌年二月任十利。當寺

○當寺什物に有佛舍利名珠。傳云、夢窓國師の所持に三珠あり。水珠・火珠・寶珠也。火珠は臨川寺の前淵に入、寶珠は地に埋む。地則今角倉が宅地也と。水珠は今當院に在。三珠は元龍神來て手國師に所捧也。委傳記佛舍利記一卷あり。其略云、【太平廣記】云、道宣律師、北天王的太子張瓊に問云、我聞足疾鬼涅槃の會上にて佛牙を拔て走しを、北天王是を追落探返玉ふとは實なるか。答云、實なり。師云何處にか在。答云、我是を持すと。師即拜せんと願ふ。瓊即律師に附屬す。【佛祖統記】【歷代會要志】等に

載たり。爰に當寺の舍利は彼律師附屬の舍利也。故は鎌倉都督右府將軍源實朝公、夢に宋國に至り、或寺に入玉ふに長老法座に上て說法せり。其寺號を尋れば能仁寺と答住職を問ば道宣律師と。又問師は入滅して年久し如何。今在哉。答云聖者には生死の別無。今は相州の將軍實朝也。左に立る侍者は鎌倉の良眞僧都也と。實朝公夢覺て語に良眞も同夢を見。又壽福寺の開山千光和尚も同夢を感ず。公即深く信じて、大船を造て數仇の贈物を入れ、十二人の從者をして大宋國に遣す。使者則能仁寺に到る。件の三夢を語り彼貨財を寄云、願は道宣律師傳來の以舍利一歳間日本に借渡玉へ。爾ば明年又貨財に良木を添て舍利を可返進と。寺僧公の信心を感歎して遂に佛舍利を使者に渡しぬ。既に歸國せしかば、公則鎌倉より小田原に出て、迎取て輿に乗て鎌に移し、頓て佛閣を建て安置す。寺を號大慈寺。其後醍醐・秋原の兩帝、舍利を禁裏に可捧由詔ありといへども、辭して不捧。終に圓覺寺に藏む。又後光嚴院舍利の靈德を開召て、夢窓國師に救拜覽の御望あり。師即救命を圓覺寺に達す。又綸旨を賜へり。此故に舍利を帝城に移す。自此禁闕に止め玉へり。然後同御門夢窓の弟子普明國師に傳玉ひて、今當院に傳る也。其傳云、應安七年甲寅正月十七日、法皇詔對拙叟直

(寺慈大)

賜此牙舍利、何賜如之、因以貽之後代兒孫。鹿王院開山妙葩印已上略傳

○五道冥官社 在鹿王院異三町許東方、寶珠院苑。拜殿南向。社同所祭 五道明官。傳記不詳。

○車前石 在同所門前右側。名義不分明。有說或云、始五道明官降臨の所なり。依て有石靈。或時事を乍知車に乗て此前を過者あり。忽牛不進、主又顛倒す。仍號と。又云古此側清原真人頼業が靈廟あり、乘車して行者あり、牛直で臥す。是故に稱すと。案明官社參詣の叢社地の小石を采歸家に藏、所祈成ば、則件の石に倍石して社に返す。是故社傍に返石積で如山。此則自古所風儀にして義不詳。疑は、此石明官に由縁あるものか。爾ば始說雖不當不遠歟。

○有栖河 在寶珠院東材木町東。

○齋宮 在有栖河東人家北方、鳥居南向宮南向所祭 神明。八幡、齋宮、此所勸請記未考。按に、此所嵯峨の野宮に同して、上古齋宮の別莊の地なる歟。【一葉抄】曰、伊勢齋宮の野宮は嵯峨野のありす河にあり。鴨の齋院の野宮は紫野にありと云。此義に因時は有栖河は野宮の邊にある也。然れども野宮の邊に無河、自昔於此邊稱有栖河は、此社の西の河を云也。然ら

【一葉抄】に所云は此宮を云歟。又此齋宮の前往還道は下嵯峨の口也。東の方に上下の巻あり。上は洛陽下立賣通に通じ、下は三條通に至る。

○大井川 在臨川寺前。上は清瀧より流、下は桂里の東を経て、鳥羽を行流に至る也。又臨川寺西北嵐山の乾に當りて、大井川に落入流有。丹波より出。是則角倉了意が開所にして、材木薪等の船往來す。○大井川一名葛野川、一名西川。【西宮抄】云、禁河、左衛門府檢知葛野川、右衛門府檢知堤川、堤川は鴨川、葛野川は西川。【三代實錄】曰、伊勢齋内親王臨葛野川、修禊、敕遣中納言從三位兼行左衛門督藤原朝臣氏宗監禊事、卷五十二

○大井川 詠和歌。
大井河かはらぬ井關をのれさへ、夏きにけりと衣ほすなり
定 家

大井河かはらぬ井關をのれさへ、夏きにけりと衣ほすなり
定 家
大井河幾せのほれはうかひ舟、嵐の山のあけわたらん

○古今聞集云、亭子院の御時、昌泰元年九月十一日大井河に行幸有て、紀貫之和歌の假名序をかけり。あはれ我君の御代、長月のこゝぬか昨日といひて残れる菊見給はん、まだくれぬべき秋をおし給はんとて、月

(名別の川井大) (意了倉角)

(幸行川井大)

のかつらのこなた春の梅津より御舟よそひて、わたしもりをめして、夕月夜小倉の山のほとり、行水の大井の河邊にみゆきし給へば、久方の空にはたなびける雲もなく、みゆきをさふらひながら、泉は庭ににこれるちりなく、おぼん心にぞかなへると、みことのりして仰給ふことばは、秋の水にうかびてながれ来るかとあやまたれ、秋の山をみれば折にひまなき錦をおもほえ、紅葉のはのあらしに散てもらぬ雨と聞え、菊の花の岸に残れるを空なる星かとおどろき、霜の鶴川邊に立て雲のおるかとうたがはれ、夕の猿山のかひに啼て人の泪をおとし、たびのかり雲路にまどひて玉章かとみえ、あそぶかも水にすみて人になれたる入江の松、幾世へぬらんといふ事を讀せ給ふ。われらみじかき心のこのもかのもにまどひ、つたなきことのは吹風の空に見だれつ、草のはの露とともに泪落岩浪とともによるこぼしき心ぞちかへる、ことのは世のすゑまで残今をむかしにくらべて、後のけふをきかん人あまのたくなはくりかへし、しのぶの草のしのばざらめや。卷十四

●季綱少將宅 住大井川邊、由出【世繼物語】今はむかし季綱の少將といふ人有けり。大井川にすみ侍る比、御門の仰られけるは、花おもしろくならば御覽せんとのため

ひけれど、おほし忘れておはしまさゞりければ少將「ちりぬれはくやしき物を大井川、岸の山吹今さかりなり。」此すゑつなはやまひづきて、少おこたりてよくなりてうちに参りたりけり。公忠掃部助にて藏人なりける比の事也。みだりご、ちまだよくもおこたり侍らねども、心もとなくて参り侍りつる。のちはしらねどもかくまで侍る事あさてばかり又まいらん、よきに申給へとまかぬ。三日計有て少將のもとより「悔しくそ後にあはむと契りける。けふをかきりといはまし物を。」さてその日うせにけり。哀なる事のさまなり。

○小督塚 仲國塚 在天龍寺塔頭栖栖林庵後門内。此所至大井川北畔二町餘、右傍竹林内也。塚に櫻あり。按此地高倉院宮女小督局、出於大内隱居所乎。是便符合【平家物語】此故後人築塚ならん。傍に塚有、云仲國塚。仲國は尋來者也。【平家物語】比は八月十日餘の事なれば、さしもくまなき空なれども、主上は御涙にくもらせ玉ひて、月のひかりもおほろにして御覽せられける。漸深更に及て人や有人や有とめされけれども、御いらへ申者もなし。漸あつて彈正大弼仲國其夜しも、御宿居に参て遙に遠ふ候けるが、仲國と御いらへ申。汝近ふ参れ。仰下さるべき旨ありと仰ければ、何事やらんと思ひ御前近ふぞ参じたる。

(塚國仲)

汝若小督が行衛や知たると仰ければ、如何でか知参せ候べきと申。誠や嵯峨の邊片織戸とかやしたる内に在と申者の有ぞ。主が名をば不知とも尋て参せてんやと仰ければ、仲國主が名を知候はでは、いかでか尋逢候べきと申ければ、主上實もとて御涙せきあへさせまします。仲國つくづくと按ずるに、誠や小督の殿は琴引玉しぞかし。此月の明さに君の御事思ひ出参らせて、琴引玉はぬ事はよもあらじ。内裏にて琴引玉ひし時、仲國笛の役に召れしかば、其琴の音は何所にても聞しらするものを、嵯峨の在家幾程あらん、打廻て尋るになどか聞出さず有べきと思ひ、さ候はゞ主が名は知すとも尋参せ候べき。假尋逢候共御書など候はずは、うはの空とや思召れ候はんすらん、御書を玉はつて参候はんと申ければ、主上實もとて頓て御書遊でぞ下されける。寮の御馬に乗て行けと仰ければ、明月に鞭をあけて西を指てぞ歩せける。おしか啼此山里と詠じける嵯峨のあたりの秋の比、さこそは哀れにも覺えけめ。片織戸したる屋を見付ては、此内にもやおはすらんと、打々聞けれども、琴引所はなし。御堂などえも参玉べる事もやと、釋迦堂をはじめて堂々見廻れども、小督の殿に似たる女房もなし。空ふ歸たらんは参らざらんより中々悪かるべし。是より何所えもまよひ行ば

やと思へども、何所か玉地ならぬ、身を隠すべき宿もなし。如何せんと案じ煩ふ。誠や法輪寺は程近ければ、月の光にさそはれて参玉へる事もやと、そなたえ向てあくがれける。龜山のあたり近く松の有方にかすかに琴ぞ聞えける。峯の嵐か松風か、尋る人の琴の音が、覺束なくは思へども、駒を早めて行程に、片織戸したる内に琴をぞ引すまされたる。中略 仲國返事せば門たてられ、鎖さしなんすと思ひ、是非なく押あけてぞ入にける。妻戸のきはなる縁に居て何とてかやうの所に御わたり候やらん、君は御故に思召しづませ玉ひて、御命も既にあやうくこそ見えさせましまし候へ、御書を玉つて参て候とて取出奉る。是を見玉ふに誠に君の御書にてぞ有ける。頓て御返事書て引結、女房の装束一重添てぞ出されたる。仲國御返事の上はとかう申に及候はねども、別の御使にても侍ばこそ直の御返事承では如何でか歸参候べきと申ければ、小督の殿實もとや思はれけん、自返事玉ひけり。足下にも聞玉ひつらんやうに、入道餘におそろしき事をのみ申と聞しが、淺猿さにひそかに忍びつゝ、内裏をばまぎれ出て今はかゝる所の住居なれば、琴引事もなかりしが、明日より大原の奥え思ひ立事の侍は主の女房今夜計の名残をおしみ、今は夜も深ぬ、立聞人もあらしなどす、むる間、昔の名

残もさすが牀敷て、手馴し琴を引ほどにやすふも聞出されけりとして、御泪せきあへさせ玉はねば、仲國もそぞろに袖をぞしほりける。(石投身)
○千鳥淵 在同所二町許西川中北方。其所に有二巖東を身投石と云ふ。淵は其南にあり。傳云、横笛、瀧口を慕來に逢ざるを恨て、此淵に來て身を投ると。然ども、【盛衰記】には、横笛は、夫より南都の法華寺に至て尼になる由有。此所より北の岸を西に行ば至龜山。其中間龜山院仙居の境地なり。
○渡月橋 在大井川。自良渡坤。總此邊地境非墨あり。此橋昔有所は、是より半町許北也。
○樸谷 宗像兩社 在渡橋、至川上左山下。鳥居向寅卯社向寅卯 所攝祭左樸谷右宗像。二座神、松尾勸請七社内也。此所鎮坐記未考。尙載松尾下。○【三代實錄】曰、貞觀十年閏十二月十日己亥、授山城國從五位樸谷神正五位下。卷十六
○嵐山 右兩社上の山是也。龜山院此所に吉野山の櫻を移さしめ玉ひしと。此山咏倭歌有花紅葉。今無。
【月清集】
尋來てこゝには夏も嵐山、木蔭にこそは秋は有けれ
後京極

【正治百首】

秋深し染ぬ梢はあらし山、時雨にももる、青き一え
た 後鳥羽院

○戸難瀨山 嵐山の別號。

○戸難瀨瀧 在同所入大井川。咏倭歌。

【拾遺愚草】

うく紅葉玉散瀨々の色そめて、戸難瀨の瀧に秋も
とまらず 定家

【夫木集】

雲かゝる山の高根の夕立に、戸難瀨の瀧の音まさ
る也 爲家

○戸難瀨川 瀧下、大井川の別稱也。咏倭歌。

【談義】

となせ川岩間にたゝむいかたしや、浪にぬれても
暮を待らん 俊成

【御集】

なかれゆく紅葉や秋のとなせ川、いてこそ浪に嵐
吹らし 順徳院

○坐禪石 在嵐山上。傳云夢窓國師爲坐禪牀、時に尊氏公倭歌を作て贈らる。露の身を嵐の山に置乍、世爾在貌の煙立奈理返歌「世爾在止思はねは社露の身を、嵐の山の煙とはなせ」

(像意了倉角)

○古城跡 在同山上十四町許。香西又六郎所設也。此城築所以、永正四年六月、將軍義高の管領細川右京大夫政元が家人香西又六逆心し、政元が小臣戸倉に賂を與て同月廿三日の夜、政元湯殿え入るを戸倉從ひ入て密に政元を害す。然して香西等はからひて、九條關白尙經の末子を養て細川九郎澄之と號し、政元が爲養子定む。洛中騒動す。香西嵐山に構城てこもる。七月澄元、阿州より三好筑前守長輝等三千騎にて攝州に出張し、それより上洛して上京に陳す。八月香西等百々橋を隔て戰ふ。政元の臣波々伯部先陳して戸倉をうつ。香西は矢に中て死す。細川澄元は同讚岐守元勝が子也。政元無子故、兼て爲養子、領知の故に彼國にありしとより。

○大悲閣 在同山西。從樸谷社前至。行程八町。

閣 東向 本尊 千手觀音、尺許、作惠心僧都、南脇壇、安角倉了意像、刻斧石上、巡繩爲座、立片膝坐、了意則大井川に舟の通用をなし、丹波より流をとをし、末代に自由を施す者なり。

○了意碑石 在閣前左側。序銘 道春所撰。

○藏王谷 在古城西。龜山院、吉野山櫻を移して北京の吉野山となし玉へり。時に則彼山より移祭處也。然ども土地花を不育、故に年數を不歴して滅し、社も亦斷絶す。
○智福山法輪寺 在渡月橋南。境地東面西北山也。宗旨眞言

(來由の寺)

樓門 東向安金剛力士長七尺許堂 本尊虚空藏菩薩坐像二尺五六寸許安厨子 作道昌法師 脇士 右雨寶童子 左明星天共立像一尺七寸許 共作弘法。左作道昌 厨子外 左地藏菩薩立像五尺許 右不動 同共作未考。

○葛井 在堂南。上有社。所祭明星天。

○神明宮 在堂前鳥居内。○辨財天社 同所東社

當山開基不詳。初號葛井寺。入皇四十五代聖武天皇天平六年建立處也。中興道昌弘真言。貞觀十六年改法輪寺。道昌傳曰、姓秦氏秦始皇六世孫、融通王裔也。讚州香河に生る。幼歲に出家す。三論を學す。弘仁七年の秋東大寺に於て具足戒を受。淳和天皇天長五年神護寺の空海に從て受密灌。時二十歳也。然后虚空藏求持法を爲修勝地を求む。空海云、葛井寺其宜、靈瑞多して勝驗揭焉地也。此以同六年彼寺に至て修法す。時五月の天皓月西山に傾、明星現するに及て、闕伽を汲に、忽光炎赫奕として宛如電光、明星天衣の袖に降る。忽虚空藏菩薩像を現す。如、羅如、染異香芬馥す。昌遂に其相を寫して以て彫刻し、衣像を其胎中に收む。乃弘法に寄て於、神護寺開眼供養を遂。貞觀十六年葛井寺の阿彌陀堂を改て山嶽を開て佛宇を造、安像改、法輪寺。鎮守復虚空藏菩薩、號、法軍護法大菩薩。已上傳并緣起意

○小督塔 傳云古在堂後。今有石佛。此所有塔由來不詳。

(寺并葛)

(橋)

○轟橋 云法輪寺樓門前橋。名義不詳。

○玉葉集 道命法師なくなりてのち、法輪寺の庭のさくらの咲たるを見て、

たれ見よと猶匂ふらん櫻花、散をおしみし人もなき世に 長 家

○家集 法輪に籠たる此、人の問來て歸りなむとするに、諸ともに聞たにさひし思ひをけ、歸らんやとの峯の松風 兼 好

○嵯峨野 此所今不詳。有云、野宮の南北也と。【袖中抄】云、嵯峨野は葛野とて、紫野につゞける也云云。按是は紫野に土地の續たるには非ず。嵯峨野は葛野其處にして、諸の野中に連て、紫野など云ふに、連續したる名所なるとの謂歟。紫野、嵯峨大に隔たり。凡嵯峨、古人の和歌に嵯峨野、原・山を詠す。然れども古人抄物に其方角を不記。土人古老曰、帷子辻の四方をいふと。

○嵯峨野 和歌 見わたせばさかもかれ野と成にけり、今や小倉に紅葉散らん 師 時

【堀川百首】

秋は先都のにしと尋ねれば、さかの、花を咲はしめける 俊 成

【古今集】さか野にて馬よりおちてよめる、名にめて、おれるはかりそ女郎花、我をちにきと人に語な 僧 正 遍 昭

【三代實錄】曰、元慶六年十二月廿一日己未、敕、山城國葛野郡嵯峨野元既不制、今新加禁、樵夫牧豎之外、莫聽放鷹追東出四十二卷四十二。

○原 兼 宗

君と我行あふ道を夜と、もに、さかの、原もあらせてし哉 元 輔

【六百番歌合】 兼 宗

き、す鳴さかの、原のみゆきには、古き跡をや先尋ぬらん 兼 宗

○山 兼 宗

【續後拾遺集】 さかの山今もかさなる跡見えて、行末遠し世々の古みち 法 印 定 爲

【玉階集】 兼 隆

むかへこしすかたも月もさやかにて、浮世をてらすさかの山本 家 隆

嵯峨里 兼 隆

山州名跡志卷之九 葛野郡 嵯峨里

(亭王親明兼)

○兼明親王亭 住龜山傍。延喜帝、十六皇子にて詩賦に

此ほとやさかの御狩の跡ならん、野山も里もあせかはりけり 西 行

わしの山のあるしを遠くうつしもて、憂世のさかは是を嬉しき 西 行

昔此所に閑居する人多し。但舊跡不詳。所管見載左。【續千載集】

前中納言定家身まかりて後、前大納言爲家、嵯峨の家に住侍ける比、申つかはしける、尋はやみぬいにしへの秋よりも、君か住けん宿はいかにと 下 野

かへし 下 野

みやこ人何の色にか尋みん、時雨ぬさきの秋の山里 兼 明 親 王

(王書中後・王書中前)

達せり。此所閑棲の起は、貞元二年の夏關白兼通のはからひにて、彼官職を止て中務卿に任ず。賴忠を左大臣に轉じ、源雅信を右大臣とす。雅信は宇多帝孫也。兼明公は今上圓融帝の叔父なる故、兼通是を忌惡で、右大臣の權を奪也。兼明時に右大臣にて在しなり。又村上帝の御子中務卿具平親王も詩文に達す。仍兼明公を前中書王と稱し具平を後中書王と云。

○惟康親王 歸鎌倉住於嵯峨。龜山院御子、宗尊親王第一子、母攝政兼經公女。

●野依 此所不詳。出【平家物語】高倉宮の御子一所ありしが、出家して蟄居あるを、木曾義仲平家追討の爲上洛の時、主になし進せんとして、還俗せさせ奉りて都え上りたり。木曾が宮とも申す。後には嵯峨の野依に御坐ければ野依の宮とも申き云。

○西行櫻 在法輪寺南二町許右側竹林中上壇地。傳云、西行此傍に住て愛せしと。又自植るとも。一説曰、其庵同所西方證菩提院是也と。今眞言宗の僧住す。已上嵯峨郷畢。

松尾 地名 王城西南在四條通西二里許。是則到京師路也、到法輪寺南方在八九町

(山尾松)

○松尾山 一名別雷山。ワラツツキ くれなるに秋や手向て染つらん、松尾山の岑のも

みち葉 爲 家

代々へてや君か千年を松のをの、はかえぬ色を頼むとをしれ 慈 鎮

○松尾社 在別雷山下。鳥居東向門同門左右亘南北有廊間此所社入動拜殿東向社同所祭二座。

○大山咋神 北間 傳曰大己貴神弟、大年神之子、大山咋神、此神者坐淡海之北叡山、又坐葛野郡松尾、鳴鑄神也。【鳥事記】

○神代系圖傳曰、遠古世丹波國皆湖也、其水赤、故云丹波、大山咋神決其湖、丹波水涸成土矣、以勳爲神體此神者即松尾大神也。

○南間一坐垂跡神祕也云云。但氏成記曰、別雷苗裔神也、

○【二十二社註式】曰、杵嶋島姫也云云。

○【大中原定好松尾鎮坐記】云、元明帝和銅二年四月十一日、山城國山田莊荒子山、於賀茂初奉傳云云。

○造神殿 文武帝大寶元年始於秦都理也【二十二社註式】

○所傳松尾七座名 松尾社・月讀社・櫟谷社・三宮・宗像社・衣手社・四大神已上七社并神傳見次下

○例祭 四月上申日、十一月上酉日、人皇五十四代仁明帝承和四年始る也。

(座七尾松)

(氏秦官神)

使同賀茂幣二前【二十二社註式】
○預大社事、六十六代一條院寬弘元年甲辰十一月十四日始也舊記

○初以秦氏爲神官事、【當社鎮坐記】云、元明帝和銅二年四月十一日、秦良兼・同正光、荒子山松尾爲守護留矣云云。

○本宮 本殿前在二小祠。在北向南。

○新宮 同所在南向北。所祭未考。

○四大神社 在本殿郭封壁外北山下。

○二小祠 東向其北を云ふ。

○三宮 南祠を云ふ。

○愛宕櫻 三宮の前東方、本殿に到る小門の傍の櫻是也。由來未考。

○衣手社 南方、在東向。

○經所大日堂 在本殿南東向。本尊大日如來安厨子。脇士 毘沙門天北壇 持國天南壇 長七尺許。作未考。

(櫻岩愛)

(社嶺尾松)

○攝社

○十禪師社 在大日堂南東向。

○舍利殿 在大日堂南東向。安佛舍利。此所古には三重塔なり。每歲十月十五日爲開帳。同十一日より十五日に及て初夜に八講論議あり。僧は三井寺・廣隆寺・法輪寺よりつとむ。是舊例なり。

【元亨釋書】曰、建久七年七月雷折松尾祠後大杉、其木覆神殿、欲斬之其材大難制、恐壓神殿若不伐、異時小風雨又自壓倒、神官與僧延期議、期曰、莫慮早伐、又杉中有奇事耳、已而加斧其杉如相避、仆殿側、於是乎杉中忽迸出一漆塔、其內又有銅塔、盛舍利、神官見之益信、朗言、便於祠之南建三層塔安之、已上延明傳。

○辨財天社 舍利殿の異東向の社。

○別雷峯 云本殿戌亥十町許山上。此所有巖。是即當社神降臨の所也。相傳神談云

○山城乃別雷山兩宮居士亭、天降古登神代與利佐幾衣手社。今は亡。舊地本殿東南三丁許。

○【御集】 みわたせはけふしら露のうは染に、色つきにけり 後 鳥羽院 衣手の森

くれなるにちしほや染し山ひめの、紅葉かさねの 俊 成 卿 衣手のもり

○月讀社 在本殿南二町許。鳥居東向門同拜殿同社同。

○【文德實錄】云、齊衡三年三月戊午、移山城國葛野郡月讀社置松尾之南山社、近河濱爲水所潔、故移之。【日本紀】

(田巢荒歌)

日顯宗帝三年依神託被奉歌荒撰田押見宿禰侍祠云云。○顯宗帝獻山背國葛野郡歌荒巢田十五町以爲月讀神地歌荒巢田在大堰河之西南即今松尾之東南地是也。○文德帝仁壽三年春夏之間痘疹流行病之時神現形曰我是大堰河濱所居神名爲月讀神我居近河頗有泛濫之患今欲移居於松尾南山若能敬祭我者災害當自消矣帝得神語大悅乃會廷臣祭之隨神誨遷宮于彼地以祭之自是以來天下每有痘瘡之疫人無貴賤詣此社以祈神之佑云云(三代實錄)

○明智坊像 在本社鳥居外一町餘北路傍左藪垣內山下岸垣を隔て見ゆる一尺許の石像長に向へり傳云此人は古山門に住して其比の碩徳也或時諍論に由て山門を退て此邊に蟄居して生を終る末期弟子に語曰吾山門に住して名世に高し愚昧の妬故に無失して離門其怨讎何ぞ安平ならしめん終に彼山に其酬をなさん没後吾像を造て彼山可向依て此像を造て此所に置といふ

○松室 村名 在松尾南
○最福寺 在右同所民家間寺東向當寺は安元二年に延明上人所開の以最福寺所移立也
○延明上人像 尺餘三上人の在世に命じて好て所作像也

○衣笠山 西芳寺南隔溪麓有地藏院

墨染の衣笠山の夕けふり立のほるにそ袖はぬれ
爲 秀

世をのがれて葉室といふ山里にこもり居て侍けるに花をみてよみ侍りける
光 頼

いさやなを花にも染し我心さても憂世に歸もそ
する

○葉室山淨住寺 在葉室山下宗旨禪黃蘗派境地東面門同額葉室山横額鐵牛筆佛殿東面額祝國横額鐵牛筆本尊如意輪觀音八寸許此像天竺佛鐵牛感得本尊也同壇所安阿彌陀佛地藏菩薩共慈覺大師所作阿彌陀佛初京師安俗室然可令安住於當寺由其主感靈夢故所移也

○應聲樓 云鐘樓在門内南面額應聲樓高泉當寺開基不詳中興興聖菩薩宗旨眞言律
當寺 光嚴院御宇爲兵火亡滅斷絶二百餘歲なり如今元祿巳年鐵牛和尚再建也古所安佛牙舍利并同殿燈籠一口興聖菩薩の袈裟兵亂につるて他の有となり上京在報恩寺舍利由緣數太平記卷八

今安此寺淨土宗守之

△泓塚 在同所民居東大塚七あり由縁不詳

○結地齋 在同所民居南往還路西傍鳥居高土人狐齋と云は片言也所祭幸神也

○西芳寺 在右社坤三町許宗旨禪地東面門南向佛殿東向額西芳精舍横額本尊阿彌陀佛尺餘立像作聖德太子

【夢窓錄】曰曆應二年己卯夏四月革西方教院作禪院此寺聖武天皇天平年中釋行基者民間稱云菩薩孩時人得之於鷹巢也力化寶中營建佛寺凡四十九所今之西方其一也後百年平城天皇太子奔儲宮爲沙門天皇封爲眞如親王居之久又弃而往唐度流沙至羅越國而薨爾來五百年凡庸相繼而住寺廢甚檀越藤親秀厚禮勤請師忻然云吾素慕亮座主之風而今得西山居焉不亦善乎輒改西方舊名爲西芳精舍揭額蓋取祖師西來五葉聯芳之義也佛殿本安無量壽佛像今以西來堂扁焉中略別卓小庵扁曰指東

○指東庵 在方丈北東面前有門額向上關筆者西笑和尚此所開山塔所

○夢窓假山 在方丈東面庭所造國師萬石村名在西芳寺東是即【太平記】に云ふ葉室萬石也

(石臥牛)

○牛臥石 在同所山上形如牛臥

○御靈社 在下山田民居西山ト鳥居棟高拜殿同社所祭御靈一宮在本社北傍二宮在本社南傍傳云京師御靈神自和州内山遷座時豫所鎮座也

●室家別莊 當所從古堂上葉室家領也古別業あり其所今村の北方人家の中也此別業載古今著聞集曰前中納言定嗣卿和漢の才先祖にもはぢざりければ寛元四年脱履の初より仙洞の執權を承て殊に清廉の聞え有ける程に菩提の道心の底にや催しけん建長元年の比葉室大納言のむかしの栖の邊に山莊をかまへられける二年八月十三日に殊にひきつくりいて院攝政・前攝政殿などえ參られたりけるに上皇御すいやりけん女房してとゞめ仰られければ一切に其儀なきよしを申て同十四日の曉まうでの體にて夜に入て頭をおろしけるに宿執にもよほされて詩歌につくりける

建長第二年予齡四十三仲秋八月三五前夜出俗塵入佛道感懷内催獨吟外形而已

遙尋祖跡思依然葉室艸庵雲石前願以勤王多日志轉爲見佛一乘緣曉辭東路紅塵暗秋過西山白月圓發露淚零除鬢芥開花勢盛觀心蓮長寬亞相

逢名夜請康節先生之掛官年陶令亮之歸休春秋四十三曾祖令通昨仕朝端何所取俗八月十四日景氣逢境自然銘肝

葉室山跡は昔に及はねと、いりぬる道は月そかは
らぬ〔著聞集〕

●法華山寺 舊地在下山田西山上十町許。此所光嚴院御宇正慶元年四月九日、千種頭中將の軍火に係て回祿す。其後雖構小堂爲野火滅。

●峯堂 在同峯。本尊藥師佛尺許。作不詳。今下山田内安小堂。像所々焼損。

●谷堂 在從峯良本尊十一面千手觀音尺許。今安下津林寺。當寺宗旨天台。延明上人開基、而佛閣巍巍たること載【太平記】三間四面輪藏四十九院樓閣十二欄干五重塔ありと。上人傳曰、安元二年移松尾山南最福寺、朗穿大池建殿其上、信四來荷鐵鑿施巧力、朗語云、鑿三尺靈寶出得之者子孫富檀越源康俊聞之信受加力掘焉、果得一面古鏡、康俊及衆人響朗言不食也、康俊遂累巨萬云。

●件堂跡下山田南面上、坤より良に亘て方二町許、瓦石等今尚土中より出。下山田中西山上に通て丹波往還路あり。稱唐櫃越。最福寺即此路を受て所設なり。往返斷絶

し、荆棘遮といへども路形存せり。

○眞如寺 在淨住寺南一町餘。境地山上東面。宗旨法華。中興寂遠院日通、洛陽妙傳寺十二世也。萬治年中再興、則屬彼寺。當時初眞如院と號す。舊地南方去二町許、平尾山の山上其所也。土人其地を古眞如寺と云ふ。往昔三議良繩朝臣建立にして天台を唱。【三代實錄】曰、貞觀四年二月十六日乙卯、參議正四位下行左大辨兼左近衛中將藤原朝臣良繩奏云、別墅一區在山城國葛野郡、良繩奉爲先皇造佛寫經安置其中、親母出家便亦居住、請捨事爲道場、賜眞如院許之〔卷之六〕。○又曰、於山城國葛野郡建一道場名眞如院、母紀氏出俗爲尼、居住其中、良繩割入食封分捨俸祿以充香火之資、每年八月文德天皇御忌日奉爲天皇講法華經、迄終一生不廢此業、時人以忠孝相許〔同卷之十〕。○又曰、良繩參議正四位下行右衛門督兼太皇太后宮大夫藤原朝臣良繩、字朝台、左大臣内麻呂朝臣孫而正五位下備前守大津之子也、風容閑雅舉止詳審、文德天皇特見親用、寵幸加隆、内外之事委決之、貞觀十年二月十八日壬午卒〔卷之十五〕。當寺は峯堂と共に燒失す。聖觀音并に千手觀音像殘て今此寺にあり。又千手像の焦灼たるは、弘治年中爲野火焦損す。後

(寺如眞古)

(堂の峯)

(越福唐)

又終に燒失す。惜哉。請觀音長三尺。作 慈覺大師。

△車塚 △願王塚 △鶯塚 已上在下山田人家東及南北野。由來不詳。

△天鼓森 在村東二町許。其所一壇封地、而形鑿に類す。故に此號あり。由來不詳。

●池田 森南田地の字也。傳云、往昔池有しと。第館假山ありし所と見えたり。所以不詳。

●御所内 云池田西地。此所葉室家別莊地也。今號土人稱之。

(村野廣) (村陵)

○田邑 在下山田南五町許。今陵村、或廣野村と云ふ。田邑は舊號也。文德天皇を此所に奉葬、故に田邑帝と奉稱也。

○文德天皇陵 在同所民家卯辰間三町許。【延喜式】曰、平安宮御宇文德天皇陵、在山城國葛野郡、兆域東西四町、守戸五烟、陵南に車塚有。是則御葬送の御車を納る所也。有陵上小祠。額桓武天皇。是則土人所誤也。○文德天皇仁明帝御子、人皇五十五代の御門なり。【三代實錄】曰、天安二年八月乙卯、帝崩新成殿、中略庚申大納言安倍朝臣安仁率陰陽權助滋岳朝臣川人助笠朝臣名高等至山城國葛野郡田邑郷直原岳點定山陵。○甲子夜葬太上皇帝於田邑山陵、殯葬之禮如仁明天皇故事〔卷之十〕。

●神陵 【延喜式】曰、日向埃山陵、天津彦彦火瓊杵尊、日向高屋山上陵、彦火々出見尊、日向吾平山上陵、彦波瀲武鸕鷀尊、不耆合尊、已上神代三陵、於山城國葛野郡田邑郷神應寺、預於定額紀内親王創建此寺、付屬延曆寺僧報恩也〔卷之十八〕。

●神應寺 古在此邊。今滅。是則紀内親王草創之寺也。【三代實錄】曰、仁和元年七月十三日乙丑、敕以山城國葛野郡田邑郷神應寺、預於定額紀内親王創建此寺、付屬延曆寺僧報恩也〔卷之十八〕。從此所載、下陵村之南丹波街道、此卷終而即葛野郡南界也。今所載次至梅津也。

○梅津川 在松尾卯辰一町餘。梅津領云大井川。
詠倭歌
〔天木集〕

梅津川いせきの水にもるなると、成にけるみまを
つそ恨る 和泉式部
吟句、梅津の川の花さかり、うつる鏡のかけもく
もらす 爲 家

梅津里 在松尾卯辰間三町許。隔中間川。里分東西、云東

梅津・西梅津。

〔名考〕

桂河かはそひ柳浪かけて、梅津はやく春めきにけり 蓮 生

〔百首和歌〕

たひの空思ひの外になくさみぬ、末を梅津のさきに聞より

○師賢朝臣山莊 其地不詳。

〔金葉集〕

師賢朝臣の梅津の山莊に、人々まかりて田家秋風といへることをよめる。

夕されはかとの稻葉おとつれて、あしの丸屋に

秋風ぞ吹

經

信

○大梅山長福寺 在東梅津。境地東面。宗旨禪。門東向。額長福寺。暨額世尊寺。家忠季筆。佛殿。南面。額。祈禱。本尊。釋迦。坐像。島士。普賢。左。文珠。右。共坐像。作不考。開基。月林。大幢國師。入。大元。法嗣。茂古林。號。佛慧智鑑大師。是則大元文宋帝救號也。又

普光大幢國師、是則及滅後七年、後村上院救號、又花園院有御歸依。

○別傳院 又號大寶輪。花園院御塔所也。宸影畫圖在當寺。有上讚御宸翰也。如左。

予之陋質、法印豪信、故爲信卿息、所圖也。

(影宸の院圖花)

于時曆應改元無射之候也

○圓明 云開山塔。在同所清涼院。

當寺始天台宗にして號眞理ニ尼建立の所也。其後里に梅津左衛門清景と云者あり。月林和尚を尊信す。時に清景當寺を領す。是故に和尚に附與して爲禪刹なり。

○梅津左衛門塔 在長福寺門外南半町許。

△小墓 在東梅津亥子方半町野中。

△大墓 在小墓北一町許。其以由來不詳。後人可考。

○梅宮 在西梅津平林中。鳥居石砌。拜殿。同社。同所祭四座。酒解神・大若子神・小若子神・酒解子神、相殿神四座也。社記并舊記云件四社以孝謙帝天平寶字年中祭此

地爲帝基守護鎮守所謂酒解社大山祇大若子社伊勢度遇神主遠祖加夫良居命也。小若子社同大若子弟也。酒解神木花開耶姬也。其後人皇五十二

代嵯峨天皇后姬橘氏諱嘉智子、父清友少而沈原涉獵書記眉目如畫爲人寬和風容絕異嵯峨天皇

初爲親王、納后寵遇日隆、天王登祚弘仁之始拜爲

夫人、後立爲皇后、然常以無太子而凄凄不樂、因茲

皇后憑神代幽契祈酒解二座神矣、一旦應感有妊

孕、遂以當宮清砂敷御座下、居其上生兒、所謂仁明

天皇是也、天皇追神惠嘉祥年中、以外祖父清友併

酒解社以檀林併酒解子神社、又以瓊々杵・火々出見命配若子二社、以爲橘氏祖廟也。至今尊崇異他、夏冬祭祀無怠耳、世人望產月、則必取當社砂佩帶襟、此遺風也。已上。

檀林皇后即嘉智子、清友贈太政大臣正一位也、橘諸兄公孫、奈良麻呂子也。

○影向石 在鳥居內東方。有前鳥居、或號三石有三石、是即熊野三所の神影向の所、熊野山より三鳥來て化する所也。委傳記。

○御位 正一位。高倉院治十二年治承四年十二月奉授。

○例祭 四月上申日。有神輿二基。於拜殿祭。上古は大祭にして其式花美を盡す。

〔子首〕

咲やこの神も名にをふ梅の宮、御代の春へにあふかうれしき 宗長親王

同

名もしるしなみ木の梅の宮居して、所々にまじる

さかき葉 爲 尹

次下陵南經丹波街道、到丹波山城垓。

大枝山 或作大江。在陵村南西桂西二里餘。陵中間有檜木原。

塚原・香掛村。

○大枝坂 或作老。在右同所。此所從山城到丹波街道。

山州名跡志卷之九 葛野郡 大枝山 大枝坂 山城丹波兩國堺 大福寺 酒呑童子首塚 二二九

酒解社以檀林併酒解子神社、又以瓊々杵・火々出見命配若子二社、以爲橘氏祖廟也。至今尊崇異他、夏冬祭祀無怠耳、世人望產月、則必取當社砂佩帶襟、此遺風也。已上。

○山城・丹波兩國堺 在峠西二町許。

○大枝山大福寺 在峠。堂北向。本尊地藏菩薩。尺二寸。作慧心僧都。云世子安地藏是也。由來曰、昔一條院御宇慧心僧都宇治里慧心院に住せり。或時夜々瑞光有て西天より彼院に至る。僧都其出所を尋來れるに、即此坂の西野也。近隣の民家に由て其所名問るに、土人云、此野は市原と號す、村人此所に於て毎月市をなす故也。又は古、市森長者と云人住すと。僧都怪に不堪して其所に至て終夜持念せり。於夜半女人一人忽然と來て師を敬禮す。師云、汝は誰乎。女曰、我是幽土迷靈なり。昔此所に住する市森某が女、名は櫻姫、爲難產落命す。然して黄泉に漂こと年あり。今師の法徳天下に無比類。師を此所に爲請、夜々光耀を現す。我をして濟度し玉へと。師即種種の法要を説り。然女曰、今苦輪を出たり。然則誓て永く産婦の難死を可救也。願は師地藏菩薩の像を造て此所に安置し玉へ。其像に祈則出產安泰ならんと語終て化し去ぬ。此故に彼女の塚より生ずる處の栢を以て地藏菩薩像を造り、一字堂を建て安置せり。今像是也。又今世當堂に於て松木を削與て産女の口に啞しむるに、平産すること、は僧都本尊造立の時、其木端を産婦に與ゆるに、平産をなせし因縁といふ已上傳記焉。

○酒呑童子首塚 在峠西半町許路傍南、諺曰源頼光酒呑童

子退治の時、首を此所に埋と。

○賴光的場 在塚前街道北十七八間、其場向北也。諺曰、賴光四天王と共に大江山首途時、於此所射的の法をなす。是即惡鬼誅罰の前表をなすと。

●平等寺 古在葛野郡。今此所同郡終故書此。

出【三代實錄】卷十四、大納言正三位平朝臣高棟、以山城國葛野郡別墅爲道場、詔賜額曰平等寺云云、又云、高棟者桓武天皇孫而一品葛原親王之長子也、美鬚髯幼而聽語、好讀書、傳天性質厚不事花飾、領陸奥・出羽、按察使薨年六十四云云。

山州名跡志卷之十

瑜伽林隱士 如是相白慧撰

乙訓郡

○乙訓、上古には墮國と書す。又弟國に作る。○垂仁天皇十五年八月壬午朔、立日葉酢媛命爲皇后、以皇后弟之三女爲妃、行野媛者因形姿醜、返於本土、則其見返葛野、自墮輿而死、之故號其地謂墮國、今謂弟國訛也、日本紀卷六。

西岡 此號は乙訓郡の別稱也、當郡北は大江坂、南は山崎、東は川、西は至西山、總名也、謂は依土地形なり、其地查掛村一里餘、西山より續て南方雞冠井・向日山に至て、凡三十餘町の間、一壇の岡山あつて、王城の西なるの謂也、上古には稱長岡、凡此丘を領する民村は岡村、原南・物集女・寺戸・雞冠井等、此丘の在東面南北に亘れり、向日神社は在此丘。

○苧波多 地名 自堅木原到大原野、在中間。

山州名跡志卷之九 終

○苧波多陵【延喜式】曰、贈皇太后藤原氏在山城國乙訓郡、兆域東西四町、南一町、北三町、守戸五烟云云、右苧波多に

有川、流南北、川東一町許路傍南有大塚、是其陵歟、凡此邊、南及東方塚多し、【延喜式】板本苧作字、筆者所誤歟。

○塔尾 地名、在右川西七八町路傍右、其所畠間有塚、古老曰、塚上安十三重石塔、故爲字也、此塔今近憐柳川村總堂の前に在是也云云、今七重有、有曰、此塚上古天子所納御骨、不詳。

大原野 又オホハラとも、去王城凡三里、在丹波街道樫原未申一里、但總名也、號大原野中有三村、野田・柳川・南條是也、又古に長岡と云ふは、則今此大原野より南方、神足の邊に至て號る者歟、其故は【三代實錄】に、大原野長岡村と載たり、然れども長岡とは此所より子丑の間に當り、卯辰の方に聳て上に所云西岡也、是を指て云長岡なり、然れば長岡の名も總名にして、分て其所は無也、凡長岡といふ内に、乙訓・友岡・神足等の村號古よりあり、但今乙訓の名は滅したり、今ある所は前に云ふ大原野三村と及

灰方・上羽・石見・上里・井内・今里・粟生・長法寺村・友岡・開田・神足・調子等也。

○大原 所詠和歌、山・小鹽山・野里、山、

山州名跡志卷之十 乙訓郡 苧波多陵 塔尾 大原野

〔續拾遺集〕

姫小松大原山の種なれば、千とせはた、にまかせてをみむ 元 輔

小鹽山 在大原野上

〔後撰集〕

大原や小しほの山の小松原、はやこ高かれ千代のかけみん 貫 之

野 在柳川村西、西限山下也。

〔六百番歌〕

大原や野への御幸の所えて、そらとるけふのまし 顯 昭

上野

〔名寄〕

をのつから過かてにする大原の、上野の萩にすか 仲 實

按上野は可云大原野、此野柳川村の上にて勝持寺の北なり、至西山に續故に號之歟。

〔新古今集〕

能宣朝臣大原野にまうで、侍けるに、山里のいとあやしきに、すむべくもあらぬさまなる人の侍ければ、いづくよりわたりすむぞやなど、とひ侍ければ、

世中をそむきにとてはこしか共、猶うきことは大はらの里 讀人不知

○小鹽里 按に小鹽里は件の云三村歟。今は不爾。今云ふ小鹽村は謂前小鹽山の下より、巳午の間に當て、凡二十四五町にあり。古人所詠小鹽里は、謂前三村の總名を詠するもの歟。

【実木集】 大原や小しほの里の朝霞、ゆき、になれし春を忘れぬ 後久我太政大臣

○春日社 在大原野里西平林中。一鳥居石柱巽向。在南條南。

二鳥居石柱在林中。社門左右向。社東西双向。所祭神四座同。南都春日社。武甕槌命・齋主命・天津兒屋命・姫太神。巳上。

【當社記】云、人皇五十五代文德天皇御宇、仁壽元年二月二日乙卯、依太皇太后御祈山城國乙訓郡大原野宮柱廣知立、春秋御祭如賜。○【神祇正宗】

曰、人皇五十四代仁明帝御宇嘉祥三年、爲平安城守護閑院左府冬嗣公申沙汰勸請之、巳上。今存兩

說宜隨往說。○春日社遠於帝闕故移于大原野。其山曰。蓋后妃夫人有參詣之便故也。【神祇考】

【三代實錄】曰、貞觀十年十二月廿一日庚戌是日宣詔内外曰、春日・大原野兩社齋女藤原朝臣可多子、太政官貞觀八年十二月廿五日、下所司符注藤

原朝臣須惠子、今追改焉。卷十五下
○龍王社 門外東方南向小祠是也。舊記曰、海童社云々、是則別號也。

○若宮 二鳥居内池東方西向社是也。所祭三座輔佐之神也。【二十二社註式】曰、若宮垂跡四所相同乎否、兼滿云、四所共以同日影禊也。巳上。私曰、神祕說也。祕記曰、文永七年七月十三日秀氏狀云、太玉兩神也祕說。廢棄。

○鯉澤 池を云ふ。○龍神社 在池中嶋。

○瀨和井 或説在春日社地云、今亡。在勝持寺境内。

○經所 在本社西南向。社僧修法所也。○廣田社 經所後南向小祠是也。○白鬚社 二鳥居内西方小祠是也。○八幡 右社南小祠是也。

○積頭天王社 二鳥居外南林中東向社是也。社記未考。巳上 例祭 二月上卯日。大原野土人爲産沙神。

○小鹽山 春日社西山是也。

○小鹽山勝持寺 在春日社西北。宗旨天台。下馬橋。在門前一町許。門巽向。安金剛力士長一丈。阿像作運慶、吽像作

湛。慶門より堂に至る行程三町許。堂南向。額勝持寺。堅額筆者道風。延喜帝延長本尊藥師佛尺八寸。同佛二尊厨子二重内に安

内は、後光の中に小像の化佛・十二神、及三鉢・五鉢。獨鉢、地紋に唐艸を彫顯、作共以傳教大師一刀三禮作之。

(像者行役) (寺の花) (櫻行西) (沼野呀)

○脇土日、月天、十二神、厨子外壇上に安す。

○毘沙門天、安同左壇。同作。此堂初山上三町許にあり。

○不動尺七寸、安同右壇。役行者於當山所刻也。此堂初山上四五町許に在り。

○役行者像長一尺、安同所。新作。

○地藏菩薩尺二寸、作傳教。安方丈。

○石不動尺餘、安堂前左洞内。作弘法。

○西行櫻 在堂前成枯木。西行法師住山の時、手から植所也。此山元來櫻樹多し。故に世人稱花寺。【太平記】に所載、佐々木入道道譽大原野の花會とは、當寺の花を見し也。文云、はるかに躋れば本堂の庭に十圍の花木四本ありと云。但此樹今は亡し。

○沼野沼、堂前石階下池是也。放生池となす。詠和歌。【実木集】

いかにけささえ野の沼や氷るらん、小鹽の山に雪はふりつ、 光 俊

○辨財天社 在同池畔。

○小鹽山松風さむし大原や、さえの、沼のさえまさるらん 中 務 卿

○役行者岩窟 在堂西南山上四五町許。行者密修の地

(院原大) (跡庵行西) (傳人上陀佛)

也。○白山權現社 在堂西山腹東向。當寺鎮守傳教の勸請也。○西行庵跡 在堂西山上。西行像尺一丈。傳云、西行於當山所詠花の和歌。花見にとむれつ、人のくるときは、あたら櫻のとかにそありける

當寺古備諸堂僧坊、釋迦堂・阿彌陀堂・護摩堂・三重塔、及有塔頭四十九院。其所跡存爲字。院僧中、有衆徒行人方二流、是併中興已來義也。開基役行者。此時以自作不動爲本尊、號大原院。中興佛陀上人。本尊藥師佛。如今、人皇五十五代文德帝、佛陀上人を御歸依有て、伽藍を造營す。然後代々天子勅願御祈禱所となし玉へり。延長年中に至て小野道風書額、今尙有。佛陀傳不詳。一書云、千觀内供也。此僧佛舍利を隨身して、口常に唱南無佛陀耶。是故世人稱佛陀上人。當寺艸創以件義號勝持寺。所持勝尊謂也。先是傳教大師延曆寺成功後、登上當山、此地也。向叡山坤第一高峻、西後連嶺嶽、東南涉涉、含藏景色於一瞬、實是感靈土。爲止在、造立手數體佛像、安置如前記。○

足利家將軍、歸依當寺爲祈願所、其始起尊氏公也。夫公は源氏累葉出王氏不遠、爾後醍醐帝爲亡平高時、軍

(木清井和瀨)

士を被催及合戰。其世高時屬幕下。依て兩六波羅に可加勢。由高時命之平記。尊氏有思慮。京着の翌日伯耆船上。先帝の御館え通。御方に可參由通之。然八幡・山崎の合戰に及んで、名越尾張守は大手の大將、搦手は尊氏也。合戰已に雖發、尊氏は件支度故、桂河畔に居て爲酒宴。此時於西丘寺社境地を令窺。是一爲祈願又可爲軍郭故也。當山究竟所なる由を告。院主聞之、山林伐竹爲旗竿、附札書寺號獻す。公感其頓機、且又寺號二字勝持と訓じて、是已前程吉瑞也。悦喜不淺吟賞せり。即命院主本尊樂師佛及春日明神令籠願書。願望遂成辨して天下の武將に至れり。依尊敬當寺所領を寄附せり。然當家代々歸依最厚。又當寺淨瑠璃院定後主、童形時窺將軍家受御教書、義定爲格式。其書亂世に紛失し、今所存普光院殿・慈照院殿書、并細川勝元下知狀等あり。

○瀨和井清水 堂西流是也。山上有小瀧。云關伽井溪從此出。詠和歌。

〔夫木集〕
夜をさむみせかるの水はこほるとも、庭火は春の心地こそすれ
匡 房
大原やせかいの水を手にかけて、幾むすひせは秋なるらん
頼 政

(句千の原大)

按初歌結庭火於寺院詠之。不審。可有後勘。

○朧清水 在大門外下馬橋東路傍北。如云前卷瀨和井清水。朧清水とも在北大原同名也。由來未詳。

○山王社 在二王門東林中。社西向。勸請主傳教大師。

○經塚 在勝持寺後山絶頂西方。

○長嘯子天哉翁閑居地 若狹守勝俊、世事を過れて改長嘯東山靈山に住り。其後當寺の境内を借て宅を移せり。其所寺の東北の山也。長嘯詠歌記【舉白集】に載する處の、やよい櫻の枯木、驢上岩、玄寶石、長嘯塚、指月池、今残り。長嘯此所の居住二十年餘。慶安二年六月十五日於此山卒。葬東山高臺寺。傳云、子始名勝俊、其先尾州人也。以秀吉之姻家之故早拜拾遺。累遷羽林次將、封若狹國、作和歌最顯其名矣。後遁世而住洛東靈山、後卜居於大原野。因云、當寺什物の中に、連歌大原千句の懷紙あり。此濫觴は、細川兵部大夫藤孝、此所の近隣長岡に閑居の時、連歌の好士數輩を催し、藤孝其主方として、當山の内に假殿を造て、興行せられし花の發句の連歌也。同發句の主、各筆に其百韻の懷紙を書す。共に十帖の懷紙并追加一表一紙あり。右黒塗波懸の箱、蓋の上に金粉を以て大原野千句連歌の字あり。是則藤孝の息熊千代丸越中守十三歳の筆跡也。連歌興行時は、元龜二年二月五日よ

(記家山鹽小)

り七日に至る。

○小鹽山家記 長嘯於當山書。自筆一卷あり。長嘯此所に來れるに、俳諧貞徳翁和歌を詠じてをくる。とにかくに月はうき世にすまじとや、山より出て山に入らん

長嘯返歌
爰もまた炭こそやかね大原や、あこかれ出しふる

里の山

○日野嶽 同寺の後山云西北峯。上平して傍に小瀧あり。傳云長明・兼好等此所に暫住しと。從古和歌に詠杉村、但今は無し。和歌に「爰にかく日野の杉村うつむ雪、小鹽の山に色やまかへる。」紫式部が詠にして載家集。按此歌の日野は醍醐の南の日野也。いふ心は西山小鹽山の傍にも、同名日野の杉村あれば、うづむ雪の眞白なるは、鹽の色に同じきとの謂にて、小鹽の山に色やまかへるといへるなるべし。

- 安養寺 在春日社西南面。宗旨律。
- 正法寺 在積頭天王南山東面。宗旨律。件二寺初勝持寺四十九院の内にして屬彼寺。
- △往生溪 在小鹽山南西山。由來不詳。
- 藤杜社 在春日二鳥居東一町許路傍。小祠向寅卯。楓

(尾塔)

の古木を藤の纏故に號之也。所祭未考。

○櫻本社 在二鳥居東二町許。鳥居南向拜殿南向社同傳云。當所地主神、所祭仁徳天皇也。社記未考。例祭同春日社。

○善養寺 今云處は春日社東、柳川村の總堂是也。舊地は春日一鳥居の東北の地是也。堂塔の跡存せり。傳云傳教神創の處と。

○大原堂 舊地在春日一鳥居寅卯方二町許。傳云、此所大架也。諸堂所地柱石あり。塔跡存云塔尾。鎮守神木古松あり。一説曰號大原寺云、然則大秦廣隆寺樂師佛始安置の所なり。後人可有考。

○長岡郡 是則桓武帝遷玉へる都也。其方境大原山春日社東南より、東限向日社丘、西限山、南至山崎東北稱之歟。細川玄旨の自稱を云長岡入道。其居住の地、神足の巽勝龍寺村也。然即至其邊、惣名也。上古には大原野三郷の惣名をも、號長岡。其故は【三代實錄】卷四十十四山城の揚野中に、大原野長岡村と記す。是即東面長程の岡有による也。【續日本紀】卷卅日延曆三年五月丙戌、勅遣中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂、從三位藤原朝臣種繼、左大辨從三位佐伯宿禰、今毛人、參議近衛中將正四位上紀朝臣船守、參議神祇伯從四

位上大中臣朝臣子老右衛士督正四位上坂上大忌寸菊田麻呂衛門督從四位上佐伯宿禰久良麻呂陰陽助外從五位下船連田口等於山背國相乙訓郡長岡村之地爲遷都也。○同八日同年六月壬子遣參議近衛中將正四位上紀朝臣船守於賀茂大神社奉幣以告遷都之由焉。又今年調庸并造宮工夫用度物仰下諸國令進於長岡宮同三十八日同年十一月甲子天皇移幸長岡宮。○甲寅先是皇后逢母氏憂不從車駕中宮復留在平城是日遣出雲守從四位下石川朝臣豐人攝津大夫從四位下和氣朝臣清麻呂等爲前後次第司奉迎焉。○丁巳遣近衛中將正四位上紀朝臣船守叙賀茂下上二社從二位又遣兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚叙松尾乙訓二神從五位下以遷都也。○辛酉中宮皇宮并自平城至。○乙丑遣使修理賀茂下上二社及松尾乙訓社。○十二月己巳詔賜造宮有勞者田租鬱又免以進役夫國今年田租。

○帝城 舊跡傳云春日一鳥居卯辰方二町許芝生の地是也。土人御所屋敷といふ。按に以長岡題和歌に、多は於平安城詠之、依て荒廢の體を詠ぜり。

(數屋所御) 五社百首

長岡や落穂ひろひし山里に、昔をかけて田つらを
そ行 俊 成
〔千五百番〕
長岡や田つらの庵のあれまくに、ねさめいさなふ
鳴の羽かき 公 經
〔天木集〕
花す、きあれにしものを長岡の、里をはかれす何
まねくらん 爲 家
灰方所名 在春日社南西五町許。此所大内裏世、令燒石灰所也。又近隣有灰谷。

○栢社 在灰方人家南平林中。森を云栢森也。此所春日一鳥居より南方四町許也。鳥居南柱拜殿同社所祭社記未詳。或書云、灰方栢社者、所祭向日神尊母也。仍向日社例祭前日、彼社司來於栢社爲禮奠也云云。土人爲産沙神。例祭九月廿一日。

○攝社
○神明社 本殿左南向。○向日社 同東西向。○夷社 同東西向。○春日社 本殿西東向。○稻荷社 同南東向。
〔家集〕
かけとのみたのむかひ有て露霜に、色かはりせぬ
かへの社か 貫 之
右歌依管見所載也。可有後人考。

西岩倉所名倉或作藏 在大原野南西山下。此所平安城艸創の時、九重四方の山に大乘經を納て鎮護となす。此所の後山其西の地なる故に號西岩倉麓に有二村坂本、長峰是なり。

○西岩倉山金藏寺 在同村西山上登六町許。宗旨天台門東向安金剛力士尺八新作。堂南向額金藏寺額本尊十一面千手觀音尺一向日明神作。以楠所刻彫也。脇土二十八部衆尺餘安本尊厨子外壇上。右内風神・雷神安長押上。已上新作。

○五大堂 在堂前東西向。安五大尊、中央不動坐像二四大尊立像三已上新作。

(像師禪豐隆)

○念佛堂 在本堂西東向。本尊阿彌陀佛坐像二作不考。

○降豐禪師像坐像二安左脇壇厨子。

○本尊傳 當寺は人皇四十三代元正天皇の御宇、隆豐禪師と號して修學兼備の僧あり。一時靈夢に此山の絶境なるを見る。時は養老二年の春也。仍て山上に登れるに、忽ち弓箭を持する老翁現來す。師其體をあやしみに、凡に異り、近付寄て翁は何人ぞと問へり。答云、吾は是日向國可愛山陵より移て、此山に住事久しく、山は即吾領する處也。吾汝を待こと久しと。即時に谷川の上より金光ある鹿飛來りぬ。翁箭を放つに、其箭傍の楠にあたつて、

(傳の豐隆) (神明日向)

鹿は去りぬ。然して其箭を抜に箭の跡より金光を發す。翁指て云、是は斯靈木也。冀は心を一にして千手の像を可造と。師件の奇異を感じて言に應ず。此所に留て共彼木を杖て尊像を刻彫せり。今の本尊是也。像成て後翁の云、此山を以て師に可授、此地佛閣を立て尊像を安置せらるべし。吾は他所に移りて永く此山を守護すべしと。箭を放ち玉ふに其箭今の向日山に留る。遂其所を居住となして永く守護神となる。翁は即向日明神の化現也起。

○開基隆豐禪師傳 禪師薩州河邊郡人、父薩摩大守藤原朝臣重命、母字云小銀田。是則右大臣橘勝元女也。母夢日輪入懷而後有身。在胎十有三月、天智九年三月三日生焉。時即松葉貫楠葉其數居多。吹來産屋。因此事故云小兒楠松丸及八歲春雖望出家父母不許之。適乞食沙門來。僅見小兒云、不可置塵中。其後和州談峯定惠和尚得靈夢。差于官使遣船馬於重命所。迎取小兒憐愍養育。令讀羣書。早通文義。十三歲而剃髮。名曰行善。精勤達法。相女員。又就元興寺道昭聞禪法。從龍門寺義淵。精維摩會。又隨吳國智藏受三論。徹旨盛唱。空宗天平勝寶三年十月三日化。

○鎮守社 在堂西東向。所祭山王權現。向日明神。

○關伽井 在堂東。

○岩藏 在堂東山上。

○岩藏瀧 在堂坤谷二町餘。水流三壇上下に流る。仍第一第二第三瀧と云ふ。向日明神禪師に對面の時、出現の所也。向日明神例祭の前、彼社人此所に來て垢離をなす。是便從來の由縁といふ。

○矢坪石 ○鳥帽子石 ○向日明神腰係石

○護法石 ○梅若丸塚 ○仙人窟 已上未考。

○西山三鉢寺 在岩倉南西山上二十四五町。順路在、灰谷上。坂路十五町。宗旨兼四宗天台、真言、淨土、律。

○華臺寺別院也 左同坂路内人憩上二町許左。今艸庵南向本尊 阿彌陀佛尺餘 新作。此所は善惠上人塔所也。弟子實信房蓮生字津宮額 再建所也。荒廢年久く今纔一艸庵也。上人の傳曰善惠 寶治元年丁未十一月廿六日乙亥午刻に、白川の遣迎院にて上人遂入滅せり。七十一歳也。中略 西山往生院の傍に華臺廟を點じて移らる。建長年中に至て實信房願主として、華臺廟に多寶塔を建て、號觀念三昧院已 同所に善惠上人、并蓮生法師兩塔あり云。

○善惠上人塔 北方東向。銘西山中興證空善惠上人寶治元年十一月十六日

○蓮生法師塔 南方東向。銘實信房蓮生正元己未年十一月十二日

(傳生蓮)

○蓮生傳曰法然上人暫く攝州勝尾寺に閑居し玉ひし。上洛。承元三年の冬、宇都宮入道蓮生字をば實信とぞ申ける。上人の菴室に詣て出離の要道に尋申事有。上人にはいまだ一卷の講釋を畢られたる事だも稀なりしに、此禪門に對して觀經の疏四狀を一返談じとをさる。往生の得否は只汝が意にありとぞ示されける。未來に可有益人也と鑑玉ふにや、不思議の事なるべし。扱實信房、上人歸寂の後教授を隔ん時は、誰人をか師範となすべきと申ければ、上人弟葉多しといへども、正しく眞實の義を授し者は善惠房なり。近き比は天台止觀の法門を學せんために、太子の陵に止住せしむる由を仰られければ、即本師法然の封札を申受て彼靈廟に詣し、願蓮上人の禪房に到る。折節止觀の談義ありて、聽衆多く列坐しけるを見巡して、法然上人は日本第一の智者の譽ましますに、我眞實の本意を傳へし人と仰らるれば、定て餘人に異なる處御座らん、相し申て直に御書を奉んと思て、談義の終るを相待けり。扱講釋終りて各退散しけるに、此僧にや御座らんと思ふ人に行向て、勝尾の上人の御狀とて奉りければ、少も違ざりけり。高名の至りと自讚す。夫より偏に此上人に歸屬して、四十餘年の星霜を送りけるとぞ已上。

【新千載集】西山の草のいほりにてよめる。

(塔の生蓮) (塔の惠善) (院昧三念觀) (寺臺華)

月影の秋は夜寒に成ぬ共誰かはうたむ莓のさころも 蓮 生

【玉葉集】 西山に住侍ける比、花の盛に前大納言爲家、人々さそひて尋まうで來て、歌讀かはして侍けるを、うへのおのこの中より尋侍ければ、送つかはすとて書そえ侍ける。

思ひきや空にしらねぬ花も猶、雲のうへまでちらん物とは 同

【新千載集】 西山よしみねといふ寺に、外祖父蓮生法師の舊院の花ちり侍けるをみて、 尋來て昔と思へは山里の、花の雫もなみだなりけり 爲 氏

○女人及酒肉五辛制碑 在華臺西往生院門前。是より三鉢寺の界内也。右銘列不許女人魚肉五辛等承保元甲寅年三月廿九日

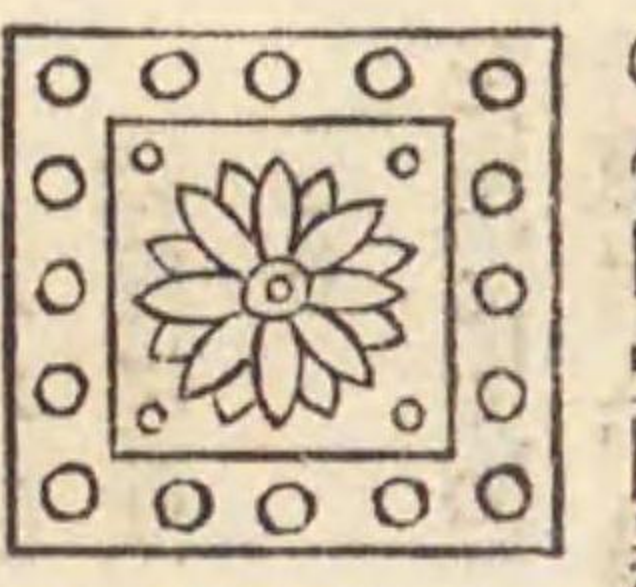
○往生院 在華臺上南向。本尊 阿彌陀佛尺餘 作源算上人三刀 脇士觀音、勢至 新作。

西山傳曰善峰寺往生院は、祖師上人慈鎮和尚の附屬を受けて、眞俗の興隆をぞ致されける。當山の濫觴は、昔源算上人とて貴き聖在けり。後朱雀院の御宇長久三年壬午七月十日始て此山に入て艸菴を結て住せり。中略 僧房も年に

(院生往尾北)

隨て造營を加へ、佛事法事も日を追て修行を重、一寺の興隆思の儘に成就せしかば、寺をば弟子の僧に預て、白川院の御宇承保元年甲寅正月一日、年七十五歳にて寺の西北寺今云 五六町に、一つの靈地を點じて小室を建立し、自阿彌陀佛の像一體を刻て、持念の本尊として籠居せられけり。北尾の往生院と名づく下略。

○三鉢寺佛殿 東向。樓門在佛殿前。安二天像尺餘 作不考。同門内在石壇到堂。○本尊 佛眼尺餘 安厨子尺餘 者 觀性法橋。厨子外安壇上二佛。左○釋迦佛頂戴冠持鉢坐 右○阿彌陀佛坐像長 作共惠心僧都。○四天王尺餘 作不考。壇上安左右前後。○天台大師像坐像一尺 ○善導大師像長同 自作。安佛壇前板敷上。坐椅子向佛前。北天台、南善導○金色不動立像三 作智證大師。安佛壇北間東向。○大日如來坐像 作未詳。安左壇。○善惠上人像坐像三尺 自作。安佛壇右厨子。



○佛眼曼陀羅 觀性法橋筆、所自織書布面曼陀羅地取如此。中央輪の内に佛眼像に坐。巡り二十四葉の内に、皆有佛像四面に向へり。又四隅及巡りに有像坐す、共四十七體あり。傳云、觀性自所圖也、將織做其地布、先點地於長麓令潔淨三年、已而自耕墾以候、覆麻種張網

(羅曼曼的眼佛)

(來如止抱)

于上^二不使^一鳥下、傍設欄援亦禁獸踐、至其紡績機織等事、^二不觸^一女子手、畫成拜之、自正^二面於三方^一宛如真焉、信靈應奇驗之曼陀羅、日東無^二之後素也^一下略

○方丈 東向在堂北。本尊寶冠阿彌陀佛^{坐像二尺許}作。脇士觀音^{勢至三寸}作不詳。

○抱止如來阿彌陀佛^{立像三尺}作慈覺。同所安南檀。此像を抱止と號する事は、宇津宮賴綱入道蓮生、恒に願て正身の阿彌陀佛を拜せんと、或時佛前に於て高聲念佛する事餘念なし。不覺して閉目するに、如來及菩薩の影向をみる。感信頻なり。漸あつて聖衆と共に飛歸んとし玉ひしかば、其餘波を悲ていだきつかんとす。正く本師を止奉りしと覺て、是をみるに即恒に念する處の本尊也。仍て世人抱止如來と稱す。時は貞永元年八月十五夜也。緣起一卷西三條道遙院の筆。

○鎮守社 在佛殿北南向。所祭山王・春日・天滿神。

○閻伽井 在樓門内石階左。源算和尚の設る處也。旱歲といへども無枯。

○古藤 在佛殿後。老松を纏ふ。慈鎮和尚手植らる、者也。

慈鎮和尚此花を詠せる和歌
紫の雲まつやどの西の岑、かゝれる藤の色ぞうれ

(人上山西) (む改と寺鈺三)

しき
又此所閑居の和歌
我庵は都の南ひつじさる、世を宇治山とすぢ向ひなり

○當寺開基源算上人、中興觀性法橋、其次慈鎮和尚、中興善惠上人、是便慈鎮の附屬を得て住持中興なる故に、都鄙の道俗上人を呼て西山上人といふ也。又傳云當山に三峰あり。形三鈺に類するを以て號三鈺寺。又云、本の號往生院也。慈鎮の世に及て爲官寺、祈寶祚延長、故に往生の名似不幸以改三鈺寺。

○當寺緣起曰、源算上人入滅の後、往生院は止住の僧徒もなく、入來賓客も稀に、無人の境にして、只荆棘のみ茂し。觀性法橋とて智行圓備の高僧有りけるが、應保元年の比、山林幽栖の志に就て當山に尋入られるに、善峰寺の僧教賢の引導によりて、此往生院を閑居の地と定む。院主賢仁悦で、仁安年中に讓狀を書て渡されける。法橋籠居の後一室を建立し、如法に佛眼の曼陀羅、并彌陀の像を安置し勤行せられける。又一宇の房舎を建て、靜房と號して住せり。斯て三十年許を送けるに、建久元年庚戌十月十日、佛眼の曼陀羅に向て如眠にして氣絶り。此往生院をば慈鎮和尚に讓申されしを、建保の比善惠上人願持^ツ怙爲謀焉、父母世情雖猶快々、^二從童意篤^一禮贈于吉水、源空上人曰、今時雖入遁世之門或非無所期然吾黑谷經藏已屬法蓮、此吉水坊亦照附眞觀、汝雖歸我奈無當附之地何、童曰、吾今歸師唯爲出離無復餘望、上人感童雅發心且昌其言、即日度之授沙彌戒爲名解脫、以壺置上人之諱、改名善惠、剃髮之際金色觀音影現盆水之中、建久九年春、源空上人因月輪禪定殿下之請編著【選擇】借惠考定文義殿下曰、至師滅後倘有不審于茲書者、諮決誰人曰淨土興旨這書要義、附善惠聽我弗異、殿下崇信惠倍前時焉、惠自建久庚戌迄建曆壬申、栖遲吉水之邊小坂、親灸空師二十三年、生日創建伽藍於都鄙一十二區、寶治元年十一月二十六日午後卒于白川遣迎院、年七十一也、已上取要。

○西山善峰寺 在三鈺寺巽双。宗旨天台、境地東面、三方山、正面順路は小鹽里の上にある。坂路八町中間に七曲あり。左に人懸あり。此より樓門に到に四町の坂あり。號阿知坂。山號善峯。麓在民村又爲號。

○坐禪石 在路傍上右方。源算上人登山始、觀念坐禪の處也。

○樓門 東向 安金剛力士像^{長五尺許}作蓮慶。

(攝祥吉) (攝道法如)

人にぞ附屬し玉ふ。此所に古より三鈺寺の稱あり。三峯竝峙て三鈺の形に似たる故也。中略、其後觀性建立の室に、層級を重、露盤を加て多寶塔となす。塔内をば如法道場として、垢衣の人の入事を制す。外陳は衆僧參會の座席にて天台。善導兩師の形像を其上座に安置せらる。後をば吉祥藏と號て聖教を收めて未來際に及迄、三寶常住の道場なるべきやうにぞ構え置れける。此塔婆をば慈鎮和尚の一千日の御忌日に當りて、寛喜二年に供養を遂られけり。導師は安居院の聖覺法印也。上人^{善惠}初は觀性の靜房に栖玉ひしに、承久亂に依て鳥羽の皇子道覺親王、俄に南山に入玉ひしかば、本坊を去て宮を置奉り、別に菴室を構えて移住せられける。下略、源算上人傳見次下。

○善惠上人傳 上人諱證空、世姓源氏、天曆帝之皇胤、賀州刺史親季子也。治承元年冬十一月九日生焉。是日家多祥瑞、久我内大臣通親、嘉兒聰敏、乞爲養子、既而暨乎冠禮之儀、童辭以出塵志、以其嫡子父母愛惜弗肯聽之、執志固講、母憂試占于一條堀河、還橋上適值有一僧過西、誦眞觀清淨觀廣大智惠觀悲觀及慈觀常願常瞻仰之偈、因想其法器、且以志之不可羈絆、遂許諾之、猶撰入室于南都北嶺諸官寺、童耳之曰、吾弗欲其顯名、所^ツ特在吉水上

(坂知阿)

人願持^ツ怙爲謀焉、父母世情雖猶快々、^二從童意篤^一禮贈于吉水、源空上人曰、今時雖入遁世之門或非無所期然吾黑谷經藏已屬法蓮、此吉水坊亦照附眞觀、汝雖歸我奈無當附之地何、童曰、吾今歸師唯爲出離無復餘望、上人感童雅發心且昌其言、即日度之授沙彌戒爲名解脫、以壺置上人之諱、改名善惠、剃髮之際金色觀音影現盆水之中、建久九年春、源空上人因月輪禪定殿下之請編著【選擇】借惠考定文義殿下曰、至師滅後倘有不審于茲書者、諮決誰人曰淨土興旨這書要義、附善惠聽我弗異、殿下崇信惠倍前時焉、惠自建久庚戌迄建曆壬申、栖遲吉水之邊小坂、親灸空師二十三年、生日創建伽藍於都鄙一十二區、寶治元年十一月二十六日午後卒于白川遣迎院、年七十一也、已上取要。

○西山善峰寺 在三鈺寺巽双。宗旨天台、境地東面、三方山、正面順路は小鹽里の上にある。坂路八町中間に七曲あり。左に人懸あり。此より樓門に到に四町の坂あり。號阿知坂。山號善峯。麓在民村又爲號。

○坐禪石 在路傍上右方。源算上人登山始、觀念坐禪の處也。

○樓門 東向 安金剛力士像^{長五尺許}作蓮慶。

(傳本の堂草)

○堂東向本尊 千手觀音八尺立像 作弘仁法師。
 ○脇士二十八部衆尺餘 內風神・雷神。安長押上。
 ○本尊傳 昔賀茂神祠の傍に槻木あり。其有と幾年といふとを不知。然るに靈瑞に由て行圓法師之を得て、弘仁法師を招て千手像を造しむ。洛陽華堂の本尊是也。然後其餘材を以て同尊六尺の像を造る。當寺の本尊是也。
 ○塔二重 在堂前南方。本尊大日如來尺餘像 作不考。
 ○鎮守社 在塔西東向。所祭山王權現。
 ○護王社 鎮守西社是也。○三十明神社 護王社東社是也。

(峰良) (隅四院三)

○辨財天社 堂南北向社是也。
 ○阿彌陀堂 在堂後東向。本尊阿彌陀佛尺餘像 作慈覺。
 ○石藥師像 在山下十八町。開山自作。
 當山に有三尾。北往生院、中蓮華院、南法華院也。昔三院四隅あり。各幽谷にして僧房有五十餘。今存する所七房。當山初は書良峯、後改善峯。
 ○開基傳 人王六十八代後一條院の御宇、長元二年の秋開く所也。上人は叡山惠心僧都の弟子也。靈告の故に當山に上て、岩間にして七晝夜禪定す。己に七夜に及に雷電しきりにして、曉天に至て忽然として老翁出現す。上人其稱名を問ふに、翁云吾は此山の主、名を阿知坂と云ふ。師

(跡遺の靈鹽)

願は此所を佛場となさば可なり。吾即護法の神となるべしと、云畢て化し去る。上人奇異の思を成す。然れども山嶽峻にして平地なし。次の夜數疋の猪來つて山をして平壇ならしむ。見聞輩奇談四方に滿つ。竟に天聽に達す。歡感あつて佛閣を造營し玉へり傳。
 ○古人於當山所詠和歌
 草ふかきやとのあるしと諸共に、うき世を侘るむ
 しの聲哉
 慈 鎮
 【續千載】西山に住侍ける比雪の降けるに、
 つたへこしよ、の跡をも尋みつ、竹のそのふの庭
 のしら雪
 慈道法親王
 小鹽里 在善峰麓。
 ○小鹽山十輪寺 在善峯巽五町許。宗旨天台屬善峯寺。佛殿南向本尊地藏菩薩尺餘像 作未考。傳云染殿后明子、爲平産所所造立也云云。
 ○鹽遺蹟 在佛殿西山上登三十間許。傳云、在原業平朝臣鹽屋の愛景色、取難波海水令燒所なりと。未見實記。
 ○業平塔 在同所西方。立小石法篋印塔。但此塔初有しは此より下壇の地也。其地を改時、土中に有壺。近年今

の地に移す也。

(寺滿淨)

○鉢福山 在小鹽人家南。今作鉢臥いすては非也。中昔此所號淨滿寺僧坊あり。

(岡長)

上羽所名。在灰方巽。此所古に云ふ長岡村也。其故は此所田地字號長岡あり。又在原業平母長岡に住めること載【伊勢物語】其宅地在此所。

○業平母塔 在上羽村内人家境内竹林中。塔五輪東南傍に同五輪塔あり。業平父の塔也とも、業平の塔とも不決。
 【伊勢物語】むかし男有けり。身はいやしなから母なん宮なりけり。其母長岡といふ所に住給ふける。子は京にみやづかへしければ、まうづとしけれどしばしばくえまうです。ひとつここにさへ有ければいとかなしうし給ふけり。さるにしはすばかりに、とみの事とて文あり。おどろきてみれば歌有、

をひぬればさらぬわかれの有といへは、いよく、
 みまくほしき君哉

此地即長岡也。如云前長岡は此邊の總名也。此所宅地なりと云ふ。宅地の方境今尙明なり。

○長岡陵 載【延喜式】今不詳。依名記此所。上羽東一町許の野に大塚有。又其南粟生野につけり。其所にも大塚多し。其東丘上向日社北三町許にも大塚あつて、其南

に可謂車塚あり。此地又長岡領也。無名不詳。

○皇后陵 【續日本記】卷四十云、延曆九年閏三月丙子、皇后崩、甲午諡曰天之高藤廣宗照姫之尊。是日葬於長岡山陵。皇后姓藤原氏、諱乙牟漏。贈内大臣贈從一位良繼之妻也。母尙侍贈從一位阿倍朝臣古美奈。后性柔婉、美姿儀、閑於女則有母儀之德焉。今上之在儲君也、納以爲妃。生皇太子賀美能親王。高志内親王、及於即位立爲皇后。崩時春秋三十有一。

粟生所名。在上羽村東南七八町。

○粟生野 在右同所東。

西山 按王城の西山は、嵯峨・松尾等の邊正面也。然るを自古西山と呼は、自大原野至粟生邊也。詠和歌。
 【千載集】

世をのがれて後、西山にまかりこもるとて、人につかはしける。
 住なれしやとをは出て西へ行、月をしたひて山にこそいれ
 平 實 方

應司院の按察使、西山にて世を遁侍けるを、歎てつかはしける。
 西へ行月はたのみも有なから、心の屋みのはれか

たの世や

かへし

入かたをうき世のほかになくさめて、月に心のや

みははるけき

報國山光明寺院號念佛三昧院 在粟生村西山下。境地東面
宗旨 淨土 西山流義一本寺

○閣魔堂 在門前左、號閣地院。○門東向

○堂東向 在方丈北山上。額光明寺。鑿竹裏門主筆。本尊
法然上人坐像二尺許 上人四國左遷の時、母儀の以消息等
船中にして所造也。○聖德太子像 安同左脇壇。

○蓮生像 熊谷 安同右脇壇。

○阿彌陀堂 在開山堂前東方南向。本尊 阿彌陀佛立像六尺七寸
作惠心僧都、并安二十五菩薩。新作。此本尊は惠心僧
都嘗て阿彌陀佛一十體を造て、江州堅田の渚に堂を建て
安置せり。及、末代其像所々に散在す。世に是を堅田千體
と云。今尊像は彼中第一の中尊にして、熊谷入道蓮生法
師感得して、回國の日も恒に負巡て暫も身を不離。晚年
に及んで此山に止り、構神菴所安置也。

○法然上人廟 在同所西山上東向。安内石塔婆、供僧不
斷念佛す。

○蓮生塔 在同傍

修明門院大貳

(迦釋の鉢御)

○石棺 在堂前。是則法然上人葬送の棺也。
○方丈 東向在堂南。○御鉢釋迦佛立像四尺許 作不詳。安方丈。
此像靈驗無雙也。初金光院の本尊也。故有て當寺に移す。
靈瑞末卷見宇治郡五箇庄西方寺記。

○上人茶毘所 在其跡方丈前。事見次。

○紫雲松 在右同所。事見次下。

○鎮守社 在門内右。所祭 八幡・熊野權現。

○當寺開基 熊谷入道蓮生法師、建久九年の艸創也。光
明寺號は四條院の勅號にして、始勅額あり。亂世に滅す。
當寺法然上人の廟所となる事、上人の滅後十六年の後、
叡山の僧徒、并檀堅者定照房と云ふ者、念佛宗の弘通盛
なる事を嫉で、上人の作【選擇集】を破し、【彈選擇集】を
作て、隆寛律師のもとに送る。隆寛答るに【顯選擇集】を
述して、其詞に汝が僻案のあたらざる事は暗夜の如磔と
云。定照憤に堪ず、三塔に披露して衆徒の蜂起をす、め
て、圓基僧正に讒し、奏聞を経て隆寛律師を遠流せしめ、
上人の墳墓を破却せんと評議す。此事露顯の故に、上人
の徒弟悲歎して上人の墳墓を他所に遷すべしと、夜に入
て密に上人の石棺を穿出し、并上人所持の影像等を添て
太秦の來迎房圓空の室に送る。然して己に其年も暮ぬ。翌
年安貞二年正月廿日に及で、上人の石棺より數行の光明

(寺明光號勅)

室の地平にして傍に池の形あり。最寂寞の地也。予此邊
親古老えたり。從是光明寺にも知之。
○長法寺 法清で可唱。在光明寺南西二町餘。以寺號爲村名。
寺 東向 宗旨天台 本尊 觀世音尺餘 作不詳。開基 千觀法
師。
○當寺什物に唐筆の涅槃像あり。其體絹地にして豎七尺
許横四尺五六寸、所圖釋尊入涅槃の後、再金棺より出て
光明を照し玉ふを菩薩羅漢四衆鳥獸等羣拜する體也。按
に此相は佛爲母夫人出現し玉へる也。【摩耶夫人經】曰、
阿那律升忉利天、以告摩耶夫人、摩耶自天而下、棺自爲
開、世尊起合掌曰、遠屈下來、復語阿難曰、汝當知爲後
世不孝衆生、故從金棺出問訊於母。【佛祖統記卷四十一紙、
奧海印寺 所名 在長法寺南西七八町。土地南晴、北西山にし
て、入ること深を以て奥の字をなす。

(松雲紫)

○廣谷地名 此所出法然上人傳。上人宗旨弘通の時、叡嶽を
出て先西山の廣谷に閑居の由を載す。於古書西山と云
は皆此邊を指也。予當宗の僧數輩に其地を尋るに、更に不
詳。凡彼傳【繪詞傳】中に不明の所有。今此廣谷も其一也。
然則上人の舊跡顯れなば珍重の奇事ならずや。予多年尋
之、貞亨始其所をえたり。其所光明寺の後山にて、則上人
廟所より、申方去る事四町許也。但廣谷の號は土人とい
へども知者少し。併近里にも數代の住人古老は傳知者あ
り。今此山を領する一家にては、今も尙廣谷と呼。上人庵

出現す。圓空法師、怪しみたづねて其光を窺ふに、太秦よ
り午未の方粟生野の邊に及ぶ。明朝に至て粟生野に住す
る幸阿彌陀佛の許に來て、其旨を語るに、幸阿彌又不思
議の靈夢を感得せしを共に語れり。頓て此由を徒弟の中
に觸るゝに、各集會す。相議して云、今年は上人十七回
忌に向へり。幸に茶毘の法を行ふべしとて、同廿五日の
未明に、太秦廣隆寺より、石棺を粟生野に遷しぬ。此に於
て棺蓋を開しかば、上人の面貌あたかも存日の如し。則
同所の山腹に於てこれを茶毘す。時に即紫雲四方に滿
異香薰す。然して舍利を集て同山に收、塔を作り廟堂を
立て、永く淨土門の爲宗廟。彼紫雲覆し所に松樹あり、
號紫雲松。已上緣起意。

(院照寂)

○木上山奧海印寺號寂照院 在自村北東山下。境地西面、宗
旨眞言。門 西向 安金剛力士尺許 作運慶。佛殿 西向 本尊
千手觀音立像三尺 作弘法。四天玉立像三尺 作不詳。安同壇上
厨子外。
○鎮守社 在佛殿西。所祭 八幡。
○人破岩 在堂後山上。善財童子出現の所也。
○奥院 在寺北。開山葬送地也。

(都僧雄道)

○當寺開基 道雄僧都。當寺記曰、僧都は華嚴宗也。嵯峨帝の御宇清涼殿宗論の席に交て、弘法大師の即身成佛の金光に照され、即ち隨從して十大明哲第三の員に列れり。僧都伽藍を創建せんことを欲せるに、或時夢みらく、童子來て示曰、西山乙訓郡に一の勝地あり、行て可求と。翌日に及て尋到るに、四面の風景恰夢と合す。彼童子忽出現して告曰、此所伽藍の勝地也、是は斯往昔迦葉佛說法の處、觀世音同居の法窟なりと。時に忽瑞光赫々として椎樹の上に千手觀音現じ玉へり。仍號て云木上山。以觀音爲本尊なり。僧都童子に問く、何の所より來れるや、何が故ぞ此瑞を示事。童子曰、吾は是妙見菩薩也、此山を守て數萬歳を経ると云畢て不見。終に天聽に達せしかば、やがて詔勅を下して、荆棘を啓て伽藍を建て、莊園を賜へり。今云ふ奧海印寺・下海印寺の兩村、共に皆伽藍の舊地也。又善財童子華嚴經を負て、岩中より出て、僧都に授く。其岩今尙あり。號人破岩。已上緣起意。

(山上木)

(岩破人)

(傳雄道)

(所收骨御院門御土)

識論後從長歲學華嚴及因明、並從空海受眞言教、永和十四年拜律師嘉祥三年轉爲權少僧都、會病卒下略卷七九。○妙見社 在同所後山林中。鳥居南額 妙見菩薩羅筆者不詳。拜殿南社 同土人爲產沙神。例祭九月廿一日。社記未考。因云、村名寺號に依る例不珍、但與と稱するは、地勢四面山嶽にして陰々たる故也。今俗説奥口の謂也といふは非也。
金原所 在奧海印寺村南七八町許。
○金原寺 亡滅所爲字。在同所民居乾。此所は土御門院母公承明門院の御建立にして、土御門院御骨を收る所也。○【明月記】日來御經營金原御堂纒被終功、供養聖覺、件所被奉安故院御骨被立此堂、御遺誠云、○【増鏡】に寛元元年十月十一日、土御門院の十三回忌に於此寺御八講あり。承明門院行啓、上達部殿上人等參り會に預る由載たり。
○土御門院は、就承久事關東の沙汰にて、同三年土佐國に奉遷、又阿波國奉遷。寛喜三年十月十一日於配所崩。御年三十九。事見【承久記】。
○佛谷 云同所西谷。號之故は谷口に如佛像有岩也。此所東南に亘て有寺院字。●勝樂寺●多門寺●往生院等な

り。○御所内 云同所民居西南。爲字。

柳谷 谷名。在奧海印寺坤二十五町。山南北にあり。水左右の溪より出、川東に流て開田の西に出。

○立願山楊谷寺 在同所。門巽向堂同本尊 千手觀音立像六尺作不詳。脇士 左將軍地藏 右毘沙門天尺餘 作新作。安厨子外壇上。

○楊柳水 在堂後。○夫婦石 在門前二町前左溪川。由來不詳。當山開基不詳。

淨土谷 所名。在柳谷坤十二町餘。傳云、號淨土谷は往昔惠心僧都、閑居を下て淨業を修行せる故也と。年紀未考。

○淨土山乘願寺 在同所民家中。今總堂となす。寺巽向本尊 阿彌陀佛坐像八尺 作惠心僧都。

○鎮守社 在堂東傍。所祭 伊勢・賀茂・八幡・稻荷。土人爲產沙神。例祭 九月九日。當寺は惠心僧都の開基にして、伽藍備れりといへども、中比荒廢す。今其跡字あり。

○釋迦堂 觀音壇。○欄杆房等の名あり。同所東方に石彫の大日像岩洞に安す。作不詳。

○安養谷 在同所東。
○丹屋谷 在同西方二町許。名義不詳。
○行道石 在右同所。是則惠心僧都、時々來て行道持念

(石道行)

の所といふ。

○院墓 在同村西山上。傳云古天子陵と。未考。

○次下所載自粟生寅卯地至南。井内所 在粟生寅卯雙。

乙訓地名 乙訓は郡名也。夫當國八郡ごとに其主郷あつて、其名を司る所あり。先國名を司る所は、所謂山城是也。其所奈良街道長池の邊より、南は國界を限て山城と號す。其中北山城・南山城の名あり。但總名也。又郡は愛宕郡に愛宕あり。宇治郡に宇治あり。久世郡に久世あり。餘は其所々に記。是則餘國に不等者也。今當郡の主郷を乙訓と云ふは、此所井内邊より、南は今里の東南に至て、古乙訓と稱する也。但此號中比より滅す。然るを以愚案所考也。其謂は今此所に號乙訓明神社あり。是則地の名に因て號す。

此社出【延喜式】又近隣今里にある法皇寺は、初號乙訓寺。是又地の名に因るなり。其後寛平上皇此寺に入せ玉てより號法皇寺。爾しより此來及數百歳、乙訓の名滅せり。

○乙訓神社 在井内。鳥居南社 同相雙二社。一は乙訓神。一は所祭春日四所也。當社所載【延喜式】乙訓神社是也。所祭火雷神なり。【神名帳】及【神代卷鈔】等に出。

○【三代實錄】曰、乙訓火雷神授從五位上卷二。○【續日本紀】曰寶龜五年五月壬申、奉幣於山背國乙訓社。

(地本の訓乙)

(墓院)

●高島陵 載【延喜式】在乙訓云、今不詳、但井内の領村より西に中善峰道あり、道傍右の方山下に大なる塚あり、土人云高塚、疑らくは此なる歟。

【延喜式】云、高島陵、皇太后藤原氏、在山城國乙訓郡、兆域東三町、西五町、南三町、北六町、守戸五烟云、今里、在粟生卯辰双、此里詠和歌。

【新撰六帖】
雨ふれはかたそはつゝ、る今里の、古道とめておつる山水 知 家

日くるれば遠の今里蚊火たて、鳥羽田の西に烟 たなひく 是 時

○大慈山乙訓寺 在今里中北西、境地南面、南北二町餘、東西一町許、宗旨真言、派新義、古十二坊舎ありと云、門南向、佛殿、南向、本尊、弘法大師、坐像、三尺許、面貌八種、神、除大師相、大師、右聖寶尊、師、尺五寸許、長一、新作、安厨子外壇上、右外安、聖觀音、彌勒、推古帝、寬平法皇御牌、傳曰、弘法大師當寺に住せり、弋時八幡大菩薩大師に示し玉ふ、汝が在ん所には必御幸あつて擁護を加玉はんと、然して於此所、神化現し玉ひ、大師に對談有て共に大師の像を造玉ふに、各異所に移て造玉へり、像成て後其全體を合するに、一毫の違なし、威儀鏡に寫が如し、是故に號合體影也、每歲

(影體合師大) (體一と幡八と師大)

三月廿一日開帳【大師行狀】曰、東大寺の中門にして八幡大菩薩、大師と御誓約の事有、菩薩勅命に、吾と汝は形と影の如し、汝が栖ん所には吾必移行ん、互に加持をたれて其化導を成し玉ふべしと也、夫大菩薩は眞言及一乘の高祖、毘盧遮那覺王の應迹也、機に隨い時を量て、或釋尊と顯れ阿彌陀と現す、天竺にては善無畏三藏に對して、密教を授けしは吾也と、正く勅あり、理智法身の依正、暫表裏の名を分ち、大日金光王の果徳互に師資の徳を顯し、能所かはるゝ出て、或授け或は受く、菩薩と大師と内證近き事可知、若八幡の本地釋迦の説によらば、大師は靈山の聽衆也、若彌陀の説に付ば龍猛菩薩は妙雲如來、即阿彌陀佛也、大師と八幡と一體なる事明けし、大師又觀音の所變と云事あり、湯川の女圓法師【日本神仙記】云、弘法大師は天竺にては勝鬘夫人、唐土にては南嶽大師、日本にては聖德太子、皆觀音の權化也、彌陀觀音の本迹は淨穢二土の能化也、神といひ、人といひ、外用異なるに似たれども、師となり資となる事一聖の分身也已し、乙訓寺初は境方大にして、佛閣備れり、今東門の東に彌勒堂と字する所あり、是則古伽藍の所也。

○八幡宮 在堂前東向、當寺鎮守也。
○關伽井 在乙訓寺良一町許田間、是則古乙訓寺界内

にして、修法に所汲水なり。

○(寺皇法) 當寺は推古天皇勅願、聖德太子開基也、其後弘法大師來て眞言を修す、後又寬平法皇住玉へり、故號法皇寺、如今は武君御寄進にて武州護持院再興也、中比鹿園院義滿公世、當寺坊徒爭論の事あつて上達す、時南禪寺伯英和尚此邊に住す、公命、英其論を令聞、以不當義皆追失して寺賜英、從是爲禪宗、南禪金地院兼帶す、然るを護持院隆光於洛東、以兼帶一寺替得す、尙載別記。

○(山小) △車塚 在右同邊、塚の體高大也、由來不詳。
△大塚 在乙訓寺東野、土人號之、以大或云小山、是見陵、然不詳。

○(水星明) 明星野 在今里東南四町許、傳云、嵯峨天皇御不預の時、大師求聞持の法を修せるに、曉天明星降臨の處也云、
○明星水 在同所、明星降臨の所也。

○(塚所廟) 物集女 所名、在久世西半里許、
○淳和天皇御葬所 土人稱廟所塚、在同所民居南一町餘、有松數本。

○車塚 在右所異方一町餘、是則御車を納所歟。
○燈籠前 云車塚南田字。
【續日本後記】曰、承和七年五月辛巳、後太上天皇

(塚經)

願命皇太子曰、予素不尙花飭、况擾耗人物乎、歛葬之具一切從薄、朝例凶具固辭奉還、葬畢釋、緘莫煩、國人葬者藏也、欲人不觀、送葬之辰、宜用夜漏、追福事同須、檢約又國忌者雖義在、追遠而絆、苦有司、又歲竟分、綵號曰、荷前論之、幽明有煩、無益、並須停狀、必達朝家、夫人子之道、遵教爲先、奉以行之、不得違失、重命曰、予聞人沒精魂歸天、而空存冢墓、鬼物憑焉、終乃爲祟、長貽後累、今宜碎骨爲粉、散之山中、於是中納言藤原朝臣吉野奏言、昔宇治稚彥皇子者、我朝之賢明也、此皇子遺教、自使散骨後世效之、然是親王之事、而非帝王之迹、我國自不起山陵、所未聞也、山陵猶宗廟也、縱無宗廟者、臣子何處仰、於是更報命曰、予氣力綿、憊不能論、決、卿等奏聞、嵯峨聖皇次蒙裁耳、癸未、後太上天皇崩于淳和院、春秋五十五、此夕奉葬、後太上天皇於山城國乙訓郡物集女村、御骨碎粉、奉散大原野西山嶺上、已上、愚案、大原野勝持寺山の西戌の間の峯に、號經塚、塚二つあり、其一則天皇の御骨を散する所にして、稱此所云、大原山陵歟、出【文德實錄】。
【文德實錄】曰、從三位大藏卿平朝臣高棟、散位從四位下藤原朝臣輔嗣向大原山陵云、卷二十一、紙

愚案、淳和天皇奉稱西院御門事、【伊勢物語宵聞抄】曰、遺詔によつて御骨を西山に奉納。故號西院云。

寺戸（院西） 所在雞冠井北六七町。

佛華林山願德寺（院西） 在寺戸民家西岡山上。宗旨天台。

元三大師像（院西） 自作。安方丈。當山開基慈覺大師、一說傳教大師といふは非也。此所觀山の別院にして、西國三十三箇國一宗の道俗、爲灌頂執行所建立也云。今屬延曆寺。

大枚陵 出延喜式。今願德寺の後岡の上にあり。誤て大へらつかといふ也。大枚陵、延喜式曰、太皇太后高野氏在山城國乙訓郡。兆域東一町一段、西九段、南二町、北三町、守戸五烟。

雞冠井（里日向） 所在今里寅卯十町許。此名不詳。上古此所に號雞冠井有井歟。初名向日里。詠和歌。

八幡山むかひの里の時鳥、忍ひしかたの聲もかはらす（玉吟集）

七そちにむかふの里のふるよもき、うた、くちねとなれるさま哉（夫木集）

向日社 在同所町西岡山上。鳥居（東向） 額正一位向日大

明神（野上） 筆者道風。拜殿（南） 社同所祭一坐。【神名帳】曰、向日神者素盞鳥孫大歲子也。母須治比女也。已上。

三嶋社（山合成） 在本殿南。春日社（山合成） 在本殿北。岡松社（山合成） 在本殿北。賀茂社（山合成） 在本殿南。已上例祭四月辰日。土人爲産沙神。

成合塚 在鳥居内道中央。或號石藏金藏。傳未考。一曰、當社明神法華日蓮上人の孫弟、日像上人に御對面の所也。

稻荷社 右塚北傍小社は也。

白山社 在稻荷社北林中。社（南） 向當地主神也。

向日山 云當社山。詠和歌。

早苗とる伏見の里に雨過て、むかふの山に雲をかゝれる（拾遺集）

夕つく日むかひの山の薄紅葉、またき淋しき秋の色かな（玉吟集）

駒とむる野中の森は立にけり、なくやむかひの山ほと、きす（玉吟集）

勝山 同山別稱也。此來由は秀吉公朝鮮國發向時、其路

次故當社に參詣し玉へり。召社人山名を問玉へば、答るに云勝山。是即出陣の首途故に以作意。公大に悦喜あり。爾已來爲名。

眞經寺 在同町中東方。宗旨法華、屬妙顯寺。門（西向）

堂（南） 向當寺初は眞言宗にして眞言寺と號す。當宗となる事は昔日蓮上人の孫弟、日像上人壯年の時、當宗未洛陽に弘まらざるを思て、法華弘通のため、京師に來つて所々の巷に在て說法せり。其旨爾前の教は權にして無實、法華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

華獨圓融の實理、他經更に成佛の因なしとの義也。因て諸宗の輩是を怒、競起て都を追却する事三度に至る。此にをいて日像即經縁の時至らざる事を悟り、都を出て西國に趣けり。京師を出る日、向日の里を過るに、當所明神の前にして鳩飛來て衣の裾をくはへて留止する風情あり。像感心し是即當社の神使なるべしと知て、鳥居の内に入社頭に詣んとするに、忽老翁現じて云く、師他國の弘教を止て此所に止り玉へと云終て不見。即神殿に至りて法味を獻じ、其所に止在して日夜一乗の妙味を備え、又路頭に出て説教せり。道俗集聞く。時當寺眞言寺の住僧實賢并深艸の郷極樂寺の良桂等、共向て難問を出し、法問する事三晝夜に至れり。竟に日像の義に信伏し拜して弟子となる。是より當宗となる。其外當所の俗皆改宗して法

(寺言眞)

次故當社に參詣し玉へり。召社人山名を問玉へば、答るに云勝山。是即出陣の首途故に以作意。公大に悦喜あり。爾已來爲名。

(野上)

華に歸依し、末代に至て當所に餘宗ある事なし。其時日像上人、所の信檀に書與られし法華曼陀羅、并日蓮、日期の畫圖の影、今猶當所にあり。由來傳記に委悉なり。

(山の堂)

長岡天神宮 在開田民家西四町許。鳥井（東向） 拜殿（東向） 神殿（同） 額（天滿宮） 當仙洞の御宸翰、所祭（同） 北野。社記未考。傳云、寬平上皇の臣開田に住するあり。爾るに彼神左遷の時、此地に憩玉ひしに、其地に紫色の石あり。神之を愛し玉へり。其後得神位玉ふ時、往古の因縁を以て

(野手)

興隆寺 在眞經寺東南面。門（東向） 堂（南向） 日像上人、洛陽法華弘教功なりしかば、羣輩爲結緣王城に至る巷、七所を撰て自ら法華の題目を書し、石に彫て塔を立つ。其の一所の塔今此寺に安置せり。當寺屬妙顯寺。

(山の手)

吉備寺 爲地字。在同所。

(野手)

向黃山歸海印寺 千手院。在下植野村内。宗旨眞言。門（西向） 堂（東向） 本尊 千手觀音（立像） 作定朝。脇土（左不動） 一作弘法。右地藏（立像） 作傳教。開基僧不詳。傳曰、昔平家世蒙流罪、平判官康賴、少將成經、於嶋祈歸洛、遂得感應、爲歸京、其願成辨故所立、而鎮守熊野木船神也。是便祈願故也。古堂跡東方半町許にあり。堆壇故號堂山。

(野手)

開田 所在向日南。

(野手)

長岡天神宮 在開田民家西四町許。鳥井（東向） 拜殿（東向） 神殿（同） 額（天滿宮） 當仙洞の御宸翰、所祭（同） 北野。社記未考。傳云、寬平上皇の臣開田に住するあり。爾るに彼神左遷の時、此地に憩玉ひしに、其地に紫色の石あり。神之を愛し玉へり。其後得神位玉ふ時、往古の因縁を以て

(石係腰御)

此地に勸請し、石を稱御腰係石。今は無し。又云今の開田の内に稱東小路・西小路・中小路所、又同名を爲家名者あり。是則寛平法皇近臣の裔孫と云。

(路小西・中・東)

○仁和山三尊寺 在開田村中。宗旨淨土寺。南向本尊阿彌佛尺餘。作未考。觀音尺五寸。作未考。

(寺尊三)

○鎮守社 在佛殿傍西向。所勸請安雨寶童子、收内身弘法作同像。立像一分。當寺を號三尊寺、已上の三尊を安置する謂也。山號の義未決。傳云當寺は長岡天神宮の別當職なりと。

(丘柄)

○入定塔 在寺後塚。傳云當寺の開祖入定の所也。傳記失す。

(丘柄)

△泉殿 在開田民居南三町許田間。其地に有清泉。傳云、古此所に官家の別莊あり。其假山泉石の跡也云。可有後勸。

(丘柄)

友岡 所名。古には作柄。在長丘南四町許、山崎街道開田町西二町許。此所和歌詠笛。【和名】に乙訓郡柄丘、【梁塵秘抄】神樂の採物の歌に、「此笛はいつこの笛を舍人らか、腰にさされる柄岡の笛。」已上。

(丘柄)

【夫木集】とねりこか袖も露けしともをかの、しけきさ、ふのおふささるるに

(丘柄)

頼 氏

(丘柄)

同

(丘柄)

同

ともをかの笛の葉したり雪降は、腰にさしたるかたなひきなる 公 相

(社現權山白)

○神足社 在開田町南隣。額神足社。社南向。所載【延喜式】也。鎮坐記未考。【文德實錄】曰、齊衡元年冬十月戊辰、以山城國神足神列於官社。卷六十四。

(社現權山白)

○勝龍寺 在神足南隣。稱村云勝龍寺村。宗旨真言。堂南向本尊十一面觀世音。作不詳。安厨子。開基不詳。

(社現權山白)

○古城跡 在同所寺北村中。此城開主未考。文明年中、畠山義就此所に居する由、載【後太平記】。

(社現權山白)

○小倉神社 在神足南五町許街道西山下。一鳥居。石柱自此到社行程十町許。額正一位小倉大明神。額筆者不詳。拜殿東向。社同所祭。未考。【神名帳】曰、乙訓郡小倉神。例祭四月五日有神輿二基。此邊圓明寺村の土人爲産沙神。

(社現權山白)

○小倉山 或御倉山。同所社後山也。

(社現權山白)

○葛原 右鳥居南一町餘、其南東西一町餘。

(社現權山白)

○葛原親王塚 在鳥居南一町餘。土人取土今纔に存す。五十年前塚ありといふ。塚の南半町許四面に土封をなしたる跡あり。古屋舎ある歟。親王此所に居住のゆへに、號

(社現權山白)

○白山權現社 在同所佛殿異西向。所祭同加賀國白山。行圓法師白山より所勸請也。行圓は勝永房阿闍梨と號す。男山に住す。圓融院の御宇天祿二年の秋、賀州白山社に參籠す。然るに彼神靈瑞をなし、神託あるを以て男山觀音堂の西北の谷に社を建て、神を遷坐す。時は天祿二年八月三日也。其夜大に寒じて近邊廿四五町の間大雪降る。是則白山權現影向の瑞を示玉へり。後一條院の御宇寛仁二年、宿院の住人權之介成清といふ者、靈告に依て社を造營す。其遷坐の時又奇異の靈瑞あり。猶委緣起。

(社現權山白)

○鷄鳴水 在成就院乾半町許人家後。在傍小祠。所勸請稻荷明神。相殿牛頭天王。傳云白山權現影向の時一夜に涌出す。舉人貴敬す。汲之病者に與ふるに、悉愈ることを得たり。今も尚病者服するに感應あり。

(社現權山白)

○松坂 出紀貫之【土佐日記】文體今此邊の西方と見えたり。今無此名。

(社現權山白)

山崎 具には號大山崎。在圓明寺南六七町許。但云所山崎の東端也。山崎の境地北は山、南は川、其流山城より出難波に入る。人家南北に双立つ。中に往還道あり。東西に通る、西國東國の陸路也。古には繁榮して人家千軒あり。土人の中八幡の神人多し。

(社現權山白)

○五位河 此河大山崎の東端を伏見に到る巷の中を、北よ

(社現權山白)

り。

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(社現權山白)

○五位河

(莊山の殿條一後)

葛原親王歟。桓武帝第五子、母參議長野女。○醫王山圓明寺 在小倉山南二町餘、圓明寺村西山下。土人云山寺。寺東向本尊藥師佛尺餘。作聖德太子。脇壇地藏菩薩尺餘。作不詳。當寺開基不詳。建立主九條光明峯寺御本願也。建武の兵亂に衰へ、其後應仁に荒廢して今艸庵に等。

(寺山)

御所字。在同寺北。傳云、此所光明峯寺入道の四男、圓明寺攝政關白左大臣實經公、先公の以遺跡故に構別莊所なり。或説に圓明寺殿下の廟塔ありと、予尋るに於所更無傳説云。○桃華葉葉云、後一條殿山莊也。今至有管領也。亂世已後寺家顛倒、有名無實也云。

(寺山)

後光明峯寺前關白家經公此所にして被詠和歌かくはかりなき跡しのふ人もあらし、我世ののちの秋の山さと

(寺山)

宿院 村名。在圓明寺東南十町許。此村初男山東北の麓にあり。其地八幡一鳥居内、今尙云宿院。然に動すれば洪水の難ある故に、近世所移也。仍土人皆八幡放生會神事の役人也。宿院の名義未詳。

(寺山)

○正氣山成就院 在同所南。寺南向。宗旨淨土。本尊阿彌陀佛尺餘。作惠心僧都。脇土毘沙門天尺五寸。作洪慶。不動同作弘法大師。開基教圓法師。

(寺山)

山州名跡志卷之十 乙訓郡 圓明寺 御所 宿院 成就院 松坂 山崎 五位河 二五三

り南に流る小河也。水源は云上小倉明神の一鳥居の前を流る。其上は奥海印寺の奥并柳谷より出。五位名不詳。
 ○天神八王子社 在大山崎北上。登行程十五六町許。又南方寶積寺上より到るに五町許。一鳥居柱上石。二鳥居柱木。額 天神八王子額筆者道風。三鳥居柱額。八王子額筆者道風。神殿東向。所祭 素蓋鳥尊御子八王子神傳見証。本殿に雙て有小社。傳云、北は蘇民將來、南は巨旦大王、件兩縁見諸書略す。當社鎮坐記未考。當所の土人爲産沙神。例祭四月八日神輿三五基あり。

○觀音寺 在八王子社東面山腹。宗旨 眞言 鳥居石柱。額 觀音寺 額筆者不考。鳥居石柱。樓門 異向。四天王像。安門内外立。

○佛殿 異向。本尊觀音立像五尺。作聖德太子。同壇前左有二重塔彩色五尺許。安舍利。右厨子安大日。

○祖堂 在佛殿東異向。額 英聖閣。横額 弘法影。安厨子。開基未考。荒廢年久し。如今近年再興す。願師木食以空僧正。

○鎮守社 在佛殿西異向。額 鎮守。横額 所安聖天。當寺開基未考。荒廢年久し。如今近年再興す。願師木食以空僧正。

○補陀洛山寶積寺寶積寺 在觀音寺西南三町許山上。宗旨 眞言。門 異向。安金剛力士尺許。作不考。堂 異向。本尊十一面觀音立像六尺七寸。作聖武天皇。行基兩作。脇士 左不動。右毘沙門立像六尺。作行基安本尊。○大黒天立像二尺許。○三沙門像法中。右慈徳安西外陳。

(寺寶)

り南に流る小河也。水源は云上小倉明神の一鳥居の前を流る。其上は奥海印寺の奥并柳谷より出。五位名不詳。
 ○天神八王子社 在大山崎北上。登行程十五六町許。又南方寶積寺上より到るに五町許。一鳥居柱上石。二鳥居柱木。額 天神八王子額筆者道風。三鳥居柱額。八王子額筆者道風。神殿東向。所祭 素蓋鳥尊御子八王子神傳見証。本殿に雙て有小社。傳云、北は蘇民將來、南は巨旦大王、件兩縁見諸書略す。當社鎮坐記未考。當所の土人爲産沙神。例祭四月八日神輿三五基あり。

(寺蹟西)

○神宮寺 在妙喜庵西。寺門 南向。本尊 阿彌陀佛立像三。八幡大菩薩御作。傳未考。開基 行教和尚。宗旨 律。
 ○離宮八幡宮 境地南面後有山。前有往還道。鳥居南向。額

(亭茶の休利)

○千利休茶亭 在同所。所作四疊半の圍也。利休茶道を以て世に鳴る。時々此所に閑居す。其比此道を受する者、僧俗となく此所に慕來る由、世に傳知る處也。其茶亭今尙あり。亭に有老松號袖摺松。

(額の風道)

○石塔婆九重 在堂前。聖武天皇の塔也。
 ○鎮守社 在堂上異向。所祭十九所明神。社記未考。
 ○塔三重 在門内右方。本尊 大日如來坐像一尺許。作不考。當寺開基 行基菩薩。本願聖武天皇。○當寺額 道風筆。藏に收む。○打出鐘 有寶物。龍神化現して聖武帝に所獻也。
 ○御靈社 在寶積寺大門前。社 異向。所勸請寬平法皇御神靈。傳未考。

(とこふ云と宮離) (山降神) (社良高)

離宮八幡 額筆者行成卿。拜殿 南向。神殿同。
 ○武内社 在神殿西傍南向。所祭 御神老臣武内神靈也。
 ○石清水 出神殿下巖間。
 ○假殿 在本殿北。此所 神殿修補造作等の時、神遷坐の所也。
 ○若宮 在本殿東向。所祭 若宮已上神傳載。
 ○經所 在武内坤南向。本尊 不動坐像二尺許。
 ○塔二重 在經所南。本尊 大日坐像一尺。作不詳。
 ○高良社 在門外鳥居東南向。所祭 高良神靈。傳見八幡下。
 ○神降山 在神殿後。此所初尊神、行教法師に示し玉ひ、御影向の所也。
 抑當宮を稱離宮事、世の印板書不明之乎。實に珍説也。此事は初御神行教に託して、宇佐より當國に臨幸し玉ふに、行教歸洛の時適此里に宿る。其夜又神示すに靈光を照して此地に留り玉はん由を示し玉へり。教便此旨を窺聞に達す。仍て神殿を令造玉へり。此所は世々天子遊獵の日止宿し玉へる離宮の地也。其地に以造神殿號離宮八幡也。嵯峨天皇爲離宮玉へると載弘仁國史。離宮ある事は近隣津國に禁野交野原あり。是則上古無双の御狩

(傳の演壹)

場也。【伊勢物語】に云ふ惟喬親王、業平の狩せし渚院の舊跡、是又近にあり。
 ●神功皇后宮 在本宮方境東一町許南向。
 ●神並森 或記曰、離宮の傍にありと。有云、此社は云上觀音寺の東街道の西畔、小祠の傍の杜を云ふと。後人可有考。
 ○相應寺 在離宮鳥居前大路南。今小堂 南向。本尊 藥師佛坐像一尺五寸。作不詳。脇士 十二神安厨子外。當寺初の地は此より異方に去ると十餘町にあり。今の地は荒廢に就て移所也事見。○開基 壹演 傳曰、壹演姓大中臣、洛城人。父備州刺史治知也。演少翔仕塗二兄相繼亡。因而厭世。幻拋冠纓。藥師寺戒明出家。承和二年受具足戒。常持金剛般若。眞如閣梨見爲法器。授以密教。演居止不定。或宿市廓。或住水邊。適至河内。一老嫗讓宅曰、此地商賈之巷。魚鹽之津。非師深悲誰識。愚頑耶。願居此。字成精藍。焉演平基趾。土中得古朽佛像。支體不全。人傳爲異。漸達天聽。敕將作監監營。構賜額曰相應寺。演運黑土。築方丈壇。安尊像。壇變白。恰似塗粉。見者奇之。下略。按に如右相應寺は在河内國也。今此所の東は河内の地也。爾は寺は東の河邊に在しにや。然れども所載【三代實錄】在山城國乙訓。之に

因て則今此所離宮の東其舊地なる事決せり。抑實錄は天下の明鏡也。【釋書】の説恐は誤歟。

○【三代實錄】曰、貞觀八年十月廿日辛卯、勅山城國乙訓郡相應寺者、元是漁商比屋之地、往年權僧正壹演、泛水觀行、橋頭遭天暑熱、上岸風涼、有一老嫗、避舍、獻地、壹演便在其中、聊作壇法、錫平地中、得舊佛像、因緣相應、靈瑞頻現、太政大臣歎其希有、奏建道場、即發工夫、勿備輪、遂定寺名、以爲相應、宜賜四履、永爲寺、堺東至橋道、南至河岸、西至作山、北至大路、卷十三田 ○按相應寺の舊地は、今の觀音寺より東方なる歟。其故は右四境に明也。云東至橋道とは此橋今は亡し、是即自山崎至河内橋也。見次 其亘り自北至南とみえたり。南は至河岸とは即前の河岸也。北は至大路とは今の山崎の大路也。西至作山とは、尋之今不詳、其名を絶す。

○【土佐日記】云、十一日山崎の橋みゆ。うれしき事かぎりなし。爰に相應寺のほとりにしばし船をといめて、とかくさだむる事あり。此寺の岸のほとりに柳お、く有。或人此柳の川の底にうつれるを讀る歌、
さ、れ浪よするあやをは青柳の、かけのいとして
をるかこそみゆ

(本橋)

●山崎橋 斷絶す。此橋、山崎の方は今の觀音寺の前川畔也。其向所は淀の大橋の南、河内街道の内、八幡山の坤に當て、片方の人家茶店あり。此人家の町北の端より三十間許北方、其橋の渡場也と云ふ。其所古老の説也。因て其邊を橋本と號す。但今云ふ橋本の宿は、後世に此所より移し建る所也。此所今は舟渡也。○【王代記】曰、桓武天皇延曆三年甲子七月、造山崎橋云。○【文德實錄】曰、嘉祥三年九月七日大水、山崎橋斷、帝以爲河橋易壞、依水浸嘆、得其便地、自無附、害是日詔遣中納言安倍朝臣安仁、源朝臣弘、參議滋野朝臣貞主、伴宿爾善男等、就山崎、以察利害、求其便地、乃定置橋出十一。○按に、此橋攝津・伊賀等の國より橋板を出さしめて、爲修理也。事は出延喜式曰、山崎橋、攝津・伊賀等國各六枚、播磨・阿波等國六十枚、長各二丈四尺、一丈三寸、厚八寸。○狐川 右舟渡の所を云ふ。流は即淀川。南一河の別名也。此渡山崎より八幡及河内等に到る、又狐川の名義未考。○久我噉口 在山崎東端長間、東は到淀水垂、長は菱川。土川・久我等を経て上鳥羽に出、洛陽東寺口に到る。今此巷より久我到る路、野中にあつて平地也。故云久我噉尙記 未卷。

●關戸院 舊地在八幡宮築地外去二十間許西南。此所古

(町戸關)

の關所也。上古には在所々戒非常。此所當國西南の究竟乙訓郡也。南は攝津國嶋上郡也。稱此號關戸町。拾遺集

源公貞が大隅えまかりくだりけるに、關戸院にて月のあかりけるに別ををしみて、
遙なる旅の空にもをくれねは、うらやましきは秋のよの月 平兼盛

【家集關戸院といふ所にて、霧中に見月といふ心を、草枕とはへにける都出て、幾夜か旅の月にねぬらん 大江嘉言

○關戸明神 在關戸院。社北向所祭伯耆國大山大智明神也。傳云、古伯耆大山衆徒、上奏の事有て其山振明神輿上洛す。依て此所え官人を差向令防之。此所山城境界にして從彼國來順路也。是故に衆徒等入洛するに無由して、神輿を此所に捨て歸國す。然神崇數あるを以て、土人造社收神輿也。其地關所に以祭爲神號也。一説初所祭從此西方攝州の地水無瀬河畔也。爲洪水流來。土人社を造此所云。案雖洪水彼河水來、此所太不審哉。○天神宮 右社前小宮是也。件神御休石、以在此地號天神屋敷、依之近世所造也。

●菅神腰置石 傳云、此石初關戸院にあり。今不詳。

傳説、菅丞公左遷の御時、憩玉ふ處也と。

○【大鏡】曰、菅丞相やがて山崎にて出家せしめ給ひてより、そのほどきはめてかなしき事お、かり。日比へて都遠くなるまゝに、あはれに心ほそくおほされて、
君かすむやとの梢をゆくくも、かくるゝまでに
かへり見しかな

●宗鑑宅地 右天神宮北高壇地也。鑑則以俳諧其名高所知世也。

●山崎神社 今不詳。【神名帳】曰、自玉手祭來酒解神社、元名山崎社。

●紫金臺寺 今不詳。古在山崎。
【西行集】曰、仁和寺の宮、山崎の紫金臺寺に、籠居させ給ひし比、道心追年深といふことをよませ給ひしに、
わき出し心の水やた、ゆらん、すみゆくまゝにふ
かくなるかな

按に、紫金臺寺は仁和寺の法務の別號也。○【系圖傳】曰、紫金臺寺、鳥羽院御子、母中宮璋子、公實卿女云。

●立田川 此川云山崎前流歟。和歌。
【重之家集】山崎川を立田川といふを、筑紫へ行とて、
しら波の立田の川を出しより、後くやしきは舟路
なりけり

○神領 山崎は八幡御領也。關戸の西至攝津水無瀬河北畔御領也。鹿園院義滿公御書神領文曰、八幡宮大山崎内、東限圓明寺、西限水無瀬河云々、下略、右從關戸院至西、軒はあれて誰かみなせの宿の月と、後鳥羽院の讀玉へる水無瀬、楠正成が子息に命ぜし櫻井里、鳥はものかはと詠ぜし小侍従が古墳、能因法師の住し古會部、又其古塚、入會の鐘に花ぞ散けると云し金龍寺、歌仙伊勢が舊跡等近にあり。又其巨西北、本山神峯山、勝尾山、箕面山、多田、有間、昆陽、生田等、凡攝州は此巷より須磨に至て名地殊に多し。余年來攝州名跡志を書せんとほつす。至存命可留世。

山州名跡志卷之十一

瑜伽林隱士 如是相白慧撰

葛野郡

西院 地名 在四條通西封疆外四町許。此號案に、中比此所の西に、前の齋院居玉へり。是より用て此邊の名とし、齋院と書す。然るを此所亡滅已後、西院に作る歟。
○春日社 在右村北平林内。鳥居西向拜殿南向社同土人産沙神と爲す。例祭八月廿八日。神輿二基あり。其一は住吉社の神輿なり。

○住吉社 同村の西に在り。鳥居北向社西向。
○野宮 或齋宮在在西院西五町許平林中。拜殿東向社同此所今、春日・住吉祭日、神輿の旅所と爲也。按ずるに、此所は嵯峨に等く、伊勢齋宮の居たまひし所なり。齋宮・齋院潔齋のため居し玉ふ所をば、ともに同く野宮と號す。事は記傳に載たり。但し此所齋王の始末考。延喜帝の皇女、稚子内親王、此所に住たまひし由、撰集

山州名跡志卷之十 終

に出づ如左。

玉葉集

西四條の齋宮のもとに、花につけてつかはしける、匂ひうすく咲る花をも君かため、折としおれは色増りけり 敦 忠 返し

おらさりし時より匂ふ花なれば、我ためふかき色とやは見る 稚子内親王

△清水 野宮南半町許小林中にあり。由來未考。
○三宮 清水西北郡村にあり。鳥居東向拜殿同社同此社は松尾七社の中の其一也。勸請記不詳。

所載次下、自朱雀權現堂至西。
○權現寺 在七條朱雀通西角。門在東北宗旨淨土屬知恩院。堂東向本尊阿彌陀佛尺餘。作慧心僧都。

○權現堂 在北門内南向。勸請する所權現の本地勝軍地藏立像一尺餘。作聖德太子安厨子脇壇左地藏都子玉丸本尊右聖德太子の影自作共小。當寺始歡喜寺と號す。其地今在る處の東洛外封疆の東、舊跡に古木あり。歡喜寺森と號す。其乾二十間許に塚あり。權現社の跡と云ふ。今の如きは秀吉公の代に移せり。權現始め南京元興寺に安す。文徳天皇御歸依に由て此地に移玉ふとなり。

(跡の社現權)

(寺宮觀)

○源爲義塚 在右北門前竹林中。今石彫の佛像を安す。此所は古源義朝勅に依て、父爲義を誅せし所也。【保元物語】曰、鎌田兵衛、爲義入道の方に参りて、當時都には平氏の鞏權威を取て、守殿は石中の蛛とやらんのやうにて御座せば、東國え下らせ玉ひ候なり。判官殿はさき立奉んとて御迎に参らせられて候とて、車指寄せたれば、さらば今一度八幡へ参て御暇を申すべかりしものをとて、南の方を伏拜て頓て車に乗たまふ。七條朱雀に白木の輿をかきすえたり。是は車より乗移り玉はん所を討奉ん支度なり。其時秦次郎延景、鎌田に向つて申けるは、御邊の評誤れり。人の身には一期の終りを以て一大事とす。それをやみくと殺し奉ん事情なく侍べり。只だ有の儘に知らせ奉て最後の御念佛をも勸め申され、又は仰せをかる、御事もなごかなるべきと云へば、正清尤も然るべし、物を思はせ参らせじと存じてかやうには評たれども、實は我あやまり也と申しければ、延景参つて、實には關東御下向にては候はず、守殿の宣旨を承はりて、正清太刀探にて失ひ参らすべきにて候。再三歎き御申候ひしかども勅定重く候あいだ、力なく申付られ候。心しづかに御念佛候べしと申たりしかば、口惜き事かな、爲義ほどの者を謀らずとも誅せよかし。縦ひ論言重くして助る事叶

はずとも、など有のまゝには知らせぬぞ。亦實に助んと思はゞ、我身に更てもなか申有めざるべき。義朝が入道頼みて來りたらんをば、爲義が命ちに更てもたすけてん。義朝一人が咎にあらす。此事を始めよりなど知せぬぞとて、念佛百反ばかり唱へつゝ、更に命を惜む氣色もなく、程へば定て爲義が首斬を見んとて、雜人など立ちむべし、とくく斬れとの玉へば、鎌田の次郎太刀を抜て後へまはりけるが、相傳の主の首斬んこと心うくて、涙にくれて、太刀の中る所もをほえねば、持ちたる太刀を人に與へて、終に斬れたまひにけり。頸實檢の後、義朝に賜ひて孝養すべき由仰下されければ、正清これを請取りて圓覺寺に收め、墓を築き塔を立て、孝養をぞ致されける 卷中。

△嘉屋御所 權現寺の西二町、路の北竹林の地是也。此所小祠東向にあり。此地古へより畝を入ることなし。是即ち靈神有る故なりと云ふ。此所の名一ならず。或は保多御前、或は波布會乃御前と云ふ。由來詳ならず。一説曰、田原藤太秀郷の宅地、祭る處悪王子なりと。
○月讀社 右竹林の西路の傍にあり。鳥居東向社同 此社松尾七坐の中。月讀社の例祭の日、旅所にして神輿を移す所なり。祭る所本社に同じ。

○大森彦七宅地 傳説右社西眞空寺地より東至一町と云。○綱敷天神宮 月讀の西北方向の小宮是なり。傳未詳。按ずるに、綱敷とは菅相公筑紫に遷りたまふ時、博多に於て船より上り玉へるに、御座無ふして船の綱を敷て御座となす。此時一夜に於て白髪と成玉へり。世人其御相好を圖して綱敷像とも、一夜白髪の御影とも云ふ也。其神像を安置する故なる歟。緣起不詳。
○靱負天神宮 綱敷宮の西一町餘路傍の北にあり。小祠南向傳記不詳。此宮の前南北に通る路あり。是を靱負通と號す。仍て號るなり。此通路は南は西寺にあたる。古へは西寺の西を通つて吉祥院に通じ、北は北野天神宮の南門に通ず。今尙田島の中に細路あり。これすなはち菅神北野の宮より、吉祥院に通ひたまふ路なりと云ふ。吉祥院下に敷す。
○櫛谷社 右天神宮の北にあり。社南向。
此社松尾七坐の中、本社に同じ。祭日の前、三月巳の日二日あるときは第三を用ひ、三日あるときは第三を用ひより、例祭四月酉の日に至て神輿の旅所なり。
○衣手社宗像社 右社の南半町許にあり。二社南北に雙で東向にあり。所祭松尾七坐の中、義上に同じ。本山より神輿遷幸の日、社の前に於て能を爲也。
○武御前社 右社の西一町許にあり。鳥居西向社同 祭る所

(路小が梅) 松尾の屬社なりと。
○稻積社 右社の南一町餘路傍の西にあり。小祠南向 所祭稻荷神。此所東に通路あり。是即ち梅小路なり。
○幸神社 右社の南三町許、西寺の西北の路傍にあり。小祠東向 所祭道祖神。

(師藥水) ○鹽通寺 世に水藥師と稱す。衣手社の坤二町許にあり。堂東向 本尊 藥師佛尺像二作 不考。開基不詳。今眞言宗これを守る。
○清泉 堂の傍にあり。此水に因て本尊を水藥師と稱す。一説に曰く、平相國熱病の時、此水を汲て浸り玉へりと。然れども書記なし。【源平盛衰記】には、比叡山千手井の水を汲む由を載たり。因云、彼井今尙千手院谷にあり。

(町石) 御所内所名 右寺の坤四町にあり。方三町許。民家あり。村に名く。傳へ云ふ、此所古へ公家の別荘あり。仍て御所内と稱すとなり。然れども其人傳説不詳。諺云、清盛の宅地なりと。按に此義非なり。相國の八條亭は、此所にはあらず。其地洛陽部に載す。今此所田地の字に石町と號するあり。是即ち古へ泉水疊石の跡なりと。土中今尙疊石あり。又此地に毎歲荷葉を生ず。耕夫無情にして刈捨れども絶ることなし。
○勝定院 同所の中央にあり。寺南向 額勝定院 竪額 筆者

不詳。本尊 阿彌陀佛尺五寸 作春日。開基不詳。古眞言今淨土宗守之。
△越前幸林房塚 同所の乾二町許にあり。傳不詳。
○大宮若王子社 同所人家の東にあり。社西向 所祭松尾大宮・熊野若一王子。傳不詳。
次下に所載、前に云ふ櫛谷社の西に至る。

川勝寺所名 靱負通の西四町許にあり。此所は古へ秦川勝建立する所の川勝寺あり。其寺亡滅すといへども呼て村名と爲す。彼の舊跡今福源院と號す。此寺古へ大架なり。今、里の中より北に當つて、塔の本と稱する地の字あり。是則ち塔ありし所。今猶殘て如塚。又里の南に堂の内と號る地の字あり。是又一寺の内にして、古へは街道此所にて南の方を通る歟。但し別寺の跡なる歟。不詳。
○津寺 同所橋の西にあり。小堂南向 本尊 藥師佛六尺像 作行基。開基 不詳。

(内の堂) (本の塔) (院源福) ○三宮 同所北方にあり。社南向 所祭松尾に同じ。祭日同き神輿の旅所なり。
又云、右里の東西に南北に流れて二つの河あり。其東は紙屋河の流れ、其西は鳴瀧河の流れなり。本末上に辯ず。桂川 川勝寺の西四町許にあり。此川丹波往還道を遮つて舟渡しなり。西に桂里あり。仍て川に名く。水源は大井

川、南は下鳥羽の西を流れて淀に至るなり。
和歌に詠す。

【堀川百首】
かつら川てる月影のやとる夜は、藻にすむ魚を底
にみえける 師 時

【夫木集】
久かたのかつらのさとの卯花は、月かあらぬか夕
くれのそら 爲 家

●壇川 今號上桂、左衛門府知之（拾遺）、
○葛野川 今號下桂、右衛門府知之（拾遺）、謂は、此府官の
司にて堤等支配するなり。
桂里 川西にあり。里兩所南北に在て、上桂、中桂、下桂と
云。

【古金】
久かたの中においたる里なれば、光りをのみそ頼
むへらなり 伊 勢

【御集】
いさこゝに我世はへなん久かたの、かつらの里の
月のよるく 後 鳥 羽 院

●藤原兼房山莊 古此所にあり。
【後拾遺】 桂の山莊にて、時雨のいたう降待ければ讀る、
哀にも絶すをとする時雨哉、問へき人も問ぬ住家

●伊勢宅 昔の名女伊勢御、此所に住むことあり。
【新拾遺集】 伊勢が桂に住侍ける比、雨の降日つかはしける、
月のうちのかつらの人を思ふとて、雨に涙のそひ
て降らん 七 條 后

同集 伊勢が桂の家におはして、梅の枝に付させ給ける、
梅の花香たに残らす散にけり、恨てなとか惜まさ
るらん 亭 子 院

因云、此里に桂女と云古事あり。從古公家・武家に
出入す。今尙後裔あつて、桂姫・桂御前など稱す。依緣
他所に住すといへども、號は則用之。桂女、源三位頼
政詠和歌、桂女や新枕するよなくは、とられし結
の今夜とられぬ一本縁載別記。

○御靈社 上桂民居の西にあり。鳥居東向拜殿同社同所
祭、火雷神 一坐神祇拾遺。

此神或書曰、崇道天皇御弟云云、一書云、北野御眷屬神に
同名あり。當社は別神也云云。土人産沙神と爲す。例祭八
月十八日 神輿一基。

○御靈社 下桂村の中西の方にあり。鳥居東向社同所祭
橘逸勢靈。土人産沙の神と爲す。例祭同上。神輿一基。
○地藏堂 同所往還路傍の北にあり。堂 南向 地藏菩薩尺像八

作小野篁。縁起前に見たり。

河嶋所名 桂の西にあり。民家あり村に名づく。

○久遠寺 同所にあり。寺 東向 宗旨一向眞宗、西本願寺の
別院なり。開基 本願寺門主覺如上人。○覺如塔 地内に
あり。覺如上人眞宗開山三世。觀應二年正月十九日に化
す。八十二歳。

●河嶋墓 【延喜式】に出づ。今詳ならず。【延喜式】曰、贈正
一位當宗氏墓 在山城國葛野郡云云、

此より西の名所前卷に載す。今此れより東に至り、西寺
の西南に至る。

○唐橋 東寺南門の西四塚の辻四町にあり。唐橋と號する
に説々あり。一説に、秀吉公朝鮮發向のとき造る故に、唐
入橋と云ふ義を以て此を號るなりと。此の義非也。尤今
此道、東寺の西朱雀通の辻より向日に至る道は、其時開
く處にして、元より唐橋と號する橋あり。其所今は唐橋
村と云ふ。今の橋より二町餘、卯辰の間にあり。古へ其所
に橋あつて唐橋と號す。其の流れをかへて今の地に移す
故に舊號を用るなり。初め唐橋と云ふ事未考。初の唐橋
路、東は洛中に至て直に唐橋通と云しなり。其證は【拾芥
抄】に、東寺を記すに、東寺は唐橋の南壬生の東と云云。唐
橋とは唐橋通と云ふ義、壬生とは壬生通と云ふ略語なり。

壬生は即ち朱雀通今千本通の東の條なり。此條南北に通り

て下は九條に至るなり。東寺は則ち壬生通の東にある事
明かなり。唐橋の南とは、唐橋通は東寺の北門前を東西
にとる條是なり。此條東西に通つて東は東洞院にいた
るなり。今の如きは民居となり、田畠となすなり。是れを
以て知るべし。古の唐橋は今の唐橋村にあつて東西に、
渡りし也。其橋西に至ては桂川の流を越へて五六町、西
久世の西を経て南の方向日に至り、山崎に通るなり。此
通今尙久世の西の野に、南北に通る細道残つて、それを
指て播磨街道と云ふなり。又云ふ、今の唐橋の路は秀吉
公の代開くを以て、其開くに田地を劈分る故に今尙其巷
に一段の田地、道の左右にある者なり。其地の年貢減す
るを以て、上古の年貢帳に違する故に、此道出るの後は、
其損田の減分を號けて道蕪と記すなり。今尙此の如し。
同き橋の下流は、洛陽堀川の流れを四條通より西の野に
分流す。是則ち田地の用水なり。其水野を流れて西七條
の西を流れ、此所に來つて吉祥院の河に入なり。吉祥院
の河、次下に記す。又此橋は吉祥院の領にして、橋修理を
加るに及ぶときは彼の所より上に訴るなり。又此橋の
下流は、鳴瀧河・紙屋河・堀河・四條の流れ、今の唐橋村の
西にて落合て來り上鳥羽にして桂川に合す。

乙訓郡 所載次下乙訓郡

上久世 所名。久世、上・下にあり。唐橋申酉の間半里許、桂川下流の西にあり。

○醫王山光福寺 上久世にあり。境地南向。門前三町左右に松の雙樹あり。宗旨、四宗兼學同三詣寺。鳥居南向。門南向。安金剛力士長六尺許。作 聖德太子。拜殿南向。堂同。額 藏王堂。鑿額筆者不詳。本尊 藏王權現。立像六尺許。作 役行者。同東脇壇役行者像。西壇 淨藏貴所已上作。

○觀音堂 同所の東にあり。本尊 聖觀音立像一尺餘作不考。○木守勝手社 堂の東傍にあり。所祭和州吉野山に同。開基 淨藏貴所。當寺傳云、入王六十二代村上天皇の御宇天曆九年乙卯、淨藏貴所草創の地なり。貴所の傳第一卷に見。嘗て貴所吉野山大峯に入つて苦修す。其後彼岩窟を出て洛の舊宅に歸らんとす。時に即彼山藏王權現の寶前に籠つて、法施する事三晝夜に至る。曉天に及んで夢にもあらず現とも無ふして、寶殿動搖し、權現出て言く、汝、日比の法施神妙なり。今洛に歸らんとす、吾を供しつべし、永く有縁を守らんと。淨即ち告に任せて、袈裟を解て肩にかけて其上に荷負す。忽ち化して木像と爲る。曉き彼の山を立てて帝土に向ふ。桂川の畔を往に、持するところの鉢自河

(社手勝守木)

水に落て、水に沂洄サカガハて北に至る。奇異の思をなして之を慕ふに、鉢自ら一所の岸に止る。其所今の藏王堂の東の川なり。淨即ち其地に留りて四方を見るに、西方一村の上に圓光赫々す。行てみれば辨財天女の靈場也。又藏王神像如山にして動き玉はず。此の地は是有縁の地なる事を悟る。即ち艸座して持念す。同夜西の方に丈六の棚を生ず。明天老翁現じて木に向つて、辨財天醫王善逝と唱へて禮す。淨之を問ふ。翁云、此地は即ち醫王辨財天女影向の所なり。今時なる哉、藏王權現此地に來り玉ふ。於此建佛閣安住せば、利生不退ならんと云畢て失ぬ。淨數品の靈瑞の故に、村民を招き四方を勸て一堂を營み、靈像を安置す。今の本尊是なり已上緣起意。例祭九月十九日、於神前爲能。土人爲産沙神。

(駒御)

○綾戸社 在藏王堂南民村中。社南向。所祭 有説多。例祭 九月十九日。每歲六月祇園會に、彼の神輿四條の旅所に遷幸の時、冠裝束の男子、木作の駒頭を首に繫て、馬に乗て神輿の前を行あり。是便當所より勤む。其駒の頭、此社の社司の家に置也。俗御駒と稱して信敬し、其家に參詣し祈願す。由來不詳。

○鷲尾堂 在上久世已午變。有民家名村。大蔵 所名。在上久世已午變。有民家名村。○鷲尾堂 在右同所。俗ワシフタウと云。堂南向。本尊 藥師佛立像一尺許。

作不詳。此像乘鷲背鷲見返左。鷲所作傳教。脇士十二鑿所。神々鑿所。作傳教。

(寺尾鷲)

當寺開基 傳教大師。傳云、昔大師、八幡の神告を得て、於此地爲放生會。爾時一鷲藥師佛の像を負來つて留めて去りぬ。師信感し此地の靈土なるを知る。遂に手鷲の姿を作て爲佛座。并に十二神將を作り、佛殿僧房を造營して號鷲尾寺。中比回祿して大に衰たり。又堂後の古松は古へ鷲の來りし所なり。

○八幡宮 在堂傍。勸請の本緣依件義也。○木下明神 在鷲尾寺南一町。鳥居南向。拜殿同。所祭 辨財天。但し近世所改祭也。土人爲産沙神。例祭 四月巳日。此所は古羽束師明神祭日神輿の旅所なり。仍所祭同羽束師社。中比彼社の氏子等神事に就て、爲詮論鬭爭す。是故に氏子多は他郷の神社に屬す。仍て此所を不爲旅所也。

下久世 在上久世南七八町。○迎錫山福田寺 在同所平林内。門南向。堂同。額 迎錫山鑿額。筆者唐人絶名。本尊 地藏菩薩。立像五尺許。作行基。脇士 二天。長五尺許。天多門持國也。作 不詳。脇壇 東釋迦佛。作行基。傳云、行基菩薩此地に居在の時靈告を得。當寺内に靈木あり、是を以て釋迦并地藏尊を可刻と。即ち出て巡見せ

るに、一古栢樹より光明を現す。由て造立せらる、所なり。同西壇 摩耶夫人。赤梅檀立像八寸八分。作 梁武帝。傳云、此像の來由は、於唐土或時難産に係つて死する者多し。悲歎の聲巷に滿つ。因是皇帝一心に持念し玉ひて、手摩耶の尊像を造り玉ふ事二尊、以て三寶に皈し、天下の平産を祈願し玉へり。然る時忽ち天下の難産止で貴賤愁眉を發ぬ。弘法大師入唐の時、件の由旨を聽聞して、其一尊を乞得て日本に將來す。其後攝州に一精舎を建て、此尊を安ず。此山を號て佛母摩耶山切利天上寺とす。今此像是れなり。其來由記紺紙金泥の書一軸あり。其傳の終に、長和四年卯月八日沙門弘慶敬白云、摩耶山より當寺に移す事、由緣不詳。今彼本山の像は別作といふ。○龍神像 安同堂。此像以石作る。奇異絶妙の相好なり。古へ旱魃の年、當寺の住持俊惠法師請雨の法を修せらるに、寺内の井中より現ぜり。靈驗古今に新なり。○板井清水 在同寺長一町許田間。此所古は寺の境内なり。其方界方八町ありしと。此井は即ち俊惠法師の詠倭歌者也。○古郷月 千載集 題 古郷月 ふるさとの板井の清水みくさるて、月さへすます

成にける哉

右倭歌は俊惠法師出此所在他後歸所詠云。

〔後撰〕

みくさいる板井の清水いたつらに、岩ねを汲て知る人はなし

澄覺法親王

○保古羅明神社 在福田寺北一町許森内。鳥居南向拜殿同社。同所祭不考。當所爲産沙神。

●子敦盛舊跡 當下久世南寺戸北有池。其所是なり。傳云、此地敦盛の室、蟄居して一男子誕生の所なり。然後源家より平氏の裔類を尋揚を以て、不堪忍して一乗寺の下松に捨つ。此地古より住宅する者皆怪異にあふゆへに島となす。然れども又實のることなし。因て爲池なり。又池に米種を浸すにも無芽と云ふ。

因に云、下久世の邊に鷺坂并指月・鈎月の名所ある由浮説あり。太だ附會の説なり。鷺坂、久世にありと〔名寄〕に云ふは、今此上・下の久世にはあらず。此所はくぜと濁るなり。見末卷。指月・鈎月又見末卷。鷺坂〔名所方角抄〕の説は不可用。此書宗祇作といふは非なり。

下津林村名。在上久世西北

○蓮生寺 在同所。熊谷蓮生が住しといふは非なり。當寺棟札云、云蓮生大徳人建立云云。

○觀音堂 在同所。云西御堂初め魏々たり。如今草堂たり。本尊十一面觀音。立像八尺許。作慈覺。元峯堂の本尊なり。峯堂殿前。

右下久世西南、至寺戸・鷺冠井・山崎街道也。其所載第十卷。今所載次下、自下久世東至桂川東南。

紀伊郡

吉祥院所名。在東寺四塚申西方鳥羽街道西七・八町。

○吉祥院 在同所平林中。堂南向本尊。吉祥天女。立像三尺許。作傳教大師。○同東脇壇。傳教大師像。坐像一尺六寸。新作。

○同西脇壇。菅原清公像。衣冠坐像長同上。新作。

○天満宮 在同堂西。鳥居南向。在林外東。宮南向。所祭菅神。

○老松・紅梅社 在本殿東南向。二神祭一社。

○十二所權現社 在本殿西傍東向。

○十六萬八千神社 在本殿南。

○辨財天社 在鳥居南傍東向。

○藏王社 在鳥居内南向。

○大原野社 在藏王南。所祭大原野春日明神。當院は菅家普代の領地にて、菅相公の別業あり。初菅家の祖清公

(來由の院祥吉)

卿。延曆二十三年七月に、遣唐使として異朝に到るに、明州の湊に著んとするに、海上風發つて船漂流せんとす。傳教大師始め最澄たりし時、入唐求法のために同船にあり。即起て吉祥天女の法を修して其平安を祈る。法驗感にこたへて忽ち順風と成つて無異義入唐。其後歸朝せり。遂に清公卿と心を合せて、吉祥天の像を造立す。清公即ち此地を點じて、堂宇を建立して天女を安置し號吉祥院也。兼起意。○舊記云、鳥羽院御宇天仁二年二月二十五日、依菅相公告始行北野御忌日、於吉祥院行八講云云。

○放生池 鳥居東川是也。水源記前卷。

六田地名。舊跡在鳥居寅卯方河東五十間許田間。此所古へ菅相公虫の音を愛し玉ふ所なり。寛永の比世の諷歌に、

六田の夜半の虫の音と云ひしは此所なり。

●牛宮 在同所竹林東。今棟の枯木あり。傳不詳。

石原所名。在吉祥院南。有民居名村。石原號在上・下。上は今云ふ吉祥院村是なり。

○賀陽宮 古へ此所は桓武帝第五の御子賀陽親王の別館なり。號賀陽宮。舊地不詳。〔三代實錄〕曰、貞觀三年六月七日庚戌、山城國奏言、賀陽離宮久不行幸、稍致破壞、請爲國司行政處、但不廢舊宮名、行幸之日加掃除、許之。卷五出三十五丁

(てきつに點地の道作)

鳥羽所名。鳥羽在上・下。上鳥羽は在四塚南。

上鳥羽民居北端を云出在家。此所自四塚八町なり。

○作路 此名世に高し。今名を滅す。按に、作路とは云前八町則其内なる歟。其故は此道東寺に近體載〔太平記〕

文に、勅使河原丹三郎、主上は何地共なく東を差て落させ玉ひぬと披露ありければ、見危致命臣の義なり、我何んの顔あつてか、亡朝の臣として不義の逆臣に順んやとて、三條川原より父子三騎引返して、鳥羽の造道羅城門の邊にて腹かききつて死けり云云。〔古今著聞集〕下略東寺の南作道の田中にて求出したりと云云。卷十七。

又號作道分内在十八町歟。出〔太平記〕卷八。文、東寺の前なる寄手を取籠んとす。作道十八町に充滿したる寄手、是をみて不叶と思ひけん、羅城門の西を横切に寺戸を指て引返す云云。○此名鳥羽のみにも不限、八幡にもあり。但し今知者なし。〔爲世物語〕といふ雙紙にみへたり。

此道出〔徒然草〕。此書賞世、諸抄板行して今十四通あり。如何なる故にか一書にも不辯也。有二勘載別記。

○鳥羽 詠和歌

夕立の名残の雲を吹風に、鳥羽田のさなへ末さは

くなり

後 京 極

雲るとふ鷹のつはさに月さえて、鳥羽田の里に衣
うつなり 後 鳥羽院

○正覺山實相寺 在上鳥羽中民居西方。門東南佛殿 南向
宗旨 法華屬妙覺寺。開基 大僧正大覺上人。上人は日像
の弟子なり。近衛攝政經忠公男、初め眞言嵯峨大覺寺に
住す。日像上人宗旨弘通の時爲弟子。委龍華傳。

(墓の徳貞永松)

○俳諧師貞徳墓 在堂前東面
塔銘 逍遊軒明心居士承應二年十月十二日

貞徳傳 洛陽人也、其先攝洲高槻郡司入江政重、母松永彈
正久秀伯母也、其長子永種、此時氏改松永、其子貞徳也、
號明心居士、其他逍遊軒、圓陀麻呂、長頭麻呂、皆別稱也、
嗜歌學、時細川藤孝隱于洛東吉田、師之、又以俳諧鳴
于世、卒年八十二歲、其辭世、
つゆの命消るころもの玉筥ふた、ひうけぬ御法
ならなん

○地藏堂 在右南方路傍。六角堂西向 地藏菩薩 立像七尺 作
小野篁、當國六地藏其一。傳記上。

○觀音堂 在地藏堂南傍。本尊 聖觀音 立像五尺 作不詳。

○戀塚 在地藏堂南路傍東池中。上に石碑を立る。正保四

年十一月二十九日、序銘作者羅山子、
願主 永井日向守直清、序詞略

銘 吁節婦兮、惟孝惟義、石可泯兮、貞名不已、

夫稱戀塚者二所に在つて難決。今土人の諺を以て記す。
見人所好に可順。一説曰く、今此塚は遠藤武者が所築
にはあらず。古へ此池廣大にして鯉あり、住こと久ふし
て已に化通を得たり。間又種々の奇怪を振舞て、婦人女
子を惱す。是故に遂に駈捕れて滅す。然れども尙其靈執
を怖て、池底に納て作塚號鯉塚云云。

(塚鯉)

小枝橋 在土人コイタと云ふは非なり 在上鳥羽南八町一

○小枝橋 在土所。自戊亥渡卯辰。桁行四十二間あり。

流北より南に流る。是則ち五條橋の下流鴨川の末なり。

○稻瀬淵 右橋の下鴨川・桂川の落合を云ふ。此名今亡し。
出景清舞。悪七兵衛景清が愛妾、吾子王と云者、景清が
在所をして、源氏の代官六波羅の館に訴る故に、景清を
捕るなり。然ふして此女の不道を憎んで、京中を率度し、
其後此淵に沈むと云云。其詞に鴨と桂の落合稻瀬淵と云云。
秋山 地名。今秋山と云ふは小枝橋の長五町許、東の川より
は西四町許、田地の間を云ふ也。秋山とは往昔鳥羽殿の境
内に、四節の風景を造る中に、楓紅葉の樹を植て秋を愛
し玉ふ所にして、同じ殿館より南西に築設る假山なり。

(堂陀彌阿)

其形今纔に残つて、小枝橋の南路傍の東竹林の小山是れ
なり。古へ此山に阿彌陀堂あり。同き殿中の御堂也。其本
尊春日の作、坐像一尺五六寸あり。今此所の東中嶋村の
中、常念寺の本尊是れ也。件の義を以て此山常念寺の有
なり。○秋山 詠和歌。

[詠]

人とは、いか、語らん秋の山、松のあらしに有明
の月 俊 成

[鳥羽殿歌合]

君か代に光をそへよ末遠き、千とせの秋の山のは
の月 行 家

○秋山里 詠和歌。里は即ち今の小枝の宿なる歟。
霧はる、鳥羽田の面をみわたせば、行する遠き秋
の山里

○鳥羽殿 殿舎在南北二所、稱北殿・南殿。

此所、人皇七十二代白川院御宇應徳三年に立。白川院・鳥
羽院の離宮なり。其地を按ずるに、件の秋山より南北六
町許、東は今の竹田安樂壽院の邊に至つて、其境内なり。
今鳥羽の往還道より東、南北に街道あり。其の所に南北
に向つて門ありしと見へたり。其跡記次下。
御所内 今字に云ふ也。此所秋山より二町餘南、南北二町

(殿南)

許の地を云ふ。是則件の殿舎の地なり。是南殿なる歟。此
所今中嶋村の領なり。

○院馬場 右同村内爲田字

△菊水 傳云ふ、古へ假山泉水の所稱菊水名水ありしと。
其所今の秋山の北東半町許にあり。今無水。

○南殿

山家集鳥羽の南殿の東西の坪に、ななき程に菊植させ給
けり。公重少將人々にす、めで菊もてなさせけるに、
くは、るべきよし有ければ、

君か住やとの坪には菊をかさる、柚の宮とやいふ
へかるらん 西 行

○鳥羽殿門 在南北 出盛衰記 高倉新院殿鳥御幸の時、鳥
羽殿に後白川上皇まします故に、御立寄あつて、御出の
時、此南門より出て御舟に乗玉ふと云云。按ずるに、
舟は即ち西方桂川にあるなり。古へ鳥羽往還道は、今の
道より東、今田島を南は今の横大路の東、一町許東
を通つて淀に至りし也。其道條今田地の下に在て、石橋
の石等土中にあり。其條地中土尙堅く、道の姿ありと云
ふ人説。其所、北は直に朱雀通九條に至りし也。今の跡
上鳥羽より横大路・富森地名・納所北に至りて、皆秀吉
公の時、民家を西の方堤の上に引移せり。件の民村古へ

(還往羽鳥の古)

は東にあり。又同條東伏見より淀に至る堤も、同時に出
來す。尙末卷に載たり。○或問云、此南・北門、鳥羽殿の門
とは、會得しがたし。爾らば何んぞ往返の貴賤とをるべ
けんや。南北にとをりたる跡諸書にあり、如何んと答云、
此門鳥羽殿の外封の門にて、彼御所は西面にあれば、此
門其前往還道の中南北にありとみるべし。此門則彼御所
の方境なり。例せば今西本願寺門前の大路の中、南北に
門あつて往返するがごとし。

○城南神社 在小枝東平林内。鳥居東向社南向拜殿南向所
祭社家説曰、二十二社内上七社也。七社、伊勢・石清水・
賀茂下・松尾・平野・稻荷・春日上。號城南神、王城南地故敷。
○八幡宮 在右東方南向。已上例祭 九月廿日。有神輿二
基。竹田・上鳥羽・塔森・小枝の土人爲産沙神。
〔月清集〕城南神にて祈雨の御會に、社頭祝題

民の戸も神の恵みにうるふらし、都の南宮居せし
より 後 京 極

〔殿中田〕
●北殿 田中殿とも。按ずるに、此の舊地今城南社亥子の間よ
り、長に至つて三町許りの所なり。假山泉石の跡地中に
あり。是より今竹田安樂壽院に至つて、昔は一境の所に
て、皆な北殿の地なり。竹田は自是北東二町許也。北殿
は白河上皇移棲玉ひし所なり。

予載集 鳥羽殿におはしましける比、常に見花といへる心
をつかうまつりけるつるでに、讀せ給ふける。
咲しより散まて見れば木のもとに、花も日數もつ
もりぬる哉 白 川 院
同集 わつらはせ給ふける時、鳥羽殿にて時鳥の鳴けるを
聞せ給ふて、讀せ給ふける。
常よりもむつまじき哉時鳥、しての山路の友と思
へは 鳥 羽 院

●池 古在所。埋んで雖爲田、形存す。
予載集 建永元年八月十五夜、鳥羽殿に御幸有て御舟にて
御遊などありける月の夜、和歌所のおのことも、參
りけるよし聞召て、いたさせ給ふける。
いにしへも心のまゝに見し月の、跡を尋る秋の池

●車殿 右在所。〔古今著聞集〕云、久壽元年二月十五日、
法皇美福門院御同車にて、鳥羽の車殿より、勝光明院へ
御幸有て、庭の櫻を御覽せられけり。先阿彌陀講を修せ
られける後五。按ずるに、後嵯峨院も此所に住玉ひしな
り。〔王代一覽〕曰、此比は後嵯峨上皇は、鳥羽の離宮にお
はします云。卷五、三十二紙。
●田中御所 右云同御所。此所に古院の御墓在し由、載

〔保元物語〕第三
●平門 今城南宮の東北、竹田不動院の西に當る所、田
地の字なり。古へ同御所の門ある所敷。

●泉水田 字 〇高島 字 〇御池 同 〇龍口 同 已上同所に
續いて、今城南神社の北東に至つて、田地の字なり。高島
とは其地高き故に云ふ。古へ假山の跡なり。泉水田は池
ある所、龍口は遣水の通路敷。是即云上池のおと、鳥羽
殿の境内なり。

●上菩提院 右東方竹田不動院の西一町許、其舊跡也。
今土人稱上品大王は誤也。保元元年六月十二日、美福門
院此所にて飾をおろし玉へり。其故は近衛院早世し玉
ひ、法皇又御惱重きに依て、入菩提玉ふ也。出保元物語。〇
〔山槐記〕云、安元元年九月初日、院御幸鳥羽、自明日依
可被始行成菩提院念佛也。

●白川院陵 古記曰、成菩提院白川院陵。按今件所、竹田村
二町許西の田間、廣さ一間半に一間、高さ四尺の塚有。是
其陵歟。彼帝は奉火葬由見記。然れば此陵は納御骨所
なる歟。〇或る書に云く、白川院御骨納於鳥羽塔中矣。
●勝光明院 在鳥羽舊地不詳。〔元亨釋書〕云、保延二年
三月二十三、慶鳥羽勝光明院、導師忠尋、咒願覺猷、帝
及太上皇六宮百司皆預會 卷廿六、

〔庄竹眞〕(庄田竹)
●洲濱殿 在鳥羽舊地不詳。此所新大納言成親の別業の
由、載〔平家物語〕卷二。
所載次下、小枝東自竹田至芹河。秋山南名所載芹河末。
竹田 在城南宮森長巨卯辰二町許。此所洛陽東洞院通南
順路也。竹田今は所の名とす。如舊記竹田は庄號にして
竹田庄と云ふ。或云眞竹庄。分村云東竹田・西竹田。中
間一町餘。〇竹田 詠和歌。
〔續千載集〕
契りおかん我萬代の友なれや、竹田の原の鶴のけ
衣 法 皇 御 製

●安樂壽院 在竹田。境地東面。宗旨眞言宗派古義新義隨修學、
門在東北。當院初鳥羽上皇の離宮の地なるを、保安四年に
改めて爲寺。五層寶塔を造つて、爲地鎮。時上皇御年二
十一歳、釋門に入つて密乘を尊信し玉へり。〔釋書〕卷
二十六日、久安二年夏六月法皇幸叡山。秋八月慶彌陀像
于鳥羽宮、又同三年六月十七、天仁・天治二上皇幸台山、
召座王行女、修七佛樂師法。八月十一、營佛宇于鳥羽
宮、安彌陀九像慶之、同上。

●堂 東向 始五重塔也。今猶號本御塔。
〔塔御本〕

(陀羅阿の字記)

本尊阿彌陀佛坐像二尺四寸五分 神明化現して造り玉へり。委有傳記。胸に卍字あり。號卍字阿彌陀。堂下に石櫃有り。鳥羽院の宸書の法華經并に顯密の衆僧に五部の大乘經を一字一石に書しめ納め玉へり。又法皇御遺詔の故に、崩御の後御遺骸を此塔下に奉納也。【帝王系圖】曰、保元元年七月二日崩、年五十四、即夜葬鳥羽安樂壽院本御塔云云。【百練抄】曰、御塔擬山陵也矣。

(塔御新)

○新御塔 右卯辰間西向。此堂古五重塔也。後世堂に改ると云へども、用舊號なり。傳曰、此所始め塔九所に在り、舊地不詳。本尊十一面觀音立像三尺四寸五分、作弘法大師。○脇壇 右鳥羽院宸影。左美福門院。八條女院裝束五重、共畫圖、筆者不詳。同御自筆の影兩幅あり、納藏。此所美福門院の御建立、准本御塔新御塔と號し玉へり。

○美福門院 鳥羽院女御、參議藤長實卿女、近衛院母公、八條女院 美福門院御子、號暉子内親王、無立后稱女院、後白川院東宮御時爲養母。

○塔 二重 在新御塔西。本尊阿彌陀佛坐像二尺、作春日。○新堂 在本御塔乾南向。本尊藥師佛坐像二尺五分、作行基。○無銘五輪塔 在同堂前。由縁不詳。立無銘塔、當國有四所。

(梅愛御)

○御愛梅 在塔北傍及本御塔北傍二所。鳥羽院所愛也。

(石龜又石冠)

○冠石 在御塔東塚下。上在松、俗云龜石非也云云。○荒神社 在塔西東向。○右兩御塔には、古供僧十二の房舎あり。就中本御塔六房は、鳥羽上皇脫履の日、同剃髮して隨從し奉る近臣六人の裔なり。

(中田)

○新御塔六房 美福門院。八條女院准上所定也。○國分寺 在安樂壽院長三町許。地を云田中。額國分寺横額、筆者不詳。本尊阿彌陀佛立像三尺許、作春日。按に、聖武天皇六十餘州毎に一寺を建て、號國分寺玉ふ。載て舊記に詳也。一説に山州の國分寺は即ち此所なりと。此説非也。當國の國分寺は舊跡在相樂郡明白戰卷十三。今此の所は國分尼寺の舊跡なる歟。天皇の后光明皇后、又六十餘州に國分尼寺を建て、尼を栖しむ。予當國を經歷するに、未國分尼寺の舊跡を聞ず。是故に述之。後人可有考。

(跡の寺尼分國)

○九品寺 在里中南面。傳未考。○山王大宮 在東竹田竹林中。鳥居南向、宮南向。○十禪師宮 在大宮東三十間許。例祭 四月初申。○御幸社 在大宮西田間。右山王宮、古へは魏大にして神領あり。例祭美々しく走馬ハシムマ・遼物ネウモノあり。此所神輿の旅所にして、西方に到る其地今尙老杉あり。自杜三町許。○猿塚 在里良方田間。傳云、往昔白猿此所に來り遊ぶ。

(禮塔) (町陵)

皆云ふ是れ即ち山王權現、叡嶽の麓より此地に影向の瑞なりと。因て當所に山王神を勸請して、産沙の神と爲と。△東陵 △西陵 安樂壽院の東西人家の地の字也。號陵町。是れ東陵なり。西陵には土人號塔壇、堆壇の地あり。此所より近年石鎖管を掘出す。陵不詳。

○西行寺 在西陵町西竹林中南向。傳云ふ、此所に西行法師幽棲すと。庭に池あり。稱西行月見池。可有後助

○北向不動院 在同里西。宗旨真言門。西向。佛殿 北向。本尊不動明王坐像六尺許、作興教大師。御本願 鳥羽法皇。○傳、鳥羽法皇兼て師を信じ玉へり。是故に當院を建立して師を住しめ、近隣の離宮に召て法要を聽聞し玉へり。或時師に勅し玉はく、爲鎮護國家不動の巨像を刻彫して、此地に安ずべしと。師勅答して閑所に籠つて斧を下す。幾許ならずして像現す。乃一字を立て安置す。又像軀に師所持の佛舍利七粒、手書の經咒を納む。今現にあり。此尊

毎月朔・十六・二十八日に開帳す。傳云、朔日は上皇御即位日、十六日は御誕生辰、廿八日は御脱躰日也。上皇より代々聖主天下安全、寶祚榮久の勅願所と成す。但し中絶年あつて近世後水尾院の御時より、當今に至つて御祈の詔あるなり。○美福門院陵 不動院門前西塚是也。土人説

○近衛院陵 【編年集】曰、久壽二年七月廿三日、崩于近衛皇居、年十七、八月朔日葬、船岡山野、御骨安置知足院。○【百練抄】云、長寛元年十一月廿八日、奉渡近衛院御骨於鳥羽東殿美福門院御塔矣。

芹河地名 在城南宮南五町許。古此所に清流あつて三尺の根芹を生ず。因て爲名と云。其水源鴨川の支流にして、東の方竹田より入しと。今絶す。民居凡方一町爲村名。○芹河 詠和歌。古今集 今朝たにも夜をこめてとれ芹河や、竹田のさなへふしたちにけり 讀人不知

身をつめは袖こそぬるれ芹河の、根はあらはる、けふのわかなも 爲 顯

●芹河御所 此所古仁明天皇の離宮なり。光孝天皇仁和二年十二月十四日寅刻、芹河行幸の事、載舊記。仁明天皇此所に行幸あつて、其還幸の日自此到深草玉ふ事、載【大鏡】後撰集の詞書に、仁和の御門、嵯峨の御時の例にて、芹河に行幸し玉ふとき、中納言行平の和歌に、嵯峨の山御幸絶にし芹河の、千代の古道跡はありけりと詠す。即ち此所也。所詠の嵯峨の山は、名所の嵯峨にはあらず、嵯峨天皇を指す也。是を洛西の嵯峨と

○みるについて、後人此歌を證となして、嵯峨に千代の古道を詠じ、芹河を讀なりと云。【新續古今集】家隆卿の歌に、「春くれば千代の古道ふみ分て、誰芹河に若菜摘らん」但し此歌は今此芹河を讀るなり。千世の古道は舊例の義千代を經の謂なり。名所にあらず。

後世詠芹河行幸和歌

【續千載集】

いまも猶古き流れの絶すして、むかしをうつす芹

河の水

公 雄

【六百番歌合】

いにしへの流をうくる御狩哉、その芹河の跡にま

かせて

季 經

所載次下自小枝橋南記。

赤池 所名 云橋南一町許片方人家地。此所南西方に古へ池あり。遠藤盛遠、渡が妻を斬て太刀を此池に洗ふに、水忽ち血に成て澄ことなし。依て號しと也。池今爲田。

艸津 所名 出古書。此所鳥羽の西桂川の畔口にして、下鳥羽の北なる歟。【平家物語】卷四、治承四年三月上旬上皇嚴嶋御幸の日、鳥羽殿に立寄玉ひ、法皇に御對面あつて御立の時、此所より御船に乘玉ひし由あり。古桂川は、下鳥羽の南より巽に流れ、伏見川の末淀川に合す。中間に赤井川原あり。赤井今爲田地、故無其名。鳥羽の南門

(原川井赤)

奥州衣川に住し故なり。其後歸上つて都に在といへども、一家の輩尙衣川殿と呼し也。渡が妻は名を吾妻といへども、衣川の子なればとて他異名をなして袈裟と號す。容色艶なり。盛遠十七歳に及んで、渡邊の橋造營供養の日是れを見初む。是れ戀慕の始めなり。女書殘歌、「露ふかき淺茅が原に迷ふ身のいとど闇路に入るぞ悲しき」母是れを見て、「闇路にもともに迷ひて蓬生に、獨露けき身をいかにせん」母翌年四十五歳にして死す。渡發心して剃髮し、渡阿彌陀佛と號す。盛遠剃髮して盛阿彌陀佛と號す。即ち女の遺骸を以て家の後苑に收めて、三年に至て二人不退に念佛して弔ふ。或夜二人の僧夢に、彼塚の上に蓮華開け女其上に坐して成佛の相を示す。二人歡喜してますます追福を修す。已上盛衰記卷十九。○此所爲寺開基未詳。按に右の塚今尤端近にして、往還道より十五六間にあり。右如【盛衰記】此塚盛遠が家の後に築と。然らば今上鳥羽の南の端より、此所及び南淀に至て、面となす方は古の後なる事を可知。

下鳥羽 云壇上南。

○法傳寺 在同所里南東方。寺門 西向 宗旨 淨土 本尊 阿彌陀佛 坐像三尺餘 作 惠心。

○藥師堂 在佛殿南。本尊 藥師佛 坐像三尺餘 作 行基。○

山州名跡志卷之十一 紀伊郡 下鳥羽 法傳寺 一念寺

田中天王社 上羽 三昧無常所

二七五

より近しと見えたり。法然上人左遷の時、南門より艸津の舟にむかへる跡、彼傳記に載たり。又【新拾遺集】出詞書。

【新拾遺集】美福門院かくれさせ給ける御葬送の御供に、草

津といふ所より船にて漕出ける。曉の空のけしき、

浪の音、折から物悲しくて讀侍る、

朝ほらけ漕行跡にきゆる淡の、あはれ誠にうき世

成けり

隆信 朝臣

壇上 所名 在小枝南六七町。其所人家往還道の左右にあつて、南北二三町を云ふ。是則土人の野號也。謂こ、ろは、

初め土地の低きを、土石をつんで道路をなす。以低爲高故に稱之也。此邊至つて低し。今尙堤の東沼池なり。一

説曰、鳥羽院此邊に住玉へるとき、御祈念の僧常に壇上

に居して護摩を修し、密咒を誦する其寺地のゆへに、云

壇上と。何んぞ天子の護持僧の道場、往還の巷に可平、

可笑。

○戀塚寺 在同所人家中東方。寺 南面 淨土宗僧守之。此所

に有小塚。是即ち盛遠が所築也。其由縁戀慕の故に世人

云戀塚也。遠藤盛遠、渡が妻を戀て言を寄るに、彼貞女

に喋られて、渡を殺すとして女を斬る事、所知世也。女

は盛遠が従兄弟にして、姨の女也。姨を號て衣川と云ふ。

(水便方)

十二神・四天王 作弘法大師。當寺開基 行基菩薩、中興圓知上人。是則東山知恩院の一代の住守也。辭職の後ち閑居の地を選む。或時洛北岩屋山に詣するに、彼山の不動尊の示驗に由て、此地を感得す。改めて爲專念道場。

○方便水 同所北の門前の井水也。此水爲名事は、圓知上人此所に來れるに水乏し。因て水源を尋て井を穿つ時、村民を招て云く、汝等佛號を唱へて井を掘ば、錢を與へんと。男女錢をえん事を欲して、聲々に唱へて所掘也。是則上人善巧の方便なる故に爲名也。

○一念寺 法傳寺南路傍西向の小堂是なり。

本尊 阿彌陀佛 坐像八尺 作 春日。開基 眞阿彌陀佛。此僧後

村上院の御子也と云ふ。晚年此地に閑居し終れり。西面

の川に水葬す、其所を號て眞阿彌淵と云ふ。此所の北在

半町許。

○田中天王社 在法傳寺巽三町許森内。拜殿 東向 社 同所

祭 牛頭天王。社記未考。例祭 九月十日。下鳥羽及横大

路土人爲産沙神。有神輿一基。

上羽 所名 在法傳寺東北。

○三昧無常所 在同所。此所近邊の葬所なり。

此所行基菩薩開闢の所也。有小堂。本尊 地藏菩薩 立像六

尺許 作 行基

(淵彌阿眞)

作 行基

○經塚 在同所。行基菩薩所設也。

○古 秀吉公代此堤を築て、北は鳥羽、南は淀に至しむ。其れより皆人家を堤の上左右に移すなり。古には東方今田島の地にして、中に往還道あり。號橫大路、伏見の城より當西、此路攝津國・河内等より到都街道なる謂なり。

○赤井 別名赤江。此所滅す。今云ふ赤井は橫大路の西の渡場より、未申に有一村。人家二十軒許あり。是近世に所構にて、穢多居住す。

赤井 赤井川原・同橋等、舊傳并【平家物語】盛衰記【太平記】に載せたり。此所元の地は、今の橫大路の東より南につゞきて、田島となす所なり。此所古へは東に淀堤無して、一偏の川原にして、中に川あつて、其流れ東は宇治

川・伏見川流れて、西の方桂川に入つて淀の水垂に入る也。

此川原を云ふ赤井川原。有橋南北に渡る。是を云ふ赤井橋。此道南は淀に至り、北は古の鳥羽街道にして、九條朱雀通に通ず。橋南北に渡る躰載【太平記】文に、大渡の橋を打渡りて、赤井川原にひかへらる、と云。大渡の橋は古へ淀又曰、八幡は究竟の要害なるに、赤井の橋を引て、畿内の官軍七千餘騎にて楯籠る云云。【盛衰記】曰、池大納言頼盛卿も、池殿の亭に火をかけて、鳥羽の南、赤江川原まで落玉ひける 卷三十一 出二十紙。

○赤江崎 云右同所。出【三代實錄】

【三代實錄】曰、貞觀七年二月廿一日戊午、是日制山城國、自故治部卿賀陽親王石原家至赤江崎、承和元年以降、百姓不能漁獵、重加禁、卷四十三 出六、

赤江淵 今不詳。源爲義生害の後、其室此所に投身由、載【保元記】。

已上自是南至淀紀伊郡。

所載次下一自小枝橋西川、西至南、塔森、所名。在小枝乾三町許。有民居名村。

古へ此所に森あり。號塔森。傳云、秀吉公朝鮮國發向の時、伏見より此道を過り玉ふに、其森に、たうの名あるを

聞召て、即ち火を放つて焼亡し、大に笑を含んで、是即ち唐を亡すべき前表なりと、祝し玉ひしとなり。此所紀伊郡。

桂川 在塔森西。是即久世の東を経て此の所に流る。桂下流なり。

乙訓郡

右自川西當郡也。次下の名所前卷乙訓郡の部に不記、此所に記す事は、尋る人京師より至るに上鳥羽より至る。是順路なるが故に爲易得意也。

○久我 所名。或作興我。在上。下。此所上久我なり。有民居名村。在塔森西南川西三町許。

○久我 此道上鳥羽の南の端より、西南に至る道なり。此蒼より至久我八九町許、此道久我を通りて、南西山崎の北の巷に至る。此中間砂々たる野徑の中を通るを以て云嶮也。是則ち上古大内の御時、西國より王城に到る者此路を経る。仍て其名高き也。【太平記】に云ふ、久我嶮合戦の地是なり。其戰場は下久我の南なり。

○久我神社 在上久我民居乾二町許。鳥居南拜殿同社同神號 菱妻明神。社記未考。

【三代實錄】曰、貞觀八年八月十四日丙戌、授山城國正六

位上興我萬代繼神從五位下、卷十三 出十二、土人爲産沙神。例祭 四月巳日有兩日用初。

○久我森 云同社。詠和歌。
木々にはふ葛紅葉せり久我の森、淀のわたりや時
雨しつらん 光 俊

いとはやも鳴つる鷹か久我の杜、木にはふ葛も紅葉あへぬに 大伴 郎 女

○八幡宮 在右社東。鳥居南宮同宮記不詳。

○久我家別荘 右久我は古へより堂上久我家の所領也。古へこの所に別業。今其舊地を土人云御所屋敷。此所上久我民居の北にあり。又御所街道と稱する田地の字あり。同村の北なり。

○本清寺 在同所民居中。寺東面宗旨法華開基眞滴法師俗名竹内正三位季治、永祿五年出家、元龜二年九月十八日化、五十四歳。

○築山 所名。在久我乾十四五町。傳へ云ふ、此所古官家の所領にして別荘あり。假山を作る故に爲號と也。今不詳。有民居名村。

古河所名。在下久我南八九町。有民居名村。此所南に亘つて有四村。古河・赤井・榎瓜・菱河是也。

○羽束師社 在同村北。鳥居木柱拜殿同社同所祭。天津兒屋命。相殿猿田彦。右社家の説也。例祭四月巳日。土人爲産沙神。

○羽束師森 云同神木。詠和歌。

【後撰集】

はすられて思ふなけきのしけるをや、身をはつか

しのもりといふらん

讚人不知

【拾玉集】

雪霜をいた、く年に成ぬれば、人を見るたにはつ

かしのもり

慈 鎮

【續拾遺集】

もらしても袖やしほれぬ數ならぬ、身をはつかし

のもりの雫は

俊 成

右從古河南の地は續赤井、樋爪、至從西水垂。東

面有川桂川末 西當西山・粟生山、坤當山崎。

山州名跡志卷之十二

瑜伽林隱士 如是相白慧撰

紀伊郡

○一橋 在東福寺北門前北一町餘、伏見街道中央。從此南の方東福寺境内、凡八町の内に有三橋。是其第一也。下流は新熊野社の良の谷より出て、橋の西の方入鴨川也。一説曰此橋の下、東の谷を號菅谷と云。然れども土人敢て不知、谷も又無也。此橋より南は紀伊郡にて、此橋當郡の中にては、子丑の間の堺也。此所東は橋の東の山を限り、西戌の間は東寺の南門前の大路を限り、西は桂川を限り、南は淀の小橋北爪を限るなり。上古には橋より南方は如今無有人家。街道の東西は田島にして、道の次頭には松柳等の雙樹あつて、人家其間所々にありしと。今人家の西方鴨川の畔に至るに、或二町或三町の所あり。是又一偏に河原なりしと也。其趣舊記に載たり。凡古跡を考るには、古の地景を心に不移しては、勘辨不淨

山州名跡志卷之十一 終

也。仍如此の躰粗載たり。如件は九條通の南の界は、紀伊郡の北の界也。然るを今此一橋は九條通よりは二町餘北に當れり。凡郡郷の界封は、其地方に由て廣狹曲直あるなり。

○多郷社 一橋東路傍南向小祠是也。所祭神及社號未考。當社は藤杜社の屬社也。五月五日藤杜の例祭の日、彼神輿の内一基を此所に遷す也。杜又作多景、何是なるを不知。

雀杜 在右社東三町許。古老曰、此所に於て兆殿司自像を畫、今東福寺南明院にある是なりと、但未見實記。

○惠日山東福寺 在一橋南一町餘。宗旨禪。京師五山其一也。當寺西に三門あり。北の門は多郷社南一町餘にあり。今記す處は北の門内より南伽藍に至る。

○三聖寺 在右北門内左。第一門 南向安金剛力士像八尺作運慶。此像靈驗のこと載【大友興廢記】。筑紫より移

る。此門内中央に石あり。古老曰、此石實所作獅子也。亂世に破碎す。今尙石に如波有紋。是即獅毛也。所以未考。畜牛者牛をして此所に牽來る也。此石を拜せしむるの義也。如此する時は、病難及び横災を除くと。則此力士守護の札印板有て、古より授之。行者其役也。本縁尋て可知。同門上梁銘在門外夫以門外金剛益護法護人護國、中山玉殿永積日積月積年。又大永年中所作銘曰、伏冀

(銘梁上)

(寺聖三)

(堂染愛)

(銘梁上の滿義)

化境新開、金剛勵衛護於門外、洪基金固檀越願心於法中、東麓山三聖護國禪寺住持光讚記焉。大永五載乙酉六月十有四日、第二門 南向 安二天像長一丈許、造像鬼長五尺許、凡當安二天中、此像像勢無雙也佛殿南向額 修正揭屋欄二重間。本尊 釋迦佛尺許脇士 迦葉左 阿難右 各立像 共作未考。脇壇 東掌簿判官 中大殿 感應使者、并賀茂・春日・八幡・稻荷・祇園・平野・貴船、諏訪・嚴嶋・山王右神主 脇壇 右 額 圓通 橋額 開山 寶覺師像坐椅子長一尺四寸五分 作不考。同西壇所安置 中央達磨 左百丈 右臨濟坐椅子 同東方 萬壽寺 十地覺空禪師像尺餘已上作不考佛殿上梁銘 東梁 龔冀 一人有慶兆民樂天下之太平、三聖出興、千載膺震且之懸識、大檀那准三宮從一位行左大臣征夷將軍源義滿昇建、同 西梁 伏願、重轉如來之正法輪、眞宗大振恢、復乃祖之舊基業、景福彌昌、明德二年辛未十月二十七日中興住持傳法沙門靈見敬白、義滿二字朱書

○愛染堂 在佛殿後。堂形六角 東面 本尊 愛染明王長二尺作康慶。同所安五大尊・文珠・地藏・毘沙門・釋迦像。當寺は東福寺より初の建立にして、天台寺なり。依て此諸尊及び二王・二天を安置す。彼宗開祖寺號不考。三聖號は、改宗の後也。又云、此堂初東福伽藍の地にあり。今云ふ十塔頭は元其寺に在りし處なりと。方丈 在佛殿北、南面。額 三聖寺 額 筆者不詳。中興寶覺禪師。傳曰、禪

(傳の照湛)

師諱湛照號東山備中人早遊講肆聞東福聖一國師化權鼎盛更衣入室弘安三年國師遺命囑爲第二世師辭不就職四年藤丞相以國師有命再四堅請不得已應之無何即退歸三聖正應帝嘗詔師問道及師開山萬壽帝賜寺產四年秋八月初八夜有巨盜伺其室師知之即泊然化闍維收靈骨舍利察然不可數塔於圓通賜諡寶覺禪師

(寺壽萬)

○京師萬壽寺京師又作京波又在三聖寺佛殿東西向當寺は五山の列にして初樋口通萬里小路西今云在萬壽寺町永享六年二月十四日回祿の後移當山開祖覺空禪師

(堂大五)

○五大堂 在三聖寺門前異一町許堂東向額五大堂橫額筆者不二小比丘守藤寄附云云本尊不動明王尺許七傳教傳曰此堂は法性寺忠平公の建立にして寛弘三年七月廿七日開堂云云忠平公傳見下舊地今の法性寺の南大路の傍西面に有然るに往還の輩馬に乘ながら堂前を過るに必落馬せずといふ事無し是即此尊の怒る故也と皆恐怖す此以今の地に移せる也每歲正月二十八日西隣寶樹院此尊前にして一山及び東福寺境内其門前人家安全の祈禱殊には火災消滅を祈り火災除滅の印札を出す門前の門戸に押也此印板門前の大工某氏代々之を預り同札を配也札の文字如此考是即不動尊忠平公に夢中

の傳附なり是を書して門戸に押ば疫癘火災を可迹と也委有傳記

○東福寺 境地南面東は山西晴たり北は泉涌寺領南は稻荷領也山門南向額妙雲閣額勝定院義持公筆二階本尊釋迦佛尺許脇士東善財童子立像二尺西月蓋長者尺四五寸十六羅漢尺許本尊左右以木作岩洞安其中一本尊金色餘は彩色也筆者兆殿司同所天井に樂器を圖す是當山寒殿主の筆也畫を兆殿主に學ぶ

○思遠池 在山門前

○佛殿 南向本尊釋迦佛尺許脇士左觀世音右虛空藏坐共五尺四天王立像一丈安同壇四隅已上作未考同佛壇後面所畫圖觀音并十八天衆筆者兆殿司當寺の號は南都東大興福之兩號を合し用らる開基聖一國師願主檀那光明峯寺入道殿下九條關白藤原道家公

後嵯峨院の御宇寛元々々に建立開堂後深草院御宇建長七年○上梁銘東萊恭願皇圖大統扇仁風於率土之濱帝祚延鴻布德化於普天下次冀以文以武而干戈偃息惟德惟輔而國家安寧大檀越從一位藤原朝臣經道謹立私曰經道公華院即通家公五世也○同西梁伏冀繼傳陸侯長爲邦家之柱石當曲阜任永作祖道之金湯更希佛日與惠日增輝祖門共寺門彌盛貞和三年丁亥六月日住持法沙門一鞏敬白○同

(銘梁上)

(堂音初)

所東脇壇安四躰像中央東帝釋天王西梵天王坐像尺四寸許判官尺四寸許○感應使者坐像二尺許又鎮守の神牌を置八幡・賀茂・稻荷・春日西脇壇安祖師像中央達磨坐像尺三寸左百丈三尺許右臨濟同左臨濟右開山國師尺四寸許

○法堂 號觀音堂此堂天井の蟠龍長丈餘狩野光賴が筆也始兆殿司の筆にて紙面に所圖也然るを處々朽腐して或時風にふかれて破散す其比都下の雜話に畫龍飛出て登天すといふ可怪

○方丈 在法堂東北南面額方丈張即之筆

○選佛場 在佛殿西東向額選佛場横額徑山無準筆堂内中央有壇本尊文殊尺四寸許同後有壇東向額栴檀林横額本尊聖觀音坐像二尺許

○東司 在同所南額東司張即之筆

○成就宮 在佛殿東宮西向所祭八幡・賀茂・春日・稻荷・山王當山鎮守神也

○石塔 十三重 在同宮傍所勸請比良明神

○魔神陀佛 曰塔傍岩是所鎮在靈神也載別記

○圓栢古木 在佛殿前開山從異國將來の樹也

○洗玉欄 曰法堂東北溪

○自然居士庵 舊地在鎮守社東南山

○通天橋 在法堂北渡南北橋上廊あり額通天橋横額

(橋天通)

(庵樂常)

筆者普明國師同所梁文夫以看這通天活蹟高哉吐虹長橋大檀越太閤大相國秀吉公藝州安國惠瑜孫建慶長二丁酉三月日住持傳法沙門永哲

○臥雲橋 曰通天西橋

○常樂庵 號普門院在通天北樓門西向額普門院横額筆者無準佛殿南面額常樂庵後光明峯寺筆此所中央在壇上室額勸諭聖一國師横額持明院宸筆所安聖一國師像坐像尺三寸許同所室後左土地堂守護神勸請處辨財天坐像八寸五童子尺許作康珍同右祖堂中央達磨坐像尺三寸左百丈禪師右臨濟禪師尺四寸許一作不考外陳東傍在西向室所安光明峯寺殿下影坐像四尺許法體左右室後壇西向安九條家牌右室西東面壇徑山無準禪師像坐像一尺二寸三已上堂内畢堂内土間敷瓦

○開山室外北場有九條家八代塔寶篋印塔自西至東一後光明峯寺二後一條殿下三後圓明寺四芬陀利華院五後芬陀利華院六成恩寺七後成恩寺八後妙花寺殿下

○三佛閣 又傳衣閣曰同所閣閣南面所安毘沙門天脇士善貳士童子吉祥天女同所東間樂師佛西間觀世音

右此常樂庵は開山昭堂なり每歲十月十六日開山忌日於此所法事を修し無準及餘の墨跡數品開山末期頌等を繫此所又當寺は建立已來更無火災諸堂古代の姿也

(塔家條九)

(閣佛三)

山州名跡志卷之十二 紀伊郡 東福寺

(傳の圓辨)

開基已來、無災の所、五畿内有二所、和州法隆寺、當寺是なり。

○稻荷社 在同堂前。

○圓栢 在同所。此樹開山自宋國將來せり。

○解空室 曰同所方丈。蓋千松林云爾前山。

○開山傳 釋辨圓守圓爾姓平氏、駿州藥科人、母稅氏、夢擧、手探明星光、因而孕、其後常夢、青衣之女相隨、從、母疑怪、詣郡之久、能山堯辨法師、欲決所疑、先見壁間、有畫像、與夢女無少異、則問曰、此像何神、辨云、大辨財天女也、母云、妾有身、而夢此天女、常相隨、何辨云、胞中恐聖子乎、蓋天女侍衛耳、母喜而云、產若無恙、願投師、不敢置塵中也、至九月胎中有聲、建仁二年十月十五日、日出時、生、金光照室、適新雪、鋪庭、明年冬天雪、兒指雪問母、是何母云、雪也、兒云、我誕時有此雪、五歲、母蹈先言入、辨之室、過十齡、早學台教、往野州長樂寺、從榮朝問別傳之道、朝者建仁西公之上足也、嘉禎元年、入宋、即理宗端平二年也、登徑山、佛鑑一見器許、未浹旬、侍巾瓶及歸、本國、鑑出密庵師、祖法衣、并自贊、頂相與之、本朝仁治二年、歸大相國、卿於城東、創大伽藍、宏構鉅材、爲都下之冠、嘗云、我亞洪基、於東大、取盛業於興福、故

(塔卿成俊)

名東福寺、俗呼新大佛、未成、先署爾住持、立爲禪刹、寬元四年、大相國以東福洪營、晚成、先立普門寺、開堂、令爾居、建長七年、東福開堂、弘安三年、十月十六日卒、遺偈、利生方便七十九年、欲知端的、佛祖不傳、正和始、賜諡國師、國師之號、始於爾矣、已上最要。

○光明峯寺殿下 從一位攝政左大臣道家公也、後京極太政大臣、從一位良經公男。

○當寺涅槃像、世間無倫なり。筆者兆殿司、大道和尚弟子、諱明兆、字吉山、像脇書云、應永戊子十五年六月、書行年五十七歲、此外同筆五百羅漢像、二十八祖像、觀音三十三身相、三十三幅あり。

○西寺古鐘 寺所開守敏也、此鐘當寺にあり。

○南明院 塔頭、在山門南一町許。

○藤俊成卿塔 在當院、○淨如尼塔 在當院、或曰、俊成卿葬法性寺、彼寺荒について、移此地、又淨如は彼卿の母也と。

○栗棘庵 塔頭、在三聖寺東北、當院開基、白雲和尚、聖一國師弟子、諡佛照禪師、此院、歌人徹書記、住所也。

△眞須美池 案法然上人遠流記、此池、當寺の後山に在しと見ゆ、予尋るに無有池、一説に、方丈より後、通天の溪の東、龍吟庵の東に池あり、是を云ふと、傳云、此池の

畔に、茨木童子と云ふ化生の栖しと云ふ、若爾ば、眞須美は魔住歟、可有後勸。

●月輪殿 月輪は、九條兼實公稱號也、愛宕山北、月輪山に山莊を造居し玉へる故號之、此殿、又東福寺の東にあり、舊地存す。○聖一國師筆、東福寺四至記曰、限東月輪殿堀路通、限南溪河、限西法性寺、限北東院田端、案、東北院は、上東門院建立、在法成寺内、法成寺は、九條道長公建立、而古在近衛川原、又東福寺邊、元來九條家傳領、而此所西北、九條家建立の有法性寺、法住寺、西は鴨川を經て、九條烏丸に至て、九條家の傳領にして、今尙東九條は、九條殿の傳領也、又東福寺の東に、光明峯寺の山莊、毘沙門堂、及兼實公山莊月輪殿ありし也、然則、東北院領の田地、東福の北にありし事尤也。

(谷門沙毘)

●光明峯寺 名地云、此寺今は亡し、其所在三橋東山行程十四五町許、三橋の下流は、即彼谷より出づ、此所亡滅の後、本尊毘沙門天像は、今常樂庵の閣上に安す、本尊立像四脇士、左吉祥天女、立像三、右善貳土童子、立像五、共彩色にして、相好殊勝也、作安阿彌、此所は、光明峯寺殿下を途葬せし所にして、廟塔あり、應仁の兵火に罹て滅す。○【九條家記】曰、光明峯寺は、在毘沙門谷、峯殿御終焉之地、收十三重塔御遺骨、而應仁之亂、寺家拂地燒、寺領小鹽

(房梅)

(山の色染)

庄也、畠山右衛門亡すと云、言語道斷の次第也、已上、按に、此所に梅數品を集植て、山谷に有、是故に、房を梅房といへり、【應仁記】云、毘沙門谷には、梅房百梅を盡して、山を作りて、色々に谷峯をこそ通しけれ、北は黃に、南は青く、東白、西紅に、染色の山とは此事にや有けん、いはぬ人こそ無りけれ云、七丁

○繪具谷 在惠日山巽、兆殿司畫圖、彩色の具朱彩あり、世に無比類、是則、此所より出づる神靈の教に依て知れりと云ふ。

△榊原 或書云、東福寺地の古號也云云。

○法性寺 在東福寺北門前南向、本尊觀世音、千手三面也、左邊財天、頂有二十、右邊財天、頂有二十、宗旨今淨土宗僧守之、近世所撰、當國三十三所願禮觀音第廿二番也、此本尊、古法性寺の内、諸尊の其一也、彼寺荒廢の後、再建する所也、舊地此より南西にあり、見次下。

○塚本社 在法性寺南東方路傍、所祭廢帝の靈神、稱塚本、此地其陵にて、社を立、陵前謂也、陵躰、人家の後に見ゆる、帝は人皇四十七代の帝也、一品舍人親王の御子、天平神護元年九月崩す、退位遷淡路國事は、載諸書略之、此地鎮座記未考。

●法住寺 今亡し、【拾芥抄】曰、在法性寺北、太政大臣爲光

建立云、爲光公を號法住寺。太政大臣從一位、謚恒德公、是即京極祖也。父は太政大臣正二位師輔公、正曆三年六月十六日薨、葬法性寺已上系圖傳、按に、法住寺の舊跡は、今の一橋の北より大永六年此寺尙存せり、後柏原院崩御あつて、泉涌寺に御葬送記に、其路東洞院南行從六條河原經法住寺、至御寺云。

〔千載集〕大納言長家、大納言齊信の女に、住侍けるに、女みまかりける比、法住寺に籠るて侍けるに、つかはしける、かなしさをかつは思ひもなくさめよ、誰も終にはとまるへきかは、大貳三位かへし

たれもみなとまるへきにはあらね共、をくる、程は猶悲しき、大納言長家

●法性寺舊跡。載舊跡前。【拾芥抄】云、法性寺在九條河原云、按に、件地は、九條通の東面にあたる。其地を河原と云ん事、義前に載す。此舊跡に、今尙畠の號に阿彌陀堂の字あり。古老曰、此堂近世に猶在り。荒廢の後、本尊は東福寺に移す。坐像七尺許、在東福佛殿内。此所、嚴重なる伽藍と見えたり。中に稱小御堂あり。法然上人讚州左遷の時、兼實公の沙汰として、此小御堂に暫止らる、由、上人傳に載す。當寺

建立は、攝政太政大臣從一位忠平公也。昭宣公、天壽三年八月八日薨、七十歲、監實信公【和漢年代記】法性寺、近衛院御宇、久安四年立云、此義不審。

〔續後拾遺集〕祖母みまかりて、法性寺なる所にをくりをき侍ける夜、月を見て、すみのほる月も煙に曇にき、こやなき影のしるしなるらん、隆、信

〔新拾遺集〕神無月の比、法性寺にて、母みまかりける時、つねよりもしくれくして墨染の、ころも悲しき神、無月かな、安嘉門院大貳

●報恩院、在法性寺内。【桃花葉】曰、在法性寺、月輪殿御草創、有御願文、後京極殿當寺不知其在所、念佛供僧六口、此中一、每度以補任、定仰其人、供米者丹波國賀庄内、一人分六十石也。本家書二條家領也見家殿御置文、然此亂中、守護被官人、致濫妨、有名無實也、已上。

○藥師堂、在東福寺門前、三、橋北爪、西方東向。本尊、藥師佛尺許、作春日。傳云、法性寺金堂之本尊也。一説曰、天慶元年貞信公建立、治安三年道長公再興、云、

○遣迎院、在三橋南二町許東方。門、西向、宗旨四宗兼學、淨土、真言、律、佛、密、南、向、本、尊、釋、迦、佛、阿、彌、陀、佛、三、尺、許、共、立、像作安阿彌。當院は、西山證空上人所開。始白河にありし由、同上人

(塚明晴)

傳に載す。舊地今不詳。

○安倍晴明塚、在同佛殿南竹林内。此塚の由縁未詳。傳云、此所晴明が居住せし所也と。

●來定寺、古在法性寺東。案、此所東福寺境内歟。此寺天曆中に存す。東福寺建立は後也。○【帝王系圖】云、天曆六年二月十四日、朱雀太上天皇落飾入道佛陀寺、八月十五日崩、時年三十、葬山城國來定寺北野、置御骨於醍醐山陵傍。○【編年集】曰、葬法性寺東中尾南原陵、置御骨于醍醐山陵。

(町中田)

○田中社、在三橋南三町目大路西方。町を號田中町。鳥居東向社同一祭、稻荷社五坐神其一也。神傳略、世人云、稻荷の神の叔母御前也と、是非也。田中社と稱するは、古此邊皆田にして、社其田間に在し故也。一説に、舊地此より東南の方也と云。未考。○【古今著聞集】曰、和泉式部、しのびて稻荷へ參けるに、田中明神のほどにて、時雨のしけるに、いかいすべきとおもひけるに、田かりけるわらはの、襖といふものをかりてきて參にけり。下向の程にはれにければ、此襖をかへしとらせてけり。さて次の日、式部、はしの方を見いだしてゐたりけるに、大きやかなる童の、文持てた、すみければ、あれは何者ぞといへば、此文まいらせ候はんといひてさしをきたるを、ひろ

けてみれば、

時雨する稻荷の山の紅葉は、あをかりしより思ひそめてき、と、書たりけり。式部あはれと思ひて、此童をよびて、おくへといひて、よびいれけるとなん。

○稻荷山、在田中社南三町餘。和銅年中に、稻荷神、當山に現じ玉ふを以て、有此號。山詠和歌。

獨のみ我越なくに稻荷山、春の霞の立かくすら、貫、之

いなり山きのふの暮の夕附日、さしてそ千世のか、聲、家、隆

けそしらし、順、德、院

○稻荷宮、在同山麓。鳥居西向、木柱、丹塗、凡當國稲荷の鳥居に書付侍りける、かくてのみ世に有明の月ならば、雲かくしてよ天、讀、人、不、知

○藤尾社、在鳥居内北方南向。所祭見未。

○熊野社 在右社東南向。
 ○樓門 西向 拜殿 同神殿 同所祭三坐。大山祇女・倉稻魂神・土祖神已上。○豐葦原卜定記云、辰巳乃方仁當天倉稻魂乃垂跡阿利夫此神波百穀於播玉故仁名奉。神代乃昔與利此峯仁向玉母不知。只三峯仁顯玉之波。人皇十三代元明天皇和銅四年辛亥二月十一日仁垂跡寸誠仁諸人哀憐乃御心深久蒼生作物波草乃片葉未天百乃災於攘玉。全文略

(社中田)

所祭五坐之説
 田中社 四大神已上加三坐。○弘長三年有告、文永年中奉併也。○神殿 初地此より東の山を去十八・九町に在。○建立【二十二社註式】曰、延喜八年、故贈太政大臣藤原朝臣時平、修造件三箇社者也、一書云、永享十年、以社移今地。
 ○若宮 在本殿北西面
 ○辨財天堂 在本殿前北向
 ○大黒天堂 在本殿前南向
 末社
 ○御倉上社 在本殿後丘西向
 ○白狐社 在同所前西向
 攝社
 ○長者社 末社 在若宮丑寅丘南向

(坂荷稻)

○荷田社 在右社東、地主神也。
 ○蛭兒社 在右社東 ○猛尾社 在右社東
 ○若王子社 在右社東 ○日吉社 在右社東
 ○八幡宮 在右社東 已上社、一棟南面。
 ○伊勢兩宮 在右社東
 ○當社神位階 從一位、朱雀院天慶三年庚子八月二十八日奉授(神位階)
 ○例祭 四月初卯、神輿五基遷坐。
 ○稻荷坂 舊社に到る道にあり。詠和歌。
 堀川百首
 おそくとくやとを出つ、稻荷坂、のほれはくたる
 都人かな 忠 房
 【菟草子云、稻荷におもひおこして参りたるに、中のみやしろのほど、わりなく苦しさをねんじてのほる程に、いさゝかくるしげもなく、をくれてくと見えたるもの共の、たゞゆきに、先にたちてまうづる、いとうらやまし。二月むまの日曉に、いそぎしかど、坂のなからはかりあゆみしかば、みの時計になりけり。下略
 ○社 詠和歌。上古には三坐の神、三所に別れて、上の社・中社・下社といへり。所祭、上は土祖神、中は倉稻魂、下は大山祇女也。件の地山上にして、自乾巨卯辰間、三

峯雙立。上社は頂上にあり。中社より凡二町、下社、中社と隔ること二町餘にあり。

〔拾遺集〕

稻荷山社のかすを人とは、つれなき人を見つと
 ことへよ 平 定 文

〔千載集〕

いなり山しるしの杉の年ふりて、みつの御社神さ
 ひにけり 僧 都 有 慶

〔後拾遺集〕

いなり山みつの玉垣打たき、我ねきことを神も
 ことへよ 惠 慶 法 師

○瀧 在同所。詠和歌。

〔拾遺集〕

瀧の水かへりてすまは稻荷山、七日のほりししる
 しと思はん 讀 人 不 知

○二月初午 此日、當社の神影現の故に、貴賤群詣す。古には、神木の杉の枝を争探折て歸り、家に收しと也。今は其義無し。【神祇拾遺】云、元正帝御宇、當社影向之日、偶二月初午日也、故至今用此日云、詠和歌。

〔夫木集〕

二月やけふ初午のしるしとて、稻荷の杉はもとつ
 はもなし 光 俊

〔菟玉集〕

いなり山その二月初午に、乗てそ神は人をみち
 ひく 慈 鎮

〔夫木集〕

稻荷山杉の青葉をかさしつ、歸るはしるきけふ
 のもろ人 有 家

○砂河 在稻荷南深草間。○土橋 伏見街道中渡南北。河

以白砂名之、水源出東溪、西方到竹田。

深草 所在、在稻荷南。但今云ふ所は、於深草は北界也。其中

央は此より六・七町南に至る。凡東は谷口山を限り、西は

竹田大路を限り、南は伏見領墨染の南四・五町を限る也。

深草は郷の總名にして、中に別名あり。

○深草里 詠和歌。

〔御集〕

深草や曉さむく吹風に、いと、身にしむきりく、
 す哉 後 鳥 羽 院

〔家集〕

深草に君まとはして憚る身の、涙にそめる色とや
 はみぬ 伊 勢

〔夫木集〕

咲なはと契し日より深草の、花や都の人を待ら
 ん 圓 空 上 人

極樂寺 村名 在稻荷山南。古此地極樂寺ありし故に爲地名。此寺中古改宗旨。今寶塔寺是也。

●極樂寺 昭宣公建立所也。傳云、昔仁明天皇當國の芹河に行幸し玉へり。其還幸時、御愛の琴爪を失玉ふ。帝格み思召事切也。時に昭宣公いまだ若年にして、供奉し玉へり。帝公を召して、此爪尋求むべきよし命じ玉へり。公即是を得ん事を願ひ、一心に三寶を念じ、誓玉はく、吾若命を辱しめず、爪をうる事あらんに、其の所について、一の佛閣を造りて、三寶の徳に酬ふべしと。忽其靈應あつて、果して於深草是を得。帝御感ある事かぎりなし。然して遂に其地に佛閣を建玉へり。極樂寺是也云。

(狀券上の平時)

○左大臣時平公、極樂寺爲定額寺上奉狀、出「菅家文草」如左。
爲左大臣請欲以極樂寺爲定額寺狀
右臣已考昭宣公、占山城國宇治郡地、有意欲建、立極樂寺本尊、且現堂構未成、募金沙以揚名、先白露而殞命、臣思述其志八載于今、夙利龍街、見聞之情相感、香煙花朵、供養之法僅存、雖無莊嚴之可觀、猶是塵俗之難犯也、伏願陛下鴻慈特迴天鑒、列之定額、將遂宿心、臣時平誠惶誠恐頓首々々死罪々々謹言、

昌泰二年月日
右易時平公所製菅家也、此年時平公年二十九菅家五十六歳也

又如文ば、深草古宇治郡歟、今は紀伊郡也。

或書曰「李部王記」云、承平二年二月七日、皇太后七孫温於極樂寺爲先考太政大臣昭宣公、及先妣王氏人康追福修諸會云。

○本尊 阿彌陀佛「拾芥抄」云、極樂寺昭宣公阿彌陀云、或記云、深草極樂寺開基聖寶法師、本尊阿彌陀云、

「家集」極樂寺わたりに、こうくうち侍しに、紅葉散てまからんと、人にいひ契りて、其日さばる事ありしかば、ゑまからでいひつかはし、

吹風のためにもしや聞えけん、けふと契りし山の紅葉も 元 輔

案、極樂寺、古南面、門在南面歟、今西面也。南面其故は、日像上人の火葬場、今在門内。古此門ならんには、何ぞ南方、今墓所地を除て、境界狭、出入便惡所可用乎、可有後勘。

○寶塔寺 門西向、堂同宗旨、法華、屬洛陽妙顯寺。當寺初極樂寺なり。延慶年中に、日蓮上人の弟孫日像上人、法華弘通のため當國に來れり。然れども、於京師受法の機不

(塔御)

(院林鶴)

(町石虎) (石虎)

熟 仍て西國に至りなんと、京師を出て、西郊雞冠井里に趣く。此に於て、土人を集て其法要を談す。時に深草極樂寺の司職、良桂律師、避其所を過ぐ。即相遇て共に眞諦を論ずる事、三晝夜に及ぶ。律師遂に彼法に隨從して、永く宗旨を改め、又以極樂寺爲法華道場也。委「龍華傳」
○御塔 在同堂前北方南面。此塔は、一宗弘通の時、日像上人自法華の首題を書て、石塔婆に彫て、京師の入路七口に之を立らる。是即其一也。後世に及んで、此下に日蓮及日朗日蓮弟也の遺骨を收む。是故に、一宗之を稱して御塔といふ也。日像上人は、康永元年十一月十三日、洛陽妙顯寺に遷化す。則當山に火葬す。爾しより當寺を號鶴林院、寺を稱寶塔寺也。
○轉法輪石 在右堂前左。日像上人法華弘通の時、當寺の衆徒改宗の後、道俗を集坐して說法せられし石也。
○塔 在堂南西面。本尊釋迦・多寶
○虎石 在方丈北庭。石の形似虎。此石、初め一向宗の開祖、親鸞上人の終焉の地にあり。其所、洛陽萬里小路通押小路の南也。仍其町を虎石町と名く。今尙存也。秀吉公伏見の城を構玉ふ時、此石を城内に移し玉へり。然して彼地變改の後、石猶其地にありしを、故あつて移當山。
○鎮守社 在堂北西面。所祭三十番神。

(所祀茶人上像日)

○七面明神社 在堂後山西面。所祭一宗守護の神にして、日蓮上人甲州身延山に閑居の時、形を現して、永く宗旨鎮護の誓約をなせる神也。

○日像上人茶毘所 在同所中門外。立石印となす。

極樂寺村中、名跡爲田島所。

○八幡塚 土人曰、古塚大也。土中より鐵など出しと云ふ。○大門 ○鐘樓 ○佛水 ○茶碗子

已上同所民居北、名義不詳。

○瑞光寺 在寶塔寺門前南。門北尚佛殿、西尚本尊釋迦佛坐像三尺許、備胎中五羅六羅經作不考。宗旨法華。當寺は初極樂寺の境内、藥師堂の地也。明曆元年に、元政法師再興して、爲法華道場、因藥師經義、號瑞光寺。

○元政墓 在佛殿西。

○昭宣公墓 瑞光寺門前北大塚是也。古老説、但未見實記。上有小祠。當所俗日蓮宗故、所祭三十番神也。

○近邊古跡宇

△僧房 瑞光寺南云「人家地」△念佛堂

△念佛構已上在僧房中 △志宇利牟 在右雙

○安樂行院 在寶塔寺南一町餘。順路は、寶塔寺門前、伏見街道南二町餘、入東二町許也。寺南向、宗旨四宗兼學、屬洛北般若院。堂西向、本尊不動・歡喜天。○藥師堂 在方

(廟御の等院成國後)

丈北南向。
○御廟 在堂前南向前立末。此所 後陽成院。中和門院御骨を被收所也。中和門院後水尾院母公、關白。
○塚 在御廟東傍小塚也。從古此塚に飢るに動有崇。由緣不詳。當院就荒年尙し。如今、現住空心法師所再興也。草創記不詳。

(堂華法)

○法華堂 在古當院內、其地不詳。古老曰、東方今眞宗院の地に至て、古當院の地也。近世立眞宗院、彼院、今中門の所に有塚。崩掘に、土中に右石棺。形六角、以六枚截石雙作處也。今安樂行院にあり。法華堂は天子御骨を被收所也。○明應凶事記曰、法華堂者、安樂行院內一堂也、於本院久退轉、此一室相殘計也、草堂執行兼帶云、此所被納御骨天子。

○後深草院 稱光院。後土御門院。後柏原院。

(院草深後)

○後深草院。【紹運錄】曰、嘉元二年七月十六日崩、六十二、葬深草、云、富小路御所に崩じ玉ひ、深草殿に奉渡、伏見殿に御葬送由、載【増鏡】。
【玉葉集】八月ばかりに、後深草の法花堂へ、はじめて参り侍りけるに、いまだふみなれぬ芝の下道を、はるばるとわけ侍るに、御堂へ参りつきて、あはれもかつく思ひやられて、おもひつゞける。

(院光稱)

深草や露ふみわくる道すから、苔の袂にかつしほれゆく
入道前太政大臣
○稱光院 【紹運錄】曰、正長元年七月廿日崩於土御門皇居黑戸、年二十八。【皇代記】曰、同九月己卯奉葬泉涌寺、晦日御拾骨、中納言經成懸御骨奉納深草法華堂。

(院門御土後)

○後土御門院 【紹運錄】曰、明應九年九月廿八日、崩於土御門皇居黑戸、年五十九、十一月十一日葬泉涌寺、今日自内裏北御門東方築牆奉出御車、依無用脚、四十餘日奉置内裏黑戸、希代事也、御中陰伏見般舟三昧院云、○明應凶事記曰、十一日辛酉、今夜御葬禮也、自今日於伏見般舟院、御中陰法事被始行、十二日壬戌、今朝御收骨儀也、上卿甘露寺中納言傳奏、即有分散儀、一分如例、上卿持之、懸奉籠深草法華堂、又一分雲龍院、又一分般舟院、皆寺僧賜之、已上取要書。

(院原柏後)

○後柏原院 【紹運錄】曰、大永六年四月七日崩、六十三、○【二水記】曰、七日卯刻遂以崩御也、御年六十二、五月三日、天陰、今夜可有喪禮御幸也、戊刻、已可有御出也、路次正親町西行、室町南行、近衛東行、東洞院南行、從六條河原、經法住寺至御寺泉涌寺、警

(殿のジンジ)

固武士在門、内内内内、外外、御車奉寄法塔之前、則奉移御龕、歟、隔人不慥見、供奉衆、各北方列立、委注、頃之御幸、見圖、先是各躡居、此間置時小雨下、則時奇特也、御龕過前、御之後皆起、揚即供奉、御車後、諸門跡、御室、諸門、梨門、同令供奉、給各前左、入御葬場、殿之後、各躡居、少時還右列、而立御殿之外、三市了奉、安御龕於爐、歟、程遠不見、頃之火氣揚、皆拭紅淚、後聞、爲御骨甘露寺民部卿傳奏、勸修寺大納言、源宰相中將等相留、四日巳刻、源宰相中將兼、懸御骨於肩、奉收深草、云、僧衆請取收之、仍不見其所、云、取要書。

○眞宗院 在安樂行院東。宗旨淨土西山派内、深草派本山。門 西向 佛殿南面 額 龍護殿二重間 額 眞宗院外陳中央 本尊 阿彌陀佛尺許 作 不考。○脇壇 左地藏 毘沙門 右善導・法然・西山影共坐。

○經藏 在佛殿前西向。額 法海 橫額 黃檗高泉筆、本尊 釋迦寶冠相坐 脇士 左迦葉 右阿難 共立、尺五寸許 新作。

○鎮守社 在佛殿東西南面。當寺開基圓空上人、寶治年中所開也。始地、自此坤二町許、今民家の間、藪ある所也。土人しんじの藪と云ふは、眞宗を誤也。其所に、長五尺許の五輪石塔、同左・右に一尺六・七寸の石塔如此。○あり。五輪は圓空塔と云ふ。此院如今、誓願寺前住龍空上

人再興。

【新拾遺集】懷舊のこゝろをよめる
うき世にはさむるうつゝのあらはこそ、見しを夢
其人に語らん 圓空上人
【新千載集】建治二年八月、圓空上人の深草の草庵にて
めくりあふかけやむかしのかたみそと、思へは月
の袖ぬらすらん 前大納言爲氏

【續古今集】立信上人のもとより、法文の事など、申つかはし
けるつるでに、深草の露のかことを忘れずは、おな
し蓮の契かはらしと、侍けるかへしに、
きえぬへき命を露のかことにて、おなし蓮と契を
くかな 土御門入道前内大臣

眞宗院東南舊跡地の字
△高山 在卯辰方四町許。此所古伽藍ありしと。
△戒壇 在高山内東。有授戒堂所云。
△鎮守松 在同所南。古鎮守神木也。傳云、伴地、古嘉祥寺
地也。彼寺記見次下。

○霞谷 有云、寶塔寺の南より、眞宗院及谷口ミナトに至て、總名
なりと。此所に仁明帝を奉火葬由、載記。其地不詳。
【古今集】深草御門の、御國忌の日よめる
草深き霞の谷にかけかくし、てる日のくれしけふ

にやはあらぬ

文屋康秀

○仁明天皇陵 不詳。【江次第】曰、在嘉祥寺。【拾芥抄】同之。○【文德實錄】曰、嘉祥三年三月己亥、仁明皇帝崩於清涼殿于時、皇太子下殿御、宜陽殿東庭倚廡、下略卷一初丁

○【續日本紀】云、嘉祥三年三月二十一日癸卯、奉葬天皇於山城國紀伊郡深岫山陵、遺制薄葬、綾羅錦繡之類、並以帛布代之、鼓吹方相之儀、悉從停止、七卷二

○【文德實錄】曰、嘉祥三年夏四月辛酉、遣左近衛將曹栗田真持、於深岫山陵、列栽樹木、間以一丈相襲成行、卷一出九丁

○【三代實錄】曰、貞觀三年六月十七日庚申、詔定仁明天皇深岫山陵之四履、東限一町五段、南限純子內親王家地、北限山崎、卷五出

○又曰、貞觀八年十二月二十二日癸巳、勅改定深岫山陵、四至、東至大墓、南至純子內親王家北垣、西至貞觀寺東垣、北至谷、卷十三出三

○【延喜式】曰、深岫山陵平安宮御宇、仁明天皇、在山城國紀伊郡兆域東西一町五段、南七段、北二町、守戸五烟、卷二十一

●嘉祥寺 舊地不詳。

○【文德實錄】曰、仁壽元年二月丙辰、移清涼殿爲嘉祥寺、此殿者先皇仁明帝之讎寢也、今止不思、忍御之、故捨爲佛堂、卷二出

○又曰、仁壽元年三月壬辰、修先皇御忌齋會於嘉祥寺百官盡會、卷二出

○【三代實錄】曰、元慶二年二月五日辛未、嘉祥寺申狀、請安置七僧、永爲定額、勤修御願、誓念國家、至有僧闕、寺家簡擇、申官補之、又准貞觀寺不聽僧綱攝領、但令貞觀寺座主之綱等、專得檢知、勅許之、同七日癸酉、是日置元慶寺、別當三綱、卷二出

○おもひやる昔のこそ悲しけれ、霞の谷の春の夕暮、草木集

草深き霞の谷にはくもる、鶯のみやむかしこふらし、鎌倉右大臣

●女御貞子墓 女御は仁明帝の女御也、天皇陵の傍に有此墓由、載【三代實錄】。○【三代實錄】曰、貞觀六年六月三日丁巳、是日、仁明天皇女御、正二位藤原朝臣貞子薨、勅贈從一位、葬深岫山陵兆域之内、仁明天皇在昔賜顔色所許也、遣參議大藏卿正四位下源

朝臣生、散位從四位下弘宗王等監護葬事、貞子者、右大臣贈從一位三守朝臣之女也、風容甚美、婉順

天至、仁明天皇爲儲貳、以選入宸宮、寵愛日隆、天皇踐祚之初、天長十年十一月、授從四位下、承和六年正月、進爵授從三位、嘉祥三年正月加正三位、先是、

誕育一皇子、二皇女、皇子者第八成康親王是也、雖不登后位、而宮圍權勢無與爲、燕私加愛、終如無衰焉、卷九出

●後深岫山陵 今不詳。○【延喜式】曰、後深岫山陵、中宮藤原氏、在山城國紀伊郡深岫山、守戸三烟、東限禪定寺、南限大墓、西限極樂寺、北限佐能谷、已上

件陵不詳、又禪定寺、大墓、極樂寺、佐能谷、不詳、極樂寺は、寶塔寺舊號の寺歟、辯次下

●貞觀寺 今不詳、斷絶、古雙嘉祥寺西。

○【三代實錄】曰、貞觀四年七月二十七日、以嘉祥寺西院號貞觀寺、卷二出

○【元亨釋書】曰、貞觀寺者、貞觀帝降誕之初、大相國忠仁公、與真雅法師謀建、護帝祥也、十六年二月二十三日、設大齋會、落慶道昌爲導師、惠達爲咒願、延諸宗碩德一百員、以備法儀、先勅王孫公子年少童子四十人、習舞樂、至是日、兩部童樂、更舞迭出、凡樂部之舞、支那、高麗、諸樂、及林

邑、天人等舞、皆盡奏之、一時盛事、都人簪瞻聽會後、一百比丘、各賜度者一人、

○【三代實錄】曰、真雅者、俗姓佐伯宿禰、右京人、大僧正、空海之弟也、清和太上天皇降誕之初、入侍擁護聖身、太政大臣忠仁公、與真雅相謀、建立精舍、安置尊像、奉爲宸宮、於此修善、卷三十五

○又曰、貞觀六年三月四日庚寅、詔以內藏寮所領遠江國長上郡田地、一百六十四町、施入貞觀寺、卷八出

○又曰、同七年九月五日、伊賀國阿拜山田、伊賀之郡田、六町九段、二百八十八步、施入貞觀寺、卷十出

○又曰、同七年十月二十八日、遠江國長上都空閑地、百六十町、施入貞觀寺、卷十出

○又曰、同十四年七月十九日、依大僧都傳灯大法師位、真雅賜年分度者三人、於嘉祥寺、彼時貞觀寺建立之初、未定其名、因假嘉祥寺爲年分、號即稱西院安置度者、貞觀四年七月廿七日、以嘉祥寺西院號貞觀寺、卷二十一

○又曰、同十六年三月二十三日壬午、是日、詔於貞觀寺、設大齋會、以賀道場新成也、以律師道昌爲導師、大僧都惠達爲咒願、延諸宗宿德僧百人、以備成儀、雅樂寮、唐、高麗樂、大安寺林邑、與福寺天人等樂

更奏、先是、豫教公子・王孫年少者三十人、時出遊舞、凡厥莊嚴幡蓋、灌頂等之飾、微妙希有、奪人目精、親王・公卿・百官畢集、京畿士女、都鄙填噎、事畢之後、賜導師以下百口之僧、度者各一人、有顯文 卷二十五 出四丁

○又曰、同十八年八月二十九日癸酉、勅置貞觀寺、卷二十九 出八丁 ○又曰、清和天皇出宮之後、屢幸名藍勝地、乃自山州貞觀寺始、卷二十六 出十二丁

右因二陵四至文、察其陵及嘉祥寺地辯

(寺深草) (至四陵皇天章深) (寺明普)
○深草天皇陵四至、東至大墓、南至純子內親王家北垣、西至貞觀寺東垣、北至谷。愚案、貞觀寺は、嘉祥寺の西に雙て陵の西也。爾るに、土人從古、貞觀寺の舊地と云ふは、伏見街道墨染の地、墨染寺其所也。今云ふ嘉祥寺の舊地、高山と隔こと、所見渡、十町許坤方也。然則彼高山は、以嘉祥寺、後世に引移所なるを訣す。若、高山の地に嘉祥寺あらんには、南方地勢窳にて、無景色。純子亭館地とは不見。又有云、高山の地は、古普明寺跡也。秀吉公伏見城造營の時、嘉祥寺衰て僅存す。其地彼城の北面、鐵門の巷、及諸士の第宅に遮を以て、寺を普明寺の舊跡に移す。今云ふ戒壇は、普明寺に所在也。其後嘉祥寺又斷絶す。然れ共、鎮守の小社存するを、藤杜の社官の宅地に移して、今尙祭之。云。

(至四の陵草深後)

○後深草陵之四至、東限禪定寺、南限大墓、西限極樂寺、北限佐能谷、已。案此陵、仁明帝陵の良にある歟。其故は前陵は大墓を爲東、此陵は爲南、嘉祥寺彼高山の邊ならんには、此陵は、高山の東北に當る。又西に有極樂寺には、其寺は今の眞宗院の東に當れり。又東に號禪定寺あり、古跡多は爲字也、然れ共此邊に禪定寺・極樂寺の號無し。又北に無佐能谷名、云前墨染の地、貞觀寺に訣せば、其東嘉祥寺にて、禪定寺は今云ふ大龜谷の南なる歟。然則無字尤なり。其故は、南深草鄉墨染の地より、至伏見、秀吉公の代皆宅地となす。仍今云ふは、皆彼代の名を呼て、舊號滅せし也。又所載極樂寺は、今寶塔寺の本號にして、其寺草創は、昌泰年中にて、中宮薨去後也。又此邊の說に、彼極樂寺は、今云ふ極樂町の地に所在の寺也。此義推量の說也。極樂町は伏見街道、藤杜の北三町許、東西に通る所也。是を號極樂町は、慶長年中に至て、此所野巷也。故夜行の輩、動ば追剝辻斬に中る。然るを伏見繁祭の時より、人家立雙て以靜謐、住返安隱の故、號極樂町也。右件地奉葬仁明帝非嘉祥寺明けし。此地は皆山上也。所載記、彼寺平地也。其證如左。○【中右記】云、天仁元年二月廿二日癸卯、御即位之由被告山陵使、深艸仁明陵、中納言宗忠、所相具之次官爲綱也、此外共

人三四人、用網代車、向嘉祥寺、從西大門南行、更頗東行、下居山陵前、先再拜、次讀宣命、次再拜、宣命物了、云。 谷口地名、在高山卯辰間三町許。此所往還道、西南至伏見、東至勸修寺。東方左右山也。其路口の故號之。
栢原地名、云右同所。但此號今不稱。中比より轉云賴病原。其故、地在御陵。土人不知之。登穢者、間爲賴病、よつて號也。

○桓武天皇陵 在同所町東北山下。

○【江次第】曰、稻荷山南野、【拾芥抄】曰、在伏見山、從東邊二町許、入在稻荷南野、【山槐記】曰、伏見山松原中也。

○【延喜式治部式】云、栢原陵、平安宮御宇、桓武天皇、在山城國紀伊郡、兆域東八町、西三町、南五町、北六町、加丑寅角二岑、一谷、守戸五烟。

○【編年集】曰、桓武天皇、諱日本根子、皇統珍照尊、又曰山部親王、光仁帝第一子也、延曆三年遷都于山州、長岡城、十三年十月廿一日、遷都于山城國平安城、治天下二十五年、三月十七日崩御、葬山城國栢原陵、號栢原天皇。

○【類聚國史】曰、延曆二十五年三月辛巳、天皇崩。

癸未以山城國葛野郡宇太野爲山陵地、西北兩山有火自焚、日赤無光、大井・比叡・小野・栗栖野等山共燒、烟灰四滿、京中晝昏、上以爲所定山陵地、近賀茂神、疑是神社致災乎、即決卜筮、果有其崇、上曰、初卜山陵窳從龜不從也、今災異頻來、可不慎歟、即自祈禱、火災立滅。

△龜前堂原 云同陵南山下。御葬禮龜前堂の地歟。

△車塚 在右陵亥子間、一町許山岸。掘平雖爲島、存名。是則藏御葬送御車所なるか。

●伴善男建立寺 ○【三代實錄】曰、貞觀九年十二月十八日癸未、庶人伴善男建立道場、在山城國紀伊郡栢原山陵兆域之内、勅令移却、卷十四 出三十四 右陵南山上、有佛宇跡、從古出瓦石、其號不詳、又所載記傳、深艸寺院、其跡不詳有、如左。

○御輿塚 在谷口民居東一町許、大路南。傳云、嘉祥寺鎮守神輿を埋と云。

○霧谷 谷口町東の總名なり。

○普明寺 在深艸。出醍醐寺聖寶傳、不詳。

○【聖寶傳】曰、延喜九年四月、於普明寺寢病、太上皇幸、七月六日逝、年七十八云。

○慈恩寺 舊跡今不詳。○【文德實錄】曰、慈野宿禰貞

主、承和十一年春捨城南宅爲伽藍名慈恩寺、貞主坐禪之餘、歷遊諸國、時人慕之、出下略卷四又曰、貞主、參議正四位下兼行宮内卿相模守、身長六尺二寸、仁壽二年二月乙午卒、同卷

●報恩寺 同上。○【三代實錄】曰、貞觀四年十月七日壬寅、正三位行中納言兼民部卿、皇太后宮大夫伴宿禰善男奏言、生於三界、轉乎六道、莫不荷負四恩之德、何謂四恩、一父母恩、二衆生恩、三國主恩、四三寶恩、四生含靈非恩無育、夫報恩者、早登菩提之臺、背德者常沒奈落之獄、臣宿緣多幸、生遇聖日、身陶十善之化、心竦報恩之誠、每念建仁祠之舍、遷恐違國家之制、方今三使數催、屠羊日迫、此生不報、後生何爲、悲寶山之徒、販痛力之永割、請捨山城國紀伊郡深草鄉別墅、爲道場、賜額報恩、然則名之與實、自將相副、上答聖主覆載之恩、下酬法界領復之德、詔許之、卷六出

(銘)

道澄寺 同上。此寺の鐘、今大和國榮山寺にあり。其銘如左。

深艸道澄寺鐘銘并序

道澄寺者從三位大納言兼右近衛大將行皇太子傳藤原朝臣、參議左大辨從四位上、兼行勘解由長

官播磨權守橘朝臣、爲報四恩、濟六趣、合誠勳力、所建立也、堂宇雙臺、南北輪奐、尊像按座、前後跏趺、相宿植、香火之緣、生爲風葛之戚、非唯現世結契、闕之情、衆欲淨利、共安養之樂、故取其名、是字以爲此寺額、題所以貽本緣於來代、期同志於他生也、藤原相寄命、龜匠乃鑄洪鐘、且將令長夜昏迷、聞妙聲、而知曉、苦海泥濁、驚梵呌而通津、

延喜十七年十一月三日銘之、其詞云、

從夕至曉 出定入禪 傍唱衆聖 遙警大仙

法喜增感 邪夢驚眠 通阿鼻獄 達有頂天

劫數億萬 世界三千 一音利益 無限無邊

●道元和尙寺 同上。【元亨釋書】曰、道元從宋歸來、關法干城南深艸、云云

●中納言顯長墓 在深艸、由、出【千載集】今不詳。

【千載集】

父の中納言顯長が墓所の堂、深草のさとに侍りけるに、まかりてよめる、

年をへてむかしを忍ぶ心のみ、うきにつけてもふかくさの里 法眼長貞

○已下所載、自安樂行院西、至伏見大路。

○小天王 在安樂行院西一町餘路傍北、有古木。此所に小祠あり。藤杜三坐の内、一坐を所祭なり。以小祠故、稱小天王。祠今無し。

○道轉寺 在右所出大路西方。宗旨淨土。堂東向。本尊地藏、立像六尺許作不詳。此尊、靈驗嚴重也。傳云、伏見落城の時、此所を過る奴婢あり。向像嘲て云、今忽々たる時、悠然として立哉と。所持の鏈の鐺を以て胸を突ぬ。忽顛倒して死す。今尙土人の賞談也。

△陵 在道轉寺西北一町許、田地字。今無陵。△御所垣内 在陵南一町許字。垣内は、當國民間の詞、界内の義也。假令、村里の民戸、爲分して東西にあるをば、東垣内・西垣内といふなり。御所不詳。件の陵不詳。愚案、後深草院御火葬の地なる歟。其跡爲塚て、號陵いへども、以小境亡滅する歟。又御所は、即云【増鏡】深草殿の地なる歟。

△長講寺橋 在道轉寺南一町餘大路、渡南北。名義不詳。○竹葉山 在右橋西二町餘。古は小山也。今平地となし、形纔に存。此所古人詠倭歌。

【續古今集】

深草や竹の葉山の夕きりに、人こそみえねうつら

鳴なり

家 隆

【歌枕】

○山 深草東方皆山也

里 定 家

其色とわかぬあはれも深草や、竹のは山の秋のゆ

ふくれ

無品親王

○鶉床 在右同所。今は爲葬所。古老曰、至正保年中、有鶉、聲勝たり。毎秋都下の好人、來て傾耳。然るを、土人以雲荒不棲と云ふ。詠和歌。

【御集】

深草や鶉の床をけふよりや、いと、むなしき秋の

ふる里

後鳥羽院

【拾玉集】

深草や鶉の床の朝露の、袂にうつる秋の夕く

れ

慈 鎮

○深草里 咏和歌。

【六百番歌合】

明ぬるか鳴のはねかきねや、過て、袖に月もる深草

の里

隆 信

同

あさと明て都のたつみ詠れば、雪の梢やふかくさ

のさと

中宮權大夫

【拾遺愚草】

鶉なく夕の空を名残にて、野と成にけり深草の

里

定 家

〔玉葉集〕
深草の山の紅葉に此秋は、なけきの色をそへてこ
そみれ 經 親

〔拾遺集〕
夏くれば深草山の時鳥、鳴聲しけくなりまさ
るなり 讀人不知

○野 同郷内所々にあり
〔御集〕
かりにこし鶉の床もあはれて、冬ふかくさの野
へそ淋しき 後鳥羽院

〔新千載集〕
深草の野への煙と成もせは、いつれの雲を分てな
かめん 道綱女

藤杜 地名。在直達橋南。此所、社の林に古へ藤有て繁茂す。
花時、都鄙の遊觀人群をなしぬ。依其名高し。今纔に存す。
咏「倭歌」

〔新撰六帖〕
深草は名のみ成けり藤の森、春をかけてそ花は咲
ける 信 實

〔夫木集〕
紫の雲とよそにて見えつるは、木高き藤の杜にそ
有ける 小侍 從

○藤杜神社 在同所平林中。鳥居南向拜殿南向社同所祭
三坐中央舍人親王東間早良親王西間伊豫親王上三靈神
傳、委八所御靈下。

○舍人親王 天武天皇御子也。舍人字訓多し。或とねり、
或いえひと、或やど。當社の義はいえひとなり。

○〔續日本紀〕曰、天平寶字三年六月、追尊舍人親王稱
崇道蓋敬皇帝、云云。○或書曰、當社三所天王者、神護景雲
年中、此所藤尾地に垂跡し玉ふ也。光仁帝第二子、早良親
王當社を敬ひ玉へり。天應元年の夏、兄山部親王養君と
し玉へり。同年蒙古の軍賊、吾朝に來る。詔して、以太子
追討の大將となす。太子當社に詣して利運を祈る。遂發
向して敵軍を破玉ふ。是當社の神力也。仍每歲五月五日、
當社の祭節神幸の時、神人甲冑・弓箭を帶するは、彼軍勢
の機勢、異國降伏の表示、天下泰平の義也。又當社を號
弓兵政所、此の義也云云。社記未考。

攝社
○大將軍社 本殿後西方南向此社當地主神而勸請久し。
王城の四面に此神を勸請す。此其南方社也。東方は斷絕
す。其地南禪寺の門前にあり。記上。北方は大德寺の門
前にあり。西社は紙屋河の東にあり。

○八幡宮 本殿後東方南向在
緣段階

(塚旗)

(塚古蒙)

○藏王社 八幡宮東方 小社

○廣田社 藏王西 小社 ○住吉社 廣田西 同上

○嚴嶋社 八幡宮西 同上 ○熊野社 嚴嶋社西 同上

○天神社 熊野社西 同上

○經所 在本殿未申。堂東向本尊藥師佛脇士文殊・普賢
右安厨子内。此三尊當社三神垂跡本地云云。

○大日堂 在藥師堂北東向。本尊大日如來秘佛云云。

當社例祭五月五日、神輿三基、遷坐有走馬數疋。員順年。

○旗塚 在木殿東傍。上に櫟の大樹あり。此所は神功皇
后三韓御退治の後、篋及其兵具を埋しめ玉へり。此地末
代に至て、神在の地として、萬代清淨の巷なることを、觀
見し玉へるゆへなり。

○蒙古塚 在鳥居内馬場西畔。有塚七。此所は當社神、
蒙古御退治あつて、彼大將が首、及兵器を埋て末代の驗
となし玉ふ。是則神功皇后此地に藏旗故也。

○一書曰、所祭早良親王中、井上皇后左、他戸親王右、親王有
早良親王光仁、皇子、井上皇后聖武、帝女、他戸親王光仁、皇子、
母井上皇后

右三所靈神也、神傳略之、鎮座年紀未考、當社始在
大和大路二橋東南、云今塚本天皇是也、然四條院
之御宇、延應元年、九條道家公、就東福寺建立、以社
移深艸極樂寺村南稱故天皇。

(社神寸繪眞)

(社尾藤)

○同東西攝社八幡宮・眞幡寸神社 今此無社號。未代
所混雜乎、所載〔延喜式〕山城國紀伊郡眞幡寸神
社二座上。〔日本後紀〕曰、弘仁七年七月乙酉、山城
國紀伊郡飛鳥田神・眞幡寸神預官社列並鴨別雷
神之別也。〔兼邦神道百首注〕云、日本後紀により
て是を案ずるに、眞幡寸神二座、則旗纛之神、鴨別
雷之神別也云云。稱徳天皇御宇、神護景雲年中、當
國紀伊郡藤尾地鎮座、其舊地今稻荷社地也、依稱
藤尾社、又稱神號藤尾天皇、早良親王在世時、尊崇
當社。

後花園院御宇、永享十年四月二十八日、依將軍義
教公命、稻荷社自山上三峯、今地至遷座、當社今藤
杜地遷也、以伴義稻荷神官此神爲産沙神也、
右の説、洛下の住、端氏良例演説也。

俗説、今稻荷社地藤尾社、舍人親王廟也、此義非也、
此廟和州添下郡在松尾寺、此寺親王本廟也、安十
三重石塔

○奥山 在藤杜卯辰方一町許。此所上古往還道也。傳云、右
猿丸大夫此所に住すと。然其未見實記。

藤杜北方舊跡未詳所
△堂 △石塔 △舞臺 已上北方畠の字

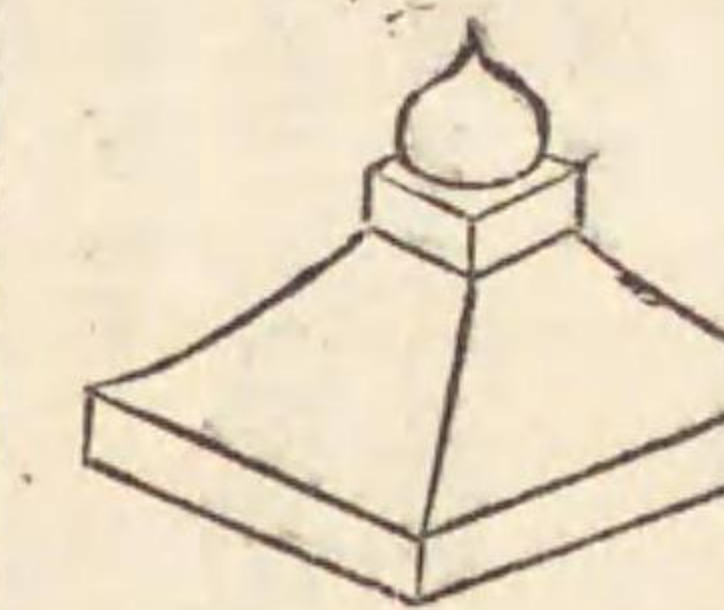
○筆坂 地名。在藤杜東大龜谷。秀吉公代、筆工の名人住す。依て號といふ。

○大龜谷 地名。在藤杜異。其地中に街道あり。東は宇治路なり。藤杜の東の方、其西南は伏見、東北は至江州大津。大龜谷名義説々あり。一義云、古伏見の城繁榮の時、此邊亦繁昌す。元より自京師至宇治道なり。此所に茶店あり。女有て是を商ふ。容色ある故に舉世賞。其名を於龜と云ふ。仍於龜茶屋と稱し、地を於龜谷といひしより、名となるなり。

○寺町 同所藤杜東を云。南北二町餘の所也。此所は秀吉公伏見の城を築玉ふ時、其地の近邊に在る處の寺院をして、引移さる、所也。其後寺院又他所に移る。殘る者は即成就院耳也。

○即成就院 在藤杜東至北三町許。今草庵。道東方西向にあり。本尊 阿彌陀佛坐像七。作惠心僧都。脇士二十五菩薩坐像二尺。同作。兵亂の時、半失して今十一體あり。

○那須與一宗高塔 在同所。石塔婆 不見銘。



高八尺許、巡一圍許、笠石なし。此笠石御香宮の卯辰方、四分一村の中、有其所本名即成就院村也。即成就院の舊地也。又此石塔同形者、東山六波羅密寺の東側にあり。

此所入笠石所

(屋茶龜お)

即成就院、初御香宮の卯辰の方三町許に在り。秀吉公伏見城造營の時遷す所也。○本尊傳云、往昔惠心僧都、山門の東坂本に在て、道俗を集て説法せり。聽衆集ること市に不異。或日説法の終りに、老翁あつて僧都に謁して曰、明日艸庵に請じて齋を可獻と。僧都の云く、何れの所の人ぞ。翁曰伏見の邊に居すと。僧都即其請を約す。翁悦で去る。明日に至て、僧都弟子一兩輩を具して伏見に向へり。然共於伏見何所と云ふ事を不知。是故に弟子等は怪ながら、師と共に伏見に至る。其道適指月を過る。彼翁道の傍に立て向ふが如し。頓て僧都を艸庵に請す。僧都即佛所に向て讀經を初む。經漸過れ共、齋を調する體なし。畢て後、漸有て翁曰、師に齋を備ん。師は天上の食を欲すや、極樂の食を欲すやと。僧都即其異人なる事を悟れり。云、願は寶土の食を可得と。翁即庵外に出て西に向て招く。暫あつて、化人美膳を持來て一座に備ゆ。齋畢ば即其行方を不知。僧都曰、翁は何人ぞや、神變を現する事、願は其義を舒よ。翁曰、吾は是佛世に在し唯摩居士也。師の法徳を感ずる故に現すと。僧都即席を下て拜をなす。然日、親しく尊顔に謁し、剩寶土の妙味に飽と、生前の悦也。但又冀は以神力、淨土正眞の如來を拜するとを得ば可ならん。翁曰、善哉、其望める所最安しと。又戶外に出て、

西天に向て禮す。即時紫雲群發り、音樂聞ゆると等く、光明赫々たる如來及二十五菩薩、空中に現す。漸あつて西天に飛去る。翁又忽然として不見。然後僧都感信の餘り、其地に止在して、則影向の相をして、後世に爲殘、如來并菩薩の相好を手ら刻で、一字を建て安す。今の本尊是也。

(とこふ云と院成就即)

○即成就院と號する事 奈須與一宗高、或時頼朝の勦氣を得て、伏見里に蟄居す。建曆の始、頼朝公平家追討の院宣を得て、舍弟義經其大將軍として西國に發向す。時に宗高が勦氣を免し、於伏見、宗高を召出して、頼朝の赦狀を遣して軍中に具せり。宗高元より當院の本尊を崇敬す。則出陣の時當院に詣し、於佛前誓曰、此度於西國一譽を得せしめ玉へ、若爾ば當院を可再建と。即佛前の幡を採て、驗の上に加て西海に趣く。果して扇の的を射て名を天下に響す。是即本尊の加護也。遂に當院を建立し、所願成就の義を以て、改て爲即成就院。兼又菩提の感果を誓て、逆修の石塔を起立せり已上傳記。

○淨惠橋 在即成就院北、街道中。渡南北。名義不詳。右橋の北は、上に云ふ至谷口。自橋三町許。

○妙龜山隆閑寺 在大龜谷東宇治道南。宗旨 法華 佛殿

西向當寺は法華勝劣義の學室也。開基、洛陽本能寺日達上人。

○古御香宮 在即成就院異木幡道東山上。鳥居西向宮。當宮は、秀吉公伏見の城を築玉ふ時、其評議云、御香宮甚城廓に近しと。此故に彼神殿を當山に移す。其後城中に於て怪異屢おこる。皆云く、是即御香宮の地、變改の神祟なりと。仍又今の御香宮の地に、神殿を造て奉遷。然して怪異忽止る。件の故に號當社云古御香宮。

○天王山佛國寺 在古御香南。門南向。前在石壇。同右傍立制碑。銘 不許葷酒入山門 門額 天王山暨額 木庵和尚筆。

○佛殿 南向。額 佛國寺額額。高泉筆。額 普光明殿額額。同筆。額 大圓覺額額。同筆。本尊 釋迦佛坐像三。脇士 左文殊 右普賢坐像一尺七寸。脇壇 東 毘沙門天立像三。西 達磨大師坐像二尺許。

○大悲閣 在門内東西向。額 大悲閣額額。高泉筆。安閣觀音。○選佛場 在閣北西向。額 選佛場額額。即非筆。本尊 觀音坐像三。自佛殿已上像新作。此所會下徒坐禪所也。

○食堂 在佛殿右傍東向。安 韋駄天王立像三。新作。○開山堂 在選佛場北西向。額 無盡燈額額。一乘院門。主信敬法親王筆。壇中央退五尺許、口箱段、其上唐戸二枚

内板敷 開山高泉和尚像長四尺許 ○經藏在佛殿西東向。經黃藥印 ○浴室 在門内西東向。方丈 在佛殿北南面。

名所

(水涌金)

○金涌水 在寺西松樹下。○千佛臺 在後山。

(來由の號山)

山を號天王山は、高泉師、初黃檗國師に從て住山の時、近邊を旋歩せるに、小敷の邊にて、古たる佛面を拾へり。歸て弟子を招て之を見せしむ。弟子等尙其所に至て、餘の支躰を尋るに、所々に散在す。採歸て集合するに、全躰することゝえたり。終に佛師を召て令見に、毘沙門天にして、弘法の作と云ふ。命じて修造莊嚴せしむ。時に西國の武士登山して、其の旨を聞て其施主となれり。夫より無程して、當山高泉の手に入れり。咸云ふ、此像和尚に縁あり。奇なる哉と。仍堂に安置して、用て爲山號。初

(寺光永)

所有寺を號永光寺。如今は延寶年中の再建也。後水尾院勅して、堂に大圓覺の號を賜る。御取次姫宮林丘寺公、勅筆今文庫に納む。開基 高泉和尚、黃檗山隱元附弟、大明國人住黃檗山、第五世也。元祿八年十月十六日化、同十八日於黃檗山後山火葬、骨收當山。

△八科峠

在佛國寺南。名義不詳。木幡所名風土記作木幡延喜式作數波多 凡木幡と號するは、八科峠より南也。

(山驛) (峠驛木)

西は六地藏堂の西の山上の谷を限り、東は日野の西の界を限り、南は宇治郡の北爪を限る也。此四至上古の定也。今云ふ所異あり。見次下。

●木幡關 舊地在八科峠南二町許、六地藏堂西北山上一町餘。是即古の關所也。今關山と云、又木幡峠と云ふ。平治物語第一に、信西入道が下人等、木幡峠にて行逢ふ由載たり。

●關守屋敷 在在所。今字になす。右此所古の往還道也。南より至る所は、今の六地藏堂の地を、北の山上に通る、西北に到る。自此末の街不詳。如今六地藏より藤杜の南に通るは、秀吉公伏見城を構玉ふに、木幡關路、城外の良に中て、往還の輩郭を見下す故に、改關所也。又此所紀伊郡なり。今云ふ所の木幡里は、宇治郡也。是又後世の定也。

○木幡關 咏和歌。

春ははや木幡の關の朝ほらけ、都のたつみや、かすみぬる 爲 尹

【新後拾遺集】 遠からぬ伏見の里の關守は、木幡の峯に君そすへける 家 隆

(山驛木)

○同山

木幡山君かゆき、は馴にしを、かちよりをくる旅そ悲しき 高階宗成

こはた山花のにしきは折てけり、柳櫻をたてぬきにして 堀川右大臣

○同峯 雪深き木幡の峯を詠ても、宇治のわたりに人やまつらん 小 宰 相

【月浦集】 待わひぬ今宵もさくや山城の、木幡のみねの遠の白雲 後 京 極

○大善寺 在關山麓。寺門 南向 宗旨淨土。傳云、古天台宗にして號法雲山淨妙院。

○地藏堂 在在所。堂形六角 東面 本尊 地藏菩薩立像五尺許 作小野篁。傳云、文德天皇の御宇、仁壽二年壬申二月三日に當て、小野篁冥土に至るに、地藏薩埵諸罪人のために、分身して濟度し玉ふを、親り拜し飯て、其結縁を以て、末世の群生に施んため、一木を以て手ら六道能化の姿を造立す。然後同二十日に卒す。五十一歳。天皇詔を下して、於此地佛閣を建立して、件六體を安置し玉ふ。是故に里を六地藏といふ。餘五體像、如今他所に置ことは、保元

二年春、平清盛入道の志願なり。其所安諸方より帝都に至る路口也。絡繹の道俗をして、弘く可令結縁謂なり。每歲七月二十四日、當國の男女其所々に巡詣す。云六地藏巡。其地山科・御菩薩池・鳥羽・常盤・桂・常寺是也。相國公造營の堂形、皆六角也。今尙所存、當寺・山科・常盤なり。餘は改造る。

○墓墓 在在所後山。但准築者なり。實墓記前卷。追考

○履鼻 在深草田谷村島中。此所普明寺舊跡也。云云【眞言血脉抄】中云、聖寶尊師深艸里普明寺而遷化、此日有勅被行御誦經、聖主悲歎、遺弟戀慕、無如之、入棺後、怪事故、開棺奉見、只幡計殘、現身詣都率内院申也。中略、私云、深草而渡天之時、於岩上留雙履、名其所、號履之鼻云云。可尋知者也。已上。

山州名跡志卷之十二 終

山州名跡志卷之十三

瑜伽林隱士 如是相白慧撰

紀伊郡

(墨染見伏)

墨染 所名 藤森南一町、其所東西南北共に二町の地也。此所今伏見領也。依て伏見墨染と云ふ。實は深草の郷内也。古此所、一面の郊原にして、有墨染櫻。【古今集】上野岑雄が和歌に、「深草の野邊の櫻し心あらば、此春ばかり墨染にさけ。」此和歌は、昭宣公薨去の時、哀傷に不絶して、彼櫻樹に向てこれを詠す。無心非情といへども、應感、服衣の色に咲しとなり。公は太政大臣攝政、從一位基經、號堀川大臣。寛平三年正月十九日薨す。諡昭宣公。深草に葬す。【古今集】詞書に、堀川のおほきおほいもうち君、みまかりける時に、深草山におさめけるにと云云。

○墨染寺 在同所通東西町。門 北向 寺 西向 宗旨法華。再興日秀上人。此所古貞觀寺地云。今門前大路は、後世に所開。古一町北を通過て、東方藤社社前に通す。寺如今は

(櫻染墨)

舊地の西端也。庭前に有墨染櫻。但古木有し所は、是より遙長に當れり。今有は所准植也。日秀、秀吉公の得愛近習他に異り、依て時々來駕ある故に、御成間・書院等あつて、寺境廣く、塔頭七院あり。如今は後世の衰微也。○當寺に秀吉公衣冠畫影あり。長谷川等伯筆。影上に秀吉公筆有和歌。「あはれてふ色香をささる櫻木の、花の面影墨染にして平假名。右歌、是より先、細川女官の詠にして、自筆の短冊當寺にあり。公之を取て、影讚に用ゐたまへり。

○墨染櫻 或説曰、彼花、黑色に咲しと云ふは虚説也。又岑雄歌、深草の野邊の櫻し心あらば、と云ふは、必しも一木をば云す。惣じて深草の櫻を云ふ也云云。愚案、此説不審し。女官の詠歌も、黑色に咲しを賞美せり。又岑雄歌入【古今集】。女官は其世の歌人、【古今集】傳授の人也。若虚説ならんには、女官如何ぞ件の咏有んや。彼集傳授の奥義も、黑色に咲しを用ゐる義明白也。不可思議、理を破するは腐儒の見識也。梵漢は不言、慈惠・仲算法論の砌には、時ならずして禁庭に花咲、車牛作和歌、聖一國師入寂の時、竹葉變白し、桐樹自枯る事、載記傳詳也。是をも可破、何不破哉。又圓融院崩御の時、墨染櫻ある由、載【世繼物語】寛平の御時より圓融院崩御、一條院の御宇正曆二年

に至て天子八代百二年後也。此樹名譽の故に、繼取て愛したる歟。

○【世繼物語】今はむかし、圓融院かくれおはしまして、墨染櫻おもしろかりける、折て人のがりやるとて、實方の中將、

墨染の衣うき世の花盛、折わとれてもをりてける哉

○欣淨寺 在墨染寺南隣。門 西向 宗旨淨土。佛殿 南向 本尊 阿彌陀佛。佛像七寸五分。唐

此像、印相尋常に異す。釋迦・阿彌陀・大目三身合躰也。當寺初、禪宗道元和尚の所開、中比眞言、近世改淨土。中興欣譽苦厭上人。

○少將井 又墨染井 在佛殿前。傳云、此地は往昔四位少將の宅地也。故に世に深草少將と云ふ。此井少將の愛せる所也。近隣伏見大路、茶店の前の井を墨染井と云ふは、蓋此井を所誤也。

○少將塚 在同所。

○小町塚 在同所。傳云、少將小町を戀るに、小町其志情淺深をしらんため、車棚に百夜通べしと。少將即此所より小野に通ふ。小野は自此東方に當て、一里餘にあり。今墨染の東、大龜谷を経て、至小野。此路少將の通て、志

(塚町小)

(井染墨又井將少)

(野見伏) (見伏の竹吳)

願を不遂を以て、後人は是を忌て不通、秀吉公伏見城に訴する者、此路を行に、所望無有理。是彼故なりと云て、彌行者なかりしより、往返なしと云ふ。竹下道 未考。咏和歌。伏見爾加々留竹乃下道と。如云上、墨染の地、元來深草の郷也。仍載此。○里 深草や竹の下道分過て、伏見にかゝる雪のあけはの 前關白太政大臣 伏見 是即庄號也。伏見の方境は、今墨染寺の南、二町許に左右の辻あり。是北の界也。但、今所定伏見領は、稻荷北一町餘、大路の石橋を限る。南は京橋南十町餘、至淀堤の上に界あり。西は竹田大路を限り、東は古城山異、豊後橋を限る。所咏和歌、里・山・澤・野・村・津等なり。○里 拾遺集 とけてねぬ伏見の里の名のみして、たれ深きよに衣打らん 定 家 吹 くれ竹の伏見の里にふす鴨の、床も夜寒に秋風そ 爲 時 右稱吳竹伏見證歌也。菅原伏見は左大和。○伏見野 咏古歌。秀吉公の御時より、人家を立て町と

なす。

〔夫木集〕

深草の里の夕風通ひきて、伏見の小野にうつら鳴なり 定 家

同

伏見野や川そひ卯木花咲て、波は垣根の物とこそみれ 家 隆

按に、伏見、上古は民村にして、有九郷。所謂、即成院村・森山村・久米村・舟津村・石井村・保安寺・北村・北尾村是也。右即成院村とは、古即成就院有し所也。舊跡今御香宮の卯辰に當て三町許、今云ふ江戸町の東也。保安寺村は、即成院村の坤の方、一町許に島字にあり。此寺、伏見の城造營の時、他所に移る寺也。今洛東泉涌寺の塔頭となる。伏見如今、秀吉公の代より、呼所の號を以て、地の字となして、其初の稱號名跡悉く滅せり。今所存町數二百六十三町、舍屋六千二百五十軒、橋十九行中書嶋二。○寺院九十九所、社三所。

○傾城郭 在墨染南一町餘。郭南面、鐘木町と號す。謂意は、町の形丁に類するの謂也。初の名夷町と號す。此地は富田信濃守宅地也。此所開闢の來由は、秀吉公世、林又一郎と云ふ者、訴訟を遂て、今地より西方、田町と云ふ所を乞受て、慶長元年丙午に遊女町を開く。然後、秀吉公大坂

に移り玉ふ故に、田町亦衰滅に至る。其後又渡邊掃部・前原八郎衛門と云者、時の奉行長田喜兵衛・柴山小兵衛に乞得て再興す、今の所是也。時慶長九年甲辰十二月二日也。其時長田・柴山兩人御赦免の趣を書て、渡邊・前原に遣す。前原氏の轡、今尚所持する也。

●故城 在伏見山内御香宮東。文祿三年秀吉公の造營也。奉行入佐久間河内守・瀧川豊前守・佐藤駿河守・水野龜介・石尾與兵衛等也。其後慶長五年七月晦日、石田三成が逆心、同與力金吾秀秋・宇喜川秀家等此城を攻る。江州永原の兵士、敵に通じて落城す。城の内には、鳥居彦衛門・内藤彌次衛門等討死。○此所初小城あり。水淵大和守所築なり。

○伏見山 右同所也。南北五町許、東西或二町、或三町許。山咏和歌。

伏見山妻こふ鹿の泪をや、かりほの庵の萩のうへ拾遺愚意 定 家

の露 玉吟集 定 家

ふし山秋の田面の色つくは、松のみとりそよそ拾遺愚意 家 隆

●松原山 不詳。出〔風雅集〕。〔風雅集〕八月十五夜、伏見に御幸ありて、人々に、月の歌よ

まさせ給ひけるつるてに、

軒近き松原山の秋風に、ゆふくれきよく月出にけり 伏見院

(丘見月)

○伏見尾山 ○月見丘 今不詳。出〔盛衰記〕。文に、伏見尾山、月見丘を越て、法性寺一二の橋より入もあり卷二十五。御諸地名、云御香宮地。

(條手合)

○御香宮 在伏見山西三町許。門前を合手條と云ふ。是則古城合手口順路也。門南、鳥居同木、拜殿南、神殿同所祭神功皇后、鎮坐記不詳。傳云、初所祭九坐の神にして、神輿九座あり。土人産沙神也。例祭九月九日、神輿一基、所載〔延喜式〕御諸神社是也。鎮坐記未考。一書曰、貞觀年中御勸請也。

(水香御)

○藥師堂 在拜殿西。東向。作不考。

(宮札金)

○御香水 在鳥居東傍。傳云、上古此所に清泉涌出す。其水香しくして四方に薰ず。病者服すれば忽愈。願者は本懐を満つ。然れば即稱當宮云御香宮也。傳云、此地初有金札宮。其時當宮地は、南方、今の奉行館の西、家中屋敷の地也。今尚所有の古木は古の神木也。故に風折、或は枝を伐ば、即其木を當宮神職の家に送る。

攝社

(町盤幣)

●常盤井 今亡。始在御香宮自東津、南三町許、西方人家後。今尚稱地云常盤町。諺云、此井を常盤と稱する事は、昔左馬頭義朝の妻、常盤の汲し故也。然れども按に、彼人此地に宿する事、唯一夜の躰、物語に書す。疑らくは後人の作意歟。〔平治物語〕下云、伏見の叔母を尋行たれども、古源氏の大将の北方など、云し時こそ睦も親しが、今は謀叛人の妻子となれば、うるさしと思けん。物語したりとて、情なかりしかども、若や、しばしはと待居つ、待期も過て立るれば、日もはや頓て暮にけり。又立寄るべき所もなければ、あやしけなる柴の戸にイしに、内

○天神宮 在御香宮東一町許林中。鳥居南柱。宮南、所祭天満神。安神木像。當宮鎮座記不詳。宮再興の記板、宮内にあり。應永十六年午六月一日。

○春日社 在本殿後南。金札社南。

○熊野權現 其西。○新宮 其西。

○鳥居南柱。○天満宮 在二宮東。○那知宮 其西。

○夷社 在本殿東西。○住吉 其北。○祇園 其北。

○若宮八幡其北已上。○東照宮右社北。

○辨財天其南。○伊勢内外宮 在本殿後。

(橋柱)

より女立出て、情有てぞ宿しける。世に堪ぬ身の旅ねとて、憂ふししけき竹柱、在甲斐もなき命もて、獨なけきぞ菅筵の、七輔と思ふ人はなし。されど今宵も三輔にたゞ、伏見の里に夜を明し、出れば頼て木幡山、馬はあらばや歩行にても、君を思へば行ぞとよ。下略。○今一所稱常盤井あり。自此寅卯の方四町許、仙谷溪光傳寺の境地あり。常盤は不變の義に名る也。水に無衰滅の謂也。彼井委
○豊後橋 本名桂橋。在常盤町南二町餘。橋行百十間。北は紀伊郡、南は久世郡也。南の爪左右に道あり。左は至島村、横島・宇治、右は至奈良。其中間は、至所々不違記。此橋及び南の方左右堤、共皆秀吉公の代所造也。伏見院皇居ある時、自指月至南洲崎橋にて號桂橋。今號豊後橋。秀吉公の代、此橋乾邊に以有別所豊後守亭宅稱之。凡當所橋名義、皆以如此。稱肥後橋、橋邊因有加藤肥後守亭也。其餘毛利橋、阿波橋同之。

(竇立)

○指月 地名。云橋北至東二町餘内。此地景色あり。東南西に渺々たる流あり。異に巨椋入江、東に伏見澤あり。爾ば便、愛月に無雙の景色也。故に此名をなす。地に在月橋院。此院の後丘の上、北方二町許に、通東西街あり。是を號立賣。秀吉公在城時所開也。指月は、此街南東西三町許の惣名也。

(寺光園)

○指月山月橋院 在右同所。寺南面宗旨禪曹滿。額月橋院。額木庵筆。本尊釋迦佛坐像一尺。脇士左普賢右文殊坐像各七寸許。觀音堂 在同所。此地始般舟三昧院あり。其院中比洛北に移る。禁裏の御菩提所也。其後當禪院を立る。開基不考。
○月見丘 一名伏見丘。云月橋院後丘。
○月見池 在右同所。今埋て形存す。傳云、伏見院御時所造と。
○學校 月橋院の後丘の内良方、云前立賣より半町許南の字也。今誤て、ぐはつかうと云ふ。此所は、東照宮學校を艸削し玉ひて、僧俗の入學を爲勸、足利學校住職、召僧三要、可爲師範旨被命、一寺を建立あつて、號圓光寺。今一乘寺村にあり。職前卷
○免長老 是亦字也。學校の坤一町許にあり。此所は禪刹之僧、録司承免長老の居所也。依號之。然當所の古跡、大光明寺至再興、因招請移住彼所。見次下
○伏見田居 云月橋院邊東歟。咏古歌。【萬葉】九。おほくらの入江ひ、くならいめ人の、伏見の田居に田鶴鳴わたる。
巨椋入江 當指月南九近。巨椋入江と云は、西面に渺々たる流あり。是宇治川・伏見川の流にて淀に至る。其所乾

(江入掠巨)

より坤に度て、其中入江也。自伏見當異也。件歌は、伏見より詠見する趣向なる歟。
○伏見澤 云指月東。宇治頼政謠曲、京師より宇治に至る道行に、伏見の澤田見え度ると、云ふ是也。咏和歌。
【新拾遺集】

冬の夜の寒けき月に數見えて、伏見の澤にわたる水とり 乗功法師

【長秋集】
あはとのみ伏見の澤に立嶋の、羽かすに落るわか
なみたかな 俊成

(堤流・堤掠巨)

凡伏見郷、異より乾に至て渺々たる地也。西より坤に至て、其距一里餘は悉澤也。其中南北に通て、巨椋堤・淀堤あり。其外葭葦原あり。今此指月の邊、古には一面の野徑にして、民家送々にあつて農業の地也云。
○大光明寺 云上學校の良二町許なり。共皆平直の地也。此大光明寺出【太平記】文曰、新院は、伏見の大光明寺にぞ御座ありける云。卷三十三。開基不考。後世此寺衰微す。秀吉公の世、禪尼孝藏主再興之、移洛北相國寺封地、號大光明院。今尙存せり。
○光嚴院 在伏見奥由載【太平記】今不詳。文曰、光嚴院禪定は、伏見里奥光嚴院と聞へし、幽閑の地に住せ玉ひける卷三十九。按に、伏見の地勢如云上、於當所奥と云

(院明持)

んは、墨染より東、城山の外、更無隱隈地。其所は皆古城の界内にして、其名亡滅する歟。一説、彼院他に移す。今藤杜東、西福寺是也と云。
○伏見寺 不詳。【拾芥抄】云、伏見寺即成院後編。如此ば、即成院は、云前即成就院なる歟。未決。古老曰、此寺在指月。云指月、月橋院の後丘を云ふ也。此地東西四町許を云ふ。北は御香宮の東につゞけり。俊綱伏見に住せる旨、載書於伏見所詠和歌、載【後拾遺集】。都人くるれば歸る今よりは、伏見の里の名をばたのまじ。○俊綱傳云、左大將從一位、攝政關白太政大臣頼通公男、正四位下修理大夫號橋、住伏見。系圖傳
○伏見坂 在城山巽麓。出古書。
○伏見皇居 稱持明院。舊跡不詳。或曰、御香宮東南の地也。又は指月其所也。愚案、伏見院御製に、軒近き松原山あり。然は今城山に近歟。【太平記】の世は此院荒廢すと見ゆ。荒て久しき伏見どの、といへり。此所伏見院。後伏見院皇居也。又光嚴院・光明院・崇光院東宮直仁、此所に居玉へり。觀應二年、伊勢國守源顯能、南帝の勅にて此所に來り、右御方を、吉野の奥賀名生に奉籠。崇光院於此所崩す。御子榮仁居住す。應永廿三年於此所榮仁薨す。其後貞成親王住す。後法體して號道欽。榮仁親王子

○金札宮 在伏見鷹師町。門鳥居西向。社西向。所祭 天太玉尊。鎮坐記未考。

○油懸所名。云京橋北二町、通東西地一町。在地油懸地藏一故也。

○油懸山西岸寺 在同所。寺門南面。宗旨淨土。屬知恩院。本尊 阿彌陀佛三尺。作定朝。開基雲海上人號西蓮。仍所開稱寺號西岸寺。

(油懸地藏) ○油懸地藏 門内安小堂。堂南面。地藏菩薩立像五尺。作不詳。號油懸事。從古祈願ある者は、以油此像に灌時は、即所願を滿る也。其濫觴云、昔山崎に住で油を商者あり。或時油を荷て當門前を過るに、忽地に倒て、油を翻して餘殘幾なし。忘然として立つ。思惟すらく、是命なる耳、若不爾前程に災あらん、歸には不如と。所殘の油を以て門内の地藏菩薩に灌で、一念の殘執なくして歸る。其後幸日に盛にして家大に富ぬ。爾より已來、世に傳て有願望輩、油を灌て成辨に酬也。今尙靈應新なり。

(立旗) ○旗立 云西岸寺地。傳云、往昔神功皇后三韓追討の時、豫此地にして軍卒を揃玉ふ故に、號處なり。

(院光東) ○醫王山善福寺院東 在同所。宗旨禪。門東向。堂同本尊。藥師佛尺餘。作 行基 脇士 二天三寸。新作。○十二神將立像二尺餘

○天王社 在同所。社南面。所祭天武天皇御靈。社記未考。土人爲産沙神。例祭 九月十六日、神輿一基。同天皇社、勢州桑名町にあり。

○肥後橋 在京橋坤八九町許。橋渡東西。下三橋村名。在右橋西。

○天王社 在同所。社南面。所祭天武天皇御靈。社記未考。土人爲産沙神。例祭 九月十六日、神輿一基。同天皇社、勢州桑名町にあり。

作行基。當寺開基。行基菩薩。

○京橋 在油懸東一町餘。橋渡南北。長二十二間。下流宇治川末也。

○伏見院 在右橋卯辰三町許。其地松林院東也此寺宗廟。此院納御骨處歟。【皇代記】曰、文保元年九月三日、崩於持明院殿。四日火葬伏見云。

○肥後橋 在京橋坤八九町許。橋渡東西。下三橋村名。在右橋西。

○天王社 在同所。社南面。所祭天武天皇御靈。社記未考。土人爲産沙神。例祭 九月十六日、神輿一基。同天皇社、勢州桑名町にあり。

○澁堤 在右橋西爪南。秀吉公御時所設也。

○澁堤 在伏見南一里。古伏見より到るには、舟渡也。陸路は、今の横大路の東に有て、今云ふ水垂東道に出づ。上古其間に、赤井河原・同橋あり。其道北は鳥羽に至り、九條に向ふ也。號澁は地勢に因て號る也。【顯注密勘】云、澁はよどみをいふ。水の、流もやらでといこほり、ぬるくとまれる也。それをば澁といふ。河澁ともよめり。此澁川といふも、桂川・鴨川・宇治川・木津川等のおちあひて深ければ、よどみぬるくながる、なり云。

澁 詠和歌

○伊勢向宮 在同所。鳥居向甲西宮。同所祭 天逆向津姫命。是即天照大神也出實基文圖。

石清水神司説曰、依八幡遷幸之緣號伊勢向、而祠于此云舊書。○【日本紀】曰、神功元年三月壬申朔、后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武内宿禰、令撫琴、喚中臣鳥賊津使主爲審神者、因以干繪・高續置琴頭尾而請曰、先日教天皇者、誰神哉、願欲知其名、速于七日七夜、乃答曰、神風伊勢之國、百傳度遇之、縣之折鈴、五十鈴宮所居神名、撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命焉。例祭九月十日。因云、此宮の地橋より低し。土人曰、此地浮島なり。洪水雖浸橋不至宮。増水隨て、宮猶水上にある也。

久世郡 自小橋西水垂、至大橋南爪及大橋東北。

○小橋 在澁。下流巽は木津川、北は宇治川及伏見澤の落合也。橋渡南北。橋行七十間一尺五寸。此橋は當所に城郭造營の時、秀吉公の時懸らる。上古には橋一つ有て、從此南にある歟。

水垂地名。在小橋乾隔川。此地南北八町、人家片方東面。西は山崎路に續く。古歌に、澁の川舟、繩手拽竹下道等之を詠するは、此岸を伏見に上るを云ふ歟。蓋上古の路也。

【夫木集】 舟おとす澁の河瀬の朝きりに、たえくみゆる岸のかち人 爲 家

【名寄】 綱手ひく竹の下道霧こめて、舟路にまよふ澁の川 後 京 極 後 京 極 後 京 極

○澁野 於此可言野所今無し。按に城郭の南の地ならん歟。詠和歌。

【新後拾遺集】 あやめ草けふかる跡に残れるや、澁野におふるまこも成らん 前 關 白 太 閤

【御集】 山城の澁野のまこもたえくみ、亂てやとる夏のよの月 後 鳥 羽 院

○澁里 古民村なり。詠和歌。

【御集】 五月雨やまのあまりのほと過て、あやめもしらぬ澁の里人 順 德 院

【長秋集】 たえずひく澁野の里のあやめ草、猶萬代も根はとむらん 俊 成

○伊勢田 云澁小橋寅卯洲崎。此地に伊勢向神殿ある故に號るなり。

此所至北菱川・赤井に出づ。

○淀姫社 在在所。鳥居石柱拜殿同社同所祭今三坐也。根本一坐 淀姫神今祭千觀内供靈神東間天神西間

○若宮 在本殿西南向。神傳未考。

○火大神 在本殿東南向。同上。

○地藏堂 在火大神東南向。

(塔)

○塔多寶塔

在拜殿東西向。本尊大日如來坐像作不詳。當社記未考。傳云、當社は千觀法師肥前國佐賀郡川上與止女神奉勸請處云云。或書曰、肥前州佐賀郡淀姫大明神者、欽明天皇甲申冬、所鎮坐也。一名豐姫云云。一説曰、淀姫明神者、八幡宗席之叔母、神功皇宮御妹也、征伐於三韓之日、得草滿二珠、没凶賊於西海、文永弘安今者、施風雨神變、而摧敗幾多賊船於波濤也。下略。○【三代實錄】曰、貞觀二年二月八日己丑、豫等比咩神授從五位上卷四下

○千觀傳見前卷。當社土人爲産沙神。例祭九月十日、神輿一基。

○大荒木杜 在古同所。今亡。詠和歌。

【御集】

暮て行秋の名残は大荒木の、杜の梢に有明の月 後鳥羽院

【月清集】

夏草の風にみたる、夕暮は、秋のみふかき大荒木の杜 後京極

【顯注密勘】大荒木の杜は、能因が歌枕には、山城國にありといへり。古き物には、杜をば大荒木森といふなり。是も、こゆるぎの磯といふところの有によりて、惣じて杜を、大荒木といふなり云云。

○浮田 此號今亡。見在所。詠和歌。

【長秋集】

下草ははするはかりに成にけり、浮田の杜の五月雨の比 俊成

【五二集】

春くれば浮田の森にひくしめや、苗代水のたより成らん 家隆

○浮田池 今亡。見在所。詠和歌。

【天木集】

鴈のくる浮田の池のすみえずは、よそに成ける月をしく思ふ 長明

○阿彌陀寺 在淀姫社北四町許。宗旨淨土。寺門東面。本尊阿彌陀佛立像三尺四五寸許作不詳。

傳云、古淀彌陀次郎、當所の水底より、獵網に揚る所の像也。出現緣起、五箇庄同西方寺。但次郎が父は、江州眞野

の産にして、兵衛貞次といへり。有故故里を離て此邊に住し、於此次郎を誕す。當寺始、今所より北西にあつて、云永輪寺。今宗中興觀空法師。

○相撲辻 出【太平記】古淀姫社の南にあり。亡滅の所也。其故は、淀城造營の時、地を斷て爲河、河を埋て爲陸也。

【太平記】云、淀の大明神の前を引時、細川卿律師定禪、六萬餘騎にて追懸たり。新田越後守義顯、後陳に引けるが、返合て相撲辻を陳にとる云云。如件ば、此辻淀姫社の前に在しと明けし。此前を引時といへば、此地古は街道にして境地廣こと顯露也。如今は、鳥居の前纒にして則汀也。

○禿辻 是又亡滅の所。

○扇崎 古河中にあり。同上。

○楊枝嶋 同上。詠和歌。

【天木集】

淀川や楊枝か島に住千鳥、はしにてなとか羽をくしるらん 讀人不知

○淀城 秀吉公の室、此所に在住あり。仍號淀殿。傳云、初岩城主稅助が所開也。於此信長公と戦し由、載【信長記】今の營は伏見城を移し所造也。

○彌陀次郎宅 傳云、古彌陀次郎と云ふ者、此所に住て漁をなす。其地城東、今家中土館の地也。次郎傳委未卷

(橋長)

(條川古) (渡戸對)

○孫橋 在淀町中。稱孫橋は、小橋と大橋との中にある謂也。

○大橋 在孫橋南。此所淀郷南の界也。橋、丑寅より申酉に渡る。長百三十七間、下流木津川の末にして、西方桂川、伏見川の末と合して、入難波江也。中比此橋、今の所より一町餘北に有。孫橋・大橋・小橋、共皆是秀吉公の時設る所也。大橋別名長橋、詠和歌。此名今は無し。按に上古には、此橋一つ在て餘無二橋。古大橋は自此北にあり。下流又今に異り、今の對戸の渡在大橋東の西より、御牧の東を経て淀川に入り、大橋の下に出し也。其條、今對戸渡の西堤より内は、悉田島となす。今云古川條也。今此渡り往還道は、南は八幡及び其西に、河内并大坂街道あり。

橋の異に到れば、當國綴喜郡川口村・奈良・上津屋・岩田・野尻・大住・岡・山王・新・天神杜・興戸・高木・越津・菱田・僧坊・祝園・土師を経て、大和歌姫口に出づ。此橋東西に懸る躰載【太平記】但筆者の誤なる歟、不審し。卷三十一云、八幡え推寄て一軍せんとて、淀より向はれけるが、法性寺左兵衛督、爰に陳を取る。淀の橋三間引落し、西の橋爪に搔楯かいて相待けると云云。

○大渡 出古書。或淀の渡とも。今此名亡し。言は渡口廣莫なる謂也。古橋舟渡ともにあり。橋出【平家物語】卷之

(渡崎山)
九。樋口次郎都に軍ありと聞て、取て返して上る程に、淀の大渡の橋にて、今井が下人に行合たりと云。右此所云大渡こと明し。又【太平記】には云山崎渡。

○長橋 有云、非橋號、云渡口也。

【夫木集】

舟よはふ淀の長橋引かえて、やすく渡らん我世と

も哉

爲 家

○淀渡 詠和歌。

【御集】

時鳥雲のはつかに聞ゆ也、淀の渡のむらさめの

そら

後鳥羽院

【御集】

此比は淀のわたりのあやめ草、すゑこす浪にかる

人もなし

順 徳 院

清少納言【枕雙紙】、卯月の晦日に、長谷寺にまうづとて、淀の渡りといふものをせしかば、舟に車をかきすへて行に、しやうぶ・こもなど、すゑみぢかく見えしを、とらせれば、いとながかりける。こもつみたる舟のある岸こそ、いみじうおかしかりしか。たかせの淀には、是を讀けるなめりとみえし。下略。

久世郡

(牧御の豆美)

○澤 詠和歌。

【新古今集】

まこもかる淀の澤水深けれと、底まで月の影はす

みけり

匡 房

【新撰古今集】

打わたす遠方人も春とてや、淀の、澤にわかなつ

むらん

成忍寺關白

○一口 在孫橋東十町餘。

愚按、古源平の軍卒、一口に發向する由、【盛衰記】平家物語に記す。凡一口に到るは、從河内・津國・宇治に向ふ順路也。直に入京師時は、伏見の渡、或鳥羽に趣く也。

御牧 所名。大橋北爪に在順路。從此八九町許、境地平地にして、東は久世郡奈良路に續く。比名ある事、古此地に天子御馬、寮御牧有て、御馬を放飼ゆへ也。但牧の地今不詳。按に古歌に、美豆の御牧と詠す。爾る時は美豆・御牧一雙の所也。古美豆御厩あり。御牧より馬を捕て、此厩に蓄繋し也。美豆地如今狹少也。御牧は總名にて、中に有多郷。所謂、嶋田・相嶋・東一口・西一口・釘貫・中嶋・坊池・江口是也。御牧詠和歌。

【夫木集】

蒔てほすみつの御牧の夏草は、しけりにけりな駒

もすさめす

順 徳 院

同

春くればみつの御牧の若草に、あれ行駒の聲そはなれぬ

爲 家

○八幡宮 在御牧。鳥居南宮南所祭 五坐。八幡・神功皇后・苦宮・武内臣・春日、勸請記不詳。例祭八月十五日。

土人爲産沙神。

○玉田森 云同所森。

○薦池コモハ 傳云古御牧ありし所也。又詠和歌、淀の眞薦ある所と。

【後拾遺集】

五月雨はみつの御牧のまこも草、かりほす隙もあらしと思ふ

相 模

藤和田 所名。在同所坤。此所春日神木に藤あり。仍て爲地名。

△夕涼宮 在右同所。小祠南所祭 辨財天。諺云、古風俗歌に、美豆の御牧の夕涼と云ふ是也と。按に是即後人附會の義なる歟。正保の比、世の風曲都巡と云ふ唱歌あり。其曰、美津の御牧の夕涼、尙程近き八幡山と云。此曲初に春を云て、地主の櫻を詠、藤の柱を経て、此所にて夏に遷り、杜里に至て秋を云ふ也。然れば夕涼非所名。時節を云ふなり。

○御園原 在嶋田村民居異四・五町。愚案、上古天子の御

樂園の地なる歟。近隣水主・杷枇庄・富野・寺田等、今尙樂種を作るなり。

綴喜郡

美豆 所名。在大橋南爪。其所有民戸。大路東南に行。東路如云上。南至八幡、及大坂街道也。但云古、自此十町許良方御牧に雙べり。仍て古歌に詠、美豆御牧。如今御牧廣莫にして、美豆其十が一にも不及。如今、木津川の流を以改所變也。故所詠古歌、美豆森・美豆野・同入江等今不定也。

●美豆厩 上古には、美豆は御牧に雙で禁裏の御馬を養畜ふ所也。出延喜式卷四十八日、山城國美豆厩一町十野地五十町餘、右二寮、夏月簡御馬不肥者、遣飼、亦諸寮料馬同令放飼。

八幡 地名。在美豆南八・九町許。去京師四里餘。則山城國南界也。傳云、上古此地には八流の幡を降す。仍號之と。

又曰八幡大神御遷坐の故也と。此所悉神領にして守護不入也。其領、北は大橋爪を限る。八幡に至る道、美豆の東堤の左に南北にあり。南方は、堤上に神領の櫛こある所、是神殿に至る順路也。此より一鳥居に至るに、凡五町許、北方は放生川の東、町に至る路也。其路の中、有路傍左西向

小祠。祭辨財天坐像二尺。其西在南向地藏堂。坐像二尺許。其南入町二町許。至西路あり。是放生川東北の畔に出づ。其路南角在東向小祠。所祭天神。

○八幡山 在町西。山形巨東西。一名男山出當宮記載別記。又香呂山。香呂峯とも。行教和尚所號也。

山 詠和歌。

〔夫木集〕

萬代に千世をかさねて八幡山、君をまもらん名にこそ有ける 俊 成

〔月清集〕

やはた山西にあらしの風ふけは、川なみ白き淀のあけほの 後 京 極

○鳩峯 云同所神地。

○大乘院 在男山長麓。門東向。宗旨律。堂東向。本尊千手觀音立像八尺許。作不考。

○地藏堂 在堂前南向。

○神殿 在佛殿南東向。所祭神功皇后。

○宇賀社 在神殿前池中嶋西向。當寺開基。興聖菩薩。

宿院地名 云大乘院南茶店地并御旅所。又號科手元來。宿院號。有云。古放生會に、神輿此所に遷幸の時、僧・神官、勤番の宿所あるを以て號すと。

○一鳥居 在右同所。鳥居石柱。額八幡宮。監額佐理卿筆。

(社の神疫)

○八幡御旅所 在右鳥居内。神殿南面在四門在南北。此所は、八幡御神事・放生會等に、神輿御遷幸の所也。毎歲正月十九日、此所に疫神を祭る也。諸方の男女群詣す。是故に此所を疫神の社と云ふは非也。實は御神の御旅所にて、疫神は一日の勸請なり。疫神祭出延喜式。曰山城堺十處疫神祭。山城與近江堺一、山城與丹波堺二、山城與攝津堺三、山城與河内堺四、山城與大和堺五、山城與伊勢堺六卷十一。右山城と河内の堺と云ふ所は、此なり。社記曰、貞觀二年六月十五日、行教造神殿云。

○極樂寺 云同神殿西佛殿。佛殿南向。本尊阿彌陀佛秘佛。脇士觀音東勢至西各立像。安本尊厨子外。傳云、右三尊當山太神御正躰也。又見。當寺草創、或書曰、護國寺別當安主所建也。緣起曰、傳燈大法師位、安主謹言、伽藍一院號云極樂寺、在山城國久世郡科手、上里右件寺、奉爲石清水八幡大菩薩三所君達・梵天・帝釋・天神・地祇兼師僧・父母・六親・眷屬三有法界、有識無識皆悉爲令往生極樂淨土、以去元慶七年始所建立也。云云。堂前有鐵燈臺一基、秀賴卿御寄進也。

○忌明塔 在極樂寺回廊西門外。五輪石塔長一丈許。無銘。此塔

(動不谷)

は八幡の地人、服者忌明の日所詣なり。開基不詳。

○杉山 云同所西山。

○不動堂 在同所谷稱谷不動。堂東向。本尊不動立像二尺餘。作不詳。脇士金伽羅勢多伽三寸許。新作。開基不詳。本尊靈應新也。

○高良社號下高良上 在極樂寺南門外西山下。鳥居東向。拜殿東向在石。神殿南向。所祭二坐。東間武内臣西間住吉。

○師時記曰江師記。高良大明神者、武内大臣ト云ハ也。高良者藤大臣連保也。神號云高良玉垂命。以干滿兩顆令奉行之。故號玉垂已上。

○二十二社注式肩書曰。石清水別當澄清云、上高良武内也。下高良玉垂也。〔神社啓蒙〕

○小社七座 在同神殿前。未考。

○厩 在高良南東向。神馬あり。

○二鳥居 石柱。在厩南。此鳥居の内外に、登山三坂路あり。所謂太子坂・猪鼻・七曲是也。始北に在太子坂。坂の中左傍に有太子堂。南向。安南無佛太子像。又安阿彌陀佛坐像六尺許。此像古山内所安。堂斷絕移此所。

○男山護國寺 在太子坂上。佛殿南向。本尊藥師佛立像五尺許。安厨子。作不詳。脇士二天尺許。新作。十二神各三尺。作心快法師。

此像江相公、重病を受けて、爲其祈願、心快に命じて所

(寺樂妙)

造也。像半成るに、病平愈すと云云。傳曰、當寺初號妙樂寺。御神遷坐已前の建立にて、開基不詳。或書云、朱雀院承平四年、別當總祐建立す。石清水は、元山寺の名也。御神男山に移玉て後、東面の堂を改て南面堂とす。今の藥師堂是也。貞觀四年十二月二十三日石清水の名を改む。行教和尚之を奉崇。御帳の中古御躰あり。行教の作也。并藤尾寺の御躰之を置奉る。本尊は白檀の藥師如來と云ふ。本尊未分明。江師匠房卿、十二神を造て安置せらる。此故に藥師如來の由、槌流布す。御厨子に奉收。錦の御帳を懸たり。本佛御厨子の前に古佛大小之在るを、社務清秀、當寺修覆の時、大小の古佛を取易て、丈六の二尊を安置し奉る。釋迦・藥師也云云。

○耳言橋 護國寺の上、路の中央石橋是也。引注進禁渡。傳云、往昔八幡・住吉の二神御影向の所也。來由有説々。後人可有考。

○太神宮遙拜所 在同橋傍。有石燈臺。此所當山參詣の輩、遙向伊勢、神明を拜念せよとの義也。

○觀音堂 在同所上左傍西向。本尊千手觀音立像。作未考。

○塔多寶塔 在右上北面。本尊毘沙門尺許。作未考。號寶塔院。

○安宗別當社 在右塔前路左。社北向。所祭行教和尚弟子

塔院。

○安宗別當社 在右塔前路左。社北向。所祭行教和尚弟子

塔院。

○安宗別當社 在右塔前路左。社北向。所祭行教和尚弟子

(曲七・鼻猪・坂子太)

○男山護國寺 在太子坂上。佛殿南向。本尊藥師佛立像五尺許。安厨子。作不詳。脇士二天尺許。新作。十二神各三尺。作心快法師。此像江相公、重病を受けて、爲其祈願、心快に命じて所

靈神也。弘安年中依告勸請。

○釋迦堂 在塔上左方南向。本尊釋迦佛安許 作不詳。

右釋迦堂上。至本殿東面門。

所載次下。從太子坂南。至本殿正面。云順路也。

○猪鼻 在二鳥居内左岩上。傳曰。此路初八幡太神御影向の路と。

○七曲 是即二鳥居中。到正面通也。從此到本殿。四町許。中間に七曲の坂路あり。

○稻荷社 右路の左方西向の小社也。

○景清塚 在七曲上路中央。諺云。昔平家の忠臣悪七兵衛景清。主君平氏のために。頼朝を窺ふ。頼朝當山に參詣の日。此所に臥して相待しと。

○石清水 在同所到右道上左。

○石清水權現宮 在同所南向。前有石鳥居。

石清水詠和歌。

【月清集】

月のすむ秋のなかの石清水。こよひそ神のひかり成ける

後 京 極

秋風や御裳濯川も石清水。君かためとやすみはし

めけん

○宮本坊 在同所。本名行教院。此所行教和尚住房也。當

院什物八幡御自作の寶劔あり。

○盛輪院 在右同所上一町許右。堂南向。本尊愛染愛染堂 尺許。新作。初本尊は八幡御作也。近年回祿す。舊記曰。此

所。八十七代後嵯峨院寛元四年六月一日爲供養當山檢

校棟清願。

○開山堂 在愛染堂南。堂東向。所安行教和尚像坐像三尺 作不考。脇壇左弘法大師。右本覺大師。記曰。眞光院僧正禪

助建。

○三鳥居石柱 在愛染堂西石階上。柱銘。石清水八幡宮者。本朝如在之宗廟。源家尊崇之英靈也。方今奉爲武門繁榮。

懇禱邦國安泰。奉謹彫巨石以爲華表。而建之。正保二年

正月吉日。從四位下行信濃守大江姓永井氏尙政已上彫 右

從此至本殿一町許。左右に石瑞籬あり。内に石燈臺數本立。

○元三大師堂 在鳥居内東向。大師影坐像二尺 作卿君。君則

大師弟子。師七十二歳相也。元安叡山。就兵亂所預移

當山云。

○塔多寶共坐像 在大師堂北瑞籬外。左方東面。本尊二尊。北大日

南多寶二尺餘 作不考。又安二沙門像。不詳。一說北行教

和尚坐像合掌二尺 南安主和尚同北 記曰。白河院御願。天永三年

二月十七日供養云。

○辨天社 在塔北東向。

○阿彌陀堂 形八角。在同所東向。本尊阿彌陀佛坐像七尺 傳

云八幡御作。記曰。順德院御願建保年中御建立。

○經藏 在塔東瑞籬外西向。

○一門南面 在左右石瑞籬。門内右有石彫手水鉢。有傍井。

○二門南面 在前段階。門唐破風。有左右回廊。神殿巡。東

西北回廊。外縁而有欄干。廊中有東西口唐戸二枚 從此

至本殿左右。回廊下石垣。自縁至地上八尺許。

○拜殿 在二門中央。

○神殿南面 在回廊内中央。神殿四方木玉垣あり。垣腰よ

り上。組格子。彫物花鳥。回廊。神殿。玉垣。皆朱を以彩る。

回廊透格子。立算三角。縁青を以て彩る。屋簷檜皮葺。瓦

金薄を押す。垂木金物減金。長押上皆以五色具畫。回廊の

外築垣。東西北に有門唐戸 二枚。

○柑子樹 在神殿前回廊内左傍。此樹載大鏡 曰。衣

樹宰相は五十までさせる事なく。程々おほやけにすてら

れたるやうにて。いますかりけるが。八幡山にまいらせ

給ひたるに。雨いみじう降て。石清水の坂。のほりわづら

ひつ。參給へるに。御前の橘の木。少枯たりけるに立よ

りて。

千早振神のおまへの橘も。もろきもともに老にけ

る哉

と讀たまへば、神き、あはれびさせ給ふて、橘もさかへ、宰相も思ひかけず、頭になりて、宰相までなりたまふとぞ、うけたまはりし。

○神殿 所祭三坐。神殿三間。譽田天皇中間 玉依姫東間 神功皇后西間

○譽田天皇 胎中天皇共。應神天皇共。人皇十五

代仲哀天皇第四子也。母氣長足姫尊神功 天皇以

皇后討新羅年。歲次庚辰冬十二月。生於筑紫之蚊

田。幼而聰達。立監深遠。動容進止。聖表有異焉。皇太

后攝政之三年。立爲皇太子時三 初天皇在孕而天

神地祇授三韓。既產之。完腕上 其形如軀。是肖皇

太后爲雄裝之負。軀故稱其名謂譽田天皇。四歲立

爲太子。七十一即位。立仲姫爲皇后。在位四十一年。

崩時年百一十一歲。日本紀

○神功皇后 雅日本根子彦大日 天皇開化 之曾

孫。氣長宿禰之女也。母曰高額媛。足仲彦天皇二年

立爲皇后。幼而聰明。容貌壯麗。傷天皇不從神

教。而早崩。征新羅。々々王自服。高麗。百濟。知不可勝

永稱西蕃。不絕朝貢。所謂三韓也。皇后從新羅還之

生譽田天皇。於筑紫。立譽田別皇子爲太子。在位六

十九年夏四月崩於若櫻宮時年一百歲冬十月戊午朔壬申葬於狹城厩列陵〔日本紀〕

○玉依姬 海神女豐玉姬之妹神武天皇御母也彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊以其姨玉依姬爲妃生神日本磐吾彥尊〔日本紀〕

○八幡神號 宇佐八幡宮、和氣清麻呂に託し玉ふ。吾は譽田八幡丸と御名乗ある故也〔下部兼邦記〕

○〔宇佐緣起〕曰、筑前宮前有八幡宮、昔白幡四、赤幡四降于此、是故名八幡、植松而爲標、至今猶在、云、〔御緣起〕曰、八幡大菩薩と號し奉るは、箱崎驗松の下に、八流の幡降る。赤幡四流、白幡四流、社壇を造て是を奉崇。それよりして奉號正八幡大菩薩。又曰、筑前國增富七郡が内に、糟屋四郷と云ふ所に、戒定惠の箱を埋て、驗の松を立玉へり。今の箱崎驗松是也。其後豊前國宇佐郡馬城岑にして、石體權現とあらはれ玉ふ。是垂跡の始也。

○當山御鎮坐 和州大安寺沙門行教有神託故也。〔釋書〕曰、清和天皇御宇、有行教者、姓紀氏、武内宿禰之後也、昔武内宿禰爲景行帝之臣、成務帝時爲大臣、而又爲仲哀、神功、應神、仁德之輔佐、是故行教尤崇宇佐神、神憑教欲、倭帝都邊、遂移于山城男山〔神社考〕

○〔御緣起〕曰、貞觀の比、行教和尚と云ふ人、宇佐宮にして二千日參籠して、大般若・法華等の大乘經を讀誦して、眞言の法味を奉捧に、大菩薩、此上人の法味を貴て、託宣して曰、

得道來不動法性
皆得解脱救衆生

示八正道垂權迹
故號八幡大菩薩

和尚此文を得て、深く隨喜し、垂迹の貴ことを念じて、感涙袖をうるほす。大菩薩、上人に箱崎の松の下に、戒定惠の箱を埋玉へる事を示玉ふ。和尚かしこに詣て、彼松の下に瑞籬を巡す。自是して皆人知りけり。清和天皇の御宇貞觀十八年七月十五日の夜半に、ひそかに和尚に示玉ふ、吾汝にともなひて、王城近く遷坐して、國王を可守護とのたまひければ、和尚何處にかましますべきやと申。王城の南男山を指て、可爲御在所と教玉ひ、行教の三衣に、彌陀の三尊にてあらはれ玉ふ。和尚都に上て此由を奏聞しければ、朝家大に悅せをはしまして、彼山に社壇を構て是を奉崇。又行教心中に、此山は廣し。何の處にかましますべきと、爲疑處に、石清水の邊に、三本の榊生出たり。和尚此所を以て御影向の砌と定む。已下略右所引御緣起は、勝定院義持公自筆平假名。奥書云、爲寶三所之威光、尋弘兩卷之緣起、則致新圖奉納尊前、

早鑿敬祖之志、於垂感應之瞻矣

永享五年孟夏廿一日、征夷大將軍左大臣右近衛大將源朝臣判

○上高良 在神殿西傍。社南面所祭武内臣。按〔日本紀〕

孝元天皇妃伊香我色謎命生彦太忍信命是武内宿禰之祖父也、景行天皇三年屋主忍武雄心命、詔紀伊國、居阿備栢原、娶紀直遠祖菟道彦之女影媛、生武内宿禰、由是見之、孝元子彦太忍信、其子武内臣也、景行、成務、仲哀、神功、應神事、六君壽三百十餘歲、〔日本紀〕

○八劍殿 在本殿東傍東向。

○八子殿 在同西傍西向。又號八光。

○神庫 在本殿東回廊内西向。納神寶。

○若宮 在本殿子丑方南面。所祭仁德天皇。記

○若宮殿 在若宮東南面。所祭宇禮姬、姊吳禮姬、妹〔廿二社註式〕

○水若宮 在若宮殿東南面。所祭宇治皇子、記仁德帝御弟。

○住吉宮 在本殿申酉方南面。所祭同攝州住吉。此神勸請は、皇后、三韓退治於出御路、神老翁に化して供奉し玉へり。召磯良、干滿二種の珠を得玉ふも、皆此神の計略也。

〔後拾遺集〕

石清水に參て侍ける女の、杉の木の本に、住吉の社をいはひて侍ければ、社の柱に書付侍ける、

さもこそはやとはかはらめ住吉の、松さへ杉に成にける哉 讀人不知

○寶藏 在往吉宮西〔以三角未制作〕白河院御建立。記。

○狩尾社 在本殿西去五町許。鳥居〔木柱南向〕所祭大國玉命。一書云所祭三坐、國常立尊・大己貴命・天津兒屋根命。記曰、伴神石清水地主神、本殿御遷坐已前所勸請也。

○例祭 臨時祭三月中の午日。天慶五年四月二十七日始む。

○放生會 八月十五日・六日。記曰、〔扶桑記〕云、養老四年九月在征夷事、大隅・日向兩國亂逆、公家祈請於宇佐宮、其禰宜辛島勝婆豆米相率神軍征彼國、討其敵、太神託曰、合戰間多致殺生、宜修放生會者、諸國放生會始此時矣。〔舊書〕圓融院大延二年八月十五日、放生會、仰雅樂、准諸節會矣。後三條院延久二年八月十五日、從今年、上卿以六府馬寮准行幸、扈從御輿〔已上〕

○放生河 在男山東面。八月十六日、放生會の式あつて放生魚。

○安居橋 云同河南橋。

○高橋 云同北反橋。

○御蔭地藏堂 在河長畔、全昌寺境地南向。地藏菩薩立像二尺餘作小野篁。諺曰、此像沙門に化して、水魚に餌を與玉ふと。

○足立寺 其地在、本殿申西間、去八町許山上。近年造小堂安彌勒。元本尊彌勒佛也。御縁起曰、昔は六年に一度、勅使を宇佐宮に立て、國政を定玉ふべき由を被申けるに、

御殿より御聲を出して、御返事ありけりとなん。然るに稱徳天皇、弓削道鏡禪師に踐祚あるべき旨、和氣清丸を勅使として、宇佐八幡宮に申させ玉ければ、大菩薩是を許玉はず。吾三所の神體を顯して、百王鎮護の誓をなす。然れども、かゝる非例を聞こと更に吾非本意。出詞故にこそ、かゝる非道の事をも聞、自今後勅定なればとて、

返事すること不可有とのたまひければ、清丸歸て此由を奏聞するに、御門、神慮の許玉はざることを憚思召て、踐祚の義はなかりけれども、清丸悪く申たればこそ、御許なけんとして、二の足をきりて、坑舟ウツボネに乗て流さる。此舟宇佐の濱によるに、猪來て清丸を乗て、宇佐宮の南樓に至りしかば、是偏に大菩薩の御惠なりと思ひて、御殿近く參て、涙をながしければ、御殿の中より止事なき御聲にて「ありきつ、來つみれどもいさぎよき、人の心を吾忘めや」清丸是を聞て、彌信敬をいたす處に、寶殿より

五色の小蛇はい出て、清丸が脛をねぶるに、如元二の足生出けり。清丸一の伽藍を立て奉備法味といふ願を興す處に、御託宣に、汝男山に可建立と告玉しかば、八幡山の奥に伽藍を立て、彌勒菩薩を奉安置、足立寺と號く云。

已上八幡山名所畢

△車塚 在神殿南三町許山下。由縁不考。

志水地名 在男山南十町許。初清水に作る。

○德迎山正法寺 在同所。宗旨淨土屬知恩寺。境地東面西に山あり。門東向。唐門東向。額 德迎山額 後奈良院宸筆。堂南向。額 正法寺額 御筆同上。本尊 阿彌陀佛坐像三尺許 作惠心。脇士 觀音勢至一尺五寸許 同作。

○祖師堂 在堂東東向。願阿圓誓上人坐像三尺許 中興淨土開祖 聖譽上人。當寺始天台。開基圓誓上人なり。誓

姓は清水氏。其祖より此地に住す。其曾祖右大將賴朝公に仕たり。公、八幡宮崇敬の故、以清水氏爲幣使玉へり。後

亂宗久といふ者、改清水爲志水と云。

○女郎花塚或女塚 在志水南五町許。此塚小野賴風妻塚也。

○男塚 賴風塚也。

△坊主塚 已上塚在同所雙東西也。

右塚の事載諸書。平城天皇の御時、小野賴風といふ者あ

(像の人以上畫圖)

り。此里に別業を構て、時々來り栖。妻は京に在るに、此里にして又異妻をかたらひて住ぬ。京なる妻、是を恨て、

此所に来るに、賴風出逢す。然れば妻恨て、放生河の末に身を投て死す。賴風此心を耻あはれみて、兎角して其骸を求出て、塚をつきぬ。又の年の秋、塚より一本の草を生

じて、花咲たり。やさしき花也。世人是を名づけて女郎花と云ふ。賴風床しくして、彼花のもとによりてみれば、花

恨たる風情ありしと也。賴風あはれみて、遂に河に飛入て死す。世人是をあはれみて同所に塚をつきし也。【古今集】序に、男山の昔を思ひて、女郎花の一時をくねるとい

へるは、彼恨たる花の風情を云ふと也。【古今和歌集】抄意

○坊主塚とは、諺云其時一僧あり。二人の入水を憐て、共に入水して死す。其骸を葬る塚也と。

○涙河 在右同所。件因縁也。

○美濃山 在志水東。男山。傳曰、後鳥羽院愛女、美濃局住此所。當所善法寺光清女。此人達和歌。又待宵小侍従は此人の妹也。

○御幸谷 在志水南二十町許。傳曰、古一代の主上有遊獵所也。

○洞峠 在志水午未間十町許。自是至河内。

○伏拜地名 在同所。八幡宮遙拜處、是故號之。

○如法塚 在男山西尾。由來一説曰、桓武天皇、平安城爲鎮守、九重の四方に收妙典、造塚名石藏。其南方の石藏

此所也と云。此塚出【太平記】細川陸奥守、同相模守は、眞木・葛葉を打廻て、八幡の尾崎如法經の塚の上に陣を取て、敵と堀一重を隔てぞ攻たりける。卷三十一。

川口村名 在男山東八九町。

○天神宮 在民居東。一鳥居西向拜殿南向二鳥居南向宮南向所祭、天滿天神。此所勸請の由縁、一條院御宇、宇治里有官家失名、或夜出て四方を見るに、男山の邊より光氣發

て、宇治山の頂を照す。次夜又同し。翌日從者を遣、其所の陰陽師に命じて令窺に、果して出所を得たり。一箇の池水より出て、光中に天滿神の形を現す。傳聽輩、其池水

に詣する事如市也。遂天聽に達して、造宮殿所祭也。現日長徳元年乙未五月四日。又後花園院の後宇、築紫安樂寺僧聖通來棲。天神自畫影像を持來て安す。今尚有り。土

人爲産沙神。例祭九月九日。

○御池 在宮巽三町許。每歲五月四日、出現の祭義をなす。

○王塚 在男山卯辰方二十町許。上古作有知。

塚高四間半、巡八十間。傳云、繼體天皇陵。不審哉【延喜式】曰、繼體天皇陵、在攝津國嶋上郡、云云。

(里知有) 内里村名 在男山卯辰方二十町許。上古作有知。

山州名跡志卷之十三 綾喜郡 涙河 美濃山 御幸谷 洞峠 伏拜 如法塚 川口 天神宮 御池 内里 王塚 三二二

岩田 村名 在內里寅卯二十餘町。

○御靈社 在同所民居北林內 鳥居南向額御靈大明神 醫額拜殿 南向 所祭 載【神祇拾遺】綴喜御靈是歟 然ば文大夫の靈神也。號文屋 宮田丸御靈八所其一也。土人爲産沙神。例祭九月九日。

橋本 所名 在八幡山西南。在人家東西、中有大路。河内及大坂街道也。人家地町數十一町あり。此所を號橋本往昔山崎より所渡橋あつて、此所渡口なるを以て也。今號中町所、其橋東爪也。橋載前卷。

○金河 在右同所宿南端。下流出東溪西南入淀川末。名義不詳。
○金橋 在同所。自午未間、渡子丑間。此橋山城、河内堺也。

山州名跡志卷之十四

瑜伽林隱士 如是相白慧撰

宇治郡

○日岡峠 在粟田口東。有民家、名村。此所を號日岡は、地勢南・北・西皆山にして、東面晴たり。是故に、日先照すを以て號之也。一書作日向。

●日向社 今亡。其地在村北。爲田。有淺井。水無増減清潔。是即所在社地。件社或説曰、所祭瓊々杵尊云。案ずるに、此尊を葬薩摩國日向可愛山陵。然るに、此地號日向説有故。又所祭有謂歟。

○山科郷山階 在日岡東。如今、郷内有多村。所謂日岡。陵四宮・安祥寺・竹鼻・音羽・小山・大宅・野村・花山・西山等なり。

○御廟野 在日岡東。號有天智天皇陵故也。凡號山科、此所より東は、逢坂山を限り、南は限大宅村也。是則今の定め也。蓋所載舊記は、木幡及笠取等も、

山州名跡志卷之十三 終

尚山科郷也。則詠古歌。載次下。

○天智天皇陵 在同所東北平林中。鳥居南向額 天智天皇醫額筆者不考。小社南向在隔鳥居二町許。○御查石 在陵南面。傳云、天皇御查在此石上。其形自然、平直如工作、東面七尺許、南北三尺許、厚或八寸或七寸、或五寸許。○天智天皇諱天命開別又名葛城皇子舒明帝太子也。治天下十年、天智十年冬十二月三日、崩于近江宮葬山代山日本紀取要。

○延喜式 曰、近江大津宮御宇、天智天皇陵、在山城國宇治郡、兆域東西十四町、南北十四町、陵戸六烟卷二十一出 四十二丁。

○一説 此帝は、登天し玉ふと云。

○水鏡 云、山科陵は、天智天皇、御查をとどめ給ひし所なり云。或書云【萬葉】第二、青ばたのこはたのうへを通ふとは、めにはみれどもたゞにあはぬかも。右は【萬葉】第二云、近江天皇聖體不豫、御病急なる時、太后奉獻御歌也云。然共此御門は、御病によりては失給はず。大津宮に世をしろしめす事、十年の十二月に、山城國山科に御幸ましめて御馬にめしなから、天に上りて失させ給ひしかば、御查のおちとまれる所に、陵をつかうまつれり。御墓をば、鏡山と名付たり。よつて後の御歌に、木幡

のうへに通ふとは、めにはみれども、たゞにあはぬかもと、讀せ給ふ。心は、天皇いきながら、山科の木幡の山をさして、天にのほらせ給へば、猶此世の空にかよひ給ふとは見れど、たゞにあひみる事なしと、よませ給ふよし也。【日本紀】には、大津宮にして、崩御のよししたれども、是は史記の意なれば、あやしき事をはかりて、さは記せるなり。【日本靈異記】といふ書に、登仙の御事は載たり。さて太后の御歌に、其ころはみえたる也。唐土には、黃帝の、龍にのりて天にのほらせ給ふと、我國に、この御門の、御馬にめしなから、天にのほらせ給ふと、同じ例には申なり云。

○鏡山 陵の別名

【萬葉集】第二、從山科御陵退散之時、額田王作歌一首、八隅知之、和期大王之恐也、御陵奉仕流山科乃鏡山爾、下略或曰、此陵東村、雖號陵村、有陵邊、號御廟野。凡當國中、不號陵、而號御廟、此所耳而、餘皆云陵。可有義也。予答曰、僕就考名跡、好士族、無僧俗相逢あり。然れども於此無奇意。子是有感情哉爲に可語。此陵には古上有八角堂。安宸影。故有此號也。應仁の兵亂は、近隣岩倉山兵士の屯なるゆへに、罹兵火滅す。其柱礎八角の相今猶在り。子歡悦す。翌日行向て拜覽すと云ふ。

(石香脚)

(堂奥)

○明王寺 在陵東四町許。號奧堂。謂心は此の所、民居を去て、隱幽なる故なり。○寺 東向 本尊十一面觀音 立像四尺 作慈覺開基不詳。又安闍浮檀金觀世音 立像一尺八分 此像智證大師自唐土所將來云云。
敷下 地名 在鏡山東。此所の者、多くは刻^{タカ}責^コ若^{ワカ}爲^サ業^ノ。故に于^レ世^ニ敷^テ下^リ刻^ス。

○阿彌陀堂 在同所北方南向。本尊 阿彌陀佛 坐像 八尺 作行基開基 同僧。斯所北二町餘に、葬所三昧あり。是即行基の所開。此堂葬所の本師堂也。

○安祥寺 在阿彌陀堂東一町許而、入北五六町山上。境地 南面。宗旨 眞言 堂 南向 本尊 十一面觀音 立像 二尺 作不詳。土人傳説曰、當寺中古就兵亂斷絶す。然後再建す。今地是也。根本地は、從此南方、勸修寺東八町許、今勸修寺所領云云。予未見其地也。後人可有考。

○地藏堂 在佛殿東南面。本尊 延命地藏 坐像 六尺 作不詳。右此尊は、惠運僧都、唐土より將來の像なり。靈驗、古今にあり。

○開山堂 在地藏堂南東西面。安^ニ兩^ニ像^ニ。北惠運僧都 南宗意僧正 共當山爲中興、有勳功。傳載【眞言血脉】。

(來如智五)

(谷所御) (谷體)

○鎮守社 在佛殿西。鳥居 南向 社 南向 所祭 青龍權現 傳 下 戰次
當寺初の地は、從此北の山上十餘町にあり。衰微に及んで、今の地に移す。舊地を呼て云、檀谷。又其傍に云、御所谷あり。右到舊地順路は、今の毘沙門堂の路にて、其堂の坂口より、當北至西谷是也。又安祥寺易地三度。第二度は、今の所より三町許南西の方なり。

○【三代實錄】曰、貞觀七年七月十九日戊戌、緣太皇太后御願、於安祥寺、永代相承、持念尊勝眞言、轉讀孔雀王經、及諸宗經論、其願文曰、深悲遠慮、調御用心、勝利常行、薩埵愍急、爰從去貞觀元年、志建立安祥寺、奉爲田村天皇、每月一七日、令一七口僧持念尊勝眞言、至今七箇年、已及、令彼寺年分、栖山僧等、結番晝夜、無間轉讀諸宗經論、以奉翊聖朝、加護國家、出^下四^上丁。私云、太后、染殿后、明子、田村天皇は文德天皇也。

○又云、元慶三年四月七日丙寅、聖田三町二段五十歩、在山城國葛野郡上林郷、永施入安祥寺、卷三十一 丁六
○【文德實錄】曰、齊衡三年十月己丑、以山城國宇治郡粟田山、施入安祥寺、卷八十四 丁六

○伊勢物語【七十七段、むかし、田村のみかど、申す御門おはしましけり。其時の女御、高子と申すみまそかりけり。それうせ給ひて、安祥寺にてみわざしけり。人々さ、け物奉りけり。奉り集めたる物、ちさ、けばかりあり。そこばくの捧物を、木の枝につけて、堂のまへにたてたれば、山もさらに、堂のまへに、うごき出たるやうになんみえけり。それを、右大將にいまそかりける、藤原のつねゆきと申すいまそかりて、講のおはるほどに、歌よむ人々をめしあつめて、けふのみわざを題にて、春のこゝろばへある歌奉らせ給ふ。右のむまのかみなりける翁、めはたがひながら、讀ける。

山のみなうつりてけふにあふ事は、春の別をとふとなるへし
注曰、定家卿勸物曰、女御從四位下藤多賀幾子、右大臣良相女、嘉祥三年女御、天安二年十一月十四日卒、當寺最初地有在原業平山莊、在同所。今毘沙門堂の坤なり。右古來の傳説なり。

竹鼻 所名 云安祥寺門前、街道南。
○了光山護國寺 在同所大路南。宗旨 法華。屬京師妙傳寺。門 北向 寺 東向 開基 法性院日勇、妙傳寺第十四世也。以當寺爲一宗學室。今尙連續。

山州名跡志卷之十三 宇治郡 在原業平山莊 竹鼻 護國寺 地藏寺 毘沙門堂 諸羽明神社 四宮河原

(壇塔)

○地藏寺 在護國寺南。宗旨 禪門 北向 佛殿 東向 本尊 地藏菩薩 立像 三尺 作弘法大師。同所南脇壇安尊氏公像 坐像 三尺四寸許 衣冠 帶 開基 鍾山曉禪師 當寺如今、播州綱干龍門寺の盤珪和尚の再興なり。其法德以世知之。門弟依上奏、賜佛智曠濟禪師號。元祿年中寂。

○毘沙門堂 在安祥寺東北。境地南面。宗旨天台 寺務御門主。佛殿 南向 本尊 毘沙門天 坐像 作未考。開基 傳教大師。舊地未考。
傳云、此本尊初安南都。中比移平安城今出川上。其所爲應仁兵火回祿。今云塔壇所は、當寺の有塔所と。回祿已後、本尊所々に遷り、叡山慈眼大師相傳せり。近世此所に再興あつて移さる。

(宮の四) (羽兩)

○諸羽明神社 在毘沙門堂東。鳥居 南向 額 諸羽大明神 額 筆者不考。拜殿 南向 在鳥居 社 南向 以 所祭 二坐 天兒屋根命・天太玉命 按、二神以高皇產靈尊詔、而爲天孫左右羽翼之臣也。故名兩羽耳。古作兩羽。今改爲諸羽。神社舊當社を號四宮。謂は、山科郷内に一・二・三・四宮あり。當社其第四なる故に號之云云。土人爲産沙神。例祭 九月九日。凡山科の郷内、諸社の例祭同日なり。
○四宮河原 河原今無し。件の社の邊、古は河原なり。其故は、自此所東、今十禪寺の西の河、直に此鳥居の邊に流